

原子力損害賠償紛争解決センター 和解事例の分析

Ver. 2

特集1 財物賠償の現状について

- I 東京電力の財物賠償基準について
- II 東京電力基準による試算例
- III 原子力損害賠償紛争解決センターの利用について

特集2 原子力発電所事故被害者救済支援センター 事案報告会について

特集3 原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会 報告

- (資料1) 原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて
- (資料2) 和解仲介申立書(主に価値減少率を争う場合の一例)

公表和解事例 サマリー & 事例一覧

索引

付録 避難指示等対象区域等 地図

平成25年度 福島県弁護士会
原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会

《 目 次 》

発刊によせて	(会長 小池達哉)	… 1
特集1 財物賠償の現状について		… 3
I 東京電力の財物賠償基準について		
II 東京電力基準による試算例		
III 原子力損害賠償紛争解決センターの利用について	(石川裕介、西ヶ谷尚人)	
特集2 原子力発電所事故被害者救済支援センター 事案報告会について		… 17
	(東城輝夫)	
特集3 原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会 報告		… 20
(資料1) 原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて		
(資料2) 和解仲介申立書(主に価値減少率を争う場合の一例)	(松村知幸)	

	《サマリー》	《事例一覧》
第1 避難指示等対象区域—個人損害	… 40	… 79
1. 避難費用	(吉津健三) … 40	… 79
2. 生活費増加分	(石川裕介) … 40	… 87
3. 生命・身体的損害	(吉津健三) … 43	… 93
4. 就労不能等損害	(森谷吉博) … 43	… 97
5. 精神的損害	(西ヶ谷尚人) … 45	… 101
6. 一時立入費用	(森谷吉博) … 51	… 115
7. 財物損害	(紺野明弘) … 52	
7-1. 財物損害(不動産)		… 119
7-2. 財物損害(自動車)		… 120
7-3. 財物損害(動産その他)		… 120
8-1. 放射線検査(人)費用	(紺野明弘) … 54	… 123
8-2. 放射線検査(物)費用	(紺野明弘) … 54	… 123
9. 除染費用	(紺野明弘) … 55	… 125
10. その他	(紺野明弘) … 56	… 126
11. 弁護士費用	(紺野明弘) … 56	… 129
第2 自主的避難等対象区域、その他—個人損害	… 57	… 130
<自主的避難等対象区域に関する賠償基準について>	(東城輝夫) … 57	
1. 精神的損害	(東城輝夫) … 61	… 130
2. 避難費用及び帰宅費用	(東城輝夫) … 63	… 140
3. 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用	(東城輝夫) … 63	… 148
4. 生活費増加分	(東城輝夫) … 64	… 150
5. 就労不能等に伴う損害	(澤井功) … 64	… 158
6. 財物損害	(渡辺慎太郎) … 65	… 162
7. 除染費用	(渡辺慎太郎) … 65	… 163
8. その他の損害	(渡辺慎太郎) … 66	… 166
9. 弁護士費用		… 167
第3 避難指示等対象区域—営業損害	… 67	… 168
1. 逸失利益	(一ノ瀬美枝) … 67	… 168
2. 追加的費用	(一ノ瀬美枝) … 68	… 172
3. その他の損害	(一ノ瀬美枝) … 69	… 174
4. 弁護士費用	(一ノ瀬美枝) … 70	… 175
第4 自主的避難等対象区域、その他—営業損害	… 71	… 176
<総論—中間指針、中間指針第三次追補及び総括基準での取り扱いについて>	(永山健太郎) … 71	
<和解事例の検討>	(永山健太郎) … 75	
1. 逸失利益		… 176
2. 追加的費用		… 189
3. その他の損害		… 193
4. 弁護士費用		… 194

索引		… 196
----	--	-------

付録 避難指示等対象区域等 地図		
------------------	--	--

全体校正 (渡辺慎太郎、森谷吉博、東城輝夫)
 和解事例一覧、索引の作成 (原子力発電所事故被害者救済支援センター事務局)

－発刊によせて－

「原子力損害賠償紛争解決センター 和解事例の分析」第2版のご案内 ～被害者救済支援にあたっている弁護士の日による分析～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の原発事故により、福島県は甚大な被害を被り、今なお、15万人の方々が避難生活を余儀なくされ、避難していない県民の多くも放射線の影響に対する不安や風評被害などに苦しんでいます。震災から既に2年半が経過しようとしている中、例えば原発再稼働へ向けた動きに見られるように、事故の風化が危惧される一方、被害者も過去にとらわれず、前に進んでいかなければなりません。

原発事故は被害者の生き甲斐であった田畑等「若草色」の土地を含め、その生活を根こそぎ奪った最大の人権侵害といっても過言ではなく、被害者が前に進むためには、侵害された人権を回復し、生活を再建するのに十分かつ迅速な賠償が不可欠です。しかるに、訴訟手続によった場合、多大な労力、費用、そして時間を必要とします。

原子力損害賠償紛争解決センターは、この様な被害者について、訴訟によらず、円滑、迅速に救済するため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとにもうけられ、平成23年9月から本格的に業務を開始しています。平成25年8月9日現在の申立件数は7374件、既済件数は4795件（解決センターHP）であり、既に多くの和解事例が公表されています。

この様な和解事例は、被害者が和解仲介を申し立てるか否かの有力な判断材料になるほか、東京電力株式会社との交渉においても有益な資料になるはずです。

そこで、福島県弁護士会では、原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会が中心となり、これら和解事例を、現に被害者救済にあたっている弁護士の日から分析し、平成25年3月8日、「和解事例の分析 Ver.1」を発刊致しました。

その後も救済支援センター運営委員会が精力的に改訂作業を進め、今般、いわゆる財物賠償関係、原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会の内容を追加し、第1版発刊後の和解事例に基づく改訂等を反映させた第2版の発刊に至りました。

膨大な作業に労を厭わず従事された救済支援センター運営委員会の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今もなお、全都道府県に避難している被害者の救済のため、交通事故賠償における「赤い本」「青本」の如く、原発賠償における「若草本」として、本書が有効活用されることを祈念し、発刊によせてのご挨拶といたします。

平成25年8月19日

平成25年度福島県弁護士会会長 小池達哉

《 特集 》

特集1 財物賠償の現状について

- I 東京電力の財物賠償基準について
- II 東京電力基準による試算例
- III 原子力損害賠償紛争解決センターの利用について

特集2 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センターにおける 事案報告会について

特集3 原子力発電所事故被害者救済支援センターとの協議会 報告

- (資料1)原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて
- (資料2)和解仲介申立書(主に価値減少率を争う場合の一例)

財物賠償の現状について

財物賠償に関して、いわゆる東京電力基準は様々な問題点を抱えてはいるが、東京電力基準で計算したとしてもある程度高額な賠償が受けられることや（特に不動産では、実際の購入価格よりも高額なケースもありうる）、和解仲介手続においても東京電力基準と比較しての主張立証が必要となることがあるため、申立代理人として東京電力基準の内容を理解しておくことは必要不可欠である。

そこで、まず東京電力基準の内容及び試算例について解説し、更に原子力損害賠償紛争解決センターを利用する場合の主張立証について述べる。

I 東京電力の財物賠償基準について

第1 東京電力の不動産賠償の流れ

固定資産課税情報を東京電力に対して提供した後、“ご請求書①”の書面が送られてくる。この書面を記載し郵送すると、東京電力が定型評価により算定した賠償金額を記載した“ご請求書②”が送られてくる。その上で、“ご請求書②”では、建物については、定型評価、個別評価、現地評価のいずれかを選択することになる。

その後、計算方法に応じ、合意書が送られ、合意書に署名押印すると、賠償金額が支払われる。

第2 不動産賠償の仕組み

1 総論

現在、東京電力から賠償基準が示されているものは、宅地及び建物についてのみであり、田畑は平成25年8月、山林は平成25年9月から賠償請求を受け付けるとの報道がなされている。

なお、本件事故により東京電力が賠償する不動産の損害は、“市場価格の価値減少分”及び“財物価値減少の原状回復費用”に限られている。

更に、帰還後の修復費用について、不動産賠償の金額を超えた場合、不動産賠償の全損価額を上限として賠償に応じる余地は残しているが、平成25年8月3日現在、案内等はまだなされていない。

2 宅地について

平成22年度の固定資産税評価額×土地係数1.43の計算で賠償される（定型評価）。

（課税地目が宅地でない土地を宅地として利用している場合も一定の条件を満たせば、認定された部分について宅地として評価される（この

場合、現地評価が行われる可能性がある))

3 建物について

定型評価、個別評価、現地評価のいずれかを選択する方法により賠償される。但し、現地評価を選択した場合には、定型評価及び個別評価の価額の方が高額であっても、現地評価基準での賠償しか受けられない。

① 定型評価

固定資産税評価額を算定基準にするものと平均新築単価を算定基準とするものの2つに分かれる(いずれか高い価格が賠償されることになる)。平成24年7月20日の経産省が発表したものでは、市町村による差異はなかったが、平成25年に開始された東京電力の本賠償においては、市町村ごとに係数が異なっており、注意を要する(別紙参照(賠償金ご請求書②解説と記入例90頁以下参照))。

a. 固定資産税評価額による算定方法

建築物：平成22年度の固定資産評価額×建築物係数

構築物・庭木：平成22年度の固定資産評価額×構築物・庭木係数

b. 平均新築単価による算定方法

建築物：固定資産評価上の床面積×平均新築単価を基礎とした建築物単価

構築物・庭木：固定資産評価上の床面積×平均新築単価を基礎とした構築物・庭木単価

② 個別評価

建築物：書類記載の取得額×建築物価調整係数×経年による価値減少

構築物：建築物の時価評価額の10%

庭木：建築物の想定新築価格の5% (経年減価はしない)

③ 現地評価

a. 補償コンサルタントによる現地調査

b. 床面積測量による評価

c. 請求者自身が依頼した不動産鑑定士の評価に基づく算定 (鑑定費用については、請求者の負担)

※ 特に高額な設備の場合は加算要素となる(太陽光発電、浄化槽、井戸など)。

※ 増改築についても、契約書類の提出などにより、増加算されうる。

※ 借地権は、宅地の時価相当額の20%の賠償となる(底地権の時価相当額が80%となる)。ただし、借地権、底地権の各割合に関する当事者間の合意がある場合には、その割合に応じた支払いも可能であるとされている。

※ 上記金額は、帰還困難区域の賠償金額であり、居住制限区域はこの36/72、避難指示解除準備区域は24/72の賠償が当面支払われる(避難指示解除が伸びるごとに、1か月あたり1/72の賠償が支払われること

になると思われる)。

4 賠償金額について

上記不動産の賠償金額は、おおよそ下記の通り算定される。

宅地：賠償金額＝時価相当額×避難指示期間割合

建物：賠償金額＝時価相当額×地震津波被害割合×避難指示期間割合

上記のとおり、避難指示期間により賠償金額が大きく異なる。そのため避難指示が解除されてしまうと、精神的賠償のみならず、不動産賠償においても、その時点で終期を迎えることになる。

5 東京電力基準の問題点

- (1) 宅地の固定資産評価額について低額な地域が多く、固定資産評価額を1.43倍したところで、他の地域で宅地を購入するには不十分。
- (2) 特に建築してから時間が経過した建物については、東京電力基準で賠償を受けても、再建するのに十分な賠償を得ることができない。
- (3) 市町村により係数が異なっていることを含め、元々土地建物の価格が安い地域では更に十分な賠償を受けられない可能性がある。

※ 東京電力基準は、新たな場所に土地・建物を購入するには、十分な賠償とはいえない。

- (4) 避難指示解除準備区域等であっても、雨漏り等の事情により、事実上不動産が全損状態の家屋も存在する。

第3 家財賠償の仕組み

1 総論

(1) 請求権者について

原発事故発生時点において避難指示区域内（旧警戒区域）に居住していた者又は避難指示区域外に居住していたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借していた者（世帯単位で請求することになる。）。

(2) 賠償の対象となる財産

家具、家電・ガス器具類、生活用品、趣味嗜好品、衣類・携行品、その他（ペット、盆栽、観葉植物、仏壇など）とされている。

(3) 損害額について

東京電力による賠償は、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値を喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費が賠償される。

この賠償額の具体的な算定方法に関しては「定型賠償（定額賠償）」及び「個別賠償」が用意されており、「個別賠償」の具体的な請求方法については、平成25年8月3日現在、案内等はなされていない。

2 避難指示区域内に居住していた者に対する定型賠償について

- (1) 定型賠償は、個別の損害を証明することなく、世帯人数及び家族構成に応じて賠償額が決まる。

(2) 一般家財について

(平成 24 年 3 月 29 日付プレスリリースより抜粋)

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)			
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325 万円	40 万円	475 万円	60 万円	40 万円
居住制限区域	245 万円	30 万円	355 万円	45 万円	30 万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

上記表のとおり、帰還困難区域かその他の区域かによって金額が異なってくる。この金額の差異については特に根拠は示されていない。

(3) 高額家財について

1 品あたりの購入金額が 30 万円以上の家財が毀損した場合には、修理・清掃費用相当額として、一般家財の賠償とは別に、1 世帯あたり 20 万円が定額にて支払われる。

3 避難指示区域外に居住していた者に対する定額賠償

修理・清掃費用相当額として、所有者 1 人あたり 定額 10 万円

4 その他の取扱い

(1) 地震・津波による損害のある住宅内に存在する家財の取扱い

- ① 住宅が地震により倒壊または津波により流失した場合
一般家財の賠償金額の 20%
- ② 住宅の地震・津波による損害が全損・半損・一部損であった場合
一般家財の賠償金額の 100%

(2) ペットの取扱い (避難生活を余儀なくされたことにより、ペットと離別あるいは死別した場合)

原則として一般家財の賠償に含めるものの、購入時金額が 30 万円以上の場合、「個別賠償」として購入金額の全額が賠償される。

なお、この取扱いは、原発事故発生時点において旧緊急時避難準備区域等に住宅を所有していた者のペットに関しても同様に取扱われる。

5 東京電力基準の問題点及び注意点

(1) 賠償額の算出根拠についての説明がないため、「定型賠償」によって算出された金額が妥当なのか否かの判断が難しい。他方で、一つ一つの家財道具の時価を個別に立証していくのは不可能に近い。

(2) 避難したことにより自宅に雨漏りが生じて家財が使い物にならない状態になったとしても、居住制限区域及び避難指示解除準備区域であれば、帰還困難区域よりも賠償額が減額されることになる。

- (3) 地震・津波による損害のある住宅内に存在する家財の取扱いは東京電力基準の方が有利になる可能性がある。
- (4) 家財に関して保険金が支払われている場合の取扱い（例：地震によって雨漏りが生じたところ、避難により雨漏りを放置した結果、家財が毀損して保険金が支払われた場合）。
- (5) 世帯に関して、居住空間を別にして生活している場合（台所〔炊事のための設備等〕がそれぞれに独立して設置され、各世帯の区画が壁および扉で分離されている場合）は、各々を一世帯として扱うとされている。

(参考) 償却資産及び棚卸資産の賠償について

- 1 避難指示区域内の個人事業主及び中小法人に関しては、持ち出していない償却資産及び棚卸資産について、原発事故による避難等に伴う経年または管理不能による価値減少額が賠償される。
- 2 不動産・家財の賠償と同様に時価相当額の賠償を基本とし、償却資産に関しては避難指示期間に応じて賠償額が決定され、棚卸資産に関しては時価相当額又は売却価格との差額等が賠償される。
- 3 不動産や家財と同様、時価相当額の算出根拠が不明であり（特に償却資産）、東京電力による賠償金のみでは避難先等において新しく事業を再開することが事実上不可能になる、という問題点が存在する。

II 東京電力基準による試算例

以下の事例をもとに、東京電力基準により、想定される所在市町村別の財物賠償額を試算すると、以下のとおりである。

【事例】

Aは、妻と2人の子どもとともに、福島県〇〇町〇〇字〇〇に下記の宅地と建物を所有し、生活していた。

【宅地】

所在 福島県〇〇町〇〇字〇〇
地番 〇〇
地積 300 m²
地目 宅地
固定資産税評価額 300 万円

【建物】（平成2年築：建築金額2700万円）

所在 福島県〇〇町〇〇字〇〇
家屋番号 〇〇
種類 居宅
構造 木造瓦葺き2階建
床面積 1階：90 m²
2階：90 m²
固定資産税評価額 350 万円

第1 宅地の賠償について

宅地については、東京電力は、「固定資産税評価額×1.43×n/72」を賠償基準としている。そのため、区域により賠償額は下記の通りになる。

帰還困難区域	: 300 万円×1.43×72/72=429 万円
居住制限区域	: 300 万円×1.43×36/72=214 万 5000 円
避難指示解除準備区域	: 300 万円×1.43×24/72=143 万円

もともと、避難指示解除準備区域においては、未だ解除された場所はなく、賠償額は増加すると考えられる。

しかし、いずれにしても、総額は、固定資産税評価額×1.43×72/72を超えるものではない。

第2 建物の賠償について

1 定型評価について

(1) 建物の賠償につき、定型評価では、固定資産税評価額を基準とする場合と、平均新築単価による算定方法のいずれかとなる。固定資産税を基準と

する場合は、建物係数及び構築物・庭木係数が市町村ごとに異なっている。

南相馬市

【建物】 $350 \text{ 万円} \times 5.06 = 1771 \text{ 万円}$

【庭木・構築物】 $350 \text{ 万円} \times 0.90 = 315 \text{ 万円}$

【合計】 2086 万円

田村市・浪江町・川俣町

【建物】 $350 \text{ 万円} \times 5.66 = 1981 \text{ 万円}$

【庭木・構築物】 $350 \text{ 万円} \times 1.01 = 353 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$

【合計】 2334 万 5000 円

川内村・葛尾村・飯舘村

【建物】 $350 \text{ 万円} \times 5.87 = 2054 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$

【庭木・構築物】 $350 \text{ 万円} \times 1.04 = 364 \text{ 万円}$

【合計】 2418 万 5000 円

その他

【建物】 $350 \text{ 万円} \times 4.81 = 1683 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$

【庭木・構築物】 $350 \text{ 万円} \times 0.85 = 297 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$

【合計】 1981 万円

(2) 次に、平均新築単価による算定方法の場合は、全市町村一律となる。

【建物】 $(90 \text{ m}^2 + 90 \text{ m}^2) \times 10 \text{ 万 } 3200 \text{ 円} = 1857 \text{ 万 } 6000 \text{ 円}$

【庭木・構築物】 $(90 \text{ m}^2 + 90 \text{ m}^2) \times 1 \text{ 万 } 8300 \text{ 円} = 329 \text{ 万 } 4000 \text{ 円}$

【合計】 2187 万円

上記のいずれか高い額が、東京電力からの損害賠償請求の額である。上記の例の場合は、南相馬市とその他の地域では、平均新築単価による算定方法を選んだ方が高額となり、田村市・浪江町・川俣町・川内村・葛尾村・飯舘村では、固定資産税評価額による算定方法を選んだ方が高額となる。

(3) また、定型評価においては、床面積に比較して、良い部材を使っている等建物の価値が高い場合は、固定資産税評価額による算定方法が、そうではない場合については、平均新築単価による算定方法の方が高くなる傾向にある。

2 個別評価について

上記方法とは別に、建築時の請負契約書等が残存している場合には、その計算式を元とした賠償を受けられる。

そこで、上記事例の請負契約が 2700 万円とすると、下記の通りとなる。

【建物】 2700 万円×1.071（物価調整）×65%（経年劣化）=1879 万 6050 円
 【構築物】 1879 万 6050 円×10%=187 万 9605 円
 【庭木】 2700 万円×5%=135 万円
 【合計】 2202 万 5655 円

したがって、本件のようなケースでは、南相馬市やその他の市町村の場合については、定型評価よりも個別評価の方が有利な賠償を受けられる。

3 加算要素

また、上記金額の算定の中で、浄化槽や井戸、太陽光発電システムなど的高額な構造物がある場合については、金額が加算される仕組みとなっている。更に、途中で建物を増築した場合などについても加算要素となる（今回は、計算が複雑となるため、除外した）。

4 区域ごとの賠償について

上記金額は、全損扱いとされる帰還困難区域を基準としたものであるため、居住制限区域及び避難指示解除準備区域では、解除されるまでの時期に制限されることになる。つまり、宅地の賠償と同様、建物の全損金額×n/72の賠償がなされることになる。平成25年8月現在行われている賠償について、最も有利なもので計算すると、下記の通りとなる。

市町村	帰還困難区域 (72 か月分)	居住制限区域 (36 か月分)	避難指示解除準備区域 (24 か月分)
南相馬市・その他	2202 万 5655 円	1101 万 2828 円	734 万 1885 円
田村市・浪江町・川俣町	2334 万 5000 円	1167 万 2500 円	778 万 1667 円
川内村・葛尾村・飯舘村	2418 万 5000 円	1209 万 2500 円	806 万 1667 円

5 津波・地震等で損壊した場合

津波や地震で損壊した場合については、建物の賠償については、上記金額から、倒壊の場合は100%控除、全損の場合は50%控除、半壊の場合は20%控除、一部損の場合は3%が控除される。

6 上記のとおり、建物については、市町村や区域、更には津波や地震等の被害状況によって、大きく金額が変動することになるため、慎重な取り扱いが必要である。

第3 家財賠償について

1 家財賠償は、東京電力基準によれば下記の通りである。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)			
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

(東京電力HPより引用)

本件事例では、大人2名、子ども2名の家族であるから、

帰還困難区域	: 475万円 + 60万円 × 2人 + 40万円 × 2人 = 675万円
居住制限区域	: 355万円 + 45万円 × 2人 + 30万円 × 2人 = 505万円
避難指示解除準備区域	: 505万円 (居住制限区域と同じ)

となる。

2 津波・地震等で損壊した場合

なお、家財賠償については、住宅が地震により倒壊または津波により流出した場合は、一般家財の賠償の20%、それ以外の場合は、100%の賠償が受けられる。

第4 本事例のまとめ

以上の点を踏まえると、本事例の場合、Aに賠償される不動産賠償及び家財賠償は、下記の通りとなる。

市町村	帰還困難区域 (72か月分)	居住制限区域 (36か月分)	避難指示解除準備区域 (24か月分)
南相馬市・その他	3306万5655円	1820万7828円	1382万1885円
田村市・浪江町・川俣町	3438万5000円	1886万7500円	1426万1667円
川内村・葛尾村・飯館村	3522万5000円	1928万7500円	1454万1667円

本件では、比較的建築単価の高い建物を参考としたため、賠償金額が高くなった。しかし、原発事故の被害を受けた地域には、建築年数が経過した家等も多数存在しており、この場合には十分な賠償を受けることができない(後記第5～7参照)。

また、避難指示解除準備区域では、避難指示が解除されるまでの期間内の賠償に限られることから、移転を前提に考えた場合には十分な賠償を受けら

れない状況である。

第5 本事例の応用例1

～建物が昭和50年建築、固定資産税評価額150万円、総床面積180㎡

1 宅地

帰還困難区域：300万円×1.43×72/72=429万円

居住制限区域：300万円×1.43×36/72=214万5000円

避難指示解除準備区域：300万円×1.43×24/72=143万円

2 建物

(1) 固定資産税評価額による賠償

すべての地域同一基準

【建築物】150万円×7.03=1054万5000円

【庭木・構築物】150万円×1.59=238万5000円

【合計】1293万円

(2) 平均新築単価による算定方法

【構築物】180㎡×6万3500円=1143万円

【庭木・構築物】180㎡×1万4300円=257万4000円

【合計】1400万4000円

(3) 区域ごとの賠償金額（平均新築単価による算定方法を採用）

帰還困難区域：1400万4000円×72/72=1400万4000円

居住制限区域：1400万4000円×36/72=700万2000円

避難指示解除準備区域：1400万4000円×24/72=466万8000円

3 家財

帰還困難区域：475万円+60万円×2人+40万円×2人=675万円

居住制限区域：355万円+45万円×2人+30万円×2人=505万円

避難指示解除準備区域：505万円（居住制限区域と同じ）

4 まとめ

市町村	帰還困難区域 (72か月分)	居住制限区域 (36か月分)	避難指示解除準備区域 (24か月分)
すべての地域	2504万4000円	1419万5000円	1114万8000円

第6 本事例の応用例2

～建物が昭和40年建築、固定資産税評価額100万円、総床面積180㎡

1 宅地

帰還困難区域：300万円×1.43×72/72=429万円

居住制限区域：300万円×1.43×36/72=214万5000円

避難指示解除準備区域：300万円×1.43×24/72=143万円

2 建物

(1) 固定資産税評価額による算定方法

すべての地域同一基準

【建築物】100万円×9.58=958万円

【庭木・構築物】100万円×3.01=301万円

【合計】1259万円

(2) 平均新築単価による算定方法

【構築物】180㎡×3万7100円=667万8000円

【庭木・構築物】180㎡×1万1700円=210万6000円

【合計】878万4000円

(3) 区域ごとの賠償金額（固定資産税評価額による算定方法を採用）

帰還困難区域：1259万円×72/72=1259万円

居住制限区域：1259万円×36/72=629万5000円

避難指示解除準備区域：1259万円×24/72=419万6667円

3 家財

帰還困難区域：475万円+60万円×2人+40万円×2人=675万円

居住制限区域：355万円+45万円×2人+30万円×2人=505万円

避難指示解除準備区域：505万円（居住制限区域と同じ）

4 まとめ

市町村	帰還困難区域 (72 か月分)	居住制限区域 (36 か月分)	避難指示解除準備区域 (24 か月分)
すべての地域	2363万円	1349万円	1067万6667円

第7 本事例の応用例3

～建物が平成22年建築、固定資産税評価額1000万円、総床面積200㎡

建築価格3000万円

1 宅地

帰還困難区域：300万円×1.43×72/72=429万円

居住制限区域：300万円×1.43×36/72=214万5000円

避難指示解除準備区域：300万円×1.43×24/72=143万円

2 建物

(1) 固定資産税評価額による賠償

南相馬市

【建築物】1000万円×2.60=2600万円

【庭木・構築物】1000万円×0.40=400万円

【合計】3000万円

田村市・浪江町・川俣町

【建築物】1000万円×2.91=2910万円

【庭木・構築物】1000万円×0.44=440万円

【合計】3350万円

川内村・葛尾村・飯館村

【建築物】 $1000 \text{ 万円} \times 3.00 = 3000 \text{ 万円}$

【庭木・構築物】 $1000 \text{ 万円} \times 0.46 = 460 \text{ 万円}$

【合計】 3460 万円

その他市町村

【建築物】 $1000 \text{ 万円} \times 2.46 = 2460 \text{ 万円}$

【庭木・構築物】 $1000 \text{ 万円} \times 0.38 = 380 \text{ 万円}$

【合計】 2840 万円

(2) 平均新築単価による算定方法

【建築物】 $200 \text{ m}^2 \times 15 \text{ 万 } 8800 \text{ 円} = 3176 \text{ 万円}$

【庭木・構築物】 $200 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 万 } 3900 \text{ 円} = 478 \text{ 万円}$

【合計】 3654 万円

(3) 個別評価

【建築物】 $3000 \text{ 万円} \times 1.000 \times 98.33\% = 2949 \text{ 万 } 9000 \text{ 円}$

【構築物】 $2949 \text{ 万 } 9000 \text{ 円} \times 10\% = 294 \text{ 万 } 9900 \text{ 円}$

【庭木】 $3000 \text{ 万円} \times 5\% = 150 \text{ 万円}$

【合計】 3394 万 8900 円

(4) 区域ごとの賠償金額（平均新築単価による算定方法を採用）

帰還困難区域： $3654 \text{ 万円} \times 72/72 = 3654 \text{ 万円}$

居住制限区域： $3654 \text{ 万円} \times 36/72 = 1827 \text{ 万円}$

避難指示解除準備区域： $3654 \text{ 万円} \times 24/72 = 1218 \text{ 万円}$

3 家財

帰還困難区域： $475 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} + 40 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 675 \text{ 万円}$

居住制限区域： $355 \text{ 万円} + 45 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} + 30 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 505 \text{ 万円}$

避難指示解除準備区域：505 万円（居住制限区域と同じ）

4 まとめ

市町村	帰還困難区域 (72 か月分)	居住制限区域 (36 か月分)	避難指示解除準備区域 (24 か月分)
すべての地域	4758 万円	2546 万 5000 円	1866 万円

Ⅲ 原子力損害賠償紛争解決センターの利用について

いわゆる東京電力基準と比較して、

- ・ 価値減少率を争う（居住制限区域・解除準備区域について全損を主張する場合など）
- ・ 事故時の不動産価格を争う
- ・ 事故時価格を上回る賠償を求める（移住先での再取得価格を主張する場合など）

等の場合、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続を利用することが考えられる。

その場合、原子力損害賠償紛争解決センターの説明によれば、以下のような個別具体的な事実関係の主張、立証が有効であると考えられる。

第1 価値減少率を争う場合（居住制限区域・解除準備区域について全損を主張する場合など）

事故前の当該不動産の利用が原発事故によって阻害され、その阻害が6年間以上継続する事情を主張立証する。具体的には、センターは以下のような主張立証をしていただきたいとしている。

(1) 周辺地域の避難区域再編状況の把握のために、避難区域再編状況が表示された地図の上に、当該不動産の所在場所を、矢印で表示する。同様に、原発事故前に利用していた周辺の施設等（取引先、勤務先、通学先の学校、通院先の病院・介護施設、日常の買物の場所、その他頻りに訪れる場所等）を、避難区域再編状況が表示された地図の上に、矢印で表示する。

(2) 陳述書等により、①原発事故前の当該不動産や周辺施設等の利用の歴史、②原発事故後に当該不動産や周辺施設等の利用が困難となった事情、③原発事故後に事故前の営業、勤務先への就労等の継続が困難になった事情、④その他の帰還した場合の具体的な不都合を説明する。

第2 事故時の不動産価格を争う場合

1 土地について

センターは、近隣の売買事例や公示価格を示す資料、当該土地の取得価格・時期を示す資料等が重要であるとしている。

立証の方法としては、契約書・領収書等が残っていれば有効であるが、残っていない場合には陳述書によることが考えられる。

2 建物について

センターは、新築価格及び新築時期を示す資料、中古建物取得の場合はその取得価格及び取得時期を示す資料が重要であるとしている。

また、建物の修繕や増改築の歴史・修繕や増改築の具体的内容等を示す資

料、建物の材質、歴史的・文化的価値、東電方式では評価されにくい建物の特殊性その他建物の評価や経年減価について特別な配慮をすべき事情を提出してもらいたいとしている。

以上の立証についても、契約書・領収書等が残っていれば有効であるが、残っていない場合には陳述書によることが考えられる。

第3 事故時価格を上回る賠償を求める場合

センターは、移住の決断も一つの選択肢としてやむを得ないと判断される場合において、事故時価格の金銭賠償額では移住先に相応の不動産を取得するのに足りないときは、相応の額を加算した額を賠償提案することを検討するとしている。

この場合、移住の決断及び移住先の選定に一応の合理性があることの主張立証として、①移住を選択する理由、移住先での職業活動等の生活の予定、②移住先候補地及びその候補地を選択する理由、③移住先の不動産価格水準に関する資料（既に購入した不動産がある場合にはその所在地・面積・価格資料等）などを主張立証していただきたいとしている。

（石川裕介、西ヶ谷尚人）

特集 2

原子力発電所事故被害者救済支援センター

事案報告会について

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター（以下「原子力発電所事故被害者救済支援センター」という。）は、その設置に係る規則において、事業目的の一つとして、会員に対する情報提供、活動支援を掲げている。

これに従い、原子力発電所事故被害者救済支援センターでは、平成24年5月18日に原子力損害賠償紛争解決センター利用に関する研修・協議会を実施するなど、会員に対する情報提供、活動支援を行っている。

福島県弁護士会では、いわゆる双葉町全国弁護団が扱う案件（以下「双葉町弁護団案件」という。）について、原子力発電所事故被害者救済支援センターに登録した会員が受け皿として対応することとなった。

そこで、会員に対する情報提供、活動支援の一環として、双葉町弁護団案件の事案報告、意見交換、情報交換を目的として、平成24年5月1日から概ね月1回の頻度で、事案報告会を開催している。

事案報告会は、当初は双葉町弁護団案件の事案報告を主たる目的としてスタートしたが、双葉町弁護団案件に関わらない事案の報告、意見交換、情報交換についても否定されるものではなく、当会会員が扱っている様々な事案の報告がなされ、また、事案を処理する中で抱える様々な疑問点について率直に意見交換、情報交換をしている。

参加者は、原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員、双葉町弁護団案件を扱っている当会会員のみならず、当会の全会員を対象としており、中堅・若手のみならず、ベテランの会員も積極的に参加されており、意見交換の際には多面的な意見が交わされ、貴重な場となっている。

今年度は、さらにその趣旨を進め、広く原発損害賠償の案件の持ち寄りを呼びかけて実施している。

事案報告会の内容面を見ていくと、開催当初の時期は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR」という。）の和解仲介手続における審理の方法、内払い方式の活用、中間試算手続の利用、直接請求前置の対応といった、いわば手続面、外見面の報告、意見交換、情報交換が中心であった。

すなわち、審理の方法についていえば、口頭審理の開催の動向、手続の進捗の状況といったところについて、報告等がなされていた。

また、内払い方式（和解に至る前に、東京電力が自認する金額について先行して賠償する方式）の活用や、中間試算手続（当方で把握するところでは、ADRによる和解仲介手続の中で、ADR側から東京電力に対し、仮に直接請求をした場合に東京電力が自認する賠償内容の試算を求め、その内容を前提にし

て上積み賠償を協議する手続のようである。)の実施といった、ADRによる和解仲介手続がなかなか進行しない状況に対応する方法の報告もなされた。

直接請求前置の対応とは、ADRによる和解仲介手続を最初から利用した場合、直接請求で認められるはずの損害項目すら争われる旨の情報が寄せられ、まず直接請求をして東京電力の回答を得て、ここまでは獲得できるという内容を確認してから和解仲介を申し立てる方法が良いのではないかという意見交換内容であり、これもADRによる和解仲介手続がなかなか進行しない状況に対応する方法として、協議されたものである。

時間が経過するにつれて、当会会員が扱う事案で、和解案が提示された事案、和解が成立した事案が増えてきたことから、近時は、和解案又は和解書の内容、その和解案を得るに至った経緯等の報告、意見交換、情報交換が充実してきた。

これまでに事案報告会で報告された、和解案提示済み又は和解済みの事案について、いくつか特筆すべき事案をここに掲げたい。

なお、以下に掲げる事案は双葉町弁護団案件に限らない。

- 避難に伴う精神的損害について、高齢（80歳と87歳）の持病を抱える両親がいる中での避難ということ強く主張したところ、仲介委員からも強い関心が示されて相当高額にするべきという心証開示があった結果、平成23年3月分は1人月額240,000円、4月以降平成24年2月までは1人月額135,000円が認められたという事案
- 電動自転車購入費用について、東京電力が強く抵抗したものの、避難前から有していた事情を主張立証し、認められた事案
- 小高区の祖父母、両親、子ども2人（下の子が1級の障害あり）の6人世帯で、避難に伴い、祖父母は福島市、残り4人は会津美里町に避難した事案において、避難に困難があり、避難先の学校及び居宅でもバリアフリーが無い等で避難前に比較して過酷な状況におかれたことから、下の子について慰謝料月額200,000円×16ヶ月、学校において専門のヘルパーがついた月の一年後からは月額180,000円×6ヶ月、母の付添看護費用1日あたり6,500円×50ヶ月、母の慰謝料について、ヘルパーがつくまで月額180,000円×4ヶ月、ヘルパーがついた後は月額160,000円×18ヶ月、その他の家族について祖父母との別離を理由に慰謝料月額20,000円増が認められた事案

なお、同事案は、口頭審理は開かれず、全部書面でのやりとりであったとのことである。

以上が事案報告会の概況及び同報告会で報告された事案のうち特筆すべき事案であるが、近時、事案報告会において報告された問題点として、和解仲介手続における、世帯の一部による家財の損害賠償請求の問題及び避難後に相続が発生している場合の和解仲介手続における取扱いの問題がある。

一つ目は、和解仲介手続において、世帯の一部が申立人となって、家財の損

害賠償請求を求め、金額としては東京電力の基準を引用してそれを頭数で除して算定したところ、仲介委員から世帯全員による請求でない限り和解案を提示しない旨の取扱いがなされているという報告があり、問題となっている。

二つ目は、避難後に相続が発生している場合、全てを一人に相続させる旨の公正証書遺言があるにもかかわらず、相続人全員が和解仲介手続の申立てをしない限り、和解案を提示しない旨の取扱いがなされているという報告があり、これも問題となっている。

(東城輝夫)

特集3

福島県弁護士会主催

原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会 報告

当会では、以下のとおり、原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会を開催した。

この協議会では、原子力損害賠償紛争解決センターから、同センターにおける標準的な取扱い及び旧警戒区域・旧計画的避難区域の不動産・事業用動産の賠償申立に関するお願い等について説明があり、また、当会側から、相続により不動産の実際の所有者と登記上の所有者が異なる場合の審理手続の進め方の問題等、多数の議題を提起して協議を行った。

この協議会において、原子力損害賠償紛争解決センターから提供された以下の資料を掲載する。

(資料1) 原子力損害賠償紛争解決センターにおける現時点の標準的な取扱いについて

(資料2) 和解仲介申立書（主に価値減少率を争う場合の一例）

<原子力損害賠償紛争解決センターとの協議会>

開催日	平成25年8月3日(土)
開催場所	福島市 杉妻会館
出席者数	紛争解決センター 8名 (野山宏和解仲介室室長, 出井直樹和解仲介室次長, 他6名)
	当会会員 54名
	他会会員 11名
	司法修習生 3名
	計 76名

(松村知幸)

原子力損害賠償紛争解決センター における 現時点の標準的な取扱いについて

目 次

- 第 1 (警戒区域・計画的避難区域) 事業用動産
- 第 2 (警戒区域・計画的避難区域) 不動産
- 第 3 (警戒区域・計画的避難区域) 家 財
- 第 4 (警戒区域・計画的避難区域) 営業損害
- 第 5 旧緊急時避難準備区域
- 第 6 自主的避難実行者
- 第 7 自主的避難区域滞在者

第1 (警戒区域・計画的避難区域) 事業用動産

- 1 旧警戒区域内の事業者は、福島県内の事業者の中では一番大きな被害を受けているのに、ADR申立比率が少ない。事業用動産の賠償・逸失利益の賠償・不動産の賠償などを、積極的に発掘してほしい
- 2 東電による中小零細企業に対する事業用動産賠償の問題点
(当センターは、東電の「税務万能主義」、「帳簿万能主義」は、不採用)
 - 1) 税務万能主義
 - 2) 帳簿万能主義 (書証の要求が過度)
 - 3) 事業用動産全部で一括10万円など、超低額の提案が続出
- 3 主張・立証を求める事項 (立証は、写真・陳述書等でも可)
 - 1) 事業用動産の取得時期、取得価格、実際の使用可能見込年数 (法定耐用年数ではない)
 - 2) 事業用動産の存在 (帳簿に記載がなくても、写真による立証で可)
- 4 中小零細企業用の事業用動産の損害額の標準算定式
 - 1) 「取得価格 × (使用可能見込年数 - 経過使用年数) / 使用可能見込年数」
 - ① 償却資産台帳等への記載の有無にかかわらず、事業用動産の写真等により、原発事故時における事業用動産の存在が確認できれば、賠償の対象とする。(帳簿万能主義の排除)
 - ② 取得価格の立証には、書証は必須としない。申立人の陳述による立証、同種品又は類似品の現時点における再調達価格からの推定も認める。(帳簿万能主義の排除)
 - ③ 取得時期 (経過使用年数) の立証には、書証は必須としない。申立人の陳述による立証も認める。(帳簿万能主義の排除)
 - ④ 実際の使用可能見込年数は、申立人の陳述、申立人の企業規模・メンテナンスの状況、一般の経験則などにより認定する。法定耐用年数とは無関係に認定する。(税務万能主義の排除)
 - ⑤ 経過使用年数が1～2年未満である場合には、メンテナンスの状況なども考慮して、新品価格を賠償することができる。
 - 2) 当該事業用動産について、中古品市場が存在しないか、事業再開に当たり事業用動産一式を中古品で調達することが非現実的である場合には、賠償対象動産の使用価値が高いものとして、賠償額を増額することができる。
- 5 留意点
書証がない場合であっても、取得価格・取得時期等を申立人本人の陳述により認定するという運用をすとしても、自由心証主義は当然の前提であって、本人の陳述を採用しないこともあり得る。
また、書証がない場合であっても、取得価格・取得時期等を申立人本人の陳述により認定するという運用の維持のためには、申立人が不誠実な陳述をしないという実績の積み上げが重要である。不誠実陳述の存在が発覚すると、この運用が維持できなくなるので、虚偽主張、虚偽陳述が生じないように十分に留意してほしい。
- 6 大企業又は資金力のある中企業の取扱い
大会社又は資金力のある中企業については、管理会計や税法の原則に基づき減価修正した価額や資産台帳上の価額をもって事業用動産の時価とすることが不当ではない場合も多いので、3、4の取扱いをしないことがある。

第2（警戒区域・計画的避難区域）不動産

1 主張・立証を求める事項

賠償を求める土地・建物の固定資産税課税標準価格証明書及び登記簿謄本（又は名寄帳）可能であれば、土地建物の所在地・形状を次のとおり表示

①避難区域再編地図の上に不動産の所在場所を点で表示 … 近隣の避難区域再編状況の把握

②住宅地図の上に土地建物の形状をラインマーカー等で図示

東電基準に不満な点があれば、明示する。

賠償希望価格とその根拠（移住先での不動産再取得に必要な額等）があれば、明示する。

2 事故前価格の認定に不満がある場合の主張・立証

1) 土地

取得価格についての資料（契約書・領収書等）がある場合は、当該資料

近隣の公示価格などの指標や売買事例がある場合には、当該指標・売買事例を示す資料

その他、申立人の主張を裏付ける資料（陳述書でも可）

2) 建物

新築時期

新築価格についての資料（契約書・領収書等）がある場合は、当該資料

中古建物を譲り受けた場合は、その時期、譲渡価格を示す資料

建物のメンテナンスの歴史、その他建物の減価について、特別な配慮をすべき事情

建物の増改築の歴史・具体的内容等（工事契約書・図面・領収証等）

建物の材質、歴史的・文化的価値、その他東電方式では評価されにくい建物の特殊性

書証がない場合には、陳述書でも可

3 価値減少率（6分の5、6分の3、6分の2等）に不満な場合の主張・立証

事故前の当該不動産の利用状況は、通常は有効利用の一形態と認定可能であるところ、有効利用が阻害された個別具体的状況をもとに、効用喪失の程度を判断し、価値減少率を算定している。

そこで、原発事故前当該土地建物の効用が阻害された状況を、具体的事実に基づき、説明する。

例えば、①原発事故前の当該土地建物の利用の歴史

②原発事故前に利用していた周辺施設（勤務先・学校・病院等）、得意先等の所在地

③当該土地建物・周辺施設の利用や得意先確保が、事故後に困難化した具体的状況

④その他、帰還した場合の具体的な不都合

4 事故前価格を上回る額の賠償を求める場合の主張・立証

事故前価格の金銭賠償では事故前の不動産の価値の原状回復にならないと判断される場合には、事故前価格に相応の額を加算した額を被害者に生じた差額とみなして賠償提案することがある。標準的な移住先における標準的な不動産価格と、賠償対象となる不動産価格との差額の全部又は一部を加算して賠償提案するような場合である。ただし、県内の高級住宅地や、首都圏など地価水準の非常に高い地域を、加算額算定の前提としての標準的な移住先と扱えるかどうかは、微妙である。

そこで、次の事情を具体的に説明する。

① 移住を選択する理由、移住先での職業活動等の予定

② 移住先候補地及びその候補地を選択する理由

③ 移住先の不動産価格水準に関する資料

5 東電から「建物修繕費用」として支払いを受けた金額は、建物賠償額からは、当然には控除しない。

6 財物賠償と逸失利益賠償の双方を行う場合の二重賠償額の控除問題 … 第4参照

第3（警戒区域・計画的避難区域）家財

1 当センターにおける標準的な審理方法

東電基準に不満を述べない被災者も多い実情にあるため、雑損控除額や損害保険における家財簡易評価額を、賠償の目安額として採用することは困難。

家財以外の損害項目については東電基準に不満を述べつつ訴訟やADR申立を断念して泣き寝入りする被害者が多いが、家財については東電基準に不満を述べずにこれを受け入れる被害者も多い。

1) 審理方法その1

東電基準をベースにして、通常の家よりも家財の額が多くなる事情の主張立証があれば、当該事情に応じて、東電基準から適宜増額していく（1円から積み上げる実額立証不要）

例） 家族に最近変動（別居、死亡その他）があったが、家財は変動前の人数分がある

警戒区域内に別宅・大きな蔵・倉庫等を保有している

家財に通常の家にはないような高価品が含まれる（仏壇・楽器・美術品など。高価品の概算価格の立証も必要）

家財の量が同規模の通常の家よりもはるかに多い（具体的事情の証明必要）

2) 審理方法その2

個別具体的に立証する（1円から積み上げていく実額立証を行う）ことも、認められる。

2 主張・立証を求める事項

1の1)又は2)に記載の事情に係る具体的事実関係

3 居住制限区域及び解除準備区域の者に、帰還困難区域の金額との差に不満がある場合

1) 不動産も賠償する場合には、和解案の不動産賠償額算定過程において採用された価値減少率が、東電基準における帰還困難区域、居住制限区域又は解除準備区域のいずれに近いかを考慮し、居住制限区域及び解除準備区域についての東電基準額よりも増額することができる。

2) 地震や動物侵入等による家屋の損壊等が生じたが、旧警戒区域であるために直ちに家屋の修理を実行できず、風雨にさらされたために家財の保存状態が悪いことが立証された場合には、居住制限区域及び解除準備区域についての東電基準額よりも増額することができる。

3) 動物侵入による家財の汚損・損壊が広範囲にあることが立証された場合には、居住制限区域及び解除準備区域についての東電基準額よりも増額することができる。

4) その他、家財の劣化が通常よりも早く進むような事情があることが立証された場合には、居住制限区域及び解除準備区域についての東電基準額よりも増額することができる。

第4 (警戒区域・計画的避難区域) 営業損害 (逸失利益)

- 1 逸失利益の賠償を請求する場合には、当センターホームページの「法人・個人事業主の方へ (提出資料について)」に記載の決算書・月次資料の提出をお願いする。これらの決算書・月次資料の提出に関しては、本人申立は提出率が高いが、代理人申立は提出率が低い。
事業の一部門だけに損害が生じた場合であっても、提出をお願いしたい。
- 2 逸失利益算定についての中間指針方式と東電方式
 - 1) 中間指針方式
「(原発事故による収入の減少額) - (原発事故による費用の減少額)」
中間指針の表現によれば、
「本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額」
申立ての中には、収入の減少額だけを主張し、費用の減少額が主張されていないもの(又は、費用の減少額の一部しか主張されていないもの)が目立つ。審理の遅延につながるので、費用の減少額についても、最初から十分な主張をお願いしたい。
 - 2) 東電方式
東電に対する直接請求の請求書記載の算定方法(貢献利益率を利用する方法)を利用するもの
費用の固定費又は変動費への分類を適切に行う(費用の項目によっては、一部固定費・一部変動費という運用も行う)こと、基準年度の選択を適切に行う(場合によっては、複数年度の平均又は加重平均を採用することにより、中間指針に沿ったそれなりの適正な逸失利益の額が算出可能である。
1)の中間指針方式によってもうまくいかない場合には、固定費・変動費の分類及び基準年度の選択を適切に行った上で、2)の東電方式を借用する方が無難である。
 - 3) 損害額の算定方法について、独特な方法を主張されると、審理が遅延し、被害者救済が遅れる。
迷った場合は、固定費・変動費の分類を適切に行った上で、2)の東電方式によるのが無難。
独特な算定方法による損害主張は、1)の中間指針方式によっても2)の東電方式によっても適切な損害額が算定できないというような、やむを得ない事情がある場合に限って行ってほしい。
- 3 バリエーション
 - 1) 開業準備中で営業実績がない場合 … 同業者実績、計画値などを参考に控えめに算定
 - 2) 原発事故後の時期に、原発事故前よりも増収増益が見込まれた場合 … 見込の根拠を立証
 - 3) 期間の問題 … 東電の定める請求期間に拘束されない。23年3～4月のみの請求も可能
 - 4) 企業全体の損益の問題 … 原発の影響を受けた地域の事業所だけの損害の請求も可能
- 4 財物賠償と逸失利益賠償の双方を行う場合の二重賠償額の控除問題
 - 1) 東京電力の主張(税法上の減価償却費相当額を財物賠償と逸失利益賠償のいずれかから控除する)は、そのままでは採用しない。
二重賠償が生じている可能性を全否定はしないが、二重賠償額が税法上の減価償却費相当額であると認定するためには、個別の立証が必要。立証責任は東京電力にある。
 - 2) 当センターの標準的な取扱いは、仲介委員が二重賠償額の立証があると判断した場合には当該二重賠償額(税法上の減価償却費相当額と同額とは限らない。)を控除するが、仲介委員が二重賠償額の心証を得られない場合には控除しないというもの。

第5 旧緊急時避難準備区域

1 営業損害・就労不能損害

一律の終期の目安は、中間指針上は、定まっていない。

終期についての東電の独自基準は、当センターを拘束しない。

原発事故に起因する営業損害・就労不能損害の発生・継続の有無を、個別に判定していく。

2 避難費用・避難慰謝料

一律の終期の目安は、中間指針第2次追補により、24年8月とされた。しかしながら、同じ中間指針第2次追補により、避難を継続する特段の事情がある場合は、24年9月以降も賠償を継続するという取扱いも認められている。

避難を継続する特段の事情として考えられるもの

- ・ 医療・介護上の都合（避難先から戻ると必要な医療・介護を安定して受けられない等）
- ・ 就労上の都合（避難先から戻ると、安定した就労先を失う等）
- ・ 通学・通園上の都合（避難先の高校に通学中の高校生、旧緊急時避難準備区域に帰還しても通園する保育園が確保できない家庭など）
- ・ その他、上記の事情に準ずる事情

子どもの低線量被曝に対する不安を理由とする避難継続についての取扱いを検討中

3 不動産賠償

旧警戒区域・旧計画的避難区域の賠償を優先させるため先送り（手続上は打切り）

（自主的避難等対象区域も、同様に先送り）

第6 自主的避難実行者

1 損害の定型化・定額化による本人申立の容易化

本人申立が容易にできるように、損害の定型化・定額化を進めて立証負担を軽減しているため、賠償提案額が比較的少額であることもあり、弁護士・司法書士代理よりも、避難実行者本人による申立てがお勧め。

原発事故時住所・避難実行者の年齢・妊婦の有無（事故時の住民票、母子手帳等）と避難生活継続の事実（週末だけ避難先に滞在するのではなく、避難先での継続的な生活実態を示すもの。避難先の学校等における子どもの通知表・通知簿・通信簿・出席ノートのシール又は通学・通園証明書。避難先の勤務先における親の給与明細・源泉徴収票又は就労証明書。避難先の住宅における電気・水道等の相応の使用量が記載された領収証等）を立証すれば、後記2以下の基準により、相応額の和解提案が可能

2 事故時住所・避難グループの構成員による区分

1) 平成23年に発生した損害

- ① 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にある場合の妊婦子供を含む避難家族・避難グループ
後記3以下の基準により避難費用等を賠償する。
- ② 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にある場合の妊婦子供を含まない避難家族・避難グループ
後記3以下の基準により避難費用等を賠償する。（原則として事故後半年以内に発生したものに限る。）
- ③ 原発事故時住所が自主的避難等対象区域内にない場合
自主的避難の実行がやむを得ない事情（避難開始時点における自宅・近所の放射線量その他の事情により判断する。）の証明があった場合には、①に準じて避難費用等を賠償する。

2) 平成24年、平成25年に発生した損害

- ① 原発事故時住所が県北及び郡山・須賀川にある場合の妊婦子供を含む避難家族・避難グループ
後記3以下の基準により、避難費用等を賠償する。
- ② ①に該当しない場合
自主的避難の実行・継続がやむを得ない事情（避難開始時点及び避難継続中の自宅・近所の放射線量その他の事情により判断する。）の証明があった場合には、①に準じて避難費用等を賠償する。
- ③ ①及び②を通じて、おおむね平成24年夏頃までに避難を開始したものに限り、賠償対象とする。

3 生活費増加分（定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償）

1) 家財道具購入費

- 家族の全員で避難実行 … 定額 15万円
家族の一部で避難実行 … 定額 30万円（避難先が親戚宅等の場合は定額 15万円）

2) 避難継続中の毎月の生活費増加分

- 家族の全員で避難実行 … 定額 0円
家族の一部で避難実行 … 定額として月額3万円（父親一人が福島県内に残るような場合）
なお、家族分離後、少ない人数で生活するグループの人数が2人の場合は定額として月額4万円、3人の場合は定額として月額5万円とする。

- 3) 避難継続中の避難雑費 … 平成24年以降につき、定額として子供・妊婦1人当たり月額2万円（平成23年分は避難雑費の加算をしない。）

4 避難交通費・面会交通費（定額を上回る実額の立証があった場合は、実額を賠償する。ただし、面会交通費を実額で賠償する場合は月2往復分の実額を限度とする。）

- 1) 東京電力への直接請求で避難交通費として認められている金額の8割を基準とする。
- 2) 別離家族の面会交通費は、1)による金額の月2往復分までを賠償の目安とする。

5 宿泊費（原則として、実額立証を求める）

- 1) 借家は、賃料、礼金及び仲介手数料の全額並びに敷金相当額の2割程度を目安とする。敷金相当額を全額賠償する場合もあるが、この場合は、原則として、後の期間の賃料賠償額を1～2割減額する（減額した額が敷金相当額の8割程度に満つるまで減額する。）。
- 2) 旅館等は、平成23年4月末までは実費相当額（上限なし。）、同年5月以降は1人1泊8000円を上限とする。領収証がない場合も、宿泊の事実が認められる場合には、3000円程度を認める

6 就労不能損害（実額立証を求める）

子供・妊婦を含むグループの自主的避難の実行に伴う避難実行者の就労不能損害については、避難実行前の給与の6か月分を上限とする。

7 精神的損害

東電の定額賠償金に含まれる精神的損害の金額に更に上乗せして提案するのは、次の場合に限る。

- ① 23年3月に、総括基準2（精神的損害の増額事由等について）記載の事由があった場合
- ② その他、上乗せをすることもやむを得ない特別の事情がある場合

8 定額賠償金の控除

- 1) 東電から受領した23年分の定額賠償金は、大人一人4万円、子ども一人20万円を慰謝料相当額部分として扱い、慰謝料相当額部分「以外の部分」に相当する金額を、23年分の賠償額から控除する。
- 2) 1)の控除に当たっては、原則として、家族・グループ単位で合算した賠償額から、家族・グループ単位で合算した慰謝料相当額「以外の部分」に相当する金額を、控除する。

第7 自主的避難区域滞在者

1 除染費用

自宅回りの小規模除染を中心に、除染作業実施の有無、作業内容、作業場所、作業前後の線量の比較、当該地域の地方公共団体による除染計画の有無、実施状況など考慮し、証拠に基づいて相当因果関係を判断し、実費相当額のうち、合理的な範囲において、賠償をしている。

申立人本人が除染作業を行い、その労賃を請求している場合、その作業内容が非日常性を有すると認められるときに限り、1時間あたり1000円として、申立人が主張する作業時間の5割を目安に、損害額を認定する。

ガイガーカウンター購入等費用（賃借も含む。）、検査費用については、合理的な範囲において損害として認める。

2 短期避難・週末避難

1) 自主的避難区域滞在者（自主的避難を実行していない者）であって、週末などに一時的に、妊婦・子どもをより放射線量の低い地域に移動させる場合について、その費用の一部につき、原発事故との間に、割合的相当因果関係を認める。

2) 認める金額の限度は、次のとおりとする。

交通費として、1世帯につき、移動距離あたり22円/kmを認める。

宿泊費として、1人1泊1000円を認める。

ただし、1世帯当たり月1回の移動に要した費用を上限とし、かつ、月額2万円を上限とする。

3) 東電から受領した23年分の定額賠償金は、大人一人4万円、子ども一人20万円を慰謝料相当額部分として扱い、慰謝料相当額部分「以外の部分」に相当する金額を、23年分の賠償額から控除する。控除に当たっては、原則として、家族・グループ単位で合算した賠償額から、家族・グループ単位で合算した慰謝料相当額「以外の部分」に相当する金額を、控除する。

実際に短期避難・週末避難の賠償提案が出るのは、24年以降の支出分であることが多い。

和解仲介申立書

(主に価値減少率を争う場合の一例)

平成25年◇月◇◇日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士 甲野太郎

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

被申立人は、精神的損害の増額分として申立人らに対し1人★★★万円、不動産の賠償として申立人A1に対し☆☆☆☆万円を支払うとの和解の仲介を求める。

申立ての原因

第1 総論

本申立ては、福島県南相馬市小高区Dに居住していた申立人らが、旧警戒区域（平成24年4月16日から避難指示解除準備区域）に指定された結果、現在も避難を続けている事案である。

本申立においては、精神的損害及び財物損害に関して、被申立人との間の和解仲介を求める。

第2 当事者

1 申立人A 1（昭和△年△月△日生）及び申立人A 2（昭和□年□月□日生）は夫婦であり、申立人B 1は、申立人A 1及びA 2の子である。

申立人B 1（昭和○年○月○日生）及び申立人B 2（昭和◎年◎月◎日生）は夫婦であり、申立人C 1（平成○年○月○日生）、申立人C 2（平成◎年◎月◎日生）及び申立人C 3（平成●年●月●日生）は、申立人B 1及びB 2の子である。

申立人B 1は南相馬市原町区内のFに勤務し、申立人B 2は南相馬市原町区内のGに勤務している。

2 申立人らは、平成23年3月1日当時、南相馬市小高区内の自宅において同居していた。

3 申立人らは、現在も避難を続けているところ、申立人らの避難の経緯は、別紙「避難の経緯」に記載のとおりである（以下、個々の申立人を表記する際「申立人」との記載は省略する。）。

【別紙（申立人らについて）、別紙（避難の経緯）】

第3 精神的損害の増額事由について

【甲1，甲2（陳述書）】

（略）

第4 財物損害について

1 中間指針上、財物損害については財物が、

- ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、
- ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分（及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用）が賠償すべき損害と認められる。」としている。

そして、申立人らが所有している土地・建物は、別紙「物件目録」に記載のとおりであ

り、いずれも旧警戒区域に属している（以下、「本件不動産」という）。

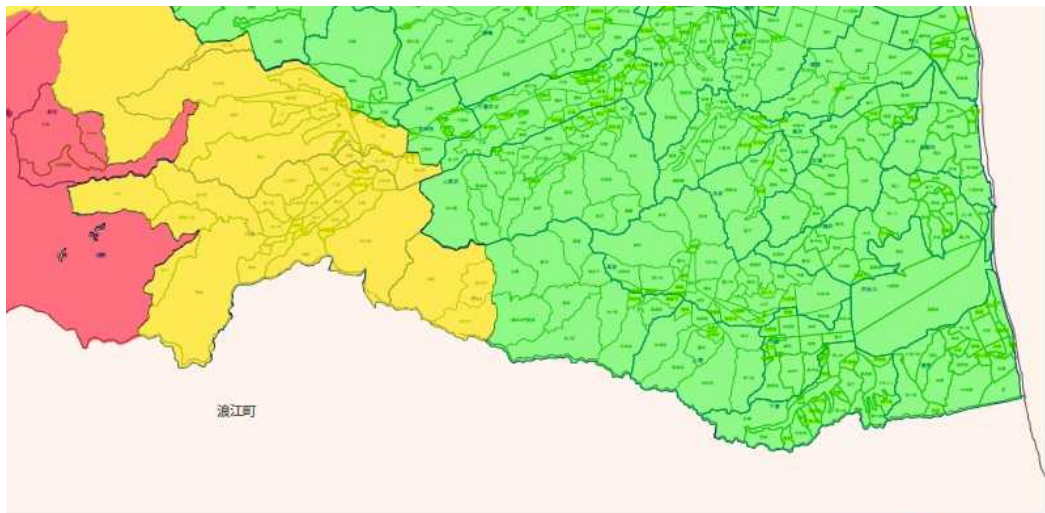
そして、以下に述べるとおり、本件不動産は本件原発事故により全部又はその一部について価値を喪失したというべきである。

【甲7（平成23年度固定資産税課税免除決定通知書）】

2 本件不動産を取り巻く事情について

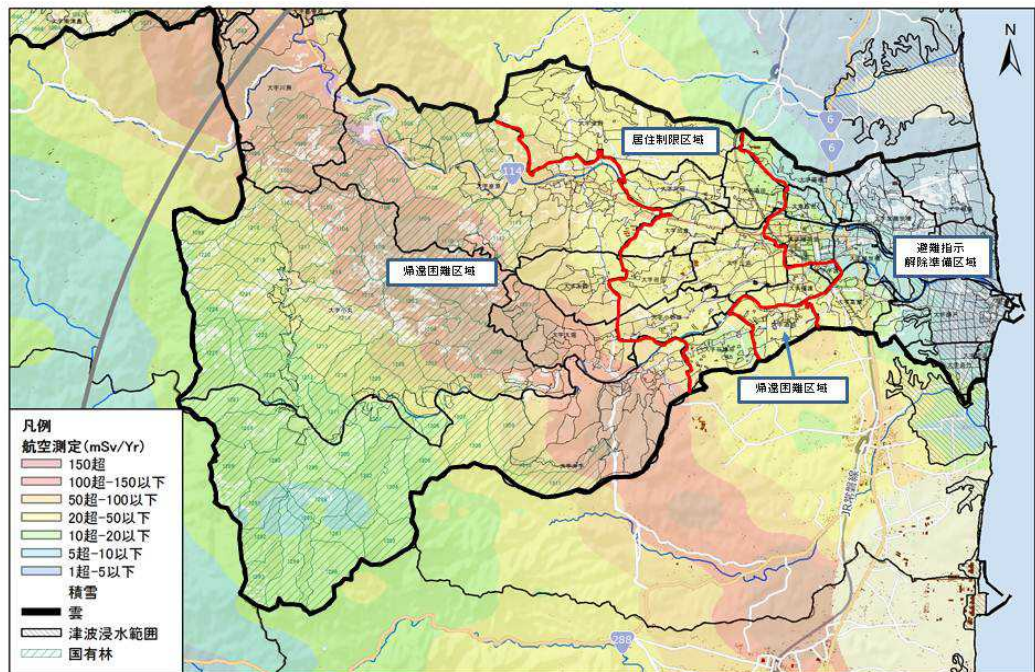
(1) 位置関係及び生活環境

ア 本件不動産と避難指示との位置関係を表記したものは以下の通りである（赤：帰還困難区域，黄：居住制限区域，緑：避難指示解除準備区域，赤矢印：本件不動産の所在地）。（編注：赤矢印は省略）



このように、本件不動産は避難指示解除準備区域に位置するものの、西へ約△km行くと居住制限区域が広がっている。

イ 申立人らの自宅の南に位置する浪江町の区域再編状況は以下の通りである。



copyright(C)2010 ZENRIN CO., LTD (Z12LD第516号)
 ※本図は、国有林を除いた面積比の大半を占める線量に基づき、機械的に区域の境界を示したもの。

このように、申立人らの自宅の約●km南には居住制限区域及び避難指示解除準備区域が広がっている。

そして、浪江町の避難指示解除の見込み時期については、居住制限区域及び避難指示解除準備区域いずれも、原発事故から5年とされている。

さらに、申立人らの自宅の前に流れている農業用水路には、帰還困難区域にある大柿ダムから水が引かれている。

【甲8（浪江町避難指示区域見直し）】

ウ 生活環境

申立人らの自宅は南相馬市小高区の南方、浪江町との町境に位置しており、申立人らの自宅からは、南相馬市の中心地である同市原町区よりも、浪江町の方が近かったことから、申立人らが日常的に通っていた主な商業施設、塾、医療施設は浪江町に存在していた。

具体的には、日常的に買物に行く施設はショッピングプラザP（住所略）であり、

休日に遊びに行く施設（海岸，パークゴルフ，プラネタリウム）も浪江町の海岸沿いに位置していた（マリンパークなみえ）。C 1及びC 2が通っていた塾はショッピングプラザPの目の前にあり，申立人らが通っていた病院もまた浪江町に存在した（A 1及びA 2の通う歯医者：Q歯科医院，C 2及びC 3の通う小児科：R小児科，A 2及びB 1の通う皮膚科：S皮膚科）。

【甲 2（陳述書）の 4 頁「4(3)」】

(2) 放射線量及び放射性物質の状況

確かに，申立人らの自宅付近の放射線量は概ね毎時 $0.5\mu\text{Sv}$ であり，一日中自宅に滞在しても年間積算線量が 20mSv を超える可能性は低い（甲 5 の写真⑱）。

しかし，申立人らの自宅付近の地下水では，平成 25 年 2 月 18 日時点においても，セシウム 134 が 11 ベクレル，セシウム 137 が 22 ベクレル検出されており（甲 9），飲料水に含まれる新基準値（厚生労働省策定）である 10 ベクレルを超える放射性物質が検出されている。

申立人らの自宅では，調理用・飲用の他，洗濯，風呂，トイレなどの日常生活のあらゆる場面において，新鮮な地下水を使用しており，今から 10 年ほど前に開通した市の上水道は全く使用しないため止めていた。

また，子どもらが家族と一緒に遊びに行っていた栗林や，お参りによく行っていた神社（甲 5 の写真⑳）からは，現在でも 1 から $2\mu\text{Sv}$ （毎時）が計測されている。

【甲 9（放射能測定結果報告書）】

(3) 家族構成

申立人らは 7 人家族であり，事故時中学生であった C 1，事故時小学生であった C 2，及び事故時小学校にも入学していなかった C 3 がいる。

現在，C 1 は L 高校に，C 2 は M 中学校（O 中学校内の仮設校舎）に，C 3 は N 小学校（O 小学校内の仮設校舎）に通学している。

【別紙（申立人らについて）】

(4) 本件不動産の居住目的

ア A1・A2夫妻は昭和40年頃に本件土地を購入し、家を建築した。A1・A2夫妻が本件土地を選択したのは、Dの土地が自然環境に恵まれ、山で山菜採り、海や川で魚釣りができ、都会を嫌い自然環境の豊かな地域での生活を切望していた二人の希望に合致する土地であったからである。

この頃の自宅の間取りは、4畳半の台所1つ、6畳の部屋及び8畳の部屋が2つであり、A1・A2夫妻とその子が生活することを念頭に設計されていた。

イ その後、昭和〇年にB1が出生し、B1が成人となったものの、B1が引続き将来の夫と子どもと一緒に本件建物に住み続けることを希望したことから、平成4年、申立人らは2世帯が同居できるように本件建物を改築した。これに要した費用は、▼▼▼▼万円であった。

具体的には、A1・A2夫妻が1階に住み、B1の家族が2階に住めるようにするため、1階に7部屋、2階に4部屋を設け、2階にも台所を設置した。さらに、2世帯に分かれたとしても、共同生活を維持するために、1階の共同空間を広めに設計し、家族と一緒に伸び伸びと生活できる設計にした（甲4、甲5）。

建築資材も独自にけやき、楓、ウツギといった資材を手に入れて用いると共に、健康に気を配って自宅の周囲で野菜や麴を作って、家族が本件建物で末永く健康でいられるよう願って本件建物及び敷地の設計を行った。

ウ 平成▽年になりB1はB2と婚姻したが、B2がB家の長男であったために姓はBにしたものの、B1・B2両名は本件建物で生活した。

エ そして、平成〇年には第1子のC1、平成◎年に第2子のC2、平成●年には第3子のC3が出生し、B1・B2夫妻が共働きで仕事をしていたことから、3名の子供の面倒をA1・A2夫妻が見ることになった。

既に定年退職していたA1・A2夫妻にとって、孫との生活が生きがいとなった。

オ このように、本件建物は、孫らと一緒に生活することを前提に設計された建物であり、A1・A2夫妻のみで生活するには広すぎて不自由な設計となっている。

3 本件不動産の価値が失われたことについて

- (1) 本件不動産の西には居住制限区域（小高区）、南には浪江町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域が広がっており、現時点において避難指示が解除される見込みは立っておらず、少なくとも南に位置する浪江町の避難指示は、事故後5年間は解除されない見込みである。

申立人らは、南相馬市原町区よりも浪江町の方が距離的に近いという位置関係により、浪江町に位置する商業施設、病院及び塾等に通っていたことから、少なくとも事故後5年間、事故以前の生活に戻る見込みはない。

【甲2（陳述書）の「4(3)」, 甲8（浪江町避難指示区域見直し）】

- (2) また、本件不動産において申立人らが使用していた地下水からは現時点においても基準値を超える放射性物質が検出されており、しかもそれが人間の生活の根幹をなす「水」から検出されているという事態は（甲9）、申立人らが本件不動産に安心して住むことが到底不可能であることを意味している。

申立人らの家族構成を見ると、事故時x歳のC1、事故時y歳のC2、事故時z歳のC3がおり、成人に満たない彼らに対して、基準値以上の水が検出される本件不動産に居住させることはあまりにも酷と言うほかない。

教育環境についてみても、18歳未満の子どもの数多くが南相馬市から避難しているのが現実であり、その傾向は年齢が低くなれば低くなるほど大きい¹。それゆえ、学習環境が事故以前の状態に復するのは、避難指示が解除されてからもなお時間を要する。すなわち、形式的に避難指示が解除されたことをもって、子どもらと一緒に居住が可能であると解することは、避難者の置かれた現実から乖離している。

このような状態にあっては、若年の子どもらをかかえるB1・B2夫妻が本件不動産に居住することは事実上不可能である。

【甲10（東日本大震災に係るこどもの避難者数調べ）】

【甲11（平成22、23、24年学校基本調査速報）】

(3) さらに、本件不動産は、前記のとおり、A1・A2夫妻が孫らと一緒に生活することを前提に設計されたものであり、A1・A2夫妻のみで生活することは本来的に予定されていない。

すなわち、老夫婦2人で生活するにはあまりにも空間が広すぎ、不自由な生活をA1・A2夫妻に強いることになる。

しかも、申立人らは、本件不動産において家族が共同して生活し濃密な家族関係を築いてきた。本件事故直後に他県に避難している間に家族が別離する状態に陥り、そのためC1・C2・C3に多くの傷跡を残した反省から、申立人らにとって、家族が別離するという状態は今後避けられなければならない。

すなわち、A1・A2夫妻が本件不動産に、B1・B2夫妻らが別の地に暮らすという事態は、申立人ら家族の一体感を破壊するものでしかない。

(4) 以上のとおり、若年の子どもらをかかえるB1・B2夫妻及びその家族であるA1・A2夫妻が本件不動産において居住することは不可能であるから、本件不動産は、平均的・一般的な人の認識を基準としても、本件事故により価値の全部が失われたというべきである。

4 損害額

損害額は、本件不動産が全損に至ったことを前提に算定されるべきである。

本件土地の固定資産評価額は◇◇◇万◇◇◇◇円、本件建物の固定資産評価額は◆◆◆万◆◆◆◆円である。しかし、これらの金額をもとに東京電力が算定する金額では、申立人らの被害を回復するには不十分である。

申立人らが福島県相馬市Uに新たに土地を購入し、今後建物を建築する予定であることを考慮した金額として、☆☆☆☆万円の賠償を求める。

第5 弁護士費用

総括基準8に従い、弁護士費用の賠償も求める。

第6 関連事実

1 申立人らは、平成25年×月×日に福島県相馬市Uに土地を代金※※※万円で購入し、本件原発事故以前と同様に子どもらと一緒に生活できる建物を、今後建築する予定である。原発事故により生活の本拠を奪われ多くのものを失ってしまった避難者が、新たな地で生活を再建しようとしているのである。

そのためには本件不動産に関する賠償を受け、生活再建への資金を得ることが不可欠である。

しかし、被申立人が公表している基準によれば、本申立て時点において原発事故から2年しか経過しておらず、不動産賠償の金額は時価相当額の3分の1にとどまる見込みである。

この賠償方法によっては、申立人らは十分な生活再建を行うことができない。

【甲12から14（土地売買契約書）】

2 本件原発事故から既に2年経過した。しかし、原発事故避難者の生活は今も事故前の生活にはほど遠い環境にある。

あと数年、申立人らの居住地域における避難指示が解除されるまで、今のまま不安定な避難生活を続けなければならないということは、特に若年の子どもや幼児を抱える申立人らにとってあまりにも酷なことである。

原発事故被災者の被った損害を迅速かつ適切に賠償し、もって被災者に生活再建の道筋を早急に立てさせることが責センター及び被申立人の社会的責務である。

この点を踏まえ、本件不動産の賠償に関する和解案を頂きたい。

《 サマリー 編 》

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会において
原子力損害賠償紛争解決センターにより平成25年6月末までに発表された
公表和解事例1～435を検討したものです。

なお、文部科学省がインターネット上で「原子力損害賠償事例集」を公表していますが、
同「原子力損害賠償事例集」に基づく情報の部分については下線を付しました。

第1 避難指示等対象区域一個人損害

1. 避難費用

避難指示等対象区域の避難費用について、中間指針では、以下のとおりとされている。すなわち、「避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。」とされている。原則は、領収証等により実費を証明した場合にその実費を賠償すべきだが、例外として、領収証等による立証が困難な場合には、平均的費用を推計することで賠償されうるといふ枠組みと理解できる。

そのような視点で各和解事例を検討すると、和解事例 15、47、92、118 等は、賃貸借契約書等の立証資料が存在したものと思われ、それに即応した金額が認められたものと思われる。他方、和解事例 3、11、33、43、64、68、74、113、129、143、159、163、261、329、332 等は、妹宅、知人宅、親族宅（謝礼を含む）、親類宅、親戚宅、親族への謝礼、宿泊先への謝礼等、宿泊謝礼等の言葉使いからして、通常、領収証等の発行を求めないケースと思われるので、例外として、平均的費用を推計する方法によったことが思料される（和解事例 273 も参照）。

なお、各和解事例における金額の多寡については、個別ケースの特殊性によるものとしか言えないが、上記中間指針に従った主張立証に努める他はないものと思われる。なお、和解事例 252 で「東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された各種の費用について、そのほぼ全額の賠償が認められた。」とされている点が注目される。

（吉津健三）

2. 生活費増加分

（1）中間指針について

中間指針では、避難等により増加した食費等の生活費増加費用については、通常の範囲のものは、精神的損害に加算し、加算後の一定額をもって両者の損害額として算定することとされている。

ただし、避難前と比べて通常の範囲を超える特に高額な生活費増加分であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められる。例えば、自家消費用の農作物が生産できない場合や、井戸水が得られない場合、世帯が数か所に分離された場合などでも、避難前と比べて通常の範囲を超える特に高額な生活費増加分であると認められる場合には、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められ得る（中間指針第二次追補Q&A集 問5）。

（2）和解事例の検討

東京電力に対する直接請求においても領収書等を添付することによって、一定程度の生活費増加分の支払いを受けることはできるが、領収書のないものや水や食料品といった消耗品等については、ほとんど認められない傾向にある。

他方、和解事例においては、東京電力に対する直接請求よりも柔軟な形で生活費増加分が認められる傾向にある。そこで、公開された和解事例について検討すると、56事例（和解事例 113,114 を除く）の請求期間は、1 か月から 16 か月と様々で、平均 9.82 か月となっている。また、1 人 1 か月の生活費増加分については、次の表を参照していただきたいが、最低額が 99 円、最高額が 331,205 円と約 3345 倍もの差があるが、平均は 24,311 円、中央値は 25,504 円となる。

なお、和解事例 331-2 では、生活費増加分として自家消費野菜や水について賠償を認めている。これは、旧緊急時避難準備区域の集団申立であるが、和解案提示理由書の中では、項目ごとに生活費の増加分の目安が示されている。

また、南相馬市小高区の集団申立において、家財道具購入費、被服費、日用品購入費等について、特に疎明を求めることなく、最低賠償額として、避難前に一人世帯であった場合には 60 万円、2 人世帯であった場合には 90 万円、3 人世帯であった場合には 100 万円（4 人以上の世帯の場合は、10 万円に 3 人を超える人数の数を乗じて得た額を 100 万に加えた額）という定額賠償を認めた和解案が提示された（その他、通信費の増加分、自家消費野菜、水などについても定額賠償を認めている）。

他の和解事例においても、領収証の有無を問わず、一定額が最低額として固定的に支払われるようになることが望ましいといえ、小高区の集団申立のような和解案の提示が行われることが望まれる。

（石川裕介）

【生活費増加分に関する一覧表】

No.	和解事例	区域(人)													計	期間(月)	金額(円)	1月平均(円)	1人1月平均(円)			
		避難指示区域					旧緊急時避難区域				旧屋内退避区域	計画的避難区域		その他								
		富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	南相馬市小高区	不明	南相馬市原町区	川内村	広野町	不明	いわき市	南相馬市鹿島区	飯館村						川俣町	その他	
1	1		2													2	9	496,019	55,114	27,557		
2	3					1										1	9	487,000	54,112	54,112		
3	6				4											4	1	88,743	88,743	22,186		
4	11											1				1	7	60,000	8,572	8,572		
5	14		2													2	1	57,000	57,000	28,500		
6	30					4										4	9	423,920	47,103	11,776		
7	31												1			1	9	599,716	66,636	66,636		
8	32												1			1	9	424,230	47,137	47,137		
9	34							2								2	12	31,417	2,619	1,310		
10	39,40				1											1	12	245,000	20,417	20,417		
11	41	5														5	9	37,893	4,211	843		
12	47	2														2	6	202,320	33,720	16,860		
13	48	1														1	12	283,025	23,586	23,586		
14	50						4									4	9	143,810	15,979	3,995		
15	59					1										1	6	380,000	63,334	63,334		
16	63		1													1	6	412,553	68,759	68,759		
17	64						4									4	6	521,487	86,915	21,729		
18	70	1														1	12	180,145	15,013	15,013		
19	75													3		3	12	172,735	14,395	4,799		
20	79			1												1	9	50,000	5,556	5,556		
																	11	50,000	4,546	4,546		
																	15	336,000	22,400	22,400		
21	85		1												1	12	589,844	49,154	49,154			
22	89		2												2	12	757,439	63,120	31,560			
23	92		2												2	6	447,083	74,514	37,257			
25	121					2									2	12	648,308	54,026	27,013			
26	129	4													4	12	1,291,990	107,666	26,917			
27	131					1									1	7	361,000	51,572	51,572			
28	139					1									1	12	430,451	35,871	35,871			
29	141					1									1	12	410,856	34,238	34,238			
30	143	1													1	3	284,110	94,704	94,704			
31	160	3													3	9	1,363,011	151,446	50,482			
32	163										1				1	7	350,000	50,000	50,000			
33	183					1									1	5	1,656,025	331,205	331,205			
34	197						4								4	9	107,300	11,923	2,981			
35	202			1											1	10	507,376	50,738	50,738			
36	244					6									6	10	2,075,440	207,544	34,591			
37	252					2									2	9	112,936	12,549	6,275			
38	261								3						3	11	1,208,582	109,872	36,624			
39	270					3									3	10	826,865	82,687	27,562			
40	273					2									2	12	529,978	44,165	22,083			
41	285-1					1									1	15	984,277	65,619	65,619			
42	285-2					1									1	15	326,094	21,740	21,740			
43	285-3					1									1	15	1,480	99	99			
44	298										1				1	11	265,000	24,091	24,091			
45	305					3									3	12	1,560,806	130,068	43,356			
46	309					2									2	16	310,000	19,375	9,688			
47	310					4									4	2	411,159	205,580	51,395			
48	311					4									4	13	912,892	70,223	17,556			
49	317					1									1	14	544,090	38,864	38,864			
50	329					2									2	9	111,960	12,440	6,220			
51	331-2						1								1	12	255,000	21,250	21,250			
52	332					1									1	13	442,575	34,045	34,045			
53	371			3											3	13	190,000	14,616	4,872			
54	388													1	1	9	135,500	15,056	15,056			
55	391					2									2	3	72,634	24,212	12,106			
合計		17	10	5	5	10	37	13	2	3	1	1	1	2	3	1	111	543	26,165,074	3,120,139	1,906,405	
																	平均	1.98	9.70	467,233	48,187	24,311
																	中央値			370,500	45,634	25,504

※56事例中和解事例113および和解事例114を除く。

3. 生命・身体的損害

生命・身体的損害については、中間指針の第3・5にて一般的基準が示されており、避難等対象者が本件事故により避難等を余儀なくされ傷害・健康状態の悪化（精神的障害を含む）・疫病・死亡の結果が発生した場合、これらにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等及び、避難等対象者が避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため負担が増加した診断費、治療費、薬代等を賠償するとされている（傷害等による精神的損害については、避難そのものによる精神的損害と別個に算定する）。

具体的な費目としては、治療費、薬代（和解事例1、267-2、285-1、285-2、285-3、305、310、311、322、391）、治療用消耗品費（和解事例62）、通院交通費（和解事例32、85、113、159、261、285-1、285-2、285-3、305、309、322）、入院費・入院雑費・文書費（和解事例148、267-2、317）、診断書料（和解事例70、85、113、244、285-1、285-2、285-3、310、410-2）、通院証明書取得費用（和解事例159）、通院慰謝料（和解事例32、50、85、113、70、163、261、267-2、285-1、285-2、285-3、305、309、322）、精神的慰謝料（和解事例291）、死亡逸失利益（和解事例148、332、391）、身体的損害に伴う精神的損害（和解事例159）、死亡慰謝料（和解事例332、391、401-1）などが認められている。

費目ごとの金額として明らかなもののうち、通院慰謝料については20万円以下にとどまっていたが（和解事例70では通院慰謝料と診断書料を含む生命・身体損害額として181,650円となっている。和解事例32では通院慰謝料は190,000円となっている。和解事例163では、通院慰謝料を含む生命・身体損害額として94,850円となっている。なお、いずれの事例も正確な通院期間は不明）、通院慰謝料として1,160,000円が認められた事例も出ている（和解事例285-1、ただし、通院期間は不明）。

和解事例148は、申立人の母親が事故当時入院していた病院から避難を強いられた後、平成23年4月に死亡した事案であるところ、死亡逸失利益として554,080円が認められている。和解事例391、401-2では、死亡慰謝料として6,000,000円、9,000,000円が認められている。

その他、特筆するものとしては、身体的損害に対する一時金として1,000,000円が認められた事例がある。この事案ではもう一人の申立人の損害として身体的損害に伴う精神的損害として42,000円が認められている（和解事例159）。また、生命身体的損害に関する一切の損害として1,000,000円が認められた事例もある（和解事例267-2）。

（吉津健三）

4. 就労不能等損害

（1）中間指針

避難指示等対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者にかかる就労不能等損害について、中間指針は、「避難指示等により、あるいは営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不可能となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠

償すべき損害と認められる」としている。

そのうえで「給与等の減収分」について「原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額であり、当該『給与等』には各種手当、賞与等も含まれる」とし、「追加的費用」について「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲で含まれる」とした。

また、上記中間指針は、就労不能等に伴う損害の終期について「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」としつつ、具体的にどの時期までを賠償の対象とするかについては、将来の見通しが困難であるとの理由から、「改めて検討する」とされた。

(2) 総括基準

原子力損害賠償紛争解決センターから総括基準として公表された「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について」（平成24年4月19日決定）は、「政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする」としており、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額である場合について、1人月額30万円を目安にするとしている。

なお、東京電力は、平成24年6月21日、中間収入の非控除限度額を1人月額50万円とするプレスリリースを発表している。

この点、総括基準を策定している総括委員会は、個別の和解仲介手続において、請求対象期間を問わず、非控除限度額の目安を1人月額50万円とすることも差し支えないとしている。

(3) 和解事例の紹介

- 1) 和解事例において、避難指示等対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者にかかる就労不能等損害を認めたものの多くは、就労が不能になった場合における給与の減収分を請求するものである。

若干特殊なものとして、本件事故がなければほぼ確実に勤続40年で定年退職していた者につき、本件事故に起因して1年2か月早く自己都合退職を余儀なくされたことから、その退職金差額の賠償を認めたもの（和解事例53）、原発事故により見送られた昇給分を損害として認めたもの（和解事例392）がある。

その他に、1年ごとに雇用契約が更新されていた者につき、少なくとも和解対象期間中においては、継続して雇用されるであることは確実であったことを理由に就労不能損害を認めたもの（和解事例113）がある。

- 2) 中間収入の取扱いについては、避難先でアルバイト収入や臨時のアルバイト的な収入を得ている者につき、「特別の努力」によるものとして、新たな勤務

先での収入を控除しない金額の賠償を認めたもの(和解事例136、和解事例138)、東京電力に対する直接請求の際に就労不能損害から控除されて賠償の対象とされなかった中間収入相当額(避難先において就労して得た賃金)の賠償を認めたもの(和解事例185、和解事例303、和解事例325、和解事例377、和解事例399)がある。

若干特殊なものとして、申立当初は支給された失業保険金を控除して請求された就労不能損害について、その後請求が拡張されて、失業給付金を控除せずに就労不能損害が認められたもの(和解事例322)がある。

3) 就労不能損害の終期については、平成24年5月末日とする東京電力の主張を排斥して、同年6月以降(平成25年1月まで)の給与相当額の賠償を認めたもの(和解事例413)がある。

4) 就労不能損害の算定に際して、いつの時点の給与額との差額を損害と認めるべきかについては、本件事故後に異動となった者につき、異動に伴う給与の減額に併せて勤務時間等の労働条件も一定程度緩和されていること等を考慮し、本件事故後、異動前に増額された給与額(月額279,200円)との差額ではなく、本件事故当時の給与額(月額213,400円)との差額を損害と認めたもの(和解事例56)がある。

(森谷吉博)

5. 精神的損害

(1) 中間指針第3・6にて以下のとおり一般的基準が示されていた。

精神的苦痛の内容は、「自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ(屋内退避を長期間余儀なくされた者については行動の自由の制限等を余儀なくされ)、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」(「日常生活阻害慰謝料」と呼ばれている)とされている。

- ① 事故から6ヶ月間(第1期)は月額10万円
- ② その後6ヶ月間(第2期)は月額5万円
- ③ 第2期終了から終期までは、改めて損害額を検討
- ④ 原則として生活費の増加費用を含む
- ⑤ 避難所等において生活していた期間は月額12万円

(2) 総括基準(平成24年2月14日決定)により以下のとおり示された。

- ① 第2期の慰謝料について

今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料	月額5万円
避難所等において生活していた期間	月額7万円
- ② 日常生活阻害慰謝料の増額事由
 - ・ 要介護状態にあること
 - ・ 身体または精神の障害があること
 - ・ 重度または中程度の持病があること
 - ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
 - ・ 懐妊中であること
 - ・ 乳幼児の世話を恒常的におこなったこと
 - ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと

- ・ 避難所の移動回数が多かったこと
 - ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと
- (3) 総括基準（平成 24 年 8 月 1 日決定）により以下のとおり示された。

旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料 月額 10 万円

- (4) 和解事例を検討すると以下のとおりである。

1) 第 2 期の慰謝料増額（月額 10 万円の延長）が認められた事例

大熊町、申立人 1 名。第 2 期の慰謝料額について、「将来の生活の見通しが立たないという不安が増大したために生じた精神的苦痛は、日常生活阻害慰謝料とは別に賠償すべき損害である」として、その額を日常生活阻害慰謝料 5 万円と同額である「月額 5 万円を目安とするのが相当」とした（和解事例 2）。

→その後総括基準（平成 24 年 2 月 14 日決定）となる。

2) 日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

総括基準（平成 24 年 2 月 14 日決定）に該当する事由がある事例において毎月の慰謝料の増額が認められている。概ね 2 万円から 6 万円の間に増額が認められているが、中には 10 万円以上の増額が認められた事例も散見される（最も高い増額が認められた事例は、車いすで生活していた申立人の和解事例 183 であり、一時金を含めて月額平均額を計算すると 25 万円である）。

以下、主な事例を増額事由別に挙げる（なお、月額平均 12 万円未満の事例は、避難所等に避難している期間を含む事例と予想され、慰謝料増額事例か否か判断できないため除いた）。

① 要介護状態にあること

【和解事例 150】 【和解事例 242】 【和解事例 265】 【和解事例 270】
 【和解事例 309】 【和解事例 329】 【和解事例 332】 【和解事例 354】
 【和解事例 375】 【和解事例 389】 【和解事例 244】

② 身体または精神の障害があること

【和解事例 11】 【和解事例 62】 【和解事例 140】 【和解事例 183】
 【和解事例 208】 【和解事例 210】 【和解事例 245】 【和解事例 310】
 【和解事例 317】 【和解事例 335】 【和解事例 360】 【和解事例 363-1】
 【和解事例 363-2】 【和解事例 406】 【和解事例 409】 【和解事例 410-1】
 【和解事例 410-2】 【和解事例 429-1】 【和解事例 429-2】 【和解事例 121】

③ 重度又は中程度の持病があること

【和解事例 48】 【和解事例 296】 【和解事例 298】 【和解事例 382】
 【和解事例 408】 【和解事例 410-1】 【和解事例 410-2】

④ 上記①から③までの者の介護を恒常的に行った

【和解事例 150】 【和解事例 163】 【和解事例 265】 【和解事例 270】
 【和解事例 273】 【和解事例 309】 【和解事例 310】 【和解事例 354】
 【和解事例 389】 【和解事例 360】 【和解事例 363-1】 【和解事例 363-2】
 【和解事例 409】 【和解事例 410-1】 【和解事例 410-2】 【和解事例 296】
 【和解事例 360】 【和解事例 382】 【和解事例 31】

⑤ 懐妊中であること、又は乳幼児の世話を恒常的に行ったこと

【和解事例 128】 【和解事例 275】 【和解事例 306】 【和解事例 371】
【和解事例 30】

⑥ 家族の別離・二重生活等が生じたこと

【和解事例 3】 【和解事例 261】 【和解事例 266】 【和解事例 311】
【和解事例 129】 【和解事例 131】 【和解事例 59】 【和解事例 6】
【和解事例 63】

⑦ 避難所の移動回数が多かったこと

【和解事例 6】 【和解事例 78】 【和解事例 121】

※ いずれの和解事例も、体育館等の「避難所」ではない場所であっても慰謝料の増額理由としている。

⑧ その他避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事実と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

該当事例なし

3) 「その他の慰謝料」 (中間指針第 3 の 6 (備考) 11) として慰謝料が認められた事例

日常生活障害慰謝料及び今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料以外の個別事情によって別途慰謝料が認められた事例を以下に挙げる。

① 終の棲家を失ったことに対して慰謝料が支払われた事例

- ・ 大熊町、申立人 2 名 (退職後の夫婦)、「慰謝料の増加もしくは個別の慰謝料」として (終の棲家としてバリアフリーなど工夫を施した自宅所有、福島第一原子力発電所の至近距離のため従前の生活を取り戻すことは相当困難等) による増額として一人につき 500,000 円が賠償された。【和解事例 1】

② ペットが死亡したことに対して慰謝料が支払われた事例

- ・ 猫が死亡したことにつき申立人 2 人に各 50,000 円とされた【和解事例 1】
- ・ 兎 3 匹が餓死したことにつき申立人 3 人に合計 100,000 円とされた【和解事例 113】

③ 妊娠及び人工妊娠中絶に係る夫婦の精神的損害に対して慰謝料が支払われた事例

- ・ 緊急時避難準備区域・警戒区域内 (各々に居住)、申立人 2 名の事案、対象期間の指定なし、申立人らに対し、申立人 X1 が妊娠〇週目ころである平成 23 年 3 月 11 日から同月 14 日まで福島第一原子力発電所の〇〇キロメートル地点に滞在していたこと、および医師に相談したものの出産に支障がない旨の助言が得られなかったことに伴う不安による精神的苦痛 (申立人 X1 の平成 23 年 4 月までの妊娠及び同日の人工妊娠中絶に係る申立人ら両名の精神的損害) について、慰謝料として 500,000 円とした事例【和解事例 128】

④ 死亡慰謝料が支払われた事例

- ・ 南相馬市小高区 (被相続人が病院に入院していた)、申立人 1 名の事案、対象期間の指定なし、申立外故人 (申立人の母親であるが本件事故により避難を強いられ、平成 23 年 4 月に死亡した) の精神的慰謝料として 12,360,000 円 (①避難に伴う慰謝料及び入院慰謝料として 360,000 円、②申立人外故人の死亡慰謝料 (申立人固有の慰謝料を含む) として 12,000,000 円とした事例) 【和解事例 148】
- ・ 広野町、申立人 1 名の事案、対象期間の指定なし、精神的損害 (申立人外亡 A の死亡慰謝料) として 12,000,000 円とした事例 (広野町から避難し

た腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成 23 年 3 月 27 日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例) 【和解事例 268】

- ・ 警戒区域内の病院に入院、申立人 3 名（相続人は申立人 X2 の 1 名。X1 及び X3 は申立取下げ）の事案、対象期間の指定なし、A の死亡に関する慰謝料（ただし、近親者慰謝料を含む）として 9,000,000 円とした事例（福島県双葉郡大熊町内の病院に入院中、原発事故が発生し、これに伴う医療水準の低下により、平成 23 年 3 月 13 日ごろ死亡したとみられる被相続人の死亡慰謝料が賠償された事例） 【和解事例 271】
 - ・ 浪江町、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.10.30、精神的損害（亡 A の死亡慰謝料）として 9,250,000 円とした事例（高齢の要介護者が避難生活による生活環境悪化により平成 23 年 5 月 15 日に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた 【和解事例 284】
 - ・ 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 2 名の事案、対象期間の指定なし、申立外故 A の死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料を含む）として 8,000,000 円とした事例（旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成 24 年 2 月に死亡した高齢者について、原発事故と死亡との相当因果関係を認めて死亡慰謝料が賠償された） 【和解事例 357】
 - ・ 警戒区域内、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.1～H23.11.30、X 3 の相続人である X1・X2 について精神的苦痛の損害として各 540,000 円（月額各 60,000 円相当 ※個別の事情加算込の金額）、対象期間 H23.3.11～H23.10、平成 23 年 10 月に死亡した X3 について精神的苦痛の損害として 680,000 円（月額 85,000 円相当 ※個別事情加算込の金額）、対象期間の指定なし申立人 X3 の死亡慰謝料及びその家族に対する慰謝料として 6,000,000 円とした事例（避難生活中に体調を悪化させ、平成 23 年 10 月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料 600 万円等が賠償された事例） 【和解事例 391】
- ⑤ 介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられない事に対する慰謝料が認められた事例
- ・ 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 4 名（一時他県に避難。うち 1 名は障害特級 2 級、2 名は知的障害者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、避難慰謝料として申立人らについて各 1,700,000 円（月額 283,333 円相当）、増額慰謝料として X1・X2・X4 について各 850,000 円（月額 141,666 円相当）、X3 について 1,020,000 円（月額 170,000 円相当）、滞在者慰謝料として申立人らについて各 100,000 円（月額 16,666 円相当）、申立人 X4 について介護施設・障害者施設等におけるサービスを受けられないことに対する慰謝料として申立人らについて各 20,000 円（月額 3,333 円相当）とした事例（障害を抱えていることやその介護負担等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が増額された上、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料も認められた） 【和解事例 335】
 - ・ 旧緊急時避難準備区域、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、精神的損害として 1,880,000 円（1 人月額 26,111 円相当）とした

事例（旧緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、現在は原発事故時住所で生活している家族4名（内1名は脳性まひ等の持病あり）について、要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額（要介護者につき10割増、介護者につき6割増）され、また、原町区の障害者福祉水準の低下に伴い帰還後障害者支援サービス等を受けることができないこと等を考慮し、要介護者の滞在者慰謝料も増額（6割増）された）【和解事例389】

- ⑥ 避難指示のため津波にさらわれた親族を速やかに捜索できなかったことによる慰謝料が認められた事例

【和解事例282】 【和解事例305】 【和解事例348】

※ 原子力損害賠償紛争解決センターは、犠牲者1人につき上限を300万円とし、a)父母・子供の1親等と配偶者は60万円、b)孫など同居の2親等は40万円、c)1、2親等以外の同居の親族は20万円と、犠牲者との身分関係に応じて金額を分けているようである。

4) 特殊な争点が争われた事例

- ① 「避難等対象者」に該当するか否かが争点となった事例

- ・ 大熊町（千葉県から帰省中）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.3.17、精神的損害及び旅行カバン等の財物損害として120,000円とした事例【和解事例35】
- ・ 浪江町の親族宅に滞在（本件事故前から、毎月2週間程度、定期的に滞在）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、精神的損害として75,000円とした事例【和解事例76②】
- ・ 浪江町（浪江町の実家に平成23年3月末に転居する予定だった）、申立人1名（大人）の事案、対象期間H23.3.11～H24.5.31、精神的損害として1,500,000円（月額115,384円相当）とした事例【和解事例169】
- ・ 警戒区域内、申立人1名（原発事故時には海外勤務中であつたため自宅所在地に住民票がなかった）の事案、対象期間H24.3.5～H25.5.31、日常生活阻害慰謝料として1,500,000円（月額100,000円相当）とした事例（海外勤務を終えて帰国した後の期間につき避難慰謝料が認められた）【和解事例233】
- ・ 南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、X1について精神的損害（避難慰謝料）として1,300,000円（月額130,000円相当）、X2について精神的損害として1,000,000円（月額100,000円相当）とした事例（里帰り出産のため原発事故時に滞在中であつた南相馬市原町区の実家から福島県外に避難した申立人ら母子について、東京電力に対する直接賠償では南相馬市に住民票がないとして拒否された日常生活阻害慰謝料の賠償が認められ、さらに乳児の世話をしながら避難したことによる増額が母について認められた）【和解事例306】
- ・ 原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として640,000円（月額71,111円相当）とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例388】

- ・ 大熊町、申立人 4 名の事案、本件事故当時県外に居住していた X4 につき、避難生活に伴う精神的損害は認められなかったが、大学 4 年生であって、夏季以降は下宿を去り帰省する可能性が高かったにもかかわらず、故郷を失い、帰宅できなかったこと等を理由に、生活阻害慰謝料として 40 万円が賠償された【和解事例 113】
- ② 避難が終了しているか否かが争われた事案
 - ・ 警戒区域、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11 月末日、X1・X2 について精神的損害（避難慰謝料）として各 2,120,000 円（月額 100,952 円相当）、対象期間 H24.2.27～H24.11 月末日、X3 について避難慰謝料として 1,000,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例（直接請求において、平成 23 年 5 月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降の避難慰謝料の支払いを拒否された家族 3 名（警戒区域から避難）について、東京電力による避難終了認定は容認できないとして避難慰謝料の賠償を認めた）【和解事例 387】
 - ・ 警戒区域（富岡町）、申立人 1 名の事案、対象期間 H24.3.1～H25.2 末日、精神的損害として 1,200,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例（警戒区域（富岡町）の社員寮に住み込みで勤務し、会津地域に避難した申立人について、申立人が事故後 1 年以内に定年退職予定であったこと、避難場所が実家近くであることなどを理由に定年退職予定日で避難終了との東京電力の主張を排斥し、同日以降の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例）【和解事例 411】
- ③ 慰謝料の終期が延長された事例

※ 旧緊急時避難準備区域に居住する住民（主に南相馬市原町区の住民）が集団で原子力損害賠償紛争解決センターに対して和解仲介を申立てた事案において、同センターは、平成 24 年 9 月以降も避難を継続している案件について、避難を継続せざるを得ないような特段の事情がある場合は、平成 24 年 9 月以降に生じた精神的損害及び避難費用（避難交通費関係、避難宿泊費関係及び生活費増加分）も和解の対象となる判断を示した。

その具体例として、「身体又は精神の障害があり、避難先での医療措置・福祉的措置を継続する必要がある者」、「持病があり、避難先での医療措置を継続する必要がある者」、「本件事故から同じ勤務先において就労しており、原町区に帰還すると通勤が困難である者（例えば、本件事故に伴い就労場所が移転し、原町区に帰還すると通勤が困難である者、就労場所は移転していないものの、原町区に帰還すると警戒区域を迂回して通院しなければならないことに鳴り通勤が困難である者）」及び「帰還することなく避難先の学校への通学を非難しなければならない事情がある者」が挙げられている。

上記はあくまで例示列举であり、具体的事例において避難を継続せざるを得ないような特段の事情の有無が判断されることになる。

 - ・ 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 2 名の事案（福島市に H24.11 まで避難した夫婦（夫は障害等級 1 級）、対象期間 H23.3.11～H24.11.30、避難生活に伴う精神的損害として各 3,640,000 円（月額 173,333 円相当）とした事例（妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了

時期、夫の障害等を考慮して、両名の日常生活阻害慰謝料をH24.11 末まで認めた事例（賠償額についても、両名とも月額 6～10 割増）【和解事例 406】

（西ヶ谷尚人）

6. 一時立入費用

（1）中間指針

中間指針は、「避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等を含む）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」としている。

また、交通費等の算定方法は、「仮に領収書等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきである」としている。

（2）和解事例

1) 交通費等の算定方法

一時立入りに伴う交通費等の算定方法については、東京電力が交通費算定のために用いている基準を準用しているものが多いと思われる（和解案提示理由書 5 参照）が、実費相当額が支払われている例も散見される（和解事例 113 など）。

【東京電力が用いている基準の一例】

都道府県内移動の場合

1 人につき、片道 1 回あたり 5,000 円

福島県から東京都に自家用車で移動した場合

車 1 台につき片道 1 回 13,000 円

福島県から東京都に電車で移動した場合

1 人につき片道 1 回 14,000 円

2) 宿泊費・滞在費など

和解事例中、一時立入費用と併せて、宿泊費（和解事例 1（大熊町）12,600 円、和解事例 3（南相馬市小高区）宿泊費のみの費用不明、和解事例 285-1（所在不明）30,260 円、和解事例 305（警戒区域）16,000 円、和解事例 392（所在不明）7,500 円、和解事例 410-2（浪江町）6,000 円）や滞在費（和解事例 270（警戒区域）46,600 円、和解事例 309（警戒区域）滞在費のみの費用不明）が認められているものがある。

その他、1 か月あたりの一時立入りの回数については、1 か月あたり 4 回の警戒区域への一時立入りをしたケースで、請求額が認められているものがある（和解事例 50）。

（森谷吉博）

7. 財物損害

- (1) 中間指針においては「ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。」との前置きがされたうえで類型化が図られ「①避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は賠償すべき損害と認められる。② ①のほかに当該財物が対象区域内にあり、i 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、ii iには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる、③対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。」とされている。

さらに中間指針第2次追補においては、

- I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100%減少(全損)したものと推認することができるものとする。
- II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。

として、帰還困難区域と居住制限区域及び避難指示解除準備区域において基準を分けることを明示したうえで、以下の指針を示している。

- 1) I) (帰還困難区域)について、財物価値の喪失又は減少等については、中間指針第3の[損害項目]の10において「現実に価値を喪失し又は減少した部分」を賠償すべき損害と認めているが、特に帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができる。このため、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100%減少(全損)したものと推認することによって、本件事故直前の価値の全額を賠償対象とすることができるものとする。
- 2) II) (居住制限区域及び避難指示解除準備区域)について、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠

償対象とすることができるものとする。

- 3) 「本件事故発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあつては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。
- 4) 賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる。
- 5) 中間指針第2の4で示したように、地震・津波による損害については賠償の対象とはならないが、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もあることから、合理的な範囲で、「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

(2) 和解事例

1) 不動産損害について

和解事例においても、不動産について財物損害が認められたものが散見されるようになってきている。

その内容としては、建物損害を認めたもの（大熊町、和解事例1、和解案提示理由書2）、土地及び建物（リフォーム代全額を含む）の損害を認めたもの（浪江町、和解事例215）、建物及び土地の損害を認めたもの（大熊町、建物について8,340,357円、土地について4,658,654円、和解事例222）、土地の損害を認めたもの（富岡町、10,889,555円、和解事例241）、土地及び建物の損害を認めたもの（富岡町、土地3,375,000円、建物18,911,376円、和解事例282）がある。

また、東京都に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人につき、家屋の建築工事費用として32,871,755円の損害を認めた事例がある（和解事例350-1、350-2）。

2) 自動車損害について

自動車については、本体車両の評価額、評価額の消費税分、登録事項証明書取得費用を認めた事例がある（和解事例168）。

また、登録抹消した車にかかる財物賠償（消費税相当額を含む）として859,950円、自動車の取得にかかる登録費用として90,000円を認めた事例（浪江町、和解事例284）、割賦払クレジット契約で購入した乗用車について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金並びに原発事故直後の日に警戒区域内で納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用として合計679,063円の車両損害を認めた事例（警戒区域内の住民、和解事例337）、警戒区域内から持ち出した自家用車（放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能）について、同車両査定価格全額1,100,400円を損害と認めた事例（和解事例392）がある。

3) 動産その他の損害について

動産その他については、新規家財道具等購入費を含む区域内財物・動産価値の喪失分（250,000円、和解事例11）、旅行カバン（和解事例35）、富岡町に

残した家具等（300,000 円、和解事例 48、請求金額は 1,000,000 円であった）、富岡町の自宅の米保管庫に保管されていた米 10 袋（75,000 円、1 袋 30 キログラムについて単価 7,500 円の 10 袋分として計算、和解事例 68）、富岡町の自宅の冷蔵庫や食品戸棚に保管されていた食品（35,870 円、和解事例 68）、警戒区域内で造園業を営んでいた申立人が所有していたチェーンソー・草刈り機 2 台、シュレッダー、噴霧器、電気バリカン（140,000 円、和解事例 131、新品価額は 340,800 円であり、経年劣化を考慮のうえ請求額は 267,618 円であったが、津波による劣化分を考慮し 140,000 円となった。）、川内村の自宅のさきつつじを含む屋内外の生活用品や趣味・娯楽品などの家財、ペットやその他一切の動産（計 2,450,000 円、和解事例 173）、双葉町の家財（7,000,000 円、和解事例 206）、双葉町の事業用資産（4,046,580 円、和解事例 206）について賠償が認められた事例がある。

大熊町で養鶏業を営んでいた申立人について、養鶏業に使用する物品の賠償を認めた事例がある（額は不明。和解案提示理由書 10）。

墓地移転費用等として 1,360,000 円が認められた事例がある（和解事例 222）。

広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となったさつき盆栽につき、財物損害として 2,500,000 円が認められた事例（和解事例 269）、警戒区域からの避難者につき、布団上下 4 組、毛布 7 枚、夏用掛け布団 7 枚、下着・衣類複数枚の財物損害として 60,000 円、玄米・お茶各 4 個の財物損害として 50,000 円がそれぞれ認められた事例（和解事例 329）がある。

その他、家財一式として財物損害が認められた事例が複数存する（和解事例 309 は 3,250,000 円、和解事例 363-2 は 6,550,000 円、和解事例 374 は 5,950,000 円）。

（紺野明弘）

8-1. 放射線検査（人）費用

中間指針においては、検査費用（人）につき、「本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む）は、賠償すべき損害と認められる。」とされている。

和解事例においても、人を対象とする検査費用について、避難指示等対象区域内の住民を対象に認めている事例がある（和解事例 47、58、131、157）。

中身としては、「検査交通費」として交通費を一定額支給する内容が多い。

（紺野明弘）

8-2. 放射線検査（物）費用

中間指針においては、検査費用（物）につき、「対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。」とされている。

和解事例においても、物を対象とする検査費用について、避難指示等対象区域内の物を対象に認められている事例がある（和解事例 160）。

中身の詳細は不明であるが、検査にかかる実費を賠償しているものと思われる。

（紺野明弘）

9. 除染費用

(1) 中間指針においては、財物損害の箇所でも述べたとおり「当該財物が対象区域内にあり、i 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、ii iには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる」とされており、避難指示等対象区域内において必要かつ合理的な範囲の除染について追加費用として賠償が認められている。

(2) 和解事例においても、避難指示等対象区域内において除染費用が認められている例がある。

金額については、実費を賠償しているものと思われる。

具体的には、南相馬市原町区において植木剪定による除染費用として 128,000 円を認めたもの（和解事例 157、対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から同 23 年 9 月 30 日）、同じく南相馬市原町区において自宅敷地の除染費用 154,000 円を認めたもの（和解事例 189、対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から同年 11 月 30 日）、南相馬市原町区の市街地において、対象期間が平成 24 年 8 月 2 日から同年 8 月 13 日までとされている庭木の伐採剪定及び刈取の費用として 100,000 円が認められたもの（和解事例 220）、南相馬市において住宅瓦屋根修理代、雨樋工事代、工事代金（詳細不明）、排水工事代、防腐剤購入費用、ダスト代金（砂利代）、物置交換代金が認められたもの（和解事例 331-3）が存する。

もっとも、除染にかかる賠償の範囲については、無制限ではないと考えられる。

また、和解条項には、除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する条項が含まれているものがある（和解事例 179）。

除染を実施した期間が平成 24 年とされるものについても、除染費用に関する損害として認められていると考えられる。

（紺野明弘）

10. その他

和解事例には「その他の損害」あるいは「その他の費用」とのみ記載されており詳細が不明なものもあるが、避難指示等対象区域内において、家族間移動費用（和解事例 41、富岡町、申立人 5 名、対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から同年 11 月 30 日、637,000 円）交通費・通信費（和解事例 50、南相馬市原町区、申立人 4 名、対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から同年 11 月 30 日、180,000 円）、避難後に亡くなった方（申立人の母）の葬儀費用（和解事例 148、南相馬市小高区、500,000 円）、二輪駆動車から四輪駆動車への買換費用（和解事例 159、南相馬市原町区、454,695 円）、美容師の申立人にかかる美容師道具購入費用及び駐車場代（和解事例 202、購入費用 213,240 円、駐車場代 36,750 円）、広野町、申立人 3 名の事案について、対象期間を平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 1 月 31 日としたうえで、福島ー埼玉間の往復交通費として 550,000 円、交通費増額分（職場までの移動距離増加分）として 20,000 円、学用品等増加分として 24,370 円、その他移動費用として 50,000 円を認めた事例（和解事例 261）、広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成 23 年 3 月 27 日に死亡した事例につき、葬儀費用として 300,000 円が認められた事例（和解事例 268）等が存する。

（紺野明弘）

11. 弁護士費用

総括基準(平成 24 年 3 月 14 日決定)により、標準的な場合には和解により支払を受ける額の 3%を目安とするとの基準が示されたうえで、和解金が高額（おおむね 1 億円以上）となる場合には和解により支払を受ける額の 3%未満で仲介委員が適切に定める額としたり、和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常の事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができ、和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができる、とされている。

和解事例においても、弁護士費用は和解金額の 3%とされている（和解事例 1、206 など）。

（紺野明弘）

第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害

<自主的避難等対象区域に関する賠償基準について>

(1) 中間指針追補の内容

福島市や郡山市といった避難区域外の地域の賠償については、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会により定められた中間指針においては言及されず、その後同年12月6日に発表された中間指針追補により賠償の指針が定められた。

1) 自主的避難等対象区域の設定

県北地域

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中地域

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

相双地域

相馬市、新地町

いわき地域

いわき市

2) 自主的避難等対象者の設定

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者（本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない）

3) 対象期間

事故発生から、平成23年12月末日まで

4) 損害賠償の対象項目

- ① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合（本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む）における以下のもの
 - i) 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - ii) 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - iii) 避難及び帰宅に要した移動費用
- ② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を行う場合における以下のもの
 - i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、生活費が増加した分があれば、その増加費用

5) 損害額

損害賠償の対象項目を合算して一定額を算定。

子供及び妊婦が一人 40 万円。

その他の対象者（妊婦以外の成人）が 8 万円。

(2) 総括基準（平成 24 年 2 月 14 日決定）

原子力損害賠償紛争解決センターは、平成 24 年 2 月 14 日決定の総括基準の第 3 項で、自主的避難等対象者が、自主的避難を実行した場合の賠償基準の細目について規定している。

1) 賠償基準

対象者が自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が、中間指針追補に記載された 40 万円または 8 万円という額を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害にあたるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供または妊婦が含まれているかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとされた。

2) 賠償の対象となるべき実費の項目

賠償の対象となるべき実費の項目として、①避難費用及び帰宅費用（交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分）、②一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用、③営業損害、就労不能損害（自主的避難の実行による減収及び追加費用）、④財物価値の喪失、減少（自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの）、⑤その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害、が列挙され規定された。

3) 精神的苦痛に対する慰謝料

実費を賠償する場合においては、実費の他に中間指針追補記載の 40 万円又は 8 万円のうち、精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとし、この場合においては、賠償の総額に中間指針追補記載の 40 万円又は 8 万円が含まれているものとして扱ふとされた。

(3) 平成 24 年 2 月 28 日付東京電力プレスリリース

東京電力は、中間指針追補の基準を踏まえた上で、自主的避難対象区域の対象者の賠償につき、以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

事故当時 18 歳以下であった者、及び妊婦には 40 万円、上記以外の対象者（妊婦以外の成人）には 8 万円を支払うという基準（対象期間は事故発生から、平成 23 年末日まで）を定めた上で、「18 歳以下の子ども、または妊婦を含む世帯は、避難生活に伴う支出が大きいと考えられる」という理由で、18 歳以下の子ども、妊婦がいる世帯で自主的避難をした場合には、一人当たり 20 万円を追加で支払ふと発表した。

上記の基準により、事故当時 18 歳以下であった者、及び妊婦で自主的避難をした者には一人 60 万円、上記以外の対象者（妊婦以外の成人）には一人 8 万円という額につき、東京電力は直接請求に応じることとなった。

(4) 平成 24 年 3 月 5 日付東京電力プレスリリース

1) 避難区域から自主的避難等対象区域への避難又は滞在に対する賠償

東京電力は、事故発生時に避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があ

り、その後、避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在した者に対し、自主的避難等に係る損害の賠償につき、以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

対象者

18歳以下の者及び妊婦

対象期間

平成23年3月11日～同年12月31日

賠償額

40万円

2) 特定避難勧奨地点に対する賠償について

東京電力は、事故発生時に伊達市の特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった者に対し、自主的避難等に係る損害の賠償を以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

① 18歳以下の者及び妊婦

対象期間

平成23年3月11日～同年12月31日

賠償額

40万円

② 上記以外の者

対象期間

平成23年3月11日～同年12月31日

賠償額

8万円

(5) 平成24年6月11日付東京電力プレスリリース

自主的避難等対象区域に設定されなかった福島県の南地域についての損害賠償につき、以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

対象者

事故発生時に対象区域に生活の本拠としての住居があった18歳以下の子供、及び妊婦

対象区域

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川町

対象期間

事故発生から平成23年12月末日まで

賠償額

20万円

(6) 平成24年12月5日付東京電力プレスリリース

自主的避難等対象区域の対象者の追加賠償につき、以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

1) 精神的損害について

対象者

i) 平成24年1月1日から同年8月31日の間に、18歳以下であった期間がある者（平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に出生した者を含む）

ii) 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に妊娠した期間がある者

賠償額

8 万円

2) 追加的費用に対する賠償について

対象者

事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者（平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日の間に出生した者を含む）

賠償額

4 万円

(7) 平成 25 年 2 月 13 日付東京電力プレスリリース

福島県の県南地域、宮城県丸森町および避難等対象区域の方に対する自主的避難等に係る追加賠償につき、以下の通り上記プレスリリースにより発表した。

1) 福島県の県南地域および宮城県丸森町の対象者の追加賠償

① 精神的損害について

対象者

i) 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に、18 歳以下であった期間がある者（平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日までに上記対象となる者から出生した者も対象）

ii) 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に妊娠した期間がある者

賠償額

4 万円

② 追加的費用に対する賠償について

対象者

事故発生時に福島県の県南地域または宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者（平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日までに上記対象となる者から出生した者も対象）

賠償額

4 万円

2) 避難等対象区域の対象者の追加賠償

① 精神的損害について

対象者

事故発生当時に避難等対象区域に生活の本拠としての住居があり、平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在した者のうち、下記のいずれかに該当する者を対象とする（平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日までに、上記対象となる者から出生した者も対象）。

ただし、事故発生時に旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった者のうち、下記のいずれかに該当する者は、避難の有無や避難先を問わず支払の対象者とされる。

i) 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に、18 歳以下であった期間がある者（誕生日が平成 5 年 1 月 2 日から平成 24 年 8 月 31 日の者）

- ii) 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日の間に妊娠した期間がある者

賠償額

8 万円

- ② 追加的費用に対する賠償について

対象者

事故発生当時に旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった者（平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 8 月 31 日までに、上記対象となる者から出生した者も対象）

賠償額

4 万円

（東城輝夫）

1. 精神的損害

- (1) 自主的避難等対象区域における精神的損害に関しては、厳しい和解額が提案されていると言わざるを得ない。東京電力は、直接請求に応じている金額である成人 8 万円、妊婦・子ども 60 万円の内訳として、8 万円の内の 4 万円が精神的損害に対する慰謝料、60 万円の内の 20 万円が慰謝料として主張していると思われる。精神的損害に関する和解案に関しては、この 4 万円、20 万円の範囲内もしくは、生活費増加額や避難費用等を含め 8 万円、60 万円の範囲内で収まっている事例が多い。

他方で、以下のような注目すべき事例もある。

- (2) 精神及び身体の障害を抱えた方の増額事例

精神及び身体の障害を抱えた方や、その介護者には一定の増額が認められている。

和解事例 97においては、和解金額の条項において「目安とされた金 80,000 円に重度の精神及び身体の障害を抱えた（省略）X2 を介護しながらの避難であったことによる加算金 20,000 円を加えた合計 100,000 円の支払い義務のあることを認め」ている。同様に被介護者に対しても 640,000 円の支払い義務があることを認めている。

和解事例 151 においては、大人 2 名（うち 1 人は要介護者）の精神的損害につき、2 人合わせて 180,000 円（20,000 円増額）の支払い義務があることを認めている。

和解事例 154 においても、高齢かつ身体に障害がある申立人の、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」に対し、90,000 円の支払い義務があることを認めている。

- (3) 事故後、避難所で生活した被害者の賠償事例

自主的避難等対象区域に該当するが、事故後、避難所で生活した被害者に対しても、避難生活に伴う精神的損害として、一定の額の賠償が認められている。

和解事例 158 においては、本件事故当時、いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた申立人（成人）の、避難所における 2 か月間の避難生活による精神的損害に対し、180,000 円の支払い義務があることを認められている。

(4) 事故時点で福島県内に在住していなかった被害者の賠償事例

平成23年3月11日時点では福島県内に在住していなかったが、事故前から近日に福島に在住することが、すでに決定していた被害者に対しても、中間指針追補の額に沿った賠償が認められている。

和解事例180においては、本件事故当時、海外に居住していたが、平成23年3月中旬に、本件事故前からの予定通り郡山市に転入した申立人ら（大人2名、子供1名）に対して、計560,000円の支払い義務があることを認めている。

和解事例182においては、福島県外から郡山市への転勤が予定されており、平成23年4月に郡山市に転入した申立人ら（大人2名、子供2名）に対し、計960,000円の支払い義務があることを認めている。

和解事例188においては、本件事故当時、福島県外に単身赴任しており、本件事故前からの予定通り、平成23年3月末に勤務先の自宅に戻った申立人（成人）に対し、計80,000円の支払い義務があることを認めている。

和解事例192においては、本件事故当時、会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成23年3月末に福島市に転入した申立人ら（妊婦・子供2名、その他2名）に対し、計1,360,000円の支払い義務があることを認めている。

和解事例193においては、本件事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建築中の新居への引越を予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した申立人ら（妊婦・子供1名、その他2名）に対し、計560,000円の支払い義務があることを認めている。

和解事例300においては、申立人1名（原発事故時には自主的避難対象区域内に住居がなかったが、自主的避難対象区域内への引越しが決まっていた）の事案で、自主的避難対象区域内に滞在したことにより、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害として200,000円（月額20,000円相当）としている（対象期間H23.3.11～H23.12.31）。

(5) 里帰り出産のために福島に滞在していた被害者の事例

和解事例201においては、平成22年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山の実家に滞在していた申立人ら（大人1名、子供2名）に対し、計880,000円の支払い義務があることを認めている。

(6) 自主的避難等対象区域以外で、原発事故後も福島県内に異動したことの無い被害者についての事例

和解事例272においては、茨城県、申立人3名の事案で、精神的損害としてX1・X2について各40,000円、X3について200,000円としている。（自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料の賠償が認められた）

(7) 自主的避難等対象区域に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことが精神的損害として認められた事例

和解事例17においては、本件事故当時、埼玉県に居住し、転居予定の家屋を、いわき市に所有していた申立人らに対し、「申立人らがいわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害」及び検査費用の合計として、128,000円の支払い義務があることを認めている。

(8) 持病の悪化による生命・身体的損害が認められた事例

和解事例45においては、本件事故当時、小野町に居住していた申立人について、

持病の悪化による生命・身体的損害について、本件事故から数ヵ月間の治療に関しては、診断の内容、本件事故後通院回数が増えたこと、本件事故後に効果の強い治療薬に変更されたこと等から本件事故と相当因果関係があるものとされ、その他、申立人の請求に係る損害や自主的避難に係る慰謝料も勘案されて、自主的避難に係る一切の損害として、合計 31 万円（うち 8 万円については手続進行中に内払いされた。）の賠償を認めている。

（9）死亡慰謝料が認められた事例

和解事例 395 においては、身体に障害があり要介護 5 の状態で自主的避難等対象区域（いわき市）の介護施設に入所していたが、原発事故により平成 23 年 3 月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成 23 年 6 月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在をみとめ、死亡慰謝料 700 万円等が賠償された。

（東城輝夫）

2. 避難費用及び帰宅費用

東京電力は、自主的避難等対象者に対して直接請求に応じている賠償額である成人大人 8 万円、妊婦・子ども 60 万円の内訳として、8 万円のうちの 4 万円が慰謝料、残りの 4 万円が実費、60 万円のうちの 20 万円が慰謝料で、40 万円が実費として主張していると思われる。

したがって、避難費用及び帰宅費用に関しても、実費分と思われる額を超えた場合に、差額分を賠償していると思われるので、事例の中においても精神的損害と合わせて 8 万円、60 万円の範囲内で和解額が収まっているものが多く見受けられる。

他方で実費分が高額に上ったと思われる和解事例 230-2 においては、福島市から自主避難した申立人 5 名（東京に自主避難大人 2 名、子供 3 名）の事案で、避難費用（住居費）として 1,437,480 円、（引越し費用）として 74,500 円、避難雑費として 540,000 円としており（避難実費相当額が賠償された）、上記の範囲を超えた賠償が認められていると思われる。

（東城輝夫）

3. 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用

自主的避難等対象区域について、一時帰宅及び家族相互の訪問費用が認められた事例も複数公表されている。

和解事例 130 においては、申立人（成人男子 1 名）に対し、自主的避難によって生じた費用（避難、帰宅及び一時立入費用を含む）、自主的避難による精神的損害（生活費増加分を含む）の合計額として、600,000 円の支払い義務を認めている。

事例 154 においては、高齢かつ身体に障害のある申立人に対し、避難及び帰宅に要した移動費用として 176,190 円の支払い義務を認めている（対象期間 H23.3.11～H23.7.31）。

和解事例 250 においては、父が仕事のため郡山市に残り、母と子が自主的避難をし

ていた申立人3名の事案で、対象期間 H24.1.1～H24.8.末日、避難費用（面会交通費）として 358,400 円を認めている。

和解事例 283 においては、伊達市の申立人 5 名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案で、対象期間 H23.3.11～H24.9 月末日、H23 年分避難費用（面会交通費）として 268,800 円、H24 年分避難費用（面会交通費）として 345,600 円を認めている。

（東城輝夫）

4. 生活費増加分

自主的避難等対象区域の生活費増加分としては、直接請求に応じている額である成人大人 8 万円、妊婦・子ども 60 万円の中に含まれているというのが東京電力側の主張である。

東京電力は、自主的避難等対象者に対して直接請求に応じている賠償額である成人大人 8 万円、妊婦・子ども 60 万円の内訳として、8 万円のうちの 4 万円が慰謝料、残りの 4 万円が実費、60 万円のうちの 20 万円が慰謝料で、40 万円が実費として主張していると思われる。

したがって、生活費増加分に関しても、実費分と思われる額を超えた場合に、差額分を賠償していると思われるので、事例の中においても精神的損害と合わせて 8 万円、60 万円の範囲内で和解額が収まっているものが多く見受けられる。

その中で、和解事例 38 は、本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内の実家に自主的に避難したとして、勤務先のある本宮市への通勤費用増加分、就労不能損害、精神的損害について賠償を請求した事案であるが、通勤費用増加分については、本宮駅前の空間放射量が平成 23 年 9 月 1 日までは 1.1 μ Sv/h 以上の値を示しており、申立人の住居地周辺の空間線量は平成 23 年 8 月の時点では 1 μ Sv/h 程度の放射線量があったと推認できるので、平成 23 年 8 月の時点において、申立人が避難を継続していたことには合理性が認められるが、平成 23 年 9 月以降は本宮市役所及び本宮駅前の数値が 1 μ Sv/h を下回るようになってきたことからすれば、平成 23 年 9 月以降は一応避難の必要性はなくなったと判断しうるとし、増加ガソリン代（1 日あたり 1500 円）から通勤手当（1 日あたり 80 円）を差し引いた額の 101 日分（平成 23 年 8 月末までの通勤日数）を通勤費用増加額として 14 万 3420 円の賠償を認めている。

（東城輝夫）

5. 就労不能等に伴う損害

自主的避難等対象区域について、就労不能等に伴う損害を認めている事例で公表されているものは、比較的多い。

就労不能等の原因としては、自主的避難によるものと観光業関連の会社から解雇された場合がある。

対象期間においても、5 日の事例（欠勤）から 1 年を超える事例まで様々であり、

認められている金額も対象期間に応じて、数万円の事例から、300万円を超える事例まで様々である。

和解事例 109 においては、本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が旧勤務先から解雇されたことによる就労不能損害及び就業するために転居したことにより生じた追加的費用の損害賠償を求めた事例で、就労不能等による給与減額分のみならず、就労不能等による追加的費用の枠として、家財購入費用、賃貸借契約初期費用、親族宅滞在費等も認められている。

関東地方在住者で、H23.4 に福島市内で就労することが原発事故前からきまっていたが、原発事故により就労予定先から就労を断られたという事案で、就労不能損害が認められている（和解事例 308）。

東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償となっていなかった避難先での中間収入相当額につき、その賠償が認められた事案がある（和解事例 239）。

終期については、H23.12 末日とするものが多いが、H24.2 末日（和解事例 239、240）、H24.3 末日（和解事例 156、240、333）、H24.4 末日（和解事例 308）、H24.5 末日（和解事例 184、259）とするものが散見される。

（澤井功）

6. 財物損害

自主的避難等対象区域について、財物損害が認められた事例で、公表されているものは少ない。

和解事例 37 においては、「財物価値の喪失（たけのこ）」を含むものとして支払額を 234,400 円とする和解がなされているが、うち財物価値の喪失分がどのように評価されているのか、具体的な内容や内訳の詳細は不明である。

その他、和解事例 12 においても、「財物価値喪失」を含むものとしての和解がなされているが、詳細は不明である。

（渡辺慎太郎）

7. 除染費用

自主的避難等対象区域について、除染費用に関する損害を認めている事例で公表されているものは、比較的多い。

金額については、実費を賠償しているものと思われる。

最近の和解案において、和解条項に、「除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する条項」が含まれているものが多く見受けられる。

また、これからの和解案では、東京電力が二重払いを避けるため、申立人が除染費用に関する領収書の原本を東京電力に渡すことを、東京電力側が和解内容として要求してきている状況である。

和解事例 207 においては、和解条項の中に、「4 除染費用を裏付ける領収書原本の

授受」という条項を入れ、①申立人が、東京電力側に除染費用に関する領収書を交付したこと、②除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないこと、③除染費用につき、申立人への除染費用の支払いの事実を証するために必要のある時は、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の個人情報が必要な範囲で提供できることを明記させている。

除染費用の種類については、庭の芝生の張替（和解事例 29）、畑の土の除去（和解事例 51）、客土（和解事例 84）、樹木の伐採（和解事例 87）等のほか、申立人による除染作業に対する労働相当額を含むものとされた事例もある（和解事例 287）。

また、従来と同程度の景観に服するために支出した費用が賠償された事例もある（和解事例 115）。

対象期間については、従前から、除染を実施した期間が平成 24 年までまたがるものについて、除染費用に関する損害が認められたものが散見されたが（和解事例 115、166、175）、近時も、実施時期が平成 24 年までまたがる除染費用が損害として認められている（和解事例 243、254、255）。

（渡辺慎太郎）

8. その他の損害

詳細が不明なものもあるが、自主的避難等対象区域におけるその他の損害としては、放射線測定機購入（和解事例 29、230-1、300）、自家消費等目的の野菜類の放射線検査費用（和解事例 66）、通勤費増額（和解事例 38）、学校を休学した期間中の授業料相当額の損害（和解事例 117）、薪代金（和解事例 142）、幼稚園通園用品購入費用（和解事例 396）を認めた事例がある。

また、詳細は不明であるが、生命・身体損害を認めた事例がある（和解事例 156、184。和解事例 223 では 853,599 円が生命・身体損害の実費相当額として認められている）。

（渡辺慎太郎）

第3 避難指示等対象区域一営業損害

1. 逸失利益

(1) 中間指針は、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害（逸失利益）と認められ、対象となる事業は営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る、としている。

逸失利益は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益（売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等も含む）と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用（売上原価のほか、販売費及び一般管理費も含む）と実際に負担した費用との差額を控除した額としている。ただし、将来の売上のための費用を既に負担し、又は継続的に負担せざるを得ないような場合には、本件事故によっても負担を免れなかったとして、これを控除しないこととなる。

総括基準（平成24年4月19日決定）では、仲介委員が営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定をするにあたり、

- ・平成22年度（又は同21年度、同20年度）の同期の額
- ・同22年度（又は同21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均含む）
- ・同20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きい等の事情がある場合には、同22年度以前の5年度分の平均値（加重平均含む）
- ・同23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

の各算定方法の内、一つの合理的な算定方法を選択すれば足り、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される、としている。

また、営業損害算定の収入の控除につき、中間指針では、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、利益を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとし、総括基準ではこれを具体化し、本件事故がなくても当該営業が実行されたことが見込まれるとか、当該営業が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、避難先等における営業によって得た利益は営業損害の損害額から控除しないものとし、利益額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額（原則1人30万円、個別の和解仲介手続において月額50万円とすることも差し支えない）を超過する部分又は

損害額を上回る部分のみを、営業損害の損害額から控除するものとする、としている。

- (2) 和解事例をみると、基本的には、賃貸借契約が不可能になった（和解事例 21、125、172）、配達販売先が全て避難し、売掛金の回収が事実上不可能になった（和解事例 67）等、営業が不能になる等その事業に支障が生じたため、現実には減収が生じた分につき、損害が認められていると思われる。

損害額の算定方法に関しても、平成 21 年度の決算を基準として算定した逸失利益から、申立人が和解対象期間内に受領した助成金額、仮払補償金等を差し引いた金額が賠償された事例（和解事例 110）や、本件事故がなければ得られたであろう 5 ヶ月分の収入あるいは支払を免れた 5 ヶ月分の経費を、平成 20 年の確定申告における収入、経費等に 12 分の 5 を乗じて算出し、本件事故がなければ得られたであろう収入から支払を免れた経費を控除した後の残額が賠償された事例（和解事例 125）、平成 22 年の申告売上は 500 万円弱であったが、本件事故当時は独立開業したばかりで、平成 23 年には大規模な仕事の受注見込みが相当程度確実であったことから、本件事故がなければ 730 万円程度の売上があったとし、原材料はほとんど自家生産していたこと等から経費率を 30%程度として損害を算出して賠償された事例（和解事例 131）、収支計算書の計画値に基づく逸失利益と平成 21 年 5 月期の実績値に基づく逸失利益との差額分の 9 割相当分を認められた事例（和解事例 256）、事業拡大等により増収見込みであったとして増収分が認められた事例（和解事例 405、420）等、総括基準にもあるように、必ずしも平成 22 年度収支を基準とするものでない。また、不動産賃貸業の逸失利益につき、平成 24 年 6 月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例（和解事例 385、390）もある。

損害の立証方法も、農作業手伝いの手間賃分の損害につき、確定申告書、領収書等の客観的資料がなくとも、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき賠償された事例（和解事例 433）もあり、厳密な立証までは求められていない。

他にも、本件事故後に支出した敷金につき、逸失運用益相当額の損害が認められた事例（和解事例 174）や、固定資産税につき、対象期間の課税額及びその支払義務が確定したときにその課税額を別途請求できるとした事例（和解事例 211）、平成 23 年 2 月 16 日から同年 3 月 11 日までの分として従業員に支給した給与が損害とされた事例（和解事例 386-2）、受注中の道路舗装工事が完成しなかったことによる残工事代金、人件費、地代分の損害が認められた事例（和解事例 404-1）等、逸失利益の原則を応用した賠償も認められている。

（一ノ瀬美枝）

2. 追加的費用

- (1) 中間指針は、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としている（なお、放射線検査費用については、「第 1 避難指示等対象区域 個人損害 8-2.

放射線検査（物）費用」参照）。

特に除染費用については、本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分を賠償すべき損害としている。なお、放射性物質汚染対処特措法による財政措置の対象となるか否かにかかわらない。

- (2) 和解事例をみると、事業に支障が生じたために負担した追加的費用として、食品製造・販売業でのリース解約金（和解事例211）、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金（和解事例336、なお、同様に住宅ローンの遅延損害金負担増加費分がその他の費用として賠償が認められた事例として和解事例125）、リース・レンタル用品買取費用（和解事例404）、店舗移転により従前の取引先への営業のために新たに雇用した従業員の人件費相当額（和解事例424）等が認められている。

また、除染費用につき、汚染除去のみならず、汚染の拡散の防止等の措置費用として、工場のエアシャワー設置工事費用、工場改修費用、屋根修繕費用等も認められている（和解事案174）。もっとも、個人損害における除染費用（「第1 避難指示等対象区域-個人損害 9. 除染費用」、「第2 自主的避難等対象区域、その他-個人損害 7 除染費用」参照）同様、和解条項中、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する条項が含まれている。

（一ノ瀬美枝）

3. その他の損害

- (1) 中間指針は、避難指示等対象区域の事業者の財物損害についても、「第1 避難指示等対象区域-個人損害 7. 財物損害」と同様とするが、当該財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべき、としている。

なお、損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる、としている。

- (2) 和解事例をみると、実質的に使用不能となった機器、資材、棚卸資産等が財物損害とされており（和解事例16、131（造園用道具、経年劣化及び津波による劣化考慮）、200、204②、211、293、294、328、336、386、403、414）、あえて、財物の所有権留保条項を付記している事例も認められる（和解事例200、403）。

また、建設中の倉庫が9割方完成したところで、工事続行と倉庫の使用が不可能となったため、支払済みの設計費と工事代金が賠償された事例（和解事例280）も認められる。

（一ノ瀬美枝）

4. 弁護士費用

(1) 総括基準は、弁護士費用を賠償すべき損害とし、標準的な場合は、和解により支払を受ける額の3%を目安とし、和解金が高額（おおむね1億円以上）となる場合は、和解により支払を受ける額の3%未満で仲介委員が適切に定める額としている。和解により支払を受ける額については、個人又は法人単位に考えるのが原則であるが、弁護士が複数の個人又は法人から委任を受けている場合には、事情により、複数の個人又は法人が和解により支払を受ける額の合算額をもとにしてこの基準を適用することができるとする。

もつとも、和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動に通常的事案よりも複雑困難な点があったと認められる場合（弁護士にかかった手間と比べて和解金が著しく少額である場合を含む。）には、弁護士費用相当額の損害を増額することができ、反対に、和解仲介手続における被害者の代理人弁護士の活動が、適正、迅速な審理の実現にあまり貢献しなかったと認められる場合には、仲介委員の判断により、弁護士費用相当額の損害を認定しないことができるとする。

(2) 和解事例をみると、大半の事例が和解により支払を受ける額の3%で認められているが、1億円以上の事例では、2%（和解事例256、支払を受ける額247,543,226円）や2.3%（和解事例386-2、支払を受ける額423,863,591円）で認められている事例もあり、総括基準に沿った運用がなされている。

（一ノ瀬美枝）

第4 自主的避難等対象区域、その他一営業損害

<総論－中間指針、中間指針第三次追補及び総括基準での取扱いについて>

(1) 自主避難等対象区域及びその他の区域については、いわゆる風評被害・間接損害が中心となっている（その他、農林水産物等に関しては、政府等による出荷制限指示等に係る損害がある。）。

(2) 風評被害について

風評被害については、中間指針第7において、「報道等により広く知られた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味する」とされている。

そして、本件事故と相当因果関係が認められるのは、「一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」とされている。

1) 対象となる業種について

中間指針では、①農林漁業・食品産業、②観光業、③製造業・サービス業等、④輸出の4類型に分類して指針を定めているが、③のサービス業等の概念は広く、賠償請求を行うにあたっては、およそすべての事業が含まれるものと解して大きな問題はなかろう。

2) 損害項目について

次に、中間指針における損害項目としては、㉞営業損害、㉟就労不能等に伴う損害、㊱検査費用（物）とされている。但し、その他の損害項目を否定するものと解されるべきではない。実際にも、財物損害（和解事例135、249、327、394、415）などが認められている。

3) 原則とする損害の分類について

また、中間指針では、上記①乃至④の各類型ごとに、原則として賠償すべき損害と認めるものについても分類がなされている（それ以外の類型については、上記の一般的な基準によって判断する。）。理解しておくべき分類は以下のとおりである（中間指針第三次追補によって追加された分類については、その旨を明記した。）。

① 農林漁業・食品産業

ア 対象地域等

(ア) 生産物・製造物の種別を問わず、福島県にて産出されたもの及び事業者の主たる事務所又は工場が福島県内に所在するものは対象とする。

詳細は、以下のとおりである。

i 農林漁業

(i) 農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）

・農林産物一般

福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの

- ・農産物（中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
岩手、宮城の各県において産出されたもの
- ・林産物（中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡及び広島（広島についてはしいたけに限る。）の各都県において産出されたもの
- (ii) 茶
 - ・福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川及び静岡の各県において産出されたもの
 - ・宮城、東京の各都県において産出されたもの（中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
- (iii) 畜産物（食用に限る。）
 - ・福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの
 - ・岩手、宮城及び群馬の各県において産出されたもの（牛乳・乳製品で、かつ、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
- (iv) 水産物（食用及び餌料用に限る。）
 - ・福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの
 - ・北海道、青森、岩手及び宮城の各県において産出されたもの（中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
- (v) 花き
福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの
- (vi) その他の農林水産物
 - ・その他の農林水産物一般
福島県において産出されたもの
 - ・家畜の飼料及び薪・木炭
岩手、宮城及び栃木の各県において産出されたもの（中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
 - ・家畜排せつ物を原料とする堆肥
岩手、宮城、茨城、栃木及び千葉の各県において産出されたもの（中間指針以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。中間指針第三次追補）
- (vii) (i) ないし (vi) の農林水産物を主な原材料とする加工品
- ii 農業（平成 23 年 7 月 8 日以降に現実に生じた買い控え等による被害に限る。）
 - (i) 牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供された牛に係るもの
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、

群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県
において産出されたもの

iii 農林水産物の加工業及び食品製造業

(i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に
所在するもの

(ii) 主たる原材料が i の (i) ないし (vi) の農林水産物又は ii
の牛肉であるもの

(iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている
水を原料として使用する食品

iv 農林水産物・食品の流通業

(i) i ないし iii に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者
が仕入れた当該産品等に係るもの

(イ) 自粛行為についても、その判断がやむを得ないものであれば対象と
する。

(ウ) 取引先の要求による検査費用について、政府の指示により都道府県
において検査を行った産品等と同種のものに対する検査の費用は
対象とする。

② 観光業

ア 対象地域等

(ア) 福島県に営業の拠点がある観光業については、事故後に発生した解
約や予約控え等による減収分は、原則として対象とする。

その他、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業も、
対象とする。

(イ) 外国人観光客については我が国に営業の拠点がある観光業について
本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平
成 23 年 5 月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと
により発生した減収等については、原則として本件事故と相当因果関
係のある損害として認められる。

イ 原発事故外要因の考慮について

震災影響が一定程度考慮される場合がある。

ウ 総括基準（平成 24 年 3 月 14 日決定及び同年 8 月 24 日決定）

中間指針を補足する形で、以下の基準が定められている。

(ア) 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について

i 平成 23 年 5 月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち
解約以外の原因により発生したもの及び通常の解約率の範囲内の
解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認め
られるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念
し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として
合理性を有していると認められる場合とする。

ii 平成 23 年 6 月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事
故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射
性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均
的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められ
る場合とする。

- iii i、iiの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意する。
 - (イ) 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業について
 - i 本件事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理によるものであり、かつ、当該心理は平均的・一般的な人を基準として合理性を有しているものと認められる。
 - ii 上記の減収等の損害の発生について、上記の原因以外の原因が、3割を超える寄与をしている（未成年者主体の団体旅行については上記に記載された原因以外の原因が寄与をしている）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。
- ③ 製造業・サービス業等
- ア 対象地域等
 - (ア) 福島県に製造・営業拠点を有する事業
 - (イ) サービスの提供を行う側の来訪拒否に係る、福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの
 - (ウ) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導につき、
 - i 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの
 - ii 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
 - (エ) 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの
 - (オ) 海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたことにより発生した減収及び追加的費用
 - イ 原発事故外要因の考慮について

震災影響が一定程度考慮される場合がある。
 - ウ 総括基準（平成24年3月14日決定）

中間指針を補足する形で、以下の基準が定められている。

 - (ア) 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
 - (イ) 上記基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念

する訪日外国人は、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意する。

④ 輸出

ア 日本国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。）や各種証明書発行費用等は、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

イ また、我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。

（3）間接損害（間接被害）について

1) 間接損害については、中間指針第8において、「本件事故により、賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」という。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（以下「第一次被害者」という。）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味する」とされている。

2) 間接損害については、間接損害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようなものが挙げられる。

①事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

②事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

③原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの

3) 損害項目としては、営業損害、および、就労不能等に伴う損害となる。

4) 間接損害であることが明示された事例として、164、227、228、235、276、314、321、340、345、368、373、380、428がある。

＜和解事例の検討＞

なお、公表内容だけでは、風評被害・間接損害の別が明らかでない事例も相当数あるため、全ての事例を風評被害に倣って分類した。

（1）農林漁業・食品産業

1) 加工・製造業、流通業も含めれば、ある程度の事例が集積している。

2) 福島県内の事例では、水産物関係（水産加工品の製造販売・調達業）、野菜・果物関係（あんぽ柿生産・加工業者、野菜果物の販売業、果樹園等）、穀物関係（そば等の製造業、そば栽培、米栽培・販売業）、茸類関係（なめこ生産業

者、きのこ栽培業者、きのこを原料とする食品等の製造・販売業等）、畜産関係（養豚業）、花き販売業、塩製造業、食品製造・販売業等がある。

いわき市の水産加工品の製造販売業者の件では、風評被害による営業損害の他に、半製品在庫にかかる逸失利益、および、追加的費用として放射線測定器購入費用・検査費用・半製品在庫の腐敗処理費用・外装包装フィルムの表示変更に関する費用が認められている（和解事例 7）。

- 3) 福島県外の事例では、野菜・果物関係（野菜の通販事業、有機農産物の生産販売等）、茶関係（茶の製造・加工業）、穀物関係（米穀店）、茸類関係（椎茸栽培業、茸類販売業等）、畜産関係（牛肉の卸売業）、食品製造・販売業・加工卸売業、飼料販売業、肥料製造業者等がある。出荷停止の指示等がなされた産品に関する事例も多く含まれている。

(2) 観光業

1) 純然たる観光業に限れば、事例はそう多くはない。

2) 福島県内の事例では、郡山市の旅行業者と猪苗代の宿泊業の 2 件である。

前者は、営業損害・追加的費用として取扱手数料、その他の費用が認められている（和解事例 127）。

3) 福島県外の事例では、宿泊業者が多く、地域も栃木県・千葉県・山梨県・京都市と広い範囲の事業者について損害が認められている。

また、埼玉県の観光業等を営む業態（地元農産物を宿泊客に提供することを特徴とするもので、国内宿泊客向け）について、追加的費用なども含めた形で営業損害としての賠償がなされている（和解事例 13）。観光業の風評被害に関する中間指針では、埼玉県を原則的に対象地域とはしていないが、埼玉県において産出された農産物の風評被害に関しては、原則として賠償すべきと定められていること等から、逸失利益の 20%は賠償されるべき損害であると判断された。

さらに、千葉県内にて海の家を経営する事業者の営業損害が認められているほか（和解事例 99）、東京都内にて外国人観光客を顧客とする飲食業者の営業損害について賠償がなされている（和解事例 144）。

(3) 製造業・サービス業等

1) もっとも件数が多く、業種も多岐にわたっている。農林漁業・食品産業や観光業と重なる部分がある業種も存在する。

2) 福島県内の事例としては、飲食業、製造業、製材業、建築業、地質調査業（和解事例 69）、造園業、小売業（ヒーリング用品、衣料品、スーパーマーケット）、学習塾経営、スイミングスクール経営、タクシー事業、運送業、カウンセリング業、不動産賃貸業、プロサーファー、医療介護関係（薬局、歯科技工士業、医療法人、介護サービス）、釣舟業、神社等となっている。

また、施設を運営する特定非営利活動法人について、利用者の減少に伴う減収分（給付費及び助成金）の賠償が認められた事例がある（和解事例 120）。

これらの内、タクシー事業者について、タクシー車両のクーラーユニットの交換費用が追加的費用として認められた事例（和解事例 195）、薬局について津波被害後の仮設店舗の建設が遅れたことに伴う逸失利益を認めた事例（和解事例 132）、自主的避難等対象区域の賃借物件について逸失利益を認めた事例（和解事例 108）が注目される。

3) 福島県外の事例としては、飲食業（栃木県産和牛・農産物を主材料とする料

理を提供していること等から、一定範囲の減収が賠償されたものとして、和解事例 49がある。また、東北ブランド和牛を中心に取り扱っている新潟の焼き肉店で、平成 23 年 7 月中旬に報道された、牛の飼料からセシウムが検出されたというニュースによる売上減少が賠償されたものとして、和解事例 145がある。）、製造業、小売業（コンビニエンスストア、農機具販売）、卸売業（国内各地の空港や免税店・土産物店に対する外国人向け雑貨等を販売する業者として、和解事例 71がある。）、通訳案内士、英会話学校、日本語学校、幼稚園、外国人留学生向け寮、ロジック・飲食店開業準備中の事例、貸農園業、運送業、不動産販売業、釣船業、釣具店、車両輸入業等がある。

これらの内、コンビニエンスストアの事例は、事業者所在地が千葉県であるが風評被害が認められている（和解事例 167）。詳細は不明であるが九十九里浜に近い地域であるため、海水浴客の減少に伴う損害が認められた可能性がある。

また、ロジック・飲食店開業準備中の事例については、事業所予定地が日光市であり、ゴールデンウィーク時の開店を目標としていたが、事業者が開業を断念した事例である。認められた損害は、事業断念後の転居費用や住宅費用、交通費にとどまっているが、自主的判断についても賠償の対象となっており、注目される事例である（和解事例 82）。

（4）輸出

- 1) 件数は 6 件のみと少ない。
- 2) 福島県内の事例としては、福島市内に事業拠点を有する中古機械の輸出業と中国向けプラスチック半製品の輸出業がある。前者について、輸出先国における風評被害を根拠として営業損害を認めている（和解事例 181）。後者の事例は、製造工場を県北地域に取得し、平成 23 年 3 月から同工場を稼働する予定であった（和解事例 346）。
- 3) 福島県外の事例としては、北海道の中古車輸出業（和解事例 44）、茨城県の食品製造業、東京都のロシア向け冷凍サンマ輸出業、宮城県の中国向け冷凍魚輸出業がある。

（5）営業損害における貢献利益率の算定について

- 1) 営業損害の算定において、東京電力が直接請求等で用いている貢献利益率に基づく場合には、固定費と変動費の振り分けが大きな要素を占める。
- 2) 当会会員が代理人を務めた事例でも、水道光熱費や通信費中の基本料金、車両費中のメンテナンス費用や車両リース料、宣伝広告費中のホームページ制作費用や月々の管理費用などについて、東京電力は変動費にあると主張したのに対して、固定費として和解が成立した事例がある。

（6）営業損害における損益の通算について

- 1) また、営業損害の算定においては、基準年度の同月比で減収となった月と増収となった月が混在している事業者も存在する。この場合に、減収となった月のみについて損害を算定することができれば、賠償額が増加する。
- 2) この点、当会会員が代理人を務めた事例において、対基準年度の同月比で売り上げが増加した月について、新メニューの開発という特別の努力によることを立証して、売上げが増加した月を通算せずに損害を算定することで和解に至った事例がある。

（永山健太郎）

《 和 解 事 例 一 覧 編 》

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会において
原子力損害賠償紛争解決センターにより平成25年6月末までに発表された
公表和解事例1～435を項目別に整理したものです。

第1 避難指示等対象区域一個人損害

1. 避難費用

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の交通費として 16,000 円、引っ越しタクシー代 6,720 円、避難に伴う慰謝料 7,240 円、X 2 の交通費として 16,000 円とした事例【和解事例 1】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、避難交通費（引越し謝礼含む）として 101,000 円、避難後宿泊費（駐車場代、妹宅滞在費用も含む）として 879,000 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.8.11～H23.8.31、X 1 について 89,000 円、X 2 について 174,100 円、X 3 について 70,000 円、X 4 について 89,000 円とした事例【和解事例 6】

南相馬市鹿島区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、避難交通費として 50,000 円、知人宅滞在費用として 25,000 円、仮住居からの最終的な移動費用 150,000 円とした事例【和解事例 11】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、避難費用のうち、避難先の住居として申立人の長男名義で賃借し、賃料等の一部を支払った居住用建物の賃貸借契約に係る宿泊費用として、契約締結時の経費 520,099 円（H23.3.31 及び4月分の賃料を含む）から敷金 120,000 円を控除した 398,099 円の半額（199,049 円）、賃借人である申立人の長男が支払うべき平成23年5月乃至平成23年11月分の賃料の半額（月額 60,000 円）合計 420,000 円とした事例【和解事例 15】

南相馬市小高区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らの避難交通費・一時立入交通費として 65,550 円とした事例【和解事例 30】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、避難費用として 16,000 円とした事例【和解事例 31】

檜葉町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.26～H24.1.31、X 1 について親族宅に避難し A に対して支払った宿泊費（謝礼を含む）として 800,000 円、X 2 について親族宅に避難し B に支払った宿泊費（謝礼を含む）として 510,000 円とした事例【和解事例 33】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、交通費（避難費用・一時立入費用）として、55,000 円とした事例【和解事例 39】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、交通費(避難費用)として 20,000 円とした事例【和解事例 40】

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～23.11.30、X 1 について避難費用(交通費)として 126,000 円、避難費用(宿泊費) 150,000 円とした事例【和解事例 41】

広野町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.13～H23.5.13、避難先(親類宅)で支払った宿泊費用(謝礼)として 250,000 円とした事例【和解事例 43】

富岡町、申立人1名並びに利害関係人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難先建物賃料共益費として 680,000 円(4月分月額 150,000 円÷30日×16日=80,000 円。5月分ないし8月分月額 150,000 円×4か月=600,000 円)、避難崎建物敷金の内、償却分として 120,000 円、避難交通費として 53,000 円、避難先宿泊費として 12,000 円とした事例【和解事例 47】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難交通費として 11,000 円とした事例【和解事例 48】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、避難費用として 38,000 円、避難後宿泊費(駐車場代・家財保険・仲介手数料) 48,200 円とした事例【和解事例 50】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 の避難・帰宅費用として 160,000 円とした事例【和解事例 58】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難・帰宅費用として 96,000 円とした事例【和解事例 59】

南相馬原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて避難交通費 504,000 円、避難後宿泊費(親戚宅滞在費用を含む) 260,000 円とした事例【和解事例 64】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難後宿泊費として 720,000 円とした事例【和解事例 68】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難交通費として 60,000 円とした事例【和解事例 70】

浪江町、申立人1名、対象期間 H23.3.11～H23.5.24、避難費用(親族への謝礼)として 240,000 円とした事例【和解事例 74】

川俣町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用・生活費増加費用として 172,735 円とした事例【和解事例 75】

檜葉町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて避難費用、生命・身体的損害、精神的損害として 1,831,750 円とした事例【和解事例 78】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について家賃（7月・8月分）として 104,000 円、宿泊費として 8,000 円、移動費用として 11,000 円、X 2 について宿泊費 8,000 円、避難・帰宅費用として 39,000 円とした事例【和解事例 92】

大熊町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らについて避難費用（移動費用・宿泊費）、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等（ただし申立人 X 1 の住宅手当、平成 23 年 10 月分の家賃、及び財物損害を除く）として 7,128,404 円とした事例【和解事例 113】

大熊町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて子供の生活費増加費用、精神的苦痛及び移動費用として 400,000 円とした事例【和解事例 114】

南相馬市原町区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、交通費・宿泊費（平成 23 年 3 月 14 日福島県〇〇ホテル宿泊分）として 112,283 円、避難先居住（〇〇〇〇 〇〇〇号室）賃借にかかった費用のうち仲介手数料として 90,000 円、火災保険料として 20,000 円、礼金として 45,000 円、敷金の 2 割相当額として 9,000 円、平成 23 年 4 月から 10 月の賃料の 3 分の 2 相当額として 404,000 円（4 月分 66,000×3 分の 2=44,000 円、5 月～10 月分 90,000×6 ヶ月×3 分の 2=360,000 円）、平成 23 年 11 月分賃料 25,000 円、避難先駐車場の賃借にかかった費用（平成 23 年 5 月～10 月）として 60,000 円とした事例【和解事例 118】

南相馬市小高区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人らについて避難費用として 336,000 円とした事例【和解事例 121】

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用として申立人 X 1 について 949,744 円、X 2・X 3 および X 4 について各 17,000 円とした事例【和解事例 129】

警戒区域内、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、避難費用（避難交通費・生活費含む）として 376,000 円とした事例【和解事例 131】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用として 61,000 円とした事例【和解事例 141】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H23.11.30、移転・宿泊費等として 19,560 円とした事例【和解事例 143】

南相馬市小高区（被相続人が病院に入院していた）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、申立外故人（（申立人の母親）が本件事故により避難を強いられ、平成 23 年 4 月に死

亡した)の避難費用として97,125円、移動宿泊費として671,580円とした事例【和解事例148】

南相馬市原町区、申立人5名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.30、申立人らについて避難先への謝礼として300,000円とした事例【和解事例157】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、申立人らについて避難費用(引越費用及び宿泊先への謝礼等)として522,356円とした事例【和解事例159】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、X1について避難費用(移動交通費)として76,000円、家財道具移動費用として28,000円、とした事例【和解事例160】

いわき市(旧屋内退避区域)、申立人(大人)1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.30、避難費用(移動費用)として26,000円、避難費用(家財道具移費)として83,834円、宿泊謝礼として420,000円とした事例【和解事例163】

警戒区域内、申立人1名(車いすで生活)の事案、対象期間H23.3.11～H24.7.31、避難費用として129,000円とした事例【和解事例183】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、X1について避難費用①避難交通費として128,000円、避難費用②賃貸借関係増加費用として803,050円、避難費用③生活費必需品購入費用433,055円とした事例【和解事例195】

南相馬市原町区、申立人4名(子供1名を含む)の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、避難費用(移動交通費)として40,000円、(避難先謝礼)として192,000円とした事例【和解事例197】

双葉町、申立人1名(美容師)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難費用①交通費として50,000円、避難費用②宿泊費60,000円とした事例【和解事例202】

南相馬原町区、申立人2名(中部地方に9か月にわたり避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、避難費用①交通費47,000円、②家財移動費98,650円、③宿泊費216,000円、④家財購入費139,000円とした事例【和解事例232】

南相馬市原町区、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、X1について避難交通費として22,000円とした事例【和解事例242】

警戒区域、申立人6名(中通りに避難)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難費用として100,000円とした事例【和解事例244】

警戒区域、申立人2名(いわき市に避難)の事案、避難費用(H23.5家財道具移動設置費用)として30,000円とした事例(東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された各種の

費用について、そのほぼ全額の賠償が認められた) 【和解事例 252】

広野町、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.31、避難に伴う交通費として X 1 について 20,000 円、X2 について 102,000 円。X2 について避難に伴う宿泊費謝礼として 1,000 円とした事例 【和解事例 261】

警戒区域、申立人 6 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、避難費用交通費として X 1 について 62,000 円、X 4 について 34,000 円。X 1 について家財道具移動費用として 10,000 円とした事例 【和解事例 267-1】

警戒区域、申立人 6 名の事案、対象期間 H23.8.1～X 5 所有に係る双葉郡富岡町所在の自宅建物につき被申立人から賠償金を受領する月まで、避難費用（家賃相当額）として月額 50,000 円とした事例 【和解事例 267-2】

警戒区域、申立人 3 名（X 1、申立人兼申立人亡 X 3 の継承人 X 2）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難移動費用として 48,000 円、避難滞在費として 50,000 円とした事例 【和解事例 270】

警戒区域、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、避難宿泊費として 530,000 円、避難交通費として 40,000 円とした事例（高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例） 【和解事例 273】

広野町、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.12～H23.3.13、避難費用（交通費）として 5,000 円。対象期間 H23.4.6～H23.6.9、避難費用（宿泊費）として 40,000 円。対象期間 H23.3.11～H24.8.31、避難費用（生活費増加分）として 540,000 円とした事例（乳幼児 2 名（うち 1 名は原発事故直前 1 か月の期間内に出生）の世話をしながら避難した家族について、東京電力からの直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例） 【和解事例 275】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、避難費用（交通費）として 92,000 円、（宿泊費）として 69,600 円とした事例 【和解事例 285-1】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、避難費用（宿泊費）として 149,000 円とした事例 【和解事例 285-2】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、避難費用（宿泊費）として 9,960 円、賃料損害として 154,727 円とした事例 【和解事例 285-3】

緊急時避難準備区域、申立人 1 名（北陸地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1 末日、避難費用（交通費）として 9,000 円、（宿泊費）として 51,200 円とした事例 【和解事例 298】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について避難費用（交通費）として133,000円、（滞在費）として126,000円とした事例【和解事例305】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、X1について避難費用として57,000円とした事例【和解事例306】

警戒区域、申立人2名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、避難費用（移動費用、滞在費含む）として38,000円、南相馬市帰還費用（交通費、滞在費）として289,700円、対象期間H23.3.11～H24.5.31、家族間交通費として70,000円とした事例【和解事例309】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H23.10.25、X1について、避難費用として26,000円、対象期間H23.3.11～H23.8.25、X3について避難費用として87,000円とした事例【和解事例310】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、X1について避難費用（交通費）として49,000円、（滞在費）として325,170円、（家族間の面会にかかる交通費増加分）として622,000円、避難時費用（通信費増加費用）として62,829円、X4について避難費用（生活費）として18,373円とした事例【和解事例311】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.4.30、避難費用として（家財購入、被服費、その他生活費増加、食費増加）として544,090円とした事例【和解事例317】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難費用（交通費）として430,000円、（宿泊費）として350,000円、（家財購入費）として68,000円、（家電購入費）として206,073円、（衣服費）として193,560円とした事例【和解事例322】

警戒区域、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、避難費用としてX1について54,000円、X2について23,000円、親族宅への同居費用としてX1について360,000円、X2について540,000円、とした事例【和解事例329】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について避難滞在費378,000円とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例331-1】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、避難・一時立入・帰宅移動費として216,000円とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例331-2】

警戒区域、申立人1名（避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、H23.11月に避難先で死亡した被相続人（要介護者）の介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、避難・移動費用として94,700円、避難先への謝礼として110,000円とした事例【和解事例

警戒区域、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用として1,021,404円とした事例【和解事例 337】

警戒区域（南相馬市小高区）、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用（交通費）として209,000円、宿泊費311,000円とした事例【和解事例 354】

警戒区域（浪江町）、申立人6名（3世代家族）の事案、X1について対象期間 H23.3.11～H24.2 末日、避難費用（携帯電話利用料）として30,000円、対象期間 H23.3.11～H24.8 末日、避難費用（食費増加分）として270,000円とした事例【和解事例 360】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、避難交通費として51,000円とした事例【和解事例 363-1】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、避難費用（宿泊費）として6,000円とした事例【和解事例 363-2】

所在不明、申立人1名（若年時から障害があり要介護2の高齢者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用として30,000円とした事例【和解事例 375】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11 末日、避難費用（交通費）としてX1について58,000円、X2について30,000円、避難費用（宿泊費）としてX1について45,000円、避難費用（家財移動費用）としてX1・X2について各20,000円、家財購入費用としてX1について752,267円とした事例【和解事例 387】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、避難費用（避難交通費）として26,000円、避難費用（家財購入費）として655,256円、避難費用（交通費増加分）として63,765円とした事例【和解事例 392】

所在不明（警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生）、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、X1について避難交通費として16,000円とした事例（通院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された）【和解事例 401-1】

警戒区域（双葉町）、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、避難費用（交通費）として、X1について17,000円、X2について5,000円、（宿泊費）として、X2について44,000円、（家財道具移動費用）として、X2について56,000円とした事例【和解事例 408】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、移動交通費として、X1について82,000円、X5について23,000円とした事例【和解事例 409】

警戒区域（浪江町）、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難交通費とし

て、X 1 について 22,000 円とした事例【和解事例 410-1】

警戒区域（浪江町）、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3～H24.2 末、X 1 について、避難費用（宿泊費）として 324,000 円、（家財道具購入費）として 300,000 円、（被服費）として 120,000 円、（食費増加分）として 120,000 円とした事例【和解事例 410-2】

南相馬市鹿島区、申立人 3 名（農家）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9 末日、X 1 について、避難費用（交通費）として 49,000 円、（生活衣類費）として 15,330 円、（電気こたつ、電気敷き毛布）として 34,300 円とした事例【和解事例 422】

警戒区域、申立人 4 名（関東地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 1 について、避難費用のうち家財購入費として 704,653 円とした事例【和解事例 429-1】

警戒区域、申立人 4 名（関東地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 1 について、避難交通費として 71,000 円、避難滞在費として 83,820 円、とした事例【和解事例 429-2】

2. 生活費増加分

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の家財等生活用品購入費として 463,603 円、生活費増加分として 6,416 円、X 2 の生活費増加分として 26,000 円とした事例【和解事例 1】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、通常の範囲を超える増加生活費として 487,000 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.8.11～H23.8.31、X 1 について生活必需品の購入費用 88,743 円とした事例【和解事例 6】

南相馬市鹿島区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、通常の範囲を超える増加生活費（一時帰宅費用含）として 60,000 円とした事例【和解事例 11】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.4.11～H23.4.23、避難に伴い冷蔵庫、食器棚及び喪服を購入せざるを得なくなった損害として 57,000 円（連帯債権）とした事例【和解事例 14】

南相馬市小高区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らの生活費増加費用として 423,920 円とした事例【和解事例 30】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、生活費増加費用として 599,716 円とした事例【和解事例 31】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、生活費増加費用として 424,230 円とした事例【和解事例 32】

川内村（旧緊急時避難準備区域）、申立人2名の事案、対象期間 H.23.3.11～H24.2.29、生活費増加費用として申立人ら2名あわせて 31,417 円とした事例【和解事例 34】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費関連の損害ないし負担増加費用として 125,000 円とした事例【和解事例 39】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活関連ないし負担増額費用として 120,000 円とした事例【和解事例 40】

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について家具等生活用品購入費として 37,893 円とした事例【和解事例 41】

富岡町、申立人1名並びに利害関係人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難先家電購入費用ほかとして 202,320 円とした事例【和解事例 47】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費の増加費用として 283,025 円とした事例【和解事例 48】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、増加生活費（家財を含む）として 143,810 円とした事例【和解事例 50】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、生活費増加費として 380,000 円とした事例【和解事例 59】

南相馬原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて増加生活費として 521,487 円とした事例【和解事例 64】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、増加生活費として 180,145 円とした事例【和解事例 70】

川俣町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用・生活費増加費用として 172,735 円とした事例【和解事例 75】

双葉町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、3月・4月における衣類購入費用として 20,000 円、カーナビの購入費用として 30,000 円、H23.3.11～H24.1.31 携帯料金増加分として 50,000 円、H23.9.1～H24.11.30 家族間の移動費用として 336,000 円とした事例【和解事例 79】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費増加費用として 589,844 円とした事例【和解事例 85】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人らについて、生活費増加費用として 757,439 円とした事例【和解事例 89】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X1について物品購入費として 447,083 円とした事例【和解事例 92】

大熊町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らについて避難費用（移動費用・宿泊費）、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等（ただし申立人X1の住宅手当、平成23年10月分の家賃、及び財物損害を除く）として 7,128,404 円とした事例【和解事例 113】

大熊町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて子供の生活費増加費用、精神的苦痛及び移動費用として 400,000 円とした事例【和解事例 114】

南相馬市小高区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人らについて生活費の増加費用として 648,308 円とした事例【和解事例 121】

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について生活費の増加費用として 1,291,990 円とした事例【和解事例 129】

警戒区域内、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、避難費用（避難交通費・生活費含む）として 376,000 円とした事例【和解事例 131】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費増加費用として 430,451 円とした事例【和解事例 139】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費増加費用として 410,856 円とした事例【和解事例 141】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H23.11.30、生活費増加費用として 284,110 円とした事例【和解事例 143】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について避難先駐車場代として 48,052 円、スマートフォン代として 52,773 円、家財道具の購入費用として 459,624 円、被服代として 300,000 円、通信費増加分として 38,336 円、避難先での交通費として 176,271 円、夏タイヤ代として 210,000 円、簡易車庫代として 60,000 円、洗車代として 17,955 円とした事例【和解事例 160】

いわき市（旧屋内退避区域）、申立人（大人）1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、生活費増加費用（家財等購入費）として 350,000 円とした事例【和解事例 163】

警戒区域内、申立人1名（車いすで生活）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、生活費増加費用として 1,656,025 円とした事例【和解事例 183】

南相馬市原町区、申立人4名（子供1名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、生活費増加費用として 107,300 円とした事例【和解事例 197】

双葉町、申立人1名（美容師）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活用品等購入費として 507,376 円とした事例【和解事例 202】

警戒区域、申立人6名（中通りに避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加分（スタッドレスタイヤ）として 287,700 円、（家具等購入）として 1,060,960 円、（教育費）として 80,000 円、（被服費）として 360,000 円、（その他の費用）として 286,780 円とした事例【和解事例 244】

警戒区域、申立人2名（いわき市に避難）の事案、生活費増加費用（H23.3.11～H23.11 末日まで）として 112,936 円とした事例（東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された各種の費用について、そのほぼ全額の賠償が認められた）【和解事例 252】

広野町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.31、生活費一般の増加費用として X1 について 40,462 円、X2 について 1,208,582 円とした事例【和解事例 261】

警戒区域、申立人3名（X1、申立人兼申立人亡X3の継承人X2）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加分として 826,865 円とした事例【和解事例 270】

警戒区域、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生活費増加費用として 529,978 円とした事例（高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例）【和解事例 273】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、生活費増加分として 984,277 円とした事例【和解事例 285-1】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、生活費増加分として 326,094 円とした事例【和解事例 285-2】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、生活費増加分として 1,480 円とした事例【和解事例 285-3】

緊急時避難準備区域、申立人1名（北陸地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1 末日、生活費増加分として 155,000 円、食費増加分として 110,000 円とした事例【和解事例 298】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X1 について生活費増加分（物品購入費）として 965,598 円、（衣類、寝具、電化製品等）として 279,208 円、（同一世帯内での移動）として 316,000 円とした事例【和解事例 305】

警戒区域、申立人2名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、生活費増加分として 310,000 円とした事例【和解事例 309】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間 H23.10.14～H23.11.27、X1 について、家財道具購入費として 411,159 円とした事例【和解事例 310】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X1 について避難費用(生活費増加費用。但しX1 所有の自動車にかかる損害を除く。)として 912,892 円とした事例【和解事例 311】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.30、避難費用として（家財購入、被服費、その他生活費増加、食費増加）として 544,090 円とした事例【和解事例 317】

警戒区域、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X1 について生活費増加費

用（テレビ・自転車・扇風機・テーブル・衣服掛け上下セット・電気シェーバー・じゅうたん・目覚まし時計・電気コード・鏡・傘・爪切り各1個）として87,180円、X2について生活費増加費用（遠赤外線電気ストーブ・扇風機）として24,780円とした事例【和解事例329】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、避難・一時立入・帰宅移動費として216,000円、生活費増加分（自家消費野菜）として80,000円、（水）として50,000円、（交通費増加）として100,000円、（家財道具等購入費）として25,000円とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例331-2】

警戒区域、申立人1名（避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、H23.11月に避難先で死亡した被相続人（要介護者）の介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、避難後に購入した日用品費として442,575円とした事例【和解事例332】

警戒区域（双葉町）、申立人3名の事案、対象期間H23.12.1～H24.12.31、生活費増加費用として190,000円とした事例【和解事例371】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、テレビ購入代金として50,000円、家賃として85,500円とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例388】

警戒区域内、申立人2名の事案、対象期間H23.9.1～H23.11.30、避難費用（生活費増加費用）として72,634円とした事例（避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例）【和解事例391】

所在不明（警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生）、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、X1について生活費増加分として121,523円とした事例（通院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された）【和解事例401-1】

警戒区域（双葉町）、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、生活費増加分（衣類等）として、X1について230,000円、X2について251,640円、（謝礼）としてX1について30,000円、（家電等）として、X2について258,679円、（家具等）として、X2について、31,877円、（申立人X2負担の交通費）として、X1について335,000円、（申立人X3負担の交通費・宿泊費）として、X1について221,895円、X2について347,795円、（申立人X4負担の交通費・同人の減収分）としてX1について132,074円、（申立人X4負担の交通費）として、X2について42,262円、（証明書取得費用）として、X2について450円とした事例【和解事例408】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、生活費増加費用として、X

1 について 473,855 円、X 5 について 99,853 円とした事例【和解事例 409】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 2 名（自家栽培野菜の販売）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、生活費増加分（食費増加分等）として 30,000 円とした事例【和解事例 419】

警戒区域、申立人 1 名（家畜商）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難費用（生活費増加分のうち携帯電話料金増加分）として 233,800 円とした事例【和解事例 421】

南相馬市鹿島区、申立人 3 名（農家）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9 末日、X 1 について、生活費増加分（米・野菜費用）として 70,000 円とした事例【和解事例 422】

警戒区域、申立人 4 名（関東地方に避難）の事案、X 1 について、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、家財購入費等として 82,559 円、教育費増加分として 50,000 円、交通費増加分として 1,214,000 円、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、通信費増加分として 137,580 円とした事例【和解事例 429-2】

3. 生命・身体的損害

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の治療費、薬代として 4,140 円とした事例【和解事例 1】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、80,000 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 931,902 円、X 2 について 1,324,686 円とした事例【和解事例 6】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、通院交通費として 8520 円、通院慰謝料として 190,000 円とした事例【和解事例 32】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、生命・身体的損害として 25,200 円とした事例【和解事例 50】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 2 の生命・身体的損害として 110,350 円とした事例【和解事例 58】

富岡町、申立人2名（身体障害者）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、治療用消耗品費として X 1 について 7,150 円とした事例【和解事例 62】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、通院慰謝料・診断書料として 181,650 円とした事例【和解事例 70】

檜葉町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて避難費用、生命・身体的損害、精神的損害として 1,831,750 円とした事例【和解事例 78】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、生命・身体的損害として 325,600 円とした事例【和解事例 85】

大熊町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らについて避難費用（移動費用・宿泊費）、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等（ただし申立人 X 1 の住宅手当、平成 23 年 10 月分の家賃、及び財物損害を除く）として 7,128,404 円とした事例【和解事例 113】

南相馬市小高区（被相続人が病院に入院していた）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、申立外故人（（申立人の母親）が本件事故により避難を強いられ、平成 23 年 4 月に死亡した）のその他の損害（入院費・入院雑費・文書費）として 39,331 円とした事例【和解事例 148】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、X2について身体的損害に関する一時金として1,000,000円、H23.3.11～H23.8.31、通院交通費としてX1について50,000円、X2について45,000円、通院証明書取得費用として申込人らに各4,200円とした事例【和解事例159】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、X2について生命・身体的損害として36,250円とした事例【和解事例160】

いわき市(旧屋内退避区域)、申立人(大人)1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.30、生命・身体的損害(通院慰謝料等)として94,850円とした事例【和解事例163】

南相馬市原町区、申立人4名(子供1名を含む)の事案、X1について、対象期間H23.3.11～H23.11.30、生命身体的損害として770,350円、X2・X3について、対象期間H23.3.11～H24.5.31、生命身体的損害として、各31,900円とした事例【和解事例197】

警戒区域、申立人6名(中通りに避難)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、X2について生命身体的損害として150,000円、(診断書取得費用)として17,190円とした事例(転校先の高等学校になじめなかった子及び要介護の祖母)【和解事例244】

広野町、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.1.31、生命身体的損害(交通費)としてX2について40,000円、X3について85,000円。生命身体的損害(通院慰謝料)としてX2について200,000円、X3について400,000円とした事例【和解事例261】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.20、X2の生命身体的損害に関する一切の損害(治療費、文書量、慰謝料を含むがそれに限らない)として1,000,000円とした事例(精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例)【和解事例267-2】

警戒区域、申立人3名(X1、申立人兼申立人亡X3の継承人X2)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、生命・身体的損害としてX1について250,000円、X2について300,000円とした事例(身体が不自由であることなどを理由に日常生活損害慰謝料が増額された事例)【和解事例270】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、生命身体的損害(避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した医療費、交通費、薬代)として282,316円、(通院慰謝料)として1,160,000円、対象期間H23.3.11～H24.10末日、生命身体的損害(診断書作成費)として48,840円とした事例【和解事例285-1】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、生命身体的損害(避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、交通費、その他)として54,073円、(通院慰謝料)として940,999円、対象期間H23.3.11～H24.10末日、生命身体的損害(診断費)として17,850円とした事例【和解事例285-2】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、生命身体的損害(避難生

活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、交通費)として 367,160 円、(通院慰謝料)として 1,148,000 円、対象期間H23.3.11～H24.10 末日、生命身体的損害(診断費)として 50,950 円とした事例【和解事例 285-3】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、生命・身体的損害(精神的慰謝料)として 350,000 円とした事例(東京電力から直接賠償を受けた金額を上回る金額の賠償が認められた)【和解事例 291】

警戒区域、申立人 3 名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X 1、X 2、X 3について生命・身体的損害(放射線検査)として各 18,000 円、(医療費)として X 1 について 5,130 円、X 3 について 4,300 円、通院慰謝料として X 1 について 33,600 円、X 2 について 126,000 円、X 3 について 8,400 円、通院交通費として、X 1 について 20,000 円、X 2 について 75,000 円、X 3 について 5,000 円とした事例【和解事例 305】

警戒区域、申立人 2 名(警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者(避難先において自力外出ができなくなった)及び腰痛の持病を抱えている介護者)の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、X 1 について、通院交通費として 55,000 円、通院慰謝料として 150,000 円とした事例【和解事例 309】

警戒区域、申立人 4 名の事案、対象期間H23.4.29～H23.8.29、X 2 について、医療費として 113,121 円、対象期間H23.9.21、診断書取得費用として 7,350 円とした事例【和解事例 310】

警戒区域、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 2 について医療費として 31,610 円とした事例【和解事例 311】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.30、生命身体的損害のうち文書料として 2,100 円とした事例【和解事例 317】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間の指定なし、生命・身体的損害(医療費等)として 73,630 円、(通院慰謝料)として 42,000 円、(通院交通費)として 44,000 円とした事例【和解事例 322】

警戒区域、申立人 1 名(避難生活中に要介護 1 から要介護 2 に状態が悪化し、H23.11 月に避難先で死亡した被相続人(要介護者)の介護者)の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、医療費として 94,660 円、対象期間の指定なし、Aの死亡にかかる損害(Aの死亡慰謝料及び逸失利益の申立人相続分並びに葬儀費用)として 2,800,000 円とした事例【和解事例 332】
警戒区域内、申立人 2 名の事案、対象期間の指定なし、平成 23 年 10 月〇日に死亡した X 3 について生命・身体的損害として 161,180 円とした事例(避難生活中に体調を悪化させ、平成 23 年 10 月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料 600 万円等が賠償された事例【和解事例 391】

所在不明(警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生)、申立人 3 名の事案、対象期間

H23.3.11～H24.8.31、X 1 について生命・身体的損害として 22,649 円とした事例（通院を重ねて平成 23 年 5 月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された）【和解事例 401-1】

所在不明（警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生）、申立人 3 名の事案、対象期間の指定なし、生命・身体的損害（被相続人 A 分、死亡慰謝料）として 9,000,000 円、対象期間 H24.3.11～H24.12.31、生命・身体的損害（X 1 分、通院交通費、通院慰謝料）として 353,810 円とした事例（通院を重ねて平成 23 年 5 月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された）【和解事例 401-2】

警戒区域、申立人 6 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、生命・身体的損害として、X 4 について 23,400 円とした事例【和解事例 409】

警戒区域（浪江町）、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3～H24.2 末、診断書費用として、X 1 について 48,300 円、X 2 について 22,050 円とした事例【和解事例 410-2】

警戒区域、申立人 4 名（関東地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 1 について、一時立入交通費及び内部被ばく検査にかかる交通費（その他の交通費の増額分は除く。）として 154,000 円とした事例【和解事例 429-1】

4. 就労不能等損害

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 2 の給与等の減収として 135,000 円とした事例【和解事例 1】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 931,902 円とした事例【和解事例 6】

南相馬市小高区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.10.31、申立人らについて 1,738,235 円とした事例【和解事例 30】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、就労不能損害として 1,013,665 円（月額 202,733 円の割合）とした事例【和解事例 31】

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、就労不能に伴う損害として X 2 について 741,413 円、X 3 について 150,000 円とした事例【和解事例 41】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、就労不能損害として X 2 について 1,509,312 円とした事例【和解事例 50】

南相馬市原町区、申立人1名の事案、対象期間の設定なし、定年退職した場合に得られたであろう退職金と実際に得られた退職金との差額として 3,374,250 円とした事例【和解事例 53】

南相馬市原町区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.28、就労不能損害として 790,960 円とした事例【和解事例 56】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 1,486,144 円、X 3 について 967,620 円とした事例【和解事例 58】

南相馬原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、就労不能に伴う休業損害として X 2 について 525,000 円とした事例【和解事例 64】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能損害として 330,000 円とした事例【和解事例 85】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人らについて就労不能損害として 2,058,236 円とした事例【和解事例 89】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 2 について就労不能損害として 355,350 円とした事例【和解事例 92】

大熊町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らについて避難費用（移動費用・宿泊費）、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等（ただし申立人X1の住宅手当、平成23年10月分の家賃、及び財物損害を除く）として7,128,404円とした事例【和解事例113】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能損害（〇〇との業務委託契約にかかる就労不能損害）として2,040,000円とした事例【和解事例119】

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能等に伴う損害としてX1について365,948円、X2について703,380円とした事例【和解事例129】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、就労不能に伴う損害として4,858,905円（323,927円×15ヶ月）とした事例【和解事例136】

浪江町所在の会社勤務、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、就労不能損害として1,031,903円とした事例【和解事例138】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能損害として1,522,772円とした事例【和解事例139】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能損害として954,852円とした事例【和解事例141】

南相馬市小高区（被相続人が病院に入院していた）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、申立外故人（（申立人の母親）が本件事故により避難を強いられ、平成23年4月に死亡した）の死亡逸失利益として554,080円とした事例【和解事例148】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、就労不能等に伴う損害としてX1について1,543,932円、X2について529,998円とした事例【和解事例160】

南相馬市原町区、申立人1名（大人）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能に伴う損害（東京電力から直接賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額（避難先において就労して得た賃金））として850,893円とした事例【和解事例185】

双葉町、申立人1名（美容師）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、就労不能損害として1,108,819円とした事例【和解事例202】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、X4について就労不能損害として1,083,155円とした事例（精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例）【和解事例267-1】

広野町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、死亡逸失利益として2,732,533円とし

た事例（広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成23年3月27日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例）【和解事例268】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、給料等の減収として913,500円とした事例【和解事例285-1】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、給料等の減収として1,055,880円とした事例【和解事例285-2】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、給料等の減収として1,500,000円とした事例【和解事例285-3】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.12.1～H24.2末日、就労不能損害として571,200円とした事例（東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での収入相当額につき、その賠償が認められた【和解事例303】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について就労不能損害として4,935,732円とした事例【和解事例305】

警戒区域、申立人2名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.5.31、就労不能損害としてX1について、4,541,775円とした事例【和解事例309】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、X1について就労不能損害（退職後の減収分）として1,890,849円、就労不能損害としてX2について2,384,003円、X3について1,843,333円、X4について1,410,000円とした事例【和解事例311】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、就労不能に伴う損害として2,409,480円とした事例（申立当初は支給された失業給付金を控除して請求された就労不能損害について、その後請求が拡張されて、失業給付金を控除せずに就労不能損害が賠償された事例）【和解事例322】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.9.1～H24.3.31、就労不能損害として1,707,860円とした事例（東京電力の直接請求において就労不能損害の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年9月～平成24年3月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例）【和解事例325】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3末日、就労不能損害として1,124,853円とした事例【和解事例363-2】

警戒区域内、申立人1名の事案、対象期間H23.12.1～H24.12.31、就労不能損害として2,802,854円とした事例（警戒区域内で同居していた高齢の親が避難生活により体調が悪化

して入院し看護が必要となったこと、および警戒区域内所在の勤務先が原発事故のため自主的避難等対象区域に移転したため通勤の負担が大きくなったことを原因として平成 23 年 11 月に退職を余儀なくされたことによる就労不能損害が賠償された) 【和解事例 367】

警戒区域(双葉町)、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.12.1~H24.12.31、就労不能損害として 3,828,227 円とした事例(警戒区域(双葉町)から避難した妊娠中の母について、妊娠中の避難及び出産後の乳児の世話の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が増額され、また、父について就労不能損害額の算定において避難先での中間収入の全部が控除されずに賠償された) 【和解事例 371】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.5.1~H24.2.29、就労不能損害として 1,806,894 円とした事例(平成 23 年 4 月以降の警戒区域内の就労不能損害の算定に当たり、東京電力の直接請求において控除されて賠償の対象になっていなかった避難先での平成 23 年 5 月分以降の中間収入相当額につき、その全額の賠償が認められた) 【和解事例 377】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.3.31、就労不能損害として 536,229 円とした事例(原発事故により見送られた昇給分を損害として認めた) 【和解事例 392】

警戒区域、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.9.1~H24.2.29、就労不能損害として 1,069,200 円とした事例(東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先(警戒区域からの避難)での平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月までの収入相当額につき、その賠償が認められた) 【和解事例 399】

田村市内、申立人 1 名の事案、対象期間 H24.6.1~H25.1.31、就労不能損害として 2,206,544 円とした事例(同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の終期を H24.5 末日とする東京電力の主張を排斥し、同年 6 月以降の給与相当額の損害が賠償された事例) 【和解事例 413】

警戒区域、申立人 4 名(関東地方に避難)の事案、対象期間 H23.3.11~H24.3.31、X 1 について、就労不能損害として 5,248,570 円とした事例 【和解事例 429-1】

警戒区域、申立人 4 名(関東地方に避難)の事案、対象期間 H23.3.11~H26.2.28、就労不能損害として、X 1 について 9,055,951 円とした事例 【和解事例 429-2】

5. 精神的損害

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について 1,420,000 円（月額 157,777 円相当）のほかペット（猫）死亡の慰謝料として 50,000 円、X 2 についても同額とした事例【和解事例 1】

大熊町、申立人1名の事案、H23.9.11～H24.3.10 について、H23.9.10 以前と比較して減額されないことを確認した事例【和解事例 2】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、3 月分 150,000 円、4 月分 144,000 円、5 月分乃至 1 1 月分各 120,000 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 680,000 円、X 2 について 660,000 円、X 3 について 650,000 円、X 4 について 660,000 円とした事例【和解事例 6】

南相馬市鹿島区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、通常の範囲の生活費の増加、避難経過を考慮した増加及び身体障害（両足に障害がある）の個別事情による増加を含み、1,062,000 円（月額 151,714 円相当）とした事例【和解事例 11】

南相馬市小高区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らの精神的苦痛の損害（増額一時金を含む）として 4,180,000 円（1 人月額 161,111 円相当）とした事例【和解事例 30】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として 1,170,000 円（月額 130,000 円の割合）とした事例【和解事例 31】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として 900,000 円（月額 100,000 円）とした事例【和解事例 32】

川内村（旧緊急時避難準備区域）、申立人2名の事案、対象期間 H.23.9.1～H24.2.29、申立人らに精神的損害として各 600,000 円（1 人月額 100,000 円）とした事例【和解事例 34】

大熊町（千葉県から帰省中）、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.3.17、精神的損害及び旅行カバン等の財物損害として 120,000 円とした事例【和解事例 35】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として 1,240,000 円（月額 103,333 円相当）とした事例【和解事例 39】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として 1,240,000 円（月額 103,333 円相当）とした事例【和解事例 40】

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として申立人らについて各 920,000 円（1人月額 102,222 円相当）とした事例【和解事例 41】

富岡町、申立人1名並びに利害関係人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて精神的損害として各々620,000 円（1人月額 103,333 円相当）。なお、申立人らは同金額で十分であると認めていないため、内金として合意する。とした事例【和解事例 47】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害（重度な持病があることによる増加を含む）として 1,464,000 円（月額 122,000 円相当）とした事例【和解事例 48】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として X 1、X 2、X 3 について各 900,000 円（平成 23 年 3 月から同年 11 月までの 9 ヶ月間 1 人月額 100,000 円）。X 4 について 240,000（平成 23 年 3 月及び 4 月の 2 ヶ月間で月額 120,000 円）とした事例【和解事例 50】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難生活等による精神的損害として申立人らに各々620,000 円（1人月額 103,333 円相当）とした事例【和解事例 58】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、精神的損害として 620,000 円（月額 103,333 円相当）とした事例【和解事例 59】

富岡町、申立人2名（身体障害者）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的苦痛の損害として X 1 について 1,420,000 円（年齢、身体障害及び本件避難経過を考慮した増加を含む）（月額 157,777 円相当）、X 2 について 1,020,000 円（身体障害及び本件避難経過を考慮した増加を含む）（月額 113,333 円相当）とした事例【和解事例 62】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、精神的損害（増額一時金を含む）として 820,000 円（月額 136,666 円相当）とした事例【和解事例 63】

南相馬原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、申立人らについて 2,400,000 円（1人月額 100,000 円相当）とした事例【和解事例 64】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として 1,240,000 円（平成 23 年 3 月分及び同年 4 月分として各 120,000 円・平成 23 年 5 月分乃至平成 24 年 2 月分として各 100,000 円）とした事例【和解事例 70】

川俣町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として 3,600,000 円（1人月額 100,000 円相当）とした事例【和解事例 75】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H24.2.29、精神的損害として 600,000 円

(月額 100,000 円相当) とした事例【和解事例 76①】

浪江町の親族宅に滞在(本件事故前から、毎月 2 週間程度、定期的に滞在)、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.3.31、精神的損害として 75,000 円とした事例【和解事例 76②】

檜葉町、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、申立人らについて避難費用、生命・身体的損害、精神的損害として 1,831,750 円とした事例【和解事例 78】

大熊町、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、精神的損害として 1,220,000 円(月額 101,666 円相当)とした事例【和解事例 85】

大熊町、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、精神的損害として X 1 について 600,000 円(月額 100,000 円相当)、X 2 について 620,000 円(月額 10,333 円相当)とした事例【和解事例 92】

大熊町、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11~H23.11.30、申立人らについて避難費用(移動費用・宿泊費)、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等(ただし申立人 X 1 の住宅手当、平成 23 年 10 月分の家賃、及び財物損害を除く)として 7,128,404 円とした事例【和解事例 113】

大熊町、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11~H23.12.31、申立人らについて精神的損害、として 1,020,000 円(1 人月額 34,000 円相当)、子供の生活費増加費用、精神的苦痛及び移動費用として 400,000 円とした事例【和解事例 114】

南相馬市小高区、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、申立人らについて精神的損害として 2,920,000 円(1 人月額 121,666 円相当)とした事例【和解事例 121】

緊急時避難準備区域・警戒区域内(各々に居住)、申立人 2 名の案件、対象期間の指定なし、申立人らに対し、申立人 X 1 が妊娠〇週目ころである平成 23 年 3 月 11 日から同月 14 日まで福島第一原子力発電所の〇〇キロメートル地点に滞在していたこと、および医師に相談したものの出産に支障がない旨の助言が得られなかったことに伴う不安による精神的苦痛(申立人 X 1 の平成 23 年 4 月までの妊娠及び同日の人工妊娠中絶に係る申立人ら両名の精神的損害)について、慰謝料として 500,000 円とした事例【和解事例 128】

富岡町、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、精神的損害として X 1 について 1,275,000 円(月額 106,250 円相当)、X 2 について 1,295,000 円(月額 107,916 円相当)、X 3・X 4 について各 1,370,000 円(1 人月額 114,166 円相当)とした事例【和解事例 129】

警戒区域内、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、精神的損害として 1,790,000 円(月額 149,166 円相当)とした事例【和解事例 131】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として1,220,000円（月額101,666円相当）とした事例【和解事例139】

緊急時避難準備区域、申立人1名（身体障害者）の事案、対象期間 H23.9.1～H24.2.29、精神的損害として660,000円（月額110,000円相当）とした事例【和解事例140】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、精神的損害として1,220,000円（月額101,666円相当）とした事例【和解事例141】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H24.2.29、精神的損害として600,000円（月額100,000円相当）とした事例【和解事例143】

南相馬市小高区（被相続人が病院に入院していた）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、申立外故人（申立人の母親であるが本件事故により避難を強いられ、平成23年4月に死亡した）の精神的慰謝料として12,360,000円（①避難に伴う慰謝料及び入院慰謝料として360,000円、②申立人外故人の死亡慰謝料（申立人固有の慰謝料を含む。）として12,000,000円とした事例【和解事例148】

南相馬市小高区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、精神的損害（既に平成24年5月分までの月額10万円または12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人父娘が、平成24年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額（娘は要介護者。父親は同娘と避難所で倒れ要介護者となった母親の2名を介護しながら避難生活を送った）として、X1について1,264,000円（月額84,266円相当）、X2について790,000円（月額52,666円相当）とした事例【和解事例150】

南相馬市原町区、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、X1およびX2に関する滞在者慰謝料（平成23年8月～9月）として400,000円（1人月額100,000円相当）とした事例【和解事例157】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、申立人らについて避難生活に伴う精神的損害として各2,184,000円、（1人月額364,000円相当）、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X2について身体損害に伴う精神的損害（精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害）として42,000円（月額4,666円相当）とした事例【和解事例159】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として申立人らについて各920,000円（1人月額102,222円相当）、とした事例【和解事例160】

いわき市（旧屋内退避区域）、申立人（大人）1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、避難に伴う精神的損害（自主的避難等対象区域に居住していた要介護の母親との避難による増額分を含む）として1,070,000円（月額152,857円相当）とした事例【和解事例163】

浪江町（浪江町の実家に平成23年3月末に転居する予定だった）、申立人1名（大人）の

事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、精神的損害として 1,500,000 円（月額 115,384 円相当）とした事例【和解事例 169】

南相馬市原町区、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.7.1～H24.8.31、精神的損害として X 1 について 1,400,000 円（月額 116,666 円相当）、X 2・X 3 について各 1,300,000 円（月額 108,333 円相当）とした事例【和解事例 179】

警戒区域内、申立人 1 名（車いすで生活）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、精神的損害（バリアフリー環境が失われたことなどを考慮して増額したもの）として 4,250,000 円（一時金として 850,000 円、月額各 200,000 円）とした事例【和解事例 183】

大熊町、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、申立人らについて精神的損害として各 1,520,000 円（月額 101,333 円相当）とした事例【和解事例 195】

南相馬市原町区、申立人 4 名（子供 1 名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、X 1・X 2・X 3 について、精神的損害として各 1,500,000 円（月額 100,000 円相当）、X 4 について、精神的損害として 1,900,000 円（月額 126,666 円相当）とした事例【和解事例 197】

双葉町、申立人 1 名（美容師）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、精神的損害について 1,500,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例【和解事例 202】

双葉町、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、X 4 について、精神的苦痛慰謝料として 1,500,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例【和解事例 206】

警戒区域、申立人 2 名（視覚障害者及びその介護者）の事案、X 1 について、対象期間 H23.3 月～H24.5 月、精神的苦痛の損害として 2,760,000 円（内訳 H23.3 月分及び同年 4 月分・各月 240,000 円、H23.5 月分ないし H23.9 月分・各月 200,000 円、H23.10 月分ないし H24.5 月分・各月 160,000 円）、X 2 について、対象期間 H23.3 月～H24.5 月、精神的苦痛の損害として 3,080,000 円（内訳 H23.3 月分及び同年 4 月分・各月 240,000 円、H23.5 月分ないし H24.5 月分・各月 200,000 円）とした事例【和解事例 208】

富岡町、申立人 1 名（既に H25.5 月分までの月額 10 万円の日常生活阻害慰謝料を受領済の申立人が、事故前からの精神疾患の悪化を理由として H24.10 月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を求めた）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.10.31、精神的損害として 1,200,000 円（ただし、日常生活阻害慰謝料について、対象期間（20 か月）につき月額 60,000 円の増額分に限る）とした事例【和解事例 210】

所在不明、申立人 1 名（入院中の南相馬市鹿島区所在の病院が原発事故により閉鎖されたことに伴い会津地域の病院への転院を余儀なくされた高齢者）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8 末日、避難に伴う精神的損害（増額部分に限る）として 350,000 円（月額 58,333 円相当）とした事例（過酷な避難と環境の変化による心身の状況の悪化などを考慮して転院期間中の日常生活阻害慰謝料が増額された）【和解事例 221】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間H24.6～H29.5まで、精神的損害(避難慰謝料)7,800,000円(月額130,000円相当)とした事例(日常生活阻害避難慰謝料の増額)【和解事例222】

南相馬原町区、申立人2名(中部地方に9か月にわたり避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、避難にかかる精神的損害(ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に限り、9月以降は今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛を含む)1,800,000円(1人月額100,000円相当)、滞在者に関する精神的損害として2,700,000円(月額300,000円相当)とした事例(視覚障害者の日常生活阻害慰謝料が標準額よりも増額された)【和解事例232】

警戒区域内、申立人1名(原発事故時には海外勤務中であったため自宅所在地に住民票がなかった)の事案、対象期間H24.3.5～H25.5.31、日常生活阻害慰謝料として1,500,000円(月額100,000円相当)とした事例(海外勤務を終えて帰国した後の期間につき避難慰謝料が認められた)【和解事例233】

南相馬市原町区、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、X1について日常生活阻害慰謝料として3,600,000円(月額200,000円)とした事例(高齢で認知能力の衰えた申立人の避難に伴う)【和解事例242】

警戒区域、申立人6名(中通りに避難)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害としてX1について1,020,000円(月額102,000円相当)、X2について1,020,000円(月額102,000円相当)、X3について1,320,000円(月額132,000円相当)、X4について1,020,000円(月額102,000円相当)、X5について1,020,000円(月額102,000円相当)、X6について1,400,000円(月額140,000円相当)とした事例(転校先の高等学校になじめなかった子及び要介護の祖母について避難による日常生活阻害慰謝料が増額された)【和解事例244】

警戒区域、申立人3名(中通りに避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、精神的損害としてX1について372,000円(月額31,000円相当)、X2について372,000円(月額31,000円相当)、X3について620,000円(月額51,666円相当)(子の発達障害及び子に対する両親の介護負担を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された)とした事例【和解事例245】

広野町、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.1.31、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)としてX1について1,440,000円(月額130,909円相当)、X2・X3について各1,460,000円(月額132,727円相当)(避難が原因で同居できなくなったことによる日常生活阻害慰謝料が増額された)とした事例【和解事例261】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、申立人らについて精神的損害として各2,280,000円(月額152,000円相当)とした事例(警戒区域から複数の要介護者(病気・身体の不自由などが原因)を介護しながら避難した家族について、要介護者についても介護者についても、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例)【和解事

例 265】

警戒区域、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11.30、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害の増加分として、各自各月 30,000 円、合計 2,520,000 円とした事例（警戒区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校などの関係で家族別離を余儀なくされた家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額の他に日常生活阻害慰謝料の増額分などが認められた事例）【和解事例 266】

警戒区域、申立人 6 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、精神的損害として X 1・X 2・X 3・X 5・X 6 について各 900,000 円（月額 100,000 円相当）、X 4 について 920,000 円（月額 102,222 円相当）とした事例（精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例）【和解事例 267-1】

広野町、申立人 1 名の事案、対象期間の指定なし、精神的損害（申立人外亡 A の死亡慰謝料）として 12,000,000 円とした事例（広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成 23 年 3 月 27 日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例）【和解事例 268】

警戒区域、申立人 3 名（X 1、申立人兼申立人亡 X 3 の継承人 X 2）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、精神的損害として X 1 について 2,420,000 円（月額 151,250 円相当）（単独での歩行が困難な状況にある申立人 X 2 を伴っての避難生活を余儀なくされたこと等による増加を含む）、X 2・亡 X 3 について各 2,900,000 円（月額 181,250 円相当）（X 2 について両股関節機能全廃の身体障害があり、単独での歩行が困難であったこと等、X 3 について要介護状態にあり車椅子での移動のみ可能な状況にあったこと等、による増額を含む）とした事例（身体が不自由であることなどを理由に日常生活損害慰謝料が増額された事例）【和解事例 270】

警戒区域内の病院に入院、申立人 3 名（相続人は申立人 X 2 の 1 名。X 1 及び X 3 は申立人取下げ）の事案、対象期間の指定なし、A の死亡に関する慰謝料（ただし、近親者慰謝料を含む）として 9,000,000 円とした事例（福島県双葉郡大熊町〇〇病院に入院中、原発事故が発生し、これに伴う医療水準の低下により、平成 23 年 3 月 13 日ごろ死亡したとみられる被相続人の死亡慰謝料が賠償された事例）【和解事例 271】

警戒区域、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11.30、精神的損害（日常生活阻害慰謝料）として 5,512,000 円（1 人月額 131,238 円相当）とした事例（高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例）【和解事例 273】

広野町、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、X 1・X 2 について精神的損害（増額分）として各 540,000 円（月額 30,000 円相当）とした事例（乳幼児 2 名（うち 1 名は原発事故直前 1 か月の期間内に出生）の世話をしながら避難した家族について、東京電力からの直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償され

た事例) 【和解事例 275】

富岡町、申立人2名の事案、対象期間の指定なし、申立外故Aを速やかに捜索できなかったことに関する精神的損害として1,000,000円とした事例(避難指示のため津波にさらわれた親族を速やかに捜索できなかったことによる慰謝料) 【和解事例 282】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.10.30、精神的損害(亡Aの死亡慰謝料)として9,250,000円とした事例(高齢の要介護者が避難生活による生活環境悪化によりH23.5.15に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた) 【和解事例 284】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、精神的損害として1,520,000円(月額101,333円相当)とした事例【和解事例 285-1】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、精神的損害として1,520,000円(月額101,333円相当)とした事例【和解事例 285-2】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5末日、精神的損害として1,520,000円(月額101,333円相当)とした事例【和解事例 285-3】

警戒区域、申立人3名(警戒区域から避難を余儀なくされたことにより重いうつ病になった者と、その看護者)の事案、対象期間H23.3.11～H24.8末日、X1、X2について精神的損害(増額分を含む)として2,230,000円(月額123,888円相当)、X3について精神的損害(H23.3.11乃至H24.5月分、増額分含む)として2,140,000円(月額142,666円相当)、(H24.6.1乃至同年8月末分、増額分のみ)として60,000円(月額20,000円相当)とした事例【和解事例 296】

緊急時避難準備区域、申立人1名(北陸地方に避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.1末日、精神的損害として1,540,000円(月額154,000円相当)とした事例(人工透析を受けなければならない状況などを考慮して日常生活阻害慰謝料が増額された)【和解事例 298】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.11.30、X1、X2、X3について精神的損害(避難慰謝料)として各2,570,000円(1人月額122,380円相当)、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1について精神的損害(自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた申立外Bの捜索を継続できなかったことによる慰謝料)として450,000円、X2について(同じく申立外B、同C及び同Dの捜索を継続できなかったことによる慰謝料)として1,450,000円、X3について(同じく申立外B、同C及び同Dの捜索を継続できなかったことによる慰謝料)として600,000円とした事例【和解事例 305】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、X1について精神的損害(避難慰謝料)として1,300,000円(月額130,000円相当)、X2について精神的損害として1,000,000円(月額100,000円相当)とした事例(里帰り出産のため原発事故時に滞在中であった南相馬市原町区の実家から福島県外に避難した申立人ら母子について、

東京電力に対する直接賠償では南相馬市に住民票がないとして拒否された日常生活阻害慰謝料の賠償が認められ、さらに乳児の世話をしながら避難したことによる増額が母について認められた) 【和解事例 306】

警戒区域、申立人2名(警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者(避難先において自力外出ができなくなった)及び腰痛の持病を抱えている介護者)の事案、対象期間H23.3.11～H24.6.30、精神的損害として、X1について2,592,000円(月額162,000円相当)、X2について1,372,000円(月額85,750円相当)とした事例(避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例(要介護者X2は、別途直接請求で慰謝料1,220,000円を受領済み) 【和解事例 309】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5.31、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)としてX1について4,280,000円(月額285,333円相当)、X2について3,280,000円(月額218,666円相当)、X3について1,540,000円(月額102,666円相当)、X4について2,960,000円(月額197,333円相当)、対象期間H23.4.29～H23.8.29、X2について、精神的損害(入通院慰謝料)として516,600円とした事例(身体障害者と要介護者の介護をしながら避難した家族について、その過酷な避難態様及び避難生活を考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料の大幅な増額(一部の申立人については、H23.3月及び4月は月額35万円を上回る金額を算定)が認められた) 【和解事例 310】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)としてX1について2,022,000円(月額155,538円相当)、X2について2,112,000円(月額162,461円相当)、X3・X4について各1,716,000円(月額132,000円相当)とした事例(警戒区域から家族4人で避難したが、仕事などの関係で家族との別離を余儀なくされた申立人らについて、家族別離に加え通勤・面会交通のための移動苦などを考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例) 【和解事例 311】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、精神的損害として708,000円(月額39,333円相当)とした事例(身体に障害がある高齢者が避難を余儀なくされたことによる避難生活での負担を考慮して避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例(別途一部和解で慰謝料目安額1,880,000円を受領済み)) 【和解事例 317】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、精神的損害として1,020,000円とした事例 【和解事例 322】

警戒区域、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害としてX1について940,000円(月額104,444円相当)、X2について1,820,000円(月額202,222円相当)とした事例(警戒区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず原発事故後寝たきりとなってしまった要介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が目安とされる額の約2倍に増額された事例) 【和解事例 329】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市)、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X1・X2について精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として各300,000円(月額25,000

円相当)、(滞在者慰謝料)として各 800,000 円(月額 66,666 円相当)とした事例(上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示)【和解事例 331-1】

警戒区域、申立人 1 名(避難生活中に要介護 1 から要介護 2 に状態が悪化し、H23.11 月に避難先で死亡した被相続人(要介護者)の介護者)の事案、対象期間 H23.3.11~H24.3.31、精神的損害(申立人の日常生活阻害慰謝料)として 1,872,000 円(月額 144,000 円相当)、対象期間 H23.3.11~H23.11.19、(A の日常生活阻害慰謝料の申立人相続分)として 1,472,000 円(月額 163,555 円相当)とした事例【和解事例 332】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)、申立人 4 名(一時他県に避難。うち 1 名は障害特級 2 級、2 名は知的障害者)の事案、対象期間 H23.3.11~H24.8.31、避難慰謝料として申立人らについて各 1,700,000 円(月額 283,333 円相当)、増額慰謝料として X 1・X 2・X 4 について各 850,000 円(月額 141,666 円相当)、X 3 について 1,020,000 円(月額 170,000 円相当)、滞在者慰謝料として申立人らについて各 100,000 円(月額 16,666 円相当)、申立人 X 4 について介護施設・障害者施設等におけるサービスを受けられないことに対する慰謝料として申立人らについて各 20,000 円(月額 3,333 円相当)とした事例(障害を抱えていることやその介護負担等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が増額された上、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設・障害者施設等におけるサービスを受けられないことに対する慰謝料も認められた)【和解事例 335】

警戒区域、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、精神的損害(ただし、政府による非難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に限り、平成 23 年 9 月以降は今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛を含む)として 1,200,000 円(月額 100,000 円相当)とした事例【和解事例 337】

所在不明、申立人 3 名の事案、対象期間の指定なし、精神的慰謝料(申立外亡 A の捜索を阻害されたことにより被った精神的損害)として 1,200,000 円とした事例(津波にさらわれた親族の捜索が避難指示のためにできなかったことによる慰謝料について、家族 3 名に各 40 万円合計 120 万円が賠償された)【和解事例 348】

警戒区域(南相馬市小高区)、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11~H24.2.29、精神的苦痛の損害として X 1・X 2 について各 1,586,000 円(月額 132,166 円相当)、X 3 について 1,952,000 円(月額 162,666 円相当)とした事例(避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援 2 の状況に陥った高齢者と、介護負担の生じたその家族について、共に日常生活阻害慰謝料が増額された)【和解事例 354】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)、申立人 2 名の事案、対象期間の指定なし、申立外故 A の死亡慰謝料(申立人ら固有の慰謝料を含む。)として 8,000,000 円とした事例(旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成 24 年 2 月に死亡した高齢者について、原発事故と死亡との相当因果関係を認めて死亡慰謝料が賠償された)【和解事例 357】

警戒区域（浪江町）、申立人6名（3世代家族）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8 末日、政府による避難等の指示等に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料）として、X 1・X 2 について各 2,480,000 円（月額 137,777 円相当）、X 3・X 4 について各 2,392,000 円（月額 132,888 円相当）、X 5 について 2,464,000 円（月額 136,888 円相当）、X 6 について 3,040,000 円（月額 168,888 円相当）とした事例（警戒区域（浪江町）から避難を余儀なくされた 3 世代家族の避難による日常生活阻害慰謝料の増額（高齢かつ障害 1 級の申立人について平成 23 年 3 月・4 月分が 10 割増、高齢かつ障害 3 級の申立人について平成 23 年 3 月分が 6 割増、その介護者である申立人について平成 23 年 3 月分が 6 割増など）がなされた）【和解事例 360】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者及びその介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲに規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）として 4,680,000 円（1 人月額 120,000 円相当）とした事例（警戒区域から避難を余儀なくされた障害者（2 級）、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された）【和解事例 363-1】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、精神的損害（避難慰謝料）として 2,340,000 円（1 人月額 60,000 円相当）、精神的損害（ペット喪失）として 100,000 円（1 人月額 2,564 円相当）とした事例（警戒区域から避難を余儀なくされた障害者（2 級）、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された）【和解事例 363-2】

警戒区域（双葉町）、申立人3名の事案、対象期間 H23.12.1～H24.12.31、X 1・X 3 について避難生活に伴う精神的損害として各 1,300,000 円（月額 100,000 円相当）、対象期間 H23.7.20～H24.12.31、X 2 について 2,340,000 円（月額 180,000 円相当）平成 23 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの既払い金 30 万円を除く）とした事例（警戒区域（双葉町）から避難した妊娠中の母について、妊娠中の避難及び出産後の乳児の世話の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が増額され、また、父について就労不能損害額の算定において避難先での中間収入の全部が控除されずに賠償された）【和解事例 371】

所在不明、申立人1名（若年時から障害があり要介護2の高齢者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、日常生活阻害慰謝料として 2,400,000 円（月額 200,000 円相当）とした事例（原発事故による避難生活に著しい困難が生じたため、日常生活阻害慰謝料が大幅な増額（月額 20 万円）された）【和解事例 375】

警戒区域内、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H25.5.31、申立人らについて精神的損害（避難慰謝料）平成 23 年 3 月分として各 240,000 円、平成 24 年 4 月以降分として月額金各 200,000 円（×26 ヶ月=5,200,000 円）とした事例（重度の持病（糖尿病、心筋梗塞、パーキンソン病、脳梗塞）があり、避難先で寝たきりとなってしまった要介護者及びその

主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額（10割増）された）【和解事例 382】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11 末日、X1・X2 について精神的損害（避難慰謝料）として各 2,120,000 円（月額 100,952 円相当）、対象期間 H24.2.27～H24.11 末日、X3 について避難慰謝料として 1,000,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例（直接請求において、平成 23 年 5 月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降の避難慰謝料の支払いを拒否された家族3名（警戒区域から避難）について、東京電力による避難終了認定は容認できないとして避難慰謝料の賠償を認めた）【和解事例 387】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的損害として 640,000 円（月額 71,111 円相当）とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例 388】

旧緊急時避難準備区域、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、精神的損害として 1,880,000 円（1人月額 26,111 円相当）とした事例（旧緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、現在は原発事故時住所で生活している家族4名（内1名は脳性まひ等の持病あり）について、要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額（要介護者につき10割増、介護者につき6割増）され、また、原町区の障害者福祉水準の低下に伴い帰還後障害者支援サービス等を受けることができないこと等を考慮し、要介護者の滞在者慰謝料も増額（6割増）された）【和解事例 389】

警戒区域内、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.1～H23.11.30、X3の相続人であるX1・X2について精神的苦痛の損害として各 540,000 円（月額各 60,000 円相当 ※個別の事情加算込の金額）、対象期間 H23.3.11～H23.10.〇日、平成 23 年 10 月〇日に死亡したX3について精神的苦痛の損害として 680,000 円（月額 85,000 円相当 ※個別事情加算込の金額）、対象期間の指定なし申立人X3の死亡慰謝料及びその家族に対する慰謝料として 6,000,000 円とした事例（避難生活中に体調を悪化させ、平成 23 年 10 月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料 600 万円等が賠償された事例【和解事例 391】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、避難生活に伴う精神的損害として 1,300,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例【和解事例 392】

所在不明（警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生）、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、精神的損害として、X1について 1,950,000 円（月額 108,333 円相当）、Aについて 600,000 円（生存期間について月額 200,000 円相当）とした事例（通院を重ねて平成 23 年 5 月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された）【和解事例 401-1】

所在不明（警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生）、申立人3名の事案、対象期間 H24.9.1～H24.12.31、X1について精神的損害として 400,000 円（月額 100,000 円相当）

とした事例(通院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された)
【和解事例 401-2】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)、申立人2名の事案(福島市にH24.11 まで避難した夫婦(夫は障害等級1級)、対象期間H23.3.11~H24.11.30、避難生活に伴う精神的損害として各3,640,000円(月額173,333円相当)とした事例(妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、両名の日常生活阻害慰謝料をH24.11 末まで認めた事例(賠償額についても、両名とも月額6~10割増) 【和解事例 406】

警戒区域(双葉町)、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11~H23.11.30、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として、X1について1,800,000円(月額200,000円相当)、X2について、1,170,000円(月額130,000円相当)とした事例(老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者(認知症のため歩行・会話困難)について、避難先での床ずれを重症化させたことなどの避難生活の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月額20万円に増加された事例) 【和解事例 408】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間H23.3.11~H24.12.31、日常生活阻害慰謝料として、X1・X3・X5・X6について各2,620,000円(月額119,090円相当)、X2について3,600,000円(月額163,636円相当)、X4について4,280,000円(月額194,545円相当)とした事例(要介護の小学生(身体障害1級)について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増(小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増)の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例) 【和解事例 409】

警戒区域(浪江町)、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11~H24.8.31、精神的損害(ただし、中間指針第3の6(指針I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料(「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針III)に規定する金額及び原子力災害紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。)として、X1について1,820,000円(月額101,111円相当)、X2について1,800,000円(月額100,000円相当)とした事例(高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(H25.3.13付和解契約書の別紙参照)) 【和解事例 410-1】

警戒区域(浪江町)、申立人2名の事案、対象期間H23.3~H24.8 末、精神的損害(増額部分)として、X1について810,000円(月額45,000円相当)、X2について1,560,000円(月額86,666円相当)とした事例(高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(H25.3.13付和解契約書の別紙参照)) 【和解事例 410-2】

警戒区域(富岡町)、申立人1名の事案、対象期間H24.3.1~H25.2 末日、精神的損害として1,200,000円(月額100,000円相当)とした事例(警戒区域(富岡町)の社員寮に住み込みで勤務し、会津地域に避難した申立人について、申立人が事故後1年以内に定年退職

予定であったこと、避難場所が実家近くであることなどを理由に定年退職予定日で避難終了との東京電力の主張を排斥し、同日以降の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例) 【和解事例 411】

警戒区域、申立人1名(家畜商)の事案、対象期間H23.3.11～H24.5.31、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として450,000円(月額30,000円相当)とした事例【和解事例 421】

南相馬市鹿島区、申立人3名(農家)の事案、対象期間H23.3.11～H23.9末日、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として、X1について220,000円(月額31,428円相当)、対象期間H23.3.11～H23.4末日、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として、X2について220,000円(月額110,000円相当)、X3について286,000円(月額143,000円相当)、増額分として、X2について66,000円(月額33,000円相当)、対象期間H23.3.11～H23.9末日、(滞在者慰謝料)としてX1について500,000円(月額71,428円相当)、対象期間H23.5.1～H23.9末日、(滞在者慰謝料)として、X2・X3について各500,000円(月額100,000円相当)とした事例【和解事例 422】

警戒区域、申立人4名(関東地方に避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、精神的損害(ただし、中間指針第3の6(指針)Ⅰ)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料(「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針)Ⅲ)に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。)として、申立人らについて、各1,940,000円(月額107,777円相当)とした事例(関東地方に避難した家族4名に日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族別離につき世帯月額3万円を増額した事例)【和解事例 429-1】

警戒区域、申立人4名(関東地方に避難)の事案、対象期間H23.3.11～H24.8.31、X1について、精神的損害(ペット喪失分を含む)として、1,264,000円(月額70,222円相当)、精神的損害として、X2について、912,000円(月額50,666円相当)、X3について、1,352,000円(月額75,111円相当)、X4について、1,940,000円(月額107,777円相当)とした事例(関東地方に避難した家族4名に日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族別離につき世帯月額3万円を増額した事例)【和解事例 429-2】

6. 一時立入費用

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の交通費として 82,000 円、宿泊費として 12,600 円、X 2 の交通費として 28,000 円、宿泊費として 12,600 円とした事例【和解事例 1】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、交通費宿泊費等を含み 50,500 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 5,000 円、X 2 について 10,000 円、X 3 について 10,000 円とした事例【和解事例 6】

南相馬市小高区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らの避難交通費・一時立入交通費として 65,550 円とした事例【和解事例 30】

飯館村、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、一時立入費用として 44,000 円とした事例【和解事例 31】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、交通費（避難費用・一時立入費用）として、55,000 円とした事例【和解事例 39】

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について一時立入費用として 26,000 円とした事例【和解事例 41】

富岡町、申立人1名並びに利害関係人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、一時立入費用として 26,000 円とした事例【和解事例 47】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について 248,000 円とした事例【和解事例 58】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、一時立入費用として 198,000 円とした事例【和解事例 59】

南相馬原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、一時立入費用として 36,000 円とした事例【和解事例 64】

川俣町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、一時立入費用として 90,000 円とした事例【和解事例 75】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、一時帰宅費用として 84,000 円とした事例【和解事例 85】

南相馬市小高区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人らについて一時立入費用として 50,000 円とした事例【和解事例 121】

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について一時立入費用として 38,000 円とした事例【和解事例 129】

警戒区域内、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、一時立入費用・家財道具移転費用として 84,000 円とした事例【和解事例 131】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、一時立入費用として 36,000 円とした事例【和解事例 141】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H24.2.29、一時立入費用として 33,610 円とした事例【和解事例 143】

南相馬市原町区、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、一時立入費用として 72,000 円とした事例【和解事例 157】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について一時立入費用として 172,000 円とした事例【和解事例 160】

南相馬市原町区、申立人3名の事案、対象期間 H23.9.1～H23.11.30、一時立入費用として X 2 について 92,000 円、X 3 について 102,000 円とした事例【和解事例 179】

警戒区域内、申立人1名（車いすで生活）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、一時立入費用として 26,000 円とした事例【和解事例 183】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H8.31、X 1 について一時立入費用として 56,000 円とした事例【和解事例 195】

南相馬市原町区、申立人4名（子供1名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、一時立入費用として 46,000 円とした事例【和解事例 197】

双葉町、申立人1名（美容師）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用として 44,000 円とした事例【和解事例 202】

警戒区域、申立人6名（中通りに避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用として 14,625 円とした事例【和解事例 244】

広野町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.31、X 1 について一時帰宅費用として 240,000 円とした事例【和解事例 261】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、X 1 について一時立入費

用として 120,000 円とした事例【和解事例 267-1】

警戒区域、申立人 3 名（X 1、申立人兼申立人亡 X 3 の継承人 X 2）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用（交通費）として 168,000 円、一時立入費用（滞在費）として 46,600 円とした事例【和解事例 270】

警戒区域、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、一時立入費用として 60,000 円とした事例【和解事例 273】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、一時立入費用（交通費）として 296,000 円、（宿泊費）として 30,260 円とした事例【和解事例 285-1】

警戒区域、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について一時立入費用（交通費）として 80,000 円、（宿泊費）として 16,000 円とした事例【和解事例 305】

警戒区域、申立人 2 名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、一時立入費用（交通費、滞在費）として 23,500 円とした事例【和解事例 309】

警戒区域、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.8.3 及び H23.11.6、X 1 について、一時立入費用として 44,000 円とした事例【和解事例 310】

警戒区域、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 1 について一時立入費用（交通費）として 388,000 円とした事例【和解事例 311】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用（交通費）として 36,000 円とした事例【和解事例 322】

警戒区域、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について一時立入費用として 30,000 円とした事例【和解事例 329】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、避難・一時立入・帰宅移動費として 216,000 円とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例 331-2】

警戒区域、申立人 1 名（避難生活中に要介護 1 から要介護 2 に状態が悪化し、H23.11 月に避難先で死亡した被相続人（要介護者）の介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、一時立入費用として 35,480 円とした事例【和解事例 332】

警戒区域、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、一時立入費用として 57,912 円とした事例【和解事例 337】

東京都内居住（警戒区域内に平成 23 年 2 月に移住するために自宅建物を建築した）、申立

人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.3、一時立入費用として16,440円とした事例【和解事例 350-2】

警戒区域、申立人3名（障害者（2級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、一時立入交通費として44,000円とした事例【和解事例 363-1】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11 末日、X 1・X 2について避難費用（一時立入費用）として各20,000円とした事例【和解事例 387】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、一時立入費用として20,000円とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例 388】

警戒区域内、申立人2名の事案、対象期間 H23.9.1～H23.11.30、一時立入等費用として136,100円とした事例（避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例）【和解事例 391】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、一時立入費用（交通費）として112,000円、一時立入費（宿泊費）として7,500円とした事例【和解事例 392】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、一時立入費用として、X 1について100,000円、X 5について60,000円とした事例【和解事例 409】

警戒区域（浪江町）、申立人2名の事案、対象期間H23.3～H24.2 末、X 1について、一時立入（交通費）として166,000円、（宿泊費）として6,000円とした事例【和解事例 410-2】

警戒区域、申立人4名（関東地方に避難）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、X 1について、一時立入交通費及び内部被ばく検査にかかる交通費（その他の交通費の増額分は除く。）として154,000円とした事例【和解事例 429-1】

7-1. 財物損害(不動産)

大熊町、世帯人数2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、建物損害 13,397,128 円が認められた事例【和解事例1】

双葉町、申立人4名の事案、対象期間の指定なし、不動産として、X1について56,693,137円、X2について13,253,649円とした事例【和解事例206】

浪江町、申立人5名の事案、対象期間の指定なし、財物損害として、X1について18,320,087円（不動産目録記載3の土地1,328,590円、不動産目録記載5の建物のうち持分2分の1（X1固有の持分）12,688,264円、不動産目録6の建物（リフォーム代全額含む）4,303,233円）、X2について13,941,648円（不動産目録記載1の土地170,210円、不動産目録記載2の土地6,660,894円、不動産目録記載4の建物4,660,544円、家財2,450,000円）、X1・X3ないしX5について、18,238,265円（不動産目録記載5の建物のうち持分2分の1（もとA持分）12,688,265円、家財5,550,000円）とした事例【和解事例215】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（別紙物件目録1記載の建物）として8,340,357円、（別紙物件目録2及び3記載の土地）として4,658,654円とした事例（不動産の価格の一部賠償）【和解事例222】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、土地の財物損害として10,889,555円とした事例【和解事例241】

富岡町、申立人2名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（別紙物件目録1及び2記載の土地）として3,375,000円、（別紙物件目録2記載の建物）として18,911,376円、（別紙物件目録2記載の建物内の家財）として5,950,000円とした事例【和解事例282】

富岡町、申立人（申立人破産者A破産管財人弁護士X）1名の事案、対象期間の指定なし、財物（不動産）損害として37,715,552円とした事例【和解事例289】

東京都内居住（警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した）、申立人3名の事案、対象期間の指定なし、財物価値の喪失又は減少等（双葉郡△△町〇〇の家屋の建築工事費）一部和解金として17,178,861円とした事例（自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された）【和解事例350-1】

東京都内居住（警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した）、申立人3名の事案、対象期間の指定なし、双葉郡△△町〇〇の家屋（以下「本件家屋」という。）の建築工事費等として32,871,755円とした事例（自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された）【和解事例350-2】

警戒区域、申立人4名（関東地方に避難）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、財産損害として、X1について6,750,000円とした事例【和解事例429-2】

7-2. 財物損害(自動車)

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の自動車損害 550,000 円とした事例【和解事例 1】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、平成〇〇年〇月〇日付和解仲介手続申立書「サ その他の損害」に記載請求されている損害（センターによれば、自動車の財物価値喪失等とされている）として 582,553 円とした事例【和解事例 63】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 23.3.11～H24.2.29、申立人らについて車両損害として 413,000 円とした事例【和解事例 89】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（(自動車登録番号 福島〇〇〇〇〇〇〇 車体番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇) 一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続きを行った自家用車）の本体車両評価額として 307,000 円、本体車両評価額の消費税として 15,350 円、登録事項証明書取得費用として 5,000 円とした事例【和解事例 168】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間H23. 3. 11～H24. 10. 30、登録抹消した車（車体番号〇〇）に係る財物賠償（消費税相当額を含む）として 859,950 円、自動車の取得にかかる登録費用として 90,000 円とした事例（高齢の要介護者が避難生活による生活環境悪化によりH23. 5. 15に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた）【和解事例 284】

警戒区域、申立人1名の事案、対象期間 H23. 3. 11～H24. 2. 29、車両損害として 679,063 円とした事例（割賦払クレジット契約で購入した乗用車を警戒区域内に残して避難した警戒区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金並びに原発事故直後の日に警戒区域内で納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用が賠償された）【和解事例 337】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（車両）として 1,100,400 円とした事例（警戒区域内から持ち出した自家用車（放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能）について同車両査定価格全額を損害と認めた）【和解事例 392】

警戒区域、申立人4名（関東地方に避難）の事案、対象期間H23. 3. 11～H24. 3. 31、財産損害として、X 1 について 6,750,000 円とした事例【和解事例 429-2】

7-3. 財物損害(動産その他)

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 の家財損害 4,750,000 円とした事例【和解事例 1】

南相馬市鹿島区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、新規家財道具等購入費を含む動産価値の喪失として 250,000 円とした事例【和解事例 11】

大熊町（千葉県から帰省中）、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.3.17、精神的損害及び旅行カバン等の財物損害として 120,000 円とした事例【和解事例 35】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、財物価値の喪失として 300,000 円とした事例【和解事例 48】

富岡町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11 時点、福島県双葉郡富岡町〇〇にある申立人自宅のコメ保管倉庫に保管されていた米 10 袋として 75,000 円・冷蔵庫、食品戸棚に保管されていた食品として 35,870 円とした事例【和解事例 68】

川内村（旧緊急時避難準備区域）、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、家財（ささきつつじを含む屋内外の生活用品や趣味・娯楽品などの家財に加えペットやその他一切の動産を含む）として 2,450,000 円とした事例【和解事例 173】

双葉町、申立人4名の事案、対象期間の指定なし、X 1 について家財として 7,000,000 円、X 2 について事業用資産として 4,046,580 円とした事例【和解事例 206】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（別紙物件目録 1 記載の建物内の家財）として 3,250,000 円、墓移転費用等（双葉郡大熊町所在の墓石等財物に対する賠償を含む）として 1,360,000 円とした事例【和解事例 222】

広野町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、財物損害（さつき盆栽）として 2,500,000 円とした事例（広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となった財物（盆栽）の賠償がなされた事例）【和解事例 269】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5 末日、原状回復費用として 135,000 円とした事例【和解事例 285-3】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について財物損害（家財一式）として 5,200,000 円とした事例【和解事例 305】

警戒区域、申立人2名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、財物賠償（家財一式）として X 1 について 3,250,000 円とした事例【和解事例 309】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.30、財物賠償（動産）として

3,250,000 円とした事例【和解事例 317】

警戒区域、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について財物損害（布団上下 4 組、毛布 7 枚、夏掛け布団 7 枚、下着・衣類複数枚）として 60,000 円、（玄米・お茶各 4 個）として 50,000 円とした事例【和解事例 329】

警戒区域、申立人 1 名（避難生活中に要介護 1 から要介護 2 に状態が悪化し、H23.11 月に避難先で死亡した被相続人（要介護者）の介護者）の事案、対象期間の指定なし、財物損害（家財）として 4,450,000 円とした事例【和解事例 332】

東京都内居住（警戒区域内に平成 23 年 2 月に移住するために自宅建物を建築した）、申立人 3 名の事案、対象期間の指定なし、本件家屋内の家財の価値喪失として 6,350,000 円とした事例（自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された）【和解事例 350-2】

警戒区域、申立人 3 名（障害者（2 級）、高齢者、介護者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、財物（家財）として 6,550,000 円とした事例【和解事例 363-2】

東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を有している、申立人 2 名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（ただし「福島県双葉郡富岡町〇〇」の家屋における家財）として 5,950,000 円とした事例（富岡町の自宅に住むほかの親族と合わせた人数に基づいて算定された家財の賠償が認められた）【和解事例 374】

所在不明、申立人 1 名の事案、対象期間の指定なし、財物損害（家財）として 3,250,000 円とした事例【和解事例 392】

警戒区域、申立人 4 名（関東地方に避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、財産損害として、X 1 について 6,750,000 円とした事例【和解事例 429-2】

8-1. 放射線検査(人)費用

富岡町、申立人1名並びに利害関係人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、検査費用として10,000円とした事例【和解事例 47】

川内村、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について20,000円とした事例【和解事例 58】

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について検査費用（人か物かは不明）として22,000円とした事例【和解事例 129】

警戒区域内、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、検査費用（交通費）として5,000円とした事例【和解事例 131】

南相馬市原町区、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、申立人らについて検査交通費として24,000円とした事例【和解事例 157】

広野町、申立人4名の事案、対象期間 H24.8.6、検査費用（交通費）として20,000円とした事例（乳幼児2名（うち1名は原発事故直前1か月の期間内に出生）の世話をしながら避難した家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例）【和解事例 275】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.5 末日、検査費用として77,570円とした事例【和解事例 285-1】

緊急時避難準備区域、申立人1名（北陸地方に避難）の事案、対象期間H23.3.11～H24.1 末日、診断費として3,150円とした事例【和解事例 298】

警戒区域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、X 1、X 2、X 3 について生命・身体的損害（放射線検査）として各18,000円とした事例【和解事例 305】

8-2. 放射線検査(物)費用

富岡町、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、X 1 について検査費用（人か物かは不明）として22,000円とした事例【和解事例 129】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について検査費用（物）として32,600円とした事例【和解事例 160】

広野町、申立人4名の事案、対象期間 H24.8.6、検査費用（交通費）として20,000円とし

た事例（乳幼児2名（うち1名は原発事故直前1か月の期間内に出生）の世話をしながら避難した家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例）【和解事例 275】

9. 除染費用

南相馬市原町区、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、申立人らについて植木剪定による除染費用として128,000円とした事例【和解事例157】

富岡町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X1について除染費用として34,829円とした事例【和解事例160】

南相馬市原町区、申立人3名の事案、対象期間 H23.7.1～H24.8.31、申立人らについて土地についての除染費用として367,000円とした事例（土地についての除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例179】

南相馬市原町区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、自宅敷地の除染費用として154,000円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例189】

南相馬市原町区市街地、申立人1名の事案、対象期間H24.8.2～H24.8.13、除染費用（庭木の伐採剪定及び下草の刈取の費用）として100,000円とした事例【和解事例220】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、別紙記載の申立人18名の事案、対象期間の指定なし、X1・X2について、除染費用（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）、（住宅瓦屋根修理代（H23.8.16付けC作成請求書に対応する同人作成領収書分））として243,000円、（雨樋工事代（H23.9.12付けD作成領収書分））として153,000円、（工事代金（H23.11.4付けE作成領収書分））として72,000円、（排水工事（H23.12.6付け有限会社F作成領収書分））として43,000円、（排水工事（H23.12.11付けG作成領収書分））として247,000円、（H23.12.14防腐剤購入費用）として5,480円、（ダスト代金（砂利代）（H24.1.31付けE作成領収書分））として54,000円、（ポリカ他7点（物置交換代金）（H24.2.23付けD作成領収書分））として109,000円、（X3～X18について別紙省略）とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例331-3】

10. その他

富岡町、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、X 1 について交通費（家族間移動費用）として 637,000 円とした事例【和解事例 41】

南相馬市原町区、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、交通費・通信費として 180,000 円とした事例【和解事例 50】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、その他の損害として 210,300 円とした事例【和解事例 85】

大熊町、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X 1 について、その他の損害として 1,857,025 円とした事例【和解事例 92】

南相馬市小高区、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、その他の費用として 40,000 円とした事例【和解事例 141】

南相馬市小高区（被相続人が病院に入院していた）、申立人1名、対象期間の指定なし、申立外故人（（申立人の母親）が本件事故により避難を強いられ、平成 23 年 4 月に死亡した）の葬儀費用として 500,000 円とした事例【和解事例 148】

南相馬市原町区、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、申立人らについて自動車買換費用（二輪駆動車→四輪駆動車）として 454,695 円とした事例【和解事例 159】

双葉町、申立人1名（美容師）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、美容師道具購入費用として 213,240 円、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、駐車場代として 36,750 円とした事例【和解事例 202】

大熊町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、墓移転費用等（双葉郡大熊町所在の墓石等財物に対する賠償を含む）として 1,360,000 円とした事例【和解事例 222】

広野町、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.31、X 1 について交通費増加費分（福島埼玉往復）として 550,000 円、交通費増加分（職場までの移動距離増加分）として 20,000 円。X 2 について学用品等増加分として 24,370 円、その他移動費用として 50,000 円とした事例【和解事例 261】

警戒区域、申立人4名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.4.30、X 3 および X 4 について検査交通費として 40,000 円とした事例【和解事例 266】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、X 1 について、その他別紙記載の損害（寝具・衣類・家電等購入費用や平成 23 年 3 月～7 月分家賃。なお、和解契約書には別紙として項目が列挙されている）として 1,080,490 円とした事例【和解事例

267-1】

広野町、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、葬儀費用として300,000円とした事例（広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成23年3月27日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例）【和解事例268】

警戒区域、申立人3名（X1、申立人兼申立人亡X3の継承人X2）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難せざるを得ないことに伴う費用として400,000円とした事例【和解事例270】

警戒区域内の病院に入院、申立人3名（相続人は申立人X2の1名。X1及びX3は申立取下げ）の事案、対象期間の指定なし、逸失利益として450,000円とした事例（福島県双葉郡大熊町〇〇病院に入院中、原発事故が発生し、これに伴う医療水準の低下により、平成23年3月13日ごろ死亡したとみられる被相続人の死亡慰謝料が賠償された事例）【和解事例271】

浪江町、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.10.30、亡Aの葬儀に関する費用として500,000円、亡Aの葬儀に関する費用にかかる請求付随費用として6,885円とした事例（高齢の要介護者が避難生活による生活環境悪化によりH23.5.15に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた【和解事例284】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.8.11～H23.9.7、亡Aの葬儀費用の増額分として200,000円とした事例（避難中に父が死亡したため、避難先での葬儀を行わなければならなかったことによる葬儀費用増額分が賠償）【和解事例295】

緊急時避難準備区域、申立人1名（北陸地方に避難）の事案、対象期間H23.3.11～H24.1末日、弔問費用として158,377円とした事例（避難先から福島県内への親族の弔問に係る交通費・宿泊費が賠償された）【和解事例298】

警戒区域、申立人2名（警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者）の事案、対象期間H24.8.16、24日支出分、X1について、文書料として8,000円とした事例【和解事例309】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、雑費として113,444円とした事例【和解事例322】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間H23.9.1～H23.9末日、自動車購入費用として370,000円、対象期間H23.9.1～H23.11末日、証明書取得費用として1,500円とした事例（警戒区域内に所有自動車を残留したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用の賠償が認められた事例）【和解事例324】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市）、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、放射線量測定器として45,000円とした事例（上記申立人らを含む集団申立の和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）【和解事例331-2】

警戒区域、申立人1名（避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、H23.11月に避難先で死亡した被相続人（要介護者）の介護者）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、営業損害として11,997円、対象期間の指定なし、Aの死亡にかかる損害（Aの死亡慰謝料及び逸失利益の申立人相続分並びに葬儀費用）として2,800,000円とした事例【和解事例332】

警戒区域、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.10、営業損害として1,984,684円とした事例（割賦払クレジット契約で購入した乗用車を警戒区域内に残して避難した警戒区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金並びに原発事故直後の日に警戒区域内で納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用が賠償された）【和解事例337】

東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を有している、申立人2名の事案、対象期間H24.7.1～H24.12.31、〇〇ハイツ〇号室（〇〇区）の賃貸借契約の継続を余儀なくされたことに伴う損害として529,375円とした事例【和解事例374】

警戒区域内、申立人2名の事案、対象期間H23.9.1～H23.11.30、その他（葬儀費用等）として688,000円とした事例（避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例）【和解事例391】

所在不明、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、車両検査費用（平成24年10月16日分交通費）として28,000円とした事例【和解事例392】

警戒区域、申立人6名の事案、対象期間H23.4.6～H23.6.20、付添費用として、X2について325,000円とした事例【和解事例409】

11. 弁護士費用

双葉町、申立人4名の事案、対象期間の指定なし、X1について1,910,794円（本和解金額63,693,137円の3%相当額）、X2について519,006円（本和解金額17,300,229円の3%相当額）、X4について45,000円（本和解金額1,500,000円の3%相当額）とした事例【和解事例206】

第2 自主的避難等対象区域、その他一個人損害

1. 精神的損害

本宮市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 及びX 2 の精神的損害及び生活費増加費用として各 80,000 円、X 3（妊婦）及びX 4（子ども）の精神的損害及び生活費増加費用として各 400,000 円とした事例【和解事例 5】

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 の生活費増加費用、精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用として 80,000 円、X 2 乃至X 4 の同損害として各 600,000 円とした事例【和解事例 8】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.15～H23.5.10、X 1 及びX 2 について各 40,000 円、X 3 について 200,000 円とした事例【和解事例 9】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害の合計として、X 1 及びX 2 について各 80,000 円、X 3 及びX 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 12】

埼玉県、申立人2名、転居予定の家屋をいわき市に所有していた事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.16、いわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害として申立人らで合計 128,000 円とした事例【和解事例 17】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.22、精神的損害、避難費用及び帰宅費用の合計として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 18】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間申立人X 1 及びX 2 について本件事故発生当初の時期、申立人X 3 について H23.3.11～H23.12.31、精神的損害、避難費用及び帰宅費用の合計として申立人X 1 及びX 2 について各 80,000 円、申立人X 3 について 600,000 円とした事例【和解事例 19】

郡山市、申立人3名の事案、対象期間本件事故当初の時期、精神的損害、生活費増加分の費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 27】

田村市、申立人7名の事案、対象期間申立人X 1、X 2、X 3、X 4 について本件事故発生当初の時期、申立人X 5、X 6、X 7 について本件事故発生から H23.12.31、自主避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用、及び移動費用）として申立人X 1、X 2、X 3、X 4 について各 80,000 円、申立人X 5、X 6、X 7 について各 600,000 円とした事例【和解事例 36】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間、生活費増加費用、移動費用、精神的苦痛は本件事故発生当初、財物価値の喪失は H23.3.11～H24.2.29、申立人らに対し自主避難によって生じた生活費増加費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛、財物価値の喪失（たけのこ）として 234,400 円とした事例【和解事例 37】

本宮市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.14～H23.9.26、避難慰謝料として 40,000 円（月額 5,714 円相当）とした事例【和解事例 38】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的苦痛・生活費増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 51】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 52】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 55】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 57】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、除染費用・避難費用・生活費増加費用・精神的損害として X1 について 130,000 円、X2 について 80,000 円、X3 について 600,000 円、X4 について 600,000 円とした事例【和解事例 80】

本宮市、申立人6名（妊婦・胎児・障害者を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、避難費用および精神的損害として 1,720,000 円とした事例【和解事例 81】

福島市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 252,000 円とした事例【和解事例 83】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、精神的損害として 80,000 円（1人月額 4,000 円相当）とした事例【和解事例 84】

福島市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、申立人らについて、精神的損害として各 80,000 円とした事例【和解事例 87】

相馬市、申立人3名の事案、対象期間の指定なし、申立人らについて、精神的損害として 560,000 円とした事例【和解事例 88】

相馬市、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費の増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 920,000 円とした事例【和

解事例 90】

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用・生活費増加費用及び精神的損害並びに申立人 X 1 の就労不能損害として 1,290,000 円とした事例【和解事例 93】

福島市、申立人3名の事案、対象期間、本件事故発生から H23.12.31、精神的損害・生活費増加費用及び移動費用として、X 1 及び X 2 について各 800,000 円、X 3 について 600,000 円とした事例【和解事例 94】

福島市、申立人4名（障害者を含む）の事案、対象期間 X 1 は本件事故発生当初の時期、X 2・X 3・X 4 は H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用・精神的苦痛及び移動費用として X 1 について、100,000 円（目安とされた 80,000 円に重度の精神及び身体の障害を抱えた X 2 を介護しながらの避難であったことによる加算金 20,000 円を加えた額）、X 2 について 640,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 97】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30（減収損害については平成 23 年 8 月分給与（平成 23 年 9 月支給分）まで）、避難費用のうち交通費、家財道具移転費用、宿泊費用及び一時帰宅費用、減収に伴う損害並びに精神的損害として 830,883 円（仮払金 105 万円控除後）とした事例【和解事例 98】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的損害として 40,000 円とした事例【和解事例 100】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 X 1 について H23.3.11～H23.4.30、X 2 について本件事故発生当初の時期、申立人らについて生活費の増加・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として各 80,000 円とした事例【和解事例 102】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 X 1 について本件事故発生当初の時期、X 2 について H23.3.11～H23.12.31、X 1 について生活費増加費用（避難時）・精神的損害（避難時）・移動費用として 80,000 円、X 2 について生活費増加費用（避難時・帰宅後）・精神的損害（避難時・帰宅後）・移動費用として 600,000 円とした事例【和解事例 103】

小野町、申立人3名の事案、対象期間 X 1 について本件事故発生当初の時期、X 2 と X 3 について H23.3.11～H23.12.31、精神的損害・生活費増加費用として X 1 について 80,000 円、X 2 について 600,000 円、X 3 について 400,000 円とした事例【和解事例 105】

小野町、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、申立人らについて精神的被害・生活費増加費用として各 80,000 円とした事例【和解事例 106】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として 40,000 円とした事例【和解事例 111】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、精神的損害（墓参り、通院分）として10,000円とした事例【和解事例112】

自主的避難等対象区域内、申立人4名（出産のため自主的避難等対象区域内にある実家に帰省していた）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害及び生活費増加費用として1,280,000円とした事例【和解事例116】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、自主的避難にかかる精神的損害及びその他の損害（学校を休学した期間中の授業相当額の損害等）として465,800円とした事例【和解事例117】

福島県会津地域、申込者4名の事案、対象期間 H12.3.11～H23.12.31、精神的損害（福島県の会津地域から福島市への転居を予定していた申立人らが、実際に平成23年4月に福島市に転居した）としてX1・X2について各80,000円（1人月額4,000円相当）、X3・X4について各400,000円（1人月額20,000円相当）とした事例【和解事例124】

郡山市、申立人1名（成人男性）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、自主的避難によって生じた費用（避難、帰宅及び一時立入費用を含む）、自主的避難による精神的損害（生活費増加分を含む）として600,000円とした事例【和解事例130】

福島市、申立人1名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、自主的避難等対象者の精神的損害及び避難費用として112,000円とした事例【和解事例134】

矢吹町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、薪代金（平成24年6月から平成25年5月分の薪購入代金を含む）、精神的損害（申立人世帯4名について、薪ストーブの使用ができないことに伴い十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛）、検査費用として282,000円とした事例【和解事例142】

いわき市、申立人2名（大人2名。うち1名は要介護者）の事案、対象期間本件事故発生からH23.9.31まで、申立人らについて精神的損害として180,000円（1人月額12,857円相当）とした事例【和解事例151】

いわき市、申立人5名（妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.10.31、申立人らについて自主的避難に係る避難費用、生活費増加費用及び精神的損害として、申立人1、2及び4が各80,000円、申立人3及び5が各600,000円とした事例【和解事例152】

郡山市、申立人1名（高齢かつ身体に障害がある）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7.31、精神的苦痛として90,000円（月額18,000円相当）とした事例【和解事例154】

相馬市、申立人4名（大人2名、子供2名）の事案、X1・X2について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難慰謝料として各40,000円、X3・X4について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難慰謝料として各200,000円とした事例【和解事例156】

いわき市、申立人1名（大人）の事案、対象期間 H23.4.1～H23.5.31、避難生活に伴う精神的損害（避難所における2か月間の避難生活による精神的苦痛）として180,000円（月額90,000円相当）、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、身体的損害に伴う精神的損害（通院慰謝料）として200,000円（月額50,000円相当）とした事例【和解事例158】

福島市、申立人2名（福島市の実家に帰省していた申立人ら（妊婦及び本件事故後に出生した子））の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らに対し、精神的損害（自主避難対象区域内に滞在したことにより、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限（新生児を両親等の住む実家である自主的避難対象区域に行かせることが困難なこと）等により生じた損害）として800,000円（1人月額40,000円相当）とした事例【和解事例161】

鏡石町、申立人1名（大人・非妊婦）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、生活費の増加・精神的損害・移動費用・就労不能損害として568,387円とした事例【和解事例165】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.2、申立人らについて精神的損害として各40,000円（月額3,333円相当）とした事例【和解事例166】

福島県西白河郡西郷村（平成23年10月に他県へ避難を開始した）、申立人3名（大人2名、子供1名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害としてX1・X2について各32,000円（月額3,200円相当）、X3について160,000円（月額16,000円相当）とした事例【和解事例170】

郡山市、申立人2名（大人2名。内1名は、甲状腺の疾患歴有り）の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、申立人らについて精神的損害として各60,000円とした事例【和解事例177】

海外居住していたが平成23年3月中旬に、本件事故前からの予定通り郡山市に転入、申立人3名（大人2名、子供1名）の事案、対象期間本件事故発生当初からH23.12.31、申立人らに精神的損害及び生活費増加費用として560,000円とした事例【和解事例180】

福島県外から郡山市への転勤が予定されており、平成23年4月に郡山市に転入、申立人4名（大人2人、子供2人）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて精神的損害及び生活費増加費用として960,000円とした事例【和解事例182】

相馬市、申立人4名（妊婦・子供2名・その他2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて精神的損害として680,000円（1人月額17,000円相当）とした事例【和解事例184】

福島県外に単身赴任しており本件事故前から予定通り平成23年3月末に勤務先を退職し、須賀川市の自宅に戻った、申立人1名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害及び生活費増加費用として80,000円とした事例【和解事例188】

いわき市、申立人3名の事案、X1・X2について対象期間本件事故発生当初の時期、自主避難等に係る精神的損害として各40,000円、X3について対象期間H23.3.11～H23.12.31、自主的避難に係る精神的損害として200,000円（月額20,000円相当）とした事例【和解事例191】

会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成23年3月末に福島市に転入した、申立人4名（妊婦・子供2名・その他2名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として1,360,000円とした事例【和解事例192】

福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建設中の新居への引っ越しを予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した、申立人3名の事案、対象期間本件事故発生当から平成23年12末日、精神的損害及び生活費増加費用としてX1・X2について各80,000円、X3について400,000円とした事例【和解事例193】

福島市、申立人3名事案（妊婦・子供1名・その他2名）、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として280,000円（月額9,333円相当）とした事例【和解事例194】

平成22年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山市の実家に滞在していた、申立人3名（大人1名・子供2名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、中間指針追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用として、X1について80,000円、X2・X3について各400,000円とした事例【和解事例201】

自主的避難等対象区域（県北地域）、申立人4名（子らを中国に避難させた）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、精神的損害として480,000円（1人月額12,000円相当）とした事例【和解事例219-1】

いわき市、申立人4名（3週間程度の自主避難をした家族（子3名とその親権者））の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、X1について精神的損害40,000円（月額4,000円相当）、X2、X3及びX4について中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として1,800,000円とした事例（子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された）【和解事例223】

小野町、申立人3名（自主避難をした妊婦子供1名、その他2名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、精神的損害として280,000円（月額9,333円相当）とした事例【和解事例224】

郡山市、申立人3名（H23.3月及び4月に新潟市と東京に自主避難していた家族。妊婦・子供を含まない）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、精神的損害として120,000円（1人月額4,000円相当）とした事例【和解事例229】

福島市、申立人5名（東京に自主避難大人2名、子供3名）の事案、対象期間H23.3.11～

H23.12 末日、中間指針第 1 次追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 2,867,499 円とした事例（H23 年分及びH24. 9 月末までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 230-1】

県北地域、申立人 3 名（中部地方に家族全員で避難（妊婦子供 1 人、その他 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、精神的損害として 280,000 円とした事例【和解事例 240】

原発事故当時会津地域に居住していたが、平成 23 年 4 月に福島市内の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害及び生活費増加費用として 400,000 円とした事例【和解事例 263】

県南地域、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8 末日、精神的損害として 280,000 円（1 人月額 15,555 円相当）とした事例（県南地域から平成 23 年 4 月 22 日以前に避難を開始した申立人らについて避難実費相当額等が賠償された事例）【和解事例 264】

茨城県、申立人 3 名の事案、対象期間の指定なし、精神的損害として X 1・X 2 について各 40,000 円、X 3 について 200,000 円とした事例（自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され被曝の不安を感じた子供 1 名を含む家族 3 名に対して慰謝料の賠償が認められた事例）【和解事例 272】

伊達市、申立人 5 名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案、対象期間H23.3.11～H24.9 末日、H23 年分精神的損害として 680,000 円（1 人月額 13,600 円相当）とした事例【和解事例 283】

県南地域、H23.4.22 以前に避難を開始した申立人 4 名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、中間指針に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,880,000 円とした事例【和解事例 286】

所在不明（原発事故時に福島県外に単身赴任（住民登録も行われていた））、申立人 1 名の事案、対象期間H23.4.1～H24.8.31 精神的損害として 1,700,000 円（月額 100,000 円相当）とした事例（H23.4 に旧緊急時避難準備区域内の自宅に戻る予定であったが、原発事故により直ちに戻れなかった申立人についてH24.8 までの間、避難に伴う日常生活阻害慰謝料及び滞在者慰謝料が認められた）【和解事例 297】

所在不明、申立人 1 名（原発事故時には自主的避難対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難対象区域内への引越しが決まっていた）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、自主的避難対象区域内に滞在したことにより、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害として 200,000 円（月額 20,000 円相当）とした事例【和解事例 300】

郡山市、申立人 2 名（新潟県に自主的避難した母と子）の事案、対象期間H23.3.11～H24.10 末日、H23 年分精神的損害として 240,000 円（1 人月額 6,000 円相当）とした事例【和解

事例 304】

福島市、申立人 3 名（関東圏に自主避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として 280,000 円（1 人月額 9,333 円相当）とした事例【和解事例 307】

原発事故当時福島県外に居住していたが、転勤により平成 23 年 3 月 13 日に郡山市に転居することが原発事故前から決まっていた、申立人 4 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、X 1 及び X 2 について、中間指針に基づく精神的損害及び生活費増加分として 160,000 円。対象期間本件事故発生から平成 23 年 12 月末まで、X 3 及び X 4 について中間指針に基づく精神的損害及び生活費増加分として 800,000 円とした事例【和解事例 318】

郡山市、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、精神的損害として 80,000 円（1 人月額 6,666 円相当）とした事例【和解事例 319】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が新潟県に自主避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、精神的損害として 480,000 円（1 人月額 12,000 円相当）とした事例【和解事例 323】

大玉村、申立人 5 名（うち子供 3 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2 末日、平成 23 年分精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,960,000 円とした事例【和解事例 326】

自主的避難対象区域所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、精神的損害として 200,000 円（月額 20,000 円相当）とした事例（直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認められた）【和解事例 338】

須賀川市、申立人 3 名（須賀川市から群馬県に自主的避難した家族（夫婦とその子供）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、精神的損害（平成 23 年分）として 280,000 円（1 人月額 9,333 円相当）とした事例（避難先での 2 件目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 347】

いわき市、申立人 5 名（米国在住の親族を頼っていわき市から米国へ自主避難した）の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害として 200,000 円とした事例【和解事例 349】

原発事故前に自主的避難対象区域（福島市）の実家で里帰り出産、申立人 2 名（平成 23 年 3 月下旬に関東の自宅に戻った母子）の事案、X 1 について対象期間本件事故発生当初の時期、X 2 について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、精神的損害として 240,000 円（定額賠償金の賠償）とした事例【和解事例 352】

県南地域、申立 2 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害として 80,000 円とした事例（県南地域から平成 23 年 4 月 22 日以前に避難を開始した申立人らについて、

避難費用等が賠償された) 【和解事例 365】

青森県内の大学に通っており、自主的避難等対象区域(郡山市)内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた、申立人1名(大学生)の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害として40,000円とした事例(定額賠償金が賠償された) 【和解事例 366】

自主的避難等対象区域内、申立人3名の事案、X1・X2について対象期間本件事故発生当初の時期、X3について対象期間H23.3.11~H23.12.31、生活費の増加費用・自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び平成23年3月〇日出産後予定されていた退院日より早く退院する事を余儀なくされたことに伴う精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として、X1について280,000円、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用としてX2について80,000円、X3について600,000円とした事例(地元病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を20万円増額した事例) 【和解事例 379】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間H23.3.11~H23.11.30、精神的損害として640,000円(月額71,111円相当)とした事例(異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた) 【和解事例 388】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害として40,000円とした例 【和解事例 393】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11~H23.6.30、死亡慰謝料(被相続人)として7,000,000円、避難費用(慰謝料等)として420,000円(X1、X2及び被相続人それぞれに対して各140,000円)とした事例とした事例(身体に障害があり要介護5の状態自主的避難等対象区域(いわき市)の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在をみとめ、死亡慰謝料700万円等が賠償された) 【和解事例 395】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生日からH23.12末日、精神的損害として480,000円(1人月額16,000円相当)とした事例 【和解事例 396】

自主的避難区域から宮城県に避難した、申立人4名(大人2名、子供2名)の事案、対象期間H23.3.11~H23.12.31、中間指針追補に基づく避難費用・精神的損害として1,360,000円とした事例(平成24年に支出した転居交通費、住居費(敷金、礼金、仲介手数料、家賃、

保険料等)、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた) 【和解事例 397】

2. 避難費用及び帰宅費用

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 の生活費増加費用、精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用として 80,000 円、X 2 乃至 X 4 の同損害として各 600,000 円とした事例【和解事例 8】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.15～H23.5.10、申立人らで 192,670 円とした事例【和解事例 9】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害の合計として、X 1 及び X 2 について各 80,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 12】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.22、精神的損害、避難費用及び帰宅費用の合計として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 18】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間申立人 X 1 及び X 2 について本件事故発生当初の時期、申立人 X 3 について H23.3.11～H23.12.31、精神的損害、避難費用及び帰宅費用の合計として申立人 X 1 及び X 2 について各 80,000 円、申立人 X 3 について 600,000 円とした事例【和解事例 19】

田村市、申立人7名の事案、対象期間申立人 X 1、X 2、X 3、X 4 について本件事故発生当初の時期、申立人 X 5、X 6、X 7 について本件事故発生から H23.12.31、自主避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用、及び移動費用）として申立人 X 1、X 2、X 3、X 4 について各 80,000 円、申立人 X 5、X 6、X 7 について各 600,000 円とした事例【和解事例 36】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間、生活費増加費用、移動費用、精神的苦痛は本件事故発生当初、財物価値の喪失は H23.3.11～H24.2.29、申立人らに対し自主避難によって生じた生活費増加費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛、財物価値の喪失（たけのこ）として 234,400 円とした事例【和解事例 37】

田村郡小野町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、自主的避難に係る一切の損害に対する和解金として 310,000 円とした事例【和解事例 45】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、除染費用・避難費用・生活費増加費用・精神的損害として X 1 について 130,000 円、X 2 について 80,000 円、X 3 について 600,000 円、X 4 について 600,000 円とした事例【和解事例 80】

本宮市、申立人6名（妊婦・胎児・障害者を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、避難費用および精神的損害として 1,720,000 円とした事例【和解事例 81】

福島市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 252,000 円とした事例【和解事例 83】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費増加費用・避難費用として 156,460 円とした事例【和解事例 84】

相馬市、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費の増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 920,000 円とした事例【和解事例 90】

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用・生活費増加費用及び精神的損害並びに申立人 X 1 の就労不能損害として 1,290,000 円とした事例【和解事例 93】

福島市、申立人3名の事案、対象期間、本件事故発生から H23.12.31、精神的損害・生活費増加費用及び移動費用として、X 1 及び X 2 について各 800,000 円、X 3 について 600,000 円とした事例【和解事例 94】

福島市、申立人4名（障害者を含む）の事案、対象期間 X 1 は本件事故発生当初の時期、X 2・X 3・X 4 は H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用・精神的苦痛及び移動費用として X 1 について、100,000 円（目安とされた 80,000 円に重度の精神及び身体の障害を抱えた X 2 を介護しながらの避難であったことによる加算金 20,000 円を加えた額）、X 2 について 640,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 97】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30（減収損害については平成 23 年 8 月分給与（平成 23 年 9 月支給分）まで）、避難費用のうち交通費、家財道具移転費用、宿泊費用及び一時帰宅費用、減収に伴う損害並びに精神的損害として 830,883 円（仮払金 105 万円控除後）とした事例【和解事例 98】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 X 1 について H23.3.11～H23.4.30、X 2 について本件事故発生当初の時期、申立人らについて生活費の増加・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として各 80,000 円とした事例【和解事例 102】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 X 1 について本件事故発生当初の時期、X 2 について H23.3.11～H23.12.31、X 1 について生活費増加費用（避難時）・精神的損害（避難時）・移動費用として 80,000 円、X 2 について生活費増加費用（避難時・帰宅後）・精神的損害（避難時・帰宅後）・移動費用として 600,000 円とした事例【和解事例 103】

宮城県、申立人2名の事案、対象期間 23.3.16～23.3.30、申立人らに自主的避難に係る費用（地震の被害を避けたために自主的避難等対象区域に避難した後、本件事故によりさらに避難を強いられたとして、自主的避難等対象区域からの避難）として 84,558 円とした事

例【和解事例 107】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用として 12,040 円とした事例【和解事例 111】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、避難費用のうち移動費用として 4,150 円、家財等購入費として 200,000 円、家財道具移動費として 6,000 円、交通費増加費として 31,160 円。帰宅費用として 52,990 円とした事例【和解事例 112】

郡山市、申立人1名（成人男性）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、自主的避難によって生じた費用（避難、帰宅及び一時立入費用を含む）、自主的避難による精神的損害（生活費増加分を含む）として 600,000 円とした事例【和解事例 130】

福島市、申立人1名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、自主的避難等対象者の精神的損害及び避難費用として 112,000 円とした事例【和解事例 134】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間本件事故発生から H23.9.31 まで、申立人らについて避難費用（交通費）として 77,860 円、親戚宅での滞在費及び介護に対する謝礼として 120,000 円、帰宅費用として 91,416 円とした事例【和解事例 151】

いわき市、申立人5名（妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.10.31、申立人らについて自主的避難に係る避難費用、生活費増加費用及び精神的損害として、申立人1、2及び4が各 80,000 円、申立人3及び5が各 600,000 円とした事例【和解事例 152】

相馬市、申立人4名（大人2名、子供2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X1について避難費用として 800,000 円、帰宅費用として 20,000 円とした事例【和解事例 156】

鏡石町、申立人1名（大人・非妊婦）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、生活費の増加・精神的損害・移動費用・就労不能損害として 568,387 円とした事例【和解事例 165】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.2、申立人らについて避難費用及び帰宅費用として 128,300 円とした事例【和解事例 166】

福島県西白河郡西郷村（平成 23 年 10 月に他県へ避難を開始した）、申立人3名（大人2名、子供1名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて避難費用（交通費）として 37,000 円、避難費用（引越費用）として 168,160 円とした事例【和解事例 170】

郡山市、申立人2名（大人2名。内1名は、甲状腺の疾患歴有り）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X1について避難費用（X2分含む）として 715,161 円とした事例【和解事例 177】

相馬市、申立人4名(妊婦・子供2名・その他2名)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて避難費用(移動交通費)として730,692円とした事例【和解事例184】

福島市、申立人8名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて避難交通費として69,000円とした事例【和解事例190】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、X1について避難費用(X2及びX3の避難先の宿泊費に限る)として603,470円とした事例【和解事例191】

会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成23年3月末に福島市に転入した、申立人4名(妊婦・子供2名・その他2名)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として1,360,000円とした事例【和解事例192】

福島市、申立人3名事案(妊婦・子供1名・その他2名)、対象期間H23.3.11～H23.5.12、避難費用①移動費用として333,895円、対象期間H23.3.11～H23.12.31、避難費用②引越費用88,000円とした事例【和解事例194】

自主的避難等対象区域(県北地域)、申立人4名(子らを中国に避難させた)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、避難費用(交通費)として167,770円、避難費用(宿泊謝礼)として300,000円とした事例(航空運賃及び請求のあった期間であるH24.3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された)【和解事例219-1】

自主的避難等対象区域(県北地域)、申立人4名(子らを中国に避難させた)の事案、対象期間H24.1.1～H24.3末日、避難費用(宿泊費謝礼)として150,000円、避難雑費として120,000円とした事例(航空運賃及び請求のあった期間であるH24.3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された)【和解事例219-2】

いわき市、申立人4名(3週間程度の自主避難をした家族(子3名とその親権者))の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、X1について避難費用8,400円、X2、X3及びX4について中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として1,800,000円とした事例(子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された)【和解事例223】

小野町、申立人3名(自主避難をした妊婦子供1名、その他2名)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、避難費用(交通費)として65,400円、(宿泊費・宿泊謝礼)として207,600円とした事例【和解事例224】

郡山市、申立人3名(H23.3月及び4月に新潟市と東京に自主避難していた家族。妊婦・子供を含まない)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、避難費用(宿泊費)として376,950円とした事例【和解事例229】

福島市、申立人5名（東京に自主避難大人2名、子供3名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、中間指針第1次追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 2,867,499 円とした事例（H23 年分及びH24. 9 月末までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 230-1】

福島市、申立人5名（東京に自主避難大人2名、子供3名）の事案、対象期間 H24.1.1～H24.9 末日、避難費用（住居費）として 1,437,480 円、（引越し費用）として 74,500 円、避難雑費として 540,000 円とした事例（H23 年分及びH24. 9 月末までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 230-2】

県北地域、申立人3名（中部地方に家族全員で避難（妊婦子供1人、その他2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、H23 年分避難費用（交通費・車移動費用）として 25,272 円、（引越し代金）として 309,450 円、（共益費・駐車場使用料）として 32,500 円、H24 年分（共益費・駐車場使用料）として 19,500 円、避難雑費として 60,000 円とした事例（H24.3 までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 240】

宮城県、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、Y2・Y3・Y4について避難費用として 579,101 円とした事例（家族の一部（外国人）の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された）【和解事例 247-1】

郡山市（父が仕事のため郡山市に残り、母と子が自主的避難をしていた）、申立人3名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.8 末日、避難費用（交通費・引越費用）として 52,800 円、避難雑費として 160,000 円とした事例【和解事例 250】

郡山市、申立人5名（中部地方に家族全員で避難）の事案、避難費用（交通費・引越し費用）として 255,680 円、避難雑費として 600,000 円とした事例（H24.10 分まで避難実費相当額等が賠償された）【和解事例 251】

県南地域、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8 末日、避難費用（交通費）として 20,000 円、避難費用（引越費用）として 85,000 円、避難費用（住居費用）として 401,102 円とした事例（県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて避難実費相当額等が賠償された事例）【和解事例 264】

福島市（父が仕事のため福島市に残り、母と子2名が山形県に自主避難をしていた）、申立人4名の事案、対象期間 H24.1.1～24.3 末日、避難費用（避難交通費及び面会交通費）として 135,200 円、避難雑費として 120,000 円とした事例【和解事例 274】

伊達市、申立人5名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9 末日、H23 年分避難費用（交通費）として 9,600 円、（住居費）として 414,705 円、（駐車場代）として 27,515 円、H24 年分避難費用（住居費）として 450,000 円、（駐車場代）として 72,000 円、（避難雑費）として 540,000 円とした事例【和解事例 283】

県南地域、H23.4.22 以前に避難を開始した申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、中間指針に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,880,000 円とした事例【和解事例 286】

郡山市、申立人 2 名（新潟県に自主的避難した母と子）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.10 末日、H23 年分避難費用（移動費用、家財移動費用、宿泊費、謝礼、一時立入費用、生活費増加分等）として 440,000 円、X 2 について H24 年分避難雑費として 200,000 円とした事例（H24.1 以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 304】

福島市、申立人 3 名（関東圏に自主避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用（交通費）として 56,800 円、（引っ越し代金）として 24,000 円、（家賃等）として 322,340 円、対象期間 H24.1.1～H24.3.31、X 3 について避難雑費として 60,000 円とした事例（H24.1 月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 307】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が山形県に自主的避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.10 末日、避難雑費として 400,000 円とした事例（平成 24 年 1 月～3 月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供 2 名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例）【和解事例 316】

郡山市、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難費用（交通費）として 122,820 円、避難費用（宿泊費）として 30,160 円とした事例（郡山市から平成 23 年 4 月に夫婦で中国の妻の実家に避難した際の国際航空運賃などの避難実費相当額等が賠償された事例）【和解事例 319】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が新潟県に自主避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、避難費用（交通費）として 11,200 円、対象期間 H24.1.1～H24.8 月末、X 3 及び X 4 について避難雑費として 320,000 円とした事例（二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された事例）【和解事例 323】

大玉村、申立人 5 名（うち子供 3 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2 末日、平成 23 年分精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,960,000 円、平成 24 年分避難雑費として 120,000 円とした事例（平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された事例）【和解事例 326】

自主的避難対象区域所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、生活費増加費用及び移動費用として 400,000 円とした事例（直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認められた）【和解事例 338】

須賀川市、申立人 3 名（須賀川市から群馬県に自主的避難した家族（夫婦とその子供）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、避難費用（交通費）平成 23 年分として 32,800 円、平

成 24 年分として 10,400 円、避難費用（引越費用）平成 23 年分として 229,500 円、避難費用（住居費用）平成 23 年分ごととして 245,316 円、平成 24 年分として 420,000 円、避難雑費（平成 24 年分）として 140,000 円とした事例（避難先での 2 件目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 347】

いわき市、申立人 5 名（米国在住の親族を頼っていわき市から米国へ自主避難した）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.13、避難費用（交通費）として 517,503 円、避難費用（宿泊費）として 392,000 円、避難費用（宿泊謝礼）として 36,000 円とした事例（米国在住の親族を頼っていわき市から平成 23 年 3 月末から同年 4 月までの間に米国へ自主的避難した避難交通費全額の賠償が認められた）【和解事例 349】

原発事故前に自主的避難対象区域（福島市）の実家で里帰り出産、申立人 2 名（平成 23 年 3 月下旬に関東の自宅に戻った母子）の事案、X1 について対象期間本件事故発生当初の時期、X2 について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用・移動費用として 240,000 円とした事例（定額賠償金の賠償）【和解事例 352】

父が仕事のため伊達市に戻り、母と子供 3 名が新潟県に自主的避難を続けている、申立人 5 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.5 末日、避難雑費として 300,000 円とした事例（平成 24 年分の面会交通費、生活費増加費用、避難雑費の賠償が認められた）【和解事例 355】

県南地域、申立 2 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、生活費の増加、移動費用として 80,000 円とした事例（県南地域から平成 23 年 4 月 22 日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された）【和解事例 365】

自主的避難等対象区域内、申立人 3 名の事案、X1・X2 について対象期間本件事故発生当初の時期、X3 について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費の増加費用・自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び平成 23 年 3 月〇日出産後予定されていた退院日より早く退院する事を余儀なくされたことに伴う精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として、X1 について 280,000 円、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として X2 について 80,000 円、X3 について 600,000 円とした事例（地元病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を 20 万円増額した事例）【和解事例 379】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.3.11、一時立入費用として 20,000 円、対象期間 H23.6.1～H24.2.29、家賃として 85,500 円とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例 388】

郡山市、申立人 1 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、避難費用（交通費）とし

て9,282円、避難費用（宿泊費）として100,000円とした事例【和解事例393】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.6.30、避難費用（慰謝料等）として420,000円（X1、X2及び被相続人それぞれに対して各140,000円）とした事例（身体に障害があり要介護5の状態での自主的避難等対象区域（いわき市）の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在をみとめ、死亡慰謝料700万円等が賠償された）【和解事例395】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12末日、避難費用（交通費）として12,720円、避難費用（住居費）として364,878円、対象期間H24.1.1～平成24.12末日、避難雑費として480,000円とした事例（原発事故から5か月後に避難した母親の就労不能損害（6か月分）及び平成24年1月から12月までの避難雑費等が賠償された）【和解事例396】

自主的避難区域から宮城県に避難した、申立人4名（大人2名、子供2名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、中間指針追補に基づく避難費用・精神的損害として1,360,000円、対象期間H24.1.1～H24.6.30、避難費用（交通費）として9,600円、避難費用（住居費）として357,575円、避難費用（申立人X3の転園費用）69,170円、避難雑費240,000円とした事例（平成24年に支出した転居交通費、住居費（敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等）、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた）【和解事例397】

3. 一時帰宅費用及び家族相互の訪問費用

郡山市、申立人1名（成人男性）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、自主的避難によって生じた費用（避難、帰宅及び一時立入費用を含む）、自主的避難による精神的損害（生活費増加分を含む）として 600,000 円とした事例【和解事例 130】

郡山市、申立人1名（高齢かつ身体に障害がある）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7.31、避難及び帰宅に要した移動費用として 176,190 円とした事例【和解事例 154】

小野町、申立人3名（自主避難をした妊婦子供1名、その他2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、避難費用（面会交通費）として 140,800 円とした事例【和解事例 224】

福島市、申立人5名（東京に自主避難大人2名、子供3名）の事案、対象期間 H24.1.1～H24.9 末日、避難費用（面会交通費）として 34,440 円とした事例（H23 年分及びH24. 9 月末までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 230-2】

県北地域、申立人3名（中部地方に家族全員で避難（妊婦子供1人、その他2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、H23 年分避難費用（面会交通費）として 78,680 円とした事例（H24.3 までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 240】

宮城県、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、Y1 について交通費（家族面会交通費）として 118,460 円とした事例（家族の一部（外国人）の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された）【和解事例 247-1】

郡山市（父が仕事のため郡山市に残り、母と子が自主的避難をしていた）、申立人3名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.8 末日、避難費用（面会交通費）として 358,400 円とした事例【和解事例 250】

福島市（父が仕事のため福島市に残り、母と子2名が山形県に自主避難をしていた）、申立人4名の事案、対象期間 H24.1.1～24.3 末日、避難費用（避難交通費及び面会交通費）として 135,200 円とした事例【和解事例 274】

伊達市、申立人5名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9 末日、H23 年分避難費用（面会交通費）として 268,800 円、H24 年分避難費用（面会交通費）として 345,600 円とした事例【和解事例 283】

福島市、申立人3名（関東圏に自主避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用として 31,300 円とした事例【和解事例 307】

父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている、申立人4名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.10 末日、避難費用（面会交通費）として 416,000 円とした事例（平成24年1月～3月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難

雑費及び面会交通費が賠償された事例) 【和解事例 316】

郡山市、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、避難費用(面会交通費) として 156,540 円とした事例 (郡山市から平成 23 年 4 月に夫婦で中国の妻の実家に避難した際の国際航空運賃などの避難実費相当額等が賠償された事例) 【和解事例 319】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が新潟県に自主避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8 末日、面会交通費として 1,177,600 円とした事例 (二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された事例) 【和解事例 323】

父が仕事のため伊達市に戻り、母と子供 3 名が新潟県に自主的避難を続けている、申立人 5 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.5 末日、避難費用 (面会交通費) として 224,000 円とした事例 (平成 24 年分の面会交通費、生活費増加費用、避難雑費の賠償が認められた) 【和解事例 355】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人 4 名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12 末日、避難費用 (面会交通費) として 203,520 円、避難費用 (一時帰宅費) として 15,120 円 【和解事例 396】

4. 生活費増加分

本宮市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 及び X 2 の精神的損害及び生活費増加費用として各 80,000 円、X 3（妊婦）及び X 4（子ども）の精神的損害及び生活費増加費用として各 400,000 円とした事例【和解事例 5】

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 の生活費増加費用、精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用として 80,000 円、X 2 乃至 X 4 の同損害として各 600,000 円とした事例【和解事例 8】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害の合計として、X 1 及び X 2 について各 80,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 12】

郡山市、申立人3名の事案、対象期間本件事故当初の時期、精神的損害、生活費増加分の費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 27】

田村市、申立人7名の事案、対象期間申立人 X 1、X 2、X 3、X 4 について本件事故発生当初の時期、申立人 X 5、X 6、X 7 について本件事故発生から H23.12.31、自主避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用、及び移動費用）として申立人 X 1、X 2、X 3、X 4 について各 80,000 円、申立人 X 5、X 6、X 7 について各 600,000 円とした事例【和解事例 36】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間、生活費増加費用、移動費用、精神的苦痛は本件事故発生当初、財物価値の喪失は H23.3.11～H24.2.29、申立人らに対し自主避難によって生じた生活費増加費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛、財物価値の喪失（たけのこ）として 234,400 円とした事例【和解事例 37】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、精神的苦痛・生活費増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 51】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 52】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 55】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、精神的苦痛・生活費の増加費用として申立人らについて各 80,000 円とした事例【和解事例 57】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、除染費用・避難費用・生活費増加費用・精神的損害として X 1 について 130,000 円、X 2 について 80,000 円、X 3

について 600,000 円、X 4 について 600,000 円とした事例【和解事例 80】

福島市、申立人 3 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 252,000 円とした事例【和解事例 83】

福島市、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費増加費用・避難費用として 156,460 円とした事例【和解事例 84】

相馬市、申立人 5 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、生活費の増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として 920,000 円とした事例【和解事例 90】

いわき市、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用・生活費増加費用及び精神的損害並びに申立人 X 1 の就労不能損害として 1,290,000 円とした事例【和解事例 93】

福島市、申立人 3 名の事案、対象期間、本件事故発生から H23.12.31、精神的損害・生活費増加費用及び移動費用として、X 1 及び X 2 について各 800,000 円、X 3 について 600,000 円とした事例【和解事例 94】

福島市、申立人 4 名（障害者を含む）の事案、対象期間 X 1 は本件事故発生当初の時期、X 2・X 3・X 4 は H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用・精神的苦痛及び移動費用として X 1 について、100,000 円（目安とされた 80,000 円に重度の精神及び身体の障害を抱えた X 2 を介護しながらの避難であったことによる加算金 20,000 円を加えた額）、X 2 について 640,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 97】

いわき市、申立人 1 名の事案、対象期間、本件事故発生当初の時期、生活費増加費用として 130,350 円とした事例【和解事例 100】

いわき市、申立人 2 名の事案、対象期間 X 1 について H23.3.11～H23.4.30、X 2 について本件事故発生当初の時期、申立人らについて生活費の増加・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として各 80,000 円とした事例【和解事例 102】

いわき市、申立人 2 名の事案、対象期間 X 1 について本件事故発生当初の時期、X 2 について H23.3.11～H23.12.31、X 1 について生活費増加費用（避難時）・精神的損害（避難時）・移動費用として 80,000 円、X 2 について生活費増加費用（避難時・帰宅後）・精神的損害（避難時・帰宅後）・移動費用として 600,000 円とした事例【和解事例 103】

小野町、申立人 3 名の事案、対象期間 X 1 について本件事故発生当初の時期、X 2 と X 3 について H23.3.11～H23.12.31、精神的損害・生活費増加費用として X 1 について 80,000 円、X 2 について 600,000 円、X 3 について 400,000 円とした事例【和解事例 105】

小野町、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、申立人らについて精神的被害・生活費増加費用として各80,000円とした事例【和解事例106】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.30、携帯電話利用増加分として50,000円、謝礼として37,729円とした事例【和解事例112】

自主的避難等対象区域内、申立人4名（出産のため自主的避難等対象区域内にある実家に帰省していた）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害及び生活費増加費用として1,280,000円とした事例【和解事例116】

郡山市、申立人1名（成人男性）の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、自主的避難によって生じた費用（避難、帰宅及び一時立入費用を含む）、自主的避難による精神的損害（生活費増加分を含む）として600,000円とした事例【和解事例130】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間本件事故発生からH23.9.31まで、申立人らについて生活費増加費用として22,296円、親戚宅での滞在及び介護に対する謝礼として120,000円とした事例【和解事例151】

いわき市、申立人5名（妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む）の事案、対象期間H23.3.11～H23.10.31、申立人らについて自主的避難に係る避難費用、生活費増加費用及び精神的損害として、申立人1、2及び4が各80,000円、申立人3及び5が各600,000円とした事例【和解事例152】

郡山市、申立人1名（高齢かつ身体に障害がある）の事案、対象期間H23.3.11～H23.7.31、生活費増加費用として135,238円とした事例【和解事例154】

鏡石町、申立人1名（大人・非妊婦）の事案、対象期間H23.3.11～H23.6.30、生活費の増加・精神的損害・移動費用・就労不能損害として568,387円とした事例【和解事例165】

福島県西白河郡西郷村（平成23年10月に他県へ避難を開始した）、申立人3名（大人2名、子供1名）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて生活費増加分として64,577円とした事例【和解事例170】

郡山市、申立人2名（大人2名。内1名は、甲状腺の疾患歴有り）の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、X1について生活費増加費用（X2分含む）として293,690円とした事例【和解事例177】

海外居住していたが平成23年3月中旬に、本件事故前からの予定通り郡山市に転入、申立人3名（大人2名、子供1名）の事案、対象期間本件事故発生当初からH23.12.31、申立人らに精神的損害及び生活費増加費用として560,000円とした事例【和解事例180】

福島県外から郡山市への転勤が予定されており、平成23年4月に郡山市に転入、申立人4名（大人2人、子供2人）の事案、申立人らについて精神的損害及び生活費増加費用と

して 960,000 円とした事例【和解事例 182】

相馬市、申立人 4 名（妊婦・子供 2 名・その他 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて生活費増加分（滞在費）として 590,000 円、生活費増加分（その他）として 114,850 円とした事例【和解事例 184】

福島県外に単身赴任しており本件事故前から予定通り平成 23 年 3 月末に勤務先を退職し、須賀川市の自宅に戻った、申立人 1 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、精神的損害及び生活費増加費用として 80,000 円とした事例【和解事例 188】

福島市、申立人 8 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて生活費増加分として 460,000 円とした事例【和解事例 190】

会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成 23 年 3 月末に福島市に転入した、申立人 4 名（妊婦・子供 2 名・その他 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,360,000 円とした事例【和解事例 192】

福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建設中の新居への引っ越しを予定しており、平成 23 年 3 月下旬に福島市に転入した、申立人 3 名の事案、対象期間本件事故発生当から平 23 年 12 末日、精神的損害及び生活費増加費用として X 1・X 2 について各 80,000 円、X 3 について 400,000 円とした事例【和解事例 193】

福島市、申立人 3 名事案（妊婦・子供 1 名・その他 2 名）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加分として 224,800 円とした事例【和解事例 194】

平成 22 年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山市の実家に滞在していた、申立人 3 名（大人 1 名・子供 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、中間指針追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用として、X 1 について 80,000 円、X 2・X 3 について各 400,000 円とした事例【和解事例 201】

県北地域、申立人 4 名（自主的避難等対象区域（県北地域）から子らを中国に避難させた）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、生活費増加分として 319,710 円とした事例（航空運賃及び請求のあった期間である H24.3 月までの子らの避難実費相当額等が賠償された）【和解事例 219-1】

自主的避難等対象区域（県北地域）、申立人 4 名（子らを中国に避難させた）の事案、対象期間 H24.1.7～H24.3 末日、生活費増加分として 47,900 円とした事例（航空運賃及び請求のあった期間である H24.3 月までの子らの避難実費相当額等が賠償された）【和解事例 219-2】

いわき市、申立人 4 名（3 週間程度の自主避難をした家族（子 3 名とその親権者））の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、X 2、X 3 及び X 4 について中間指針追補に基づく

精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として1,800,000円とした事例【和解事例223】

小野町、申立人3名(自主避難をした妊婦子供1名、その他2名)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)として300,000円とした事例【和解事例224】

福島市、申立人5名(東京に自主避難大人2名、子供3名)の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、中間指針第1次追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として2,867,499円とした事例(H23年分及びH24.9月末までの避難実費相当額が賠償された)【和解事例230-1】

県北地域、申立人3名(中部地方に家族全員で避難(妊婦子供1人、その他2名)の事案、対象期間H23.3.11～H24.3末日、H23年分生活費増加費用(家財道具購入費用)として150,000円、(二重生活に伴う生活費増加分)として30,000円とした事例(H24.3までの避難実費相当額が賠償された)【和解事例240】

宮城県、申立人4名の事案、対象期間H23.3.11～H24.3.31、生活費増加分として886,994円とした事例(家族の一部(外国人)の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された)【和解事例247-1】

郡山市(父が仕事のため郡山市に残り、母と子が自主的避難をしていた)、申立人3名の事案、対象期間H24.1.1～H24.8末日、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)として240,000円とした事例【和解事例250】

郡山市、申立人5名(中部地方に家族全員で避難)の事案、生活費増加費用(家財道具購入費用)85,460円とした事例(H24.10分まで避難実費相当額等が賠償された)【和解事例251】

原発事故当時会津地域に居住していたが、平成23年4月に福島市内の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生、申立人1名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、精神的損害及び生活費増加費用として400,000円とした事例【和解事例263】

県南地域、申立人3名の事案、対象期間H23.3.11～H23.8末日、生活費増加費用(家財道具購入費用)として44,144円とした事例(県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて避難実費相当額等が賠償された事例)【和解事例264】

福島市(父が仕事のため福島市に残り、母と子2名が山形県に自主避難をしていた)、申立人4名の事案、対象期間H24.1.1～24.3末日、生活費増加分(二重生活に伴う生活費増加分)として90,000円とした事例【和解事例274】

伊達市、申立人5名(家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた)の事案、対象期間H23.3.11～H24.9末日、H23年分生活費増加費用(家財道具購入費用)と

して 287,253 円、（二重生活に伴う生活費増加分）として 210,000 円、X 2 について（通勤費増加分）として 187,264 円、H24 年分（二重生活に伴う生活費増加分）として 270,000 円とした事例【和解事例 283】

県南地域、H23.4.22 以前に避難を開始した申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、中間指針に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,880,000 円とした事例【和解事例 286】

所在不明、申立人 1 名（原発事故時には自主的避難対象区域内に住居がなかったが、自主的避難対象区域内への引越しが決まっていた）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、自主的避難対象区域内に滞在したことによって生じた生活費増加費用として 200,000 円とした事例（原発事故時以降の H23 年中に懐妊した女性について、生活費増加費用等が賠償された）【和解事例 300】

福島市、申立人 3 名（関東圏に自主避難）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用（家財道具購入費用）として 305,875 円とした事例【和解事例 307】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が山形県に自主的避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.10 末日、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）として 300,000 円とした事例（平成 24 年 1 月～3 月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供 2 名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例）【和解事例 316】

原発事故当時福島県外に居住していたが、転勤により平成 23 年 3 月 13 日に郡山市に転居することが原発事故前から決まっていた、申立人 4 名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、X 1 及び X 2 について、中間指針に基づく精神的損害及び生活費増加分として 160,000 円。対象期間本件事故発生から平成 23 年 12 月末まで、X 3 及び X 4 について中間指針に基づく精神的損害及び生活費増加分として 800,000 円（定額賠償金の賠償）とした事例【和解事例 318】

郡山市、申立人 2 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）として 90,000 円、（ペットの検疫費用等）として 53,700 円とした事例（郡山市から平成 23 年 4 月に夫婦で中国の妻の実家に避難した際の国際航空運賃などの避難実費相当額等が賠償された事例）【和解事例 319】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が新潟県に自主避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、家財道具購入費用として 150,000 円、対象期間 H23.3.11～H24.8 末日、二重生活に伴う生活費増加費用として 540,000 円とした事例（二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成 24 年 1 月以降の避難雑費等が賠償された事例）【和解事例 323】

大玉村、申立人 5 名（うち子供 3 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2 末日、平成 23 年分精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として 1,960,000 円とした事例【和解事例 326】

自主的避難対象区域所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、生活費増加費用及び移動費用として 400,000 円とした事例（直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認められた）【和解事例 338】

須賀川市、申立人3名（須賀川市から群馬県に自主的避難した家族（夫婦とその子供）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.7.31、生活費増加費用（平成24年分）として 90,000 円とした事例（避難先での2件目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された）【和解事例 347】

原発事故前に自主的避難対象区域（福島市）の実家で里帰り出産、申立人2名（平成23年3月下旬に関東の自宅に戻った母子）の事案、X1について対象期間本件事故発生当初の時期、X2について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用・移動費用として 240,000 円とした事例（定額賠償金の賠償）【和解事例 352】

父が仕事のため伊達市に戻り、母と子供3名が新潟県に自主的避難を続けている、申立人5名の事案、対象期間 H24.1.1～H24.5 末日、生活費増加費用一般（二重生活に伴う増加）として 150,000 円、生活費増加費用（エアーカー購入費用）5,400 円とした事例（平成24年分の面会交通費、生活費増加費用、避難雑費の賠償が認められた）【和解事例 355】

県南地域、申立2名の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、生活費の増加、移動費用として 80,000 円とした事例（県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された）【和解事例 365】

青森県内の大学に通っており、自主的避難等対象区域（郡山市）内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた、申立人1名（大学生）の事案、対象期間本件事故発生当初の時期、生活費増加費用として 40,000 円とした事例（定額賠償金が賠償された）【和解事例 366】

自主的避難等対象区域内、申立人3名の事案、X1・X2について対象期間本件事故発生当初の時期、X3について対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費の増加費用・自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び平成23年3月〇日出産後予定されていた退院日より早く退院する事を余儀なくされたことに伴う精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として、X1について 280,000 円、生活費増加費用・精神的苦痛・避難及び帰宅に要した移動費用として X2 について 80,000 円、X3 について 600,000 円とした事例（地元病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を 20 万円増額した事例）【和解事例 379】

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤

務先が異動となった申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、テレビ購入代金として 50,000 円とした事例（異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた）【和解事例 388】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、生活費増加費用として 65,000 円とした事例【和解事例 393】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、生活費増加分（お見舞いの交通費）として 63,000 円とした事例（身体に障害があり要介護5の状態での自主的避難等対象区域（いわき市）の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在をみとめ、死亡慰謝料700万円等が賠償された）【和解事例 395】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12 末日、生活費増加費用（家財道具購入費）として 150,000 円、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）480,000 円とした事例【和解事例 396】

5. 就労不能等に伴う損害

日光市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、本件事故により観光業を営む勤務先を解雇された就労不能損害として1,260,000円とした事案【和解事例4】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.15～H23.5.10、申立人らで294,575円とした事例【和解事例9】

南会津町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、本件事故により観光業を営む勤務先を解雇された就労不能損害として1,610,000円とした事例【和解事例10】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害の合計として、X1及びX2について各80,000円、X3及びX4について各600,000円とした事例【和解事例12】

本宮市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.14～H23.9.26、就労不能損害として39,345円とした事例【和解事例38】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、就労不能に伴う損害として1,898,659円とした事例【和解事例60】

相馬市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、申立人らについて、就労不能損害として1,460,000円（給与月額170,000円・賞与1回30,000円（夏））、就労不能に伴う追加的費用として30,000円とした事例【和解事例88】

いわき市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用・生活費増加費用及び精神的損害並びに申立人X1の就労不能損害として1,290,000円とした事例【和解事例93】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30（減収損害については平成23年8月分給与（平成23年9月支給分）まで）、避難費用のうち交通費、家財道具移転費用、宿泊費用及び一時帰宅費用、減収に伴う損害並びに精神的損害として830,883円（仮払金105万円控除後）とした事例【和解事例98】

いわき市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.30、X1について就労不能損害として200,000円とした事例【和解事例102】

いわき市、申立人1名の事案、対象期間 H23.5.21～H23.5.31、就労不能等による給与等減収分として55,000円、就労不能等による追加的費用（就業するために転居したことにより生じた追加的費用）、家財購入費用として154,500円、平成23年7月19日賃貸契約初期費用として137,770円、平成23年5月から同年7月31日までの親族宅滞在費80,000円とした事例【和解事例109】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、就労不能損害として 195,000 円とした事例【和解事例 111】

いわき市、申立人5名(妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む)の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人X1について就労不能損害として 3,066,163 円とした事例【和解事例 152】

相馬市、申立人4名(大人2名、子供2名)の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、就労不能損害としてX1について 211,800 円、X2について 1,000,000 円とした事例【和解事例 156】

鏡石町、申立人1名(大人・非妊婦)の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、生活費の増加・精神的損害・移動費用・就労不能損害として 568,387 円とした事例【和解事例 165】

福島県西白河郡西郷村(平成23年10月に他県へ避難を開始した)、申立人3名(大人2名、子供1名)の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、就労不能損害としてX1について 443,993 円、X2について 354,000 円とした事例【和解事例 170】

相馬市、申立人4名(妊婦・子供2名・その他2名)の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、X1について就労不能損害として 6,144,760 円とした事例【和解事例 184】

福島市、申立人8名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X3について就労不能損害として 1,093,500 円とした事例【和解事例 190】

いわき市、申立人3名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、X2について就労不能損害として 540,000 円とした事例【和解事例 191】

福島市、申立人3名事案(妊婦・子供1名・その他2名)、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X2について 375,000 円とした事例【和解事例 194】

自主的避難等対象区域(県北地域)、申立人4名(子らを中国に避難させた)の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、X1の就労不能損害として 578,559 円とした事例【和解事例 219-1】

いわき市、申立人4名(3週間程度の自主避難をした家族(子3名とその親権者))の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、X1について就労不能損害として 74,078 円とした事例【和解事例 223】

小野町、申立人3名(自主避難をした妊婦子供1名、その他2名)の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、X2について、就労不能損害として 614,625 円とした事例【和解事例 224】

所在不明、申立人2名の事案、対象期間本件事故発生時～H24.2 末日、X1について 892,702

円、X 2 について 1,713,384 円とした事例（東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償となっていなかった避難先での中間収入相当額につき、その賠償が認められた）【和解事例 239】

県北地域、申立人 3 名（中部地方に家族全員で避難（妊婦子供 1 人、その他 2 名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3 末日、X 2 について H23 年分就労不能損害として 191,392 円、対象期間 H23.3.11～H24.2 末日、X 2 について 76,776 円とした事例（H24.3 までの避難実費相当額が賠償された）【和解事例 240】

郡山市、申立人 5 名（中部地方に家族全員で避難）の事案、X 1 について就労不能損害として 2,445,948 円とした事例（H24.10 分まで避難実費相当額等が賠償された）【和解事例 251】

自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労、申立人 1 名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、離職・再就職活動にかかる費用として 30,000 円、就労不能損害（就労先の閉鎖等に伴う）として 1,733,841 円、その他実費として 500 円とした事例【和解事例 259】

所在不明、申立人（観光業を対象とする農産物販売店のパート従業員）1 名、対象期間 H23.5.1～H23.12.31、就労不能損害（申立人がパート先を解雇されたことによる就労不能損害）として 725,000 円とした事例【和解事例 288】

福島市、申立人 3 名（関東圏に自主避難）の事案、対象期間 H23.3.17～H23.5.15、X 1 について、就労不能損害として 100,000 円とした事例【和解事例 307】

関東地方、申立人 1 名（H23.4 に福島市内で就労することが原発事故前からきまっていた）の事案、対象期間 H23.5.1～H24.4.30、就労不能損害として 1,333,800 円とした事例（原発事故により就労予定先から就労を断られたことによる就労不能損害が賠償された）【和解事例 308】

父が仕事のために福島市に残り、母と 2 人の子が新潟県に自主避難をしている、申立人 4 名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8 末日、X 2 について就労不能損害として 360,000 円とした事例【和解事例 323】

いわき市、申立人 1 名（自己の勤務先は同市内であったが夫の勤務先が警戒区域内であった）の事案、対象期間本件事故発生から H24.3 末日まで、就労不能損害（24 年分）として 437,000 円とした事例（夫が福島県外に転勤したことに伴い、夫と子供（幼児）とともに福島県外に引っ越したことにより被った就労不能損害が賠償された）【和解事例 333】

いわき市、申立人 5 名（米国在住の親族を頼っていわき市から米国へ自主避難した）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.3.31、X 3 について就労不能損害として 112,500 円、対象期間 H23.3.11～H23.4.30、X 5 について就労不能損害として 131,000 円とした事例【和解事例 349】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12末日、X2について就労不能損害として797,754円とした事例（原発事故から5か月後に避難した母親の就労不能損害（6か月分）及び平成24年1月から12月までの避難雑費等が賠償された）【和解事例396】

6. 財物損害

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害の合計として、X 1 及び X 2 について各 80,000 円、X 3 及び X 4 について各 600,000 円とした事例【和解事例 12】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間、生活費増加費用、移動費用、精神的苦痛は本件事故発生当初、財物価値の喪失は H23.3.11～H24.2.29、申立人らに対し自主避難によって生じた生活費増加費用、避難及び帰宅に要した移動費用、精神的苦痛、財物価値の喪失（たけのこ）として 234,400 円とした事例【和解事例 37】

7. 除染費用

福島市、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、申立人の自宅敷地（福島県福島市〇〇）の除染費用として199,500円とした事例【和解事例29】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、自主除染費用として申立人らで915,650円とした事例【和解事例51】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、除染費用・避難費用・生活費増加費用・精神的損害として X1 について130,000円、X2 について80,000円、X3 について600,000円、X4 について600,000円とした事例【和解事例80】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて、自主除染費用（ただし、復元費用は含まない）として654,478円とした事例【和解事例84】

福島市、申立人2名の事案、対象期間 H23.10.17～H23.10.18、申立人らについて、除染費用として98,175円とした事例【和解事例87】

福島市、申立人4名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて除染費用として484,839円とした事例【和解事例96】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.30、申立人らについて除染費用として612,200円とした事例（なお、除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約するとの条項あり）【和解事例115】

茨城県守谷市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らについて自宅除染に伴い支出した費用のうち、廃棄した鉢物の花木、芝生として合計20,000円、踏み石購入費用として合計5,880円、放射能測定器購入費用として9,800円とした事例【和解事例122】

福島市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.5、申立人所有の農地（福島市〇〇町所在）及び資材搬入路（同〇〇所在）の除染客土に要した費用として488,655円とした事例（なお、除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例155】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.12.15、申立人らについて自宅除染費用として230,580円とした事例【和解事例166】

茨城県牛久市、申立人4名（大人）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、除染費用として85,205円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する等の条項あり）【和解事例175】

いわき市、申立人1名、対象期間 H23.3.11～H23.9 末日、除染費用として 490,000 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 207】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間本件事故発生～H24.4、除染費用（庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等）945,000 円とした事例【和解事例 243】

福島市、申立人3名の事案、対象期間本件事故発生～H24.3 末日、除染費用 468,300 円（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）とした事例（（原発事故前に新築工事着工し、原発事故後に完成）の基礎部分の除染費用が賠償された）【和解事例 254】

郡山市、申立人3名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.10、線量計購入費として 62,000 円、高圧洗浄機購入費用として 31,774 円、除染委託費用として 533,137 円（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）とした事例【和解事例 255】

福島市、申立人1名、対象期間H23.3.11～H23.12.31、除染費用（申立人による除染作業に対する労働相当額を含む）として 548,764 円（損害項目（同項記載の期間かかる除染費）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）とした事例【和解事例 287】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H24.4.12～H24.6.18、郡山市市街地の自宅建物及び庭の除染費用（高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等）として 279,000 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例 358】

郡山市所在、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、除染費用（自宅建物及びその敷地）として 296,544 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）（除染費用全額が賠償された）【和解事例 383】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.9、除染費用（自宅敷地）として 165,000 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 393】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.27、線量計代、対象期間 H24.6.3～H24.7.1、自宅敷地の除染費用（芝撤去工事代）として 230,135 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 402】

本宮市、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、H24.7.2 支払いにかかる除染費用とし

て 750,000 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 407】

福島市、申立人 1 名の事案、対象期間H23.3.11～H23.12 末日、高压洗浄機購入費用として 16,770 円、除染費用として 230,685 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 432】

8. その他の損害

埼玉県、申立人2名、転居予定の家屋をいわき市に所有していた事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.16、検査費用について取り下げ、今後請求しないとした事例【和解事例 17】

福島市、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、放射線測定器購入費用として 50,550 円とした事例【和解事例 29】

本宮市、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.14～H23.9.26、通勤費増額費用として 143,420 円とした事例【和解事例 38】

静岡県富士市、申立人1名の事案、対象期間 H23.9.1～H23.11.30、自家消費等目的の茸類の放射線検査費用として 43,910 円とした事例【和解事例 66】

相馬市、申立人5名の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、申立人らに検査費用として 71,100 円とした事例【和解事例 90】

郡山市、申立人1名の事案、対象期間の指定なし、自主的避難にかかる精神的損害及びその他の損害（学校を休学した期間中の授業相当額の損害等）として 465,800 円とした事例【和解事例 117】

矢吹町、申立人1名の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、薪代金（平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月分の薪購入代金を含む）、精神的損害（申立人世帯 4 名について、薪ストーブの使用ができないことに伴い十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛）、検査費用として 282,000 円とした事例【和解事例 142】

いわき市、申立人5名（妊婦、胎児及び身体障害者各 1 名を含む）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.10.31、X 4 について一時金（項目は不明）として 100,000 円とした事例【和解事例 152】

相馬市、申立人4名（大人2名、子供2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、X 1 について生命身体損害（面会費用）として 90,000 円、X 2 について生命身体損害のうち入院費として 240,000 円、診療費として 18,750 円、薬代として 13,110 円、文書代 6,380 円、通院慰謝料として 700,000 円とした事例【和解事例 156】

相馬市、申立人4名（妊婦・子供2名・その他2名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、X 1 について生命・身体損害として 10,280 円とした事例【和解事例 184】

いわき市、申立人4名（3 週間程度の自主避難をした家族（子3名とその親権者））の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12 末日、X 1 について生命・身体的損害として 853,599 円とした事例（子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された）【和解事例 223】

福島市、申立人5名（東京に自主避難大人2名、子供3名）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5 末日、ガイガーカウンター購入費用として 46,800 円とした事例【和解事例 230-1】

所在不明、申立人1名（原発事故時には自主的避難対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難対象区域内への引越しが決まっていた）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、放射線測定器購入費用として 8,800 円とした事例（原発事故時以降のH23 年中に懐妊した女性について、生活費増加費用等が賠償された）【和解事例 300】

父が仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的避難をした、申立人4名の事案、対象期間本件事故発生日～H24.12 末日、幼稚園通園用品購入費用として 6,760 円とした事例【和解事例 396】

郡山市、申立人2名の事案、対象期間H23.3.11～H23.9.27、線量計代、対象期間 H24.6.3～H24.7.1、自宅敷地の除染費用（芝撤去工事代）として 230,135 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わない事を約する条項あり）【和解事例 402】

9. 弁護士費用

第3 避難指示等対象区域—営業損害

1. 逸失利益

南相馬市小高区、申立人1名（飲食業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害全体として 450,000 円とした事例【和解事例 3】

浪江町、申立人1名（建物の賃貸）の事案、対象期間 H23.5.1～H23.12.31、申立人と申立人A会社との間で締結された、双葉郡浪江町〇〇所在の建物を対象とする賃貸借契約にかかる営業損害として 3,360,000 円とした事例【和解事例 21】

双葉郡、申立人1名（牛乳販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（センターによれば売掛金の回収が不可能になったものとされている）として 1,275,062 円とした事例【和解事例 67】

警戒区域内、申立人1社（建設業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害として 103,731,166 円とした事例【和解事例 110】

大熊町（居住は福島県外）、申立人1名（大熊町のアパートを賃貸）の事案、対象期間 H23.4～H23.8（使用期間を基準として）、逸失利益（申立人所有建物の賃貸が不可能になったことによる逸失利益）として 2,738,379 円とした事例【和解事例 125】

警戒区域内、申立人1名（造園業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.10、営業損害として 5,360,000 円とした事例【和解事例 131】

南相馬市小高区、申立人1名（不動産賃貸業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（不動産収入）として 3,867,675 円とした事例【和解事例 172】

計画的避難区域所在事業所、申立人1社（製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、敷金（申立人が本件事故後に支出した A 株式会社に対する敷金 30,000,000 円の逸失運用益相当額）として 1,500,000 円とした事例【和解事例 174】

双葉郡内（旧緊急時避難準備区域）、申立人1社（建設業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、逸失利益として 60,000,000 円とした事例【和解事例 176】

南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた、申立人1社（建設業）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、減収に伴う逸失利益として 13,473,134 円とした事例【和解事例 200】

警戒区域内、申立人1社（介護用品のレンタル・販売業等）、対象期間 H23.3.11～H24.4.30、

営業損害として 15,906,311 円とした事例【和解事例 204①】

警戒区域内、申立人 1 社（食品の製造・販売業）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、逸失利益として 6,220,408 円（ただし、一般管理費のうち固定資産税について、対象期間の課税額及びその支払義務が確定したときは、申立人は、被申立人に対し、その課税額を別途請求できるものとする）とした事例【和解事例 211】

警戒区域、申立人 1 名（整体業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H27.2.28、営業損害として 7,576,716 円とした事例【和解事例 253】

警戒区域内、申立人 1 社（最終処分場を有する産業廃棄物処理業者）の事案、営業損害として 247,543,226 円とした事例（但し、本件収支計算書の計画値に基づく逸失利益と H21.5 期の実績値に基づく逸失利益との差額分の 9 割相当）【和解事例 256】

所在不明、申立人 1 社（重機賃貸業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、逸失利益として 4,505,275 円とした事例（津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益を賠償）【和解事例 293】

警戒区域内、申立人 1 社（薬局）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（逸失利益）として 1,094,663 円とした事例（店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された）【和解事例 294-1】

警戒区域内、申立人 1 社（機械機器具販売・リース等）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、営業損害として 23,505,576 円とした事例【和解事例 320】

警戒区域内、申立人 1 社（飲食業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（逸失利益）として 16,577,295 円とした事例（逸失利益 1657 万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された）【和解事例 336】

警戒区域内、申立人 1 名（不動産賃貸業（いわゆるアパート経営））の事案、対象期間 H24.6 月分ないし H25.1 月分まで、申立人が営んでいる不動産賃貸業に係る営業損害（アパートの賃料収入）として 1 月あたり 250,000 円、対象期間 H23.3 月分ないし H25.1 月分、申立人が営んでいる不動産賃貸業に係る営業損害（駐車場賃料収入）として 1 月あたり 62,500 円とした事例（平成 24 年 6 月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した）【和解事例 385】

警戒区域（相双地区）、申立人 1 社（大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等経営）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（但し、平成 23 年 2 月 16 日～同年 3 月 11 日までの分として申立人がその従業員に支給した給与に係る損害を除く）として 102,389,496 円とした事例（原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに

伴う逸失利益約 1 億 3 千万円及び財物損害（在庫等棚卸資産）約 3 億 9 千万円の賠償が認められた）【和解事例 386-1】

警戒区域（相双地区）、申立人 1 社（大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等経営）の事案、対象期間 H23.2.16～H23.3.11、営業損害（但し、平成 23 年 2 月 16 日～平成 23 年 3 月 11 日までの分として申立人がその従業員に支給した給与にかかる損害に限る）として 29,004,598 円とした事例（原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約 1 億 3 千万円及び財物損害（在庫等棚卸資産）約 3 億 9 千万円の賠償が認められた）【和解事例 386-2】

警戒区域内、申立人 1 名（不動産賃貸業（いわゆるアパート経営））の事案、対象期間 H24.6.1～H25.1.31、申立人が営んでいる不動産賃貸業に係る営業損害（平成 24 年 6 月分）として 479,272 円、（平成 24 年 7 月ないし平成 25 年 1 月分まで）として 1 月あたり 736,262 円とした事例（平成 24 年 6 月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した）【和解事例 390】

警戒区域、申立人 1 社（土木・建築請負業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、申立人の逸失利益（原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益）として 82,500,000 円とした事例【和解事例 400】

警戒区域、申立人 1 社（警戒区域内で道路工事等を営む建設会社）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、逸失利益、〇〇地区道路舗装の残工事代金分として 352,755 円、人件費相当分として 2,376,425 円、地代相当分として 350,000 円とした事例（原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金分等の営業損害が賠償された）【和解事例 404-1】

計画的避難区域、申立人 1 社（養豚業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.12.31、営業損害（H23.2 から子豚の導入頭数を増加することに伴う増収分）として 2,728,320 円とした事例【和解事例 405】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 1 社（美容院）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（逸失利益）として 13,761,425 円とした事例【和解事例 414】

飯館村、申立人 1 社（キノコ類を収穫・販売）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、キノコ類（松茸及び猪鼻茸）に係る営業損害（逸失利益）として 203,884 円とした事例（原発事故で避難を余儀なくされたことに伴う休業による逸失利益が賠償された事例）【和解事例 416】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 2 名（自家栽培野菜の販売）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31、営業損害（自家栽培野菜の販売に係る逸失利益）として 863,137 円とした事例（避難実行に伴い販売が不能になったことによる逸失利益が賠償された事例）【和解事例 419】

警戒区域（富岡町）、申立人1社（衣料品製造販売業）の事案、対象期間H23.3.11～H24.11.30、営業損害（逸失利益）として7,753,630円とした事例（休業による逸失利益等が、事業拡大予定による増収見込分も含めて、賠償された事例）【和解事例420】

警戒区域、申立人1名（家畜商）の事案、対象期間H23.3.11～H24.2.29、営業損害（逸失利益）として514,027円とした事例（休業による逸失利益が賠償された事例）【和解事例421】

南相馬市鹿島区、申立人3名（農家）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12末日、X1について、営業損害として330,000円とした事例（柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害が賠償された事例）【和解事例422】

警戒区域（浪江町）、申立人1名（農作業の手伝いをし手間賃をもらっていた）の事案、対象期間H24.1.1～H24.12.31、営業損害（稲刈り、モミ運搬、モミ乾燥等農作業の手伝いにかかる手間賃）として700,055円とした事例（確定申告書、領収書等の客観的資料が無い限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき営業損害が賠償された事例）【和解事例433】

2. 追加的費用

南相馬市小高区、申立人1名（飲食業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害全体として 450,000 円とした事例【和解事例 3】

所在不明、申立人1社（地質調査業等）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.8、調査装置新規導入費用として 5,565,000 円とした事例【和解事例 69】

計画的避難区域所在事業所、申立人1社（製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、1.敷金（申立人が本件事故後に支出した A 株式会社に対する敷金 30,000,000 円の逸失運用益相当額）として 1,500,000 円のほか、2.飲料水として 272,160 円、3.〇〇工場除染費用として 1,470,000 円、4.工場出入口エアシャワー室として 5,775,000 円、5.〇〇工場エアシャワー設置工事として 9,135,000 円、6.〇〇移動工数・〇〇機移動工数・〇〇機移動工数として 874,000 円、7.工場改修として 2,415,000 円、8.屋根修繕として 4,410,000 円とした事例（3.4.5.7 及び 8 の除染費用に関し交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方公共団体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例 174】

警戒区域内、申立人1社（食品の製造・販売業）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、追加的費用として 459,251 円（内訳、一時立入費用 9,251 円、リース解約金 450,000 円）とした事例【和解事例 211】

警戒区域、申立人（整体業者）1名、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、一時立入費用（交通費及び宿泊費）99,000 円とした事例【和解事例 253】

警戒区域内、申立人1社（飲食業）の事案、対象期間 H23.3 月～H23.12 月、追加的費用（A 銀行に対する遅延約定利息および遅延損害金）として 321,080 円とした事例（逸失利益 1657 万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された）【和解事例 336】

警戒区域、申立人1社（警戒区域内で道路工事等を営む建設会社の事案）、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、追加的費用、バリケード残置費用として 603,931 円、仮設ガードレール費用として 672,105 円、レンタルハウス費用として 571,246 円、工事機材レンタル費用として 85,901 円とした事例（原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金分等の営業損害が賠償された）【和解事例 404-1】

警戒区域、申立人1社（警戒区域内で道路工事等を営む建設会社）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.27、追加的費用（リース・レンタル用品買取費用）、A 株式会社分として 5,827,500 円、株式会社 B として 525,000 円とした事例（原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金分等の営業損害が賠償された）【和解事例 404-2】

警戒区域（富岡町）、申立人1社（衣料品製造販売業）の事案、対象期間の指定なし、追加的費用（（株）Aから加工委託を受けた原材料）として418,467円とした事例（休業による逸失利益等が、事業拡大予定による増収見込分も含めて、賠償された事例）【和解事例420】

南相馬市鹿島区、申立人3名（農家）の事案、対象期間H24.5.15、X1について、営業損害追加的費用（トラクターのツメ代）として20,000円、対象期間H24.5.22、X1について、営業損害追加的費用（除染用背負い動力噴霧器費用）として22,575円とした事例（柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害が賠償された事例）【和解事例422】

計画的避難準備区域、申立人1名（化粧品販売）、対象期間H23.3.11～H24.2.29、追加的費用（人件費）として565,401円とした事例（原発事故により福島市へ店舗移転を余儀なくされ、従前の取引先への営業のため新たに従業員を雇用した申立人について、当該従業員の人件費相当額が賠償された事例）【和解事例424】

3. その他の損害

大熊町、申立人1社（養鶏業）の事案、財物損害賠償金として合計 1,473,082 円（カタログ、ナイロン袋、包装資材分）とした事例【和解事例 16】

大熊町（居住は福島県外）、申立人1名（大熊町のアパートを賃貸）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.8.31（負担期間を基準として）、その他の損害（一時立入費用、住民票取得費用、住宅ローンの遅延損害金負担増加費分）として 22,064 円とした事例【和解事例 125】

警戒区域内、申立人1名（造園業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、財物損害（チェーンソー・草刈り機2台、シュレッダー、噴霧器、電気バリカンに係る損害）として 140,000 円とした事例【和解事例 131】

南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人1社（建設業）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、警戒区域内に残置した式材（ドリル、足場等）として 1,100,000 円とした事例【和解事例 200】

警戒区域内、申立人1社（介護用品のレンタル・販売業等）、対象期間の設定なし、営業用動産の財物損害として 8,667,035 円とした事例【和解事例 204②】

警戒区域内、申立人1社（食品の製造・販売業）、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、財物損害として 885,172 円（ただし、棚卸資産（商品分及び貯蔵品分）に限る）とした事例【和解事例 211】

大熊町、申立人1名（建設中の倉庫が9割方完成したところで原発事故が発生）の事案、対象期間の指定なし、H23.〇月〇日付で申立人がAに支払った新築倉庫の工事設計費用、H23.〇月〇日付で申立人が株式会社Bに支払った新築倉庫工事中間金として 4,257,260 円とした事例【和解事例 280】

所在不明、申立人1社（重機賃貸業）の事案、対象期間の指定なし、財物損害（オールテレーンクレーン1台）15,889,216 円とした事例（津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益を賠償）【和解事例 293】

警戒区域内、申立人1社（薬局）の事案、対象期間の指定なし、財物賠償（棚卸資産）として 5,030,100 円とした事例（店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された）【和解事例 294-2】

浪江町、申立人1名（農業）の事案、対象期間の指定なし、申立人所有のトラクター（整備形式〇〇）の財物損害として 1,268,029 円、申立人所有のコンバイン（整備形式〇〇）の財物損害として 553,000 円、申立人所有の籾乾燥機（整備形式〇〇）の財物損害とし

て 1,629,440 円とした事例【和解事例 328】

警戒区域内、申立人 1 社（飲食業）の事案、対象期間の定めなし、財物損害（たな卸資産について）として 647,746 円とした事例（逸失利益 1657 万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された）【和解事例 336】

警戒区域（相双地区）、申立人 1 社（大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等経営）の事案、対象期間 H23. 3. 11、財物損害（但し、申立人が平成 23 年 3 月時点で別紙記載の各店舗内で保有していた、たな卸資産にかかる損害に限る）として 394,858,993 円とした事例（原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約 1 億 3 千万円及び財物損害（在庫等棚卸資産）約 3 億 9 千万円の賠償が認められた）【和解事例 386-2】

警戒区域、申立人 1 社の事案、対象期間の指定なし、申立人所有に係る財物損害、建物として 19,592,087 円、器具備品類その 1（〇〇〇スポーツ器具、数量 5 式一括）として 3,984,766 円、（〇〇〇スポーツ器具、数量 1 式）として 853,891 円、（〇〇〇スポーツ器具、数量 4 式一括）として 1,636,610 円、（〇〇〇（電化製品）、数量 1 台）として 111,463 円、器具備品類その 2（〇〇〇数量 1 個、〇〇〇数量 2 個、〇〇〇数量 8 個、〇〇〇数量 5 個、〇〇〇数量 15 個、〇〇〇数量 5 個）として 100,000 円とした事例【和解事例 403】

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）、申立人 1 社（美容院）の事案、対象期間 H23. 3. 11～H23. 8. 31、線量計代として 104,475 円、高圧洗浄機代として 20,000 円、タイヤ代として 100,000 円とした事例【和解事例 414】

4. 弁護士費用

警戒区域内、申立人 1 社（機械機器具販売・リース等）の事案、対象期間 H23. 3. 11～H24. 2. 29、弁護士費用（3%）として 705,167 円とした事例【和解事例 320】

第4 自主的避難等対象区域、その他一営業損害

1. 逸失利益

いわき市、申立人1社(水産加工品の製造販売業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、風評被害による営業損害 113,930,912 円、半製品在庫にかかる逸失利益として 9,060,653 円とした事例【和解事例 7】

埼玉県、申立人1社(観光業等、その施設所在地付近で産出される野菜類を宿泊客に提供することを特徴とする業態)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.5.31、営業損害全体として 3,174,651 円とした事例【和解事例 13】

川崎市、申立人1名(通訳案内士)の事案、対象期間 H23.4.12 実施分、申立人と株式会社 A との間で締結された、H23.4.12 に〇〇人夫婦を通訳案内する業務にかかる営業損害として 30,000 円とした事例【和解事例 20】

千葉県、申立人1社(宿泊業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、営業損害として 24,789,838 円とした事例【和解事例 22】

福島県(自主避難対象区域)、申立人1社(製造業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、営業損害として 10,007,073 円とした事例【和解事例 23】

千葉市、申立人1名(通訳案内士)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.12.31、通訳案内士業務に関する営業損害として 2,300,000 円とした事例【和解事例 24】

所在不明、申立人1社(首都圏・宮城県間の運輸業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.5.11、「足立〇〇 〇〇〇〇」の車両を使用できなかったことによる休車損害として 1,428,000 円とした事例【和解事例 25】

山梨県、申立人1社(外国人観光客用の宿泊業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.5.31、外国人観光客に関し、本件事故の前に予約がすでに入っていた場合であって、平成 23 年 5 末日までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等として 61,655,068 円とした事例【和解事例 26】

いわき市、申立人1社(水産加工品の調達・販売業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.10.31、風評被害による営業損害として 7,744,499 円とした事例【和解事例 28】

伊達市、申立人1名(あんぼ柿の生産・加工業)の事案、対象期間の指定なし、営業損害(あんぼ柿の加工・出荷停止に伴う損害(平成 23 年収穫予定分))として 437,160 円とした事例【和解事例 42】

所在不明、申立人1社（中古車輸出業）の事案、対象期間の指定なし、予定売上高と転売価格の差額（いわゆる逸失利益。仕入に関する一切の費用も含む。）、日本・〇〇間の輸送費（往復船代）、転売時のオークション手数料（出品料・成約料）、オークション会場までの輸送費（陸送代）として1,000,000円とした事例【和解事例44】

栃木県那須郡那須町、申立人1名（宿泊業）の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30、逸失利益として2,666,565円とした事例【和解事例46】

栃木県、申立人1名（栃木県産和牛・ニラを主な商品とする飲食業）の事案、対象期間の指定なし、栃木県〇〇市「A」にかかる営業損害として300,000円とした事例【和解事例49】

猪苗代町、申立人1名（野菜・果物等の販売業）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、営業損害として2,600,000円とした事例【和解事例54】

東京都内、申立人1名（広野町の仕入先から調達した容器を使用し食品を製造・販売）の事案、対象期間の指定なし、営業損害、代替品の販売を余儀なくされたことの損害、金型代、機械改良費その他申立人の一切の損害として6,000,000円とした事例【和解事例61】

いわき市、申立人1名（製材業）の事案、対象期間の指定なし、営業損害（センターによれば双葉郡の工事現場に納入した商品が本件事故により使用不能となり、製材供給契約が解除されたもの）として3,087,910円とした事例【和解事例65】

所在不明、申立人1社（地質調査業等）の事案、対象期間H23.3.11～H24.5.8、営業損害（センターによれば本件事故により、従来の調査装置が使用出来なくなったとされている）として4,594,916円とした事例【和解事例69】

所在不明、申立人1名（国内各地の空港や都内の免税店・土産物店に対する、外国人向け雑貨・宝飾品等の卸売業）の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、営業損害として2,000,000円とした事例【和解事例71】

京都市、申立人1名（通訳案内士）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、営業損害として2,352,647円とした事例【和解事例72】

会津若松市、申立人1名（ヒーリング用品）の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、営業損害として1,646,450円とした事例【和解事例73】

田村市、申立人1社（学習塾）の事案、対象期間H23.3.11～H23.11.30の営業損害として7,800,000円とし、対象期間H23.12.1～H24.3.31の営業損害として1,987,495円とした事例【和解事例77】

福島県（自主的避難等対象区域）、申立人1社（歯科技工所）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.10、〇〇歯科技工所における歯科技工士業に係る営業損害として 4,963,210 円とした事例【和解事例 86】

静岡市、申立人1名（茶の製造・加工業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害・検査費用として 1,593,829 円とした事案【和解事例 91】

福島県（自主的避難等対象区域）、申立人1社（旅客運送業（タクシー業等））の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.30 にかかる逸失利益として 800,000 円、対象期間 H23.9.16～23.11.30 にかかるタクシー車両（〇〇〇 〇〇〇〇）の休車損害として 300,000 円とした事例【和解事例 95】

千葉県、申立人1名（飲食業等）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、海の家「〇〇」に係る営業損害として 950,000 円とした事例【和解事例 99】

茨城県、申立人2名（英会話学校）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5.31、X 1 について（A校）の営業損害として 750,000 円とした事例【和解事例 101】

いわき市、申立人1社（コンサルティング業等）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.16、営業損害として 300,000 円とした事例【和解事例 104】

伊達市、申立人1名（不動産の賃貸）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（申立人と申立人外Aとの間で締結されていた福島県伊達市〇〇所在の賃貸物件に関する営業損害）として 100,000 円とした事例【和解事例 108】

いわき市、申立人1社（特定非営利活動法人）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.30、申立人施設の利用者が減少したことによる逸失利益として 1,250,226 円とした事例【和解事例 120】

福島県河沼郡、申立人1社（衣料品の小売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害として 1,106,057 円とした事例【和解事例 123】

いわき市、申立人1名（プロサーファー）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（減収分）として 80,000 円とした事例【和解事例 126】

郡山市、申立人1名（旅行業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害として 2,472,707 円とした事例【和解事例 127】

福島県内（自主的避難等対象区域）、申立人1社（薬局）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、平成23年3月11日発生の本件事故によって仮設店舗（津波によって全壊した店舗に変わる仮設店舗）の開設が遅延したことに基づくX株式会社の営業損害として 1,000,000 円とした事例【和解事例 132】

茨城県、申立人1社（英会話学校）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5.31、営業損害（証明書取得費用を含む）として 535,363 円とした事例【和解事例 133】

福島市、申立人1名（飲食業）の事案、対象期間 H23.4.1～H24.3.31、〇〇〇〇にかかる営業損害（逸失利益）として 653,256 円とした事例【和解事例 135】

京都市、申立人1名（宿泊業）の事案、対象期間の指定なし、〇〇〇〇に係る営業損害として 2,000,000 円とした事例【和解事例 137】

東京都内、申立人1社（外国人団体客を主な顧客とする飲食業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7.27、営業損害（逸失利益）として 16,000,000 円とした事例【和解事例 144】

新潟市、申立人1人（焼き肉店）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害として 460,000 円とした事例【和解事例 145】

白河市、申立人1社（製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、営業損害（風評被害による逸失利益）として 68,758,126 円とした事例【和解事例 146】

山梨県、申立人1社（宿泊業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7.31、営業損害（修学旅行客の宿泊予約キャンセルに伴う損害）として 11,766,321 円とした事例【和解事例 147】

さいたま市、申立人1名（日本語学校）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、営業損害として 22,920,446 円とした事例【和解事例 149】

高崎市、申立人1名（牛肉の卸売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9.21、営業損害（放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被った）及び弁護士費用として 5,500,287 円とした事例【和解事例 153】

東京都、申立人1社（温泉附属設備等の製造・販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.10.7、営業損害（平成 23 年 3 月 1 日付の申立人と株式会社 A（栃木県の温泉旅館業者）との間の物品売買契約の解約に伴う損害）として 4,011,484 円とした事例【和解事例 162】

桐生市、申立人1社（製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（間接被害）として 3,894,644 円とした事例【和解事例 164】

千葉県山武郡、申立人1社（コンビニエンスストア）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、風評被害（営業損害）として 4,400,000 円とした事例【和解事例 167】

千葉県、申立人1名（椎茸栽培業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害その他として 5,605,248 円とした事例【和解事例 171】

京都府、申立人1名（通訳案内士）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害として 3,047,600 円とした事例【和解事例 178】

福島市、申立人1社（中古機械の輸出業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、営業損害（輸出先国における風評被害）として4,025,160円とした事例【和解事例181】

茨城県、申立人1社（食品製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、食品の〇〇国向け輸出に係る逸失利益（輸出先国における風評被害（営業損害））として4,000,000円とした事例【和解事例186】

北関東地方、申立人1名（貸農園業）の事案、対象期間 H23.4.1～H24.3.31、営業損害として135,000円とした事例【和解事例187】

会津地方、申立人1社（遊漁船業）の事案、対象期間 H23.11.1～H24.3.31、営業損害として2,500,000円とした事例【和解事例196】

相馬市、申立人3社（釣船業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、有限会社X1について営業損害（平成23年3月11日から平成23年11月30日の間の申立人X2及びX3の役員報酬含む）として14,764,577円とした事例【和解事例198】

栃木県那須分那須町、申立人1名（飲食業の開業を準備しており、本件事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した。）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害として1,450,000円とした事例【和解事例199】

千葉県、申立人1社（県内産の野菜の通販事業等）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、通販事業にかかる営業損害（新規開設店舗にかかる営業損害を除く）として16,000,000円とした事例【和解事例203】

埼玉県北部、申立人1社の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.31、深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツの生産に係る営業損害として10,050,000円とした事例【和解事例205】

茨城県、申立人1名（山菜及び茸類の販売業等）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（逸失利益）として1,213,111円とした事例【和解事例209】

福島県安達郡大玉村、申立人2名（農業（野菜等））の事案、対象期間 H23.3.11～H24.10.31、営業損害（ただし、A 農業協同組合を通さない取引分について）1,800,000円とした事例【和解事例212】

須賀川市、申立人1名（農業（胡瓜等））の事案、対象期間 H23.3.11～H23.7.31、きゅうりの半促成栽培に係る営業損害765,059円とした事例【和解事例213】

所在不明、申立人1社（風評被害を受けた農業関係事業者から委託を受けて、農産物の運送業を営んでいた）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（取引先が本件事故の被害を受けたことによる受注減少を原因とする逸失利益）14,925,754円とした事例【和解事例214】

茨城県、申立人1社（農業（野菜等）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害として 24,034,097 円とした事例【和解事例 216】

猪苗代町、申立人1名（宿泊業）、対象期間 H23.10.1～H23.12 末日、営業損害として 1,776,280 円とした事例【和解事例 217】

茨城県、申立人1社（製造業を営み、製品製造過程において海水を使用）、対象期間 H23.9.1～H24.8.31、風評被害による営業損害（既存の取引先の買い控え等による損害）として 26,706,744 円とした事例【和解事例 218】

いわき市、申立人1社（警戒区域内に工場を有する取引先から当該工場設備のメンテナンス工事を請け負っていた）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9.30（①のみ）、①営業損害（〇〇設備検査工事の取引）として 831,810 円、②に（〇〇設備更新工事の取引）として 870,400 円（全額賠償済み）とした事例【和解事例 225】

二本松市、申立人1名（兼業農家）の事案、対象期間 H23、稲作を見合わせたことに伴う営業損害として 150,000 円とした事例【和解事例 226】

宮城県、申立人1社（飼料販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（減収分）として 24,571,546 円とした事例（福島県浜通りの畜産業者に対する売上減少に伴う損害（間接被害）が賠償された）【和解事例 227】

自主避難等対象区域、申立人1社（包装資材の販売や椎茸等パック詰め請負業）の事案、営業損害（段ボール等製造販売事業・包装資材販売事業にかかる営業損害）として 18,421,088 円、（パッケージング事業にかかる営業損害）として 3,485,053 円とした事例（販売先や注文主が風評被害を受け、又は警戒区域からの避難を強いられたことによる売上減少に伴う損害（間接被害）が賠償された）【和解事例 228】

茨城県、申立人1名（大規模な畑作を営む専業農家）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営んでいる農業のキャベツ栽培に係る営業損害として 8,600,000 円とした事例（風評被害による逸失利益が賠償された）【和解事例 234】

茨城県、申立人1社（警戒区域所在の工場で製造される製品の部品を納入していた製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、営業損害（間接被害による逸失利益）として 1,090,223 円とした事例【和解事例 235】

南会津地域、申立人1社（そば等の製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（逸失利益）①福島県内における観光関連の取引先（土産品店、ホテル、食堂及びドライブイン）として 4,300,862 円、②福島県外における観光関連の取引先（土産品店、ホテル、食堂及びドライブイン）として 2,191,841 円、③スーパー・百貨店として 1,014,300 円とした事例（風評被害による逸失利益が賠償された）【和解事例 236】

神奈川県、申立人1社（日本語学校）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、営業損害 65,651,896 円とした事例（原発事故による訪日外国人減少等に伴う逸失利益が賠償された）【和解事例 237】

所在不明、申立人1名（浄水場汚泥を原料とする製造業）の事案、対象期間 H24.3.1～H24.5 末日、営業損害（汚泥からの放射性物質検出に伴う）として 1,672,803 円とした事例（東京電力への直接請求で打ち切られた H24.3 以降の賠償が認められた）【和解事例 238】

相馬市、申立人1名（果物生産農家）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（A 卸売市場出荷分ただし、平成 23 年 8 月農協経由出荷分を除く。風評被害による逸失利益等）として 6,726,321 円とした事例【和解事例 246】

宮城県、申立人1社（牛タン料理店）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.12.18、営業損害（風評被害）として 12,534,211 円とした事例（母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された）【和解事例 247-2】

岩手県、申立人1社（岩手県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11.30、営業損害（風評被害）として 4,980,156 円とした事例【和解事例 248】

いわき市山間部、申立人1名（なめこ生産業者）の事案、対象期間の指定なし、①ないし④記載のなめこ原木合計 800 本を廃棄したことに伴う逸失利益として 778,986 円とした事例【和解事例 249】

東京都（本店）、申立人1社（ロシア向け冷凍サンマの輸出業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害（冷凍サンマの風評被害による逸失利益）として 25,544,964 円とした事例【和解事例 257】

横浜市、申立人1社（外国人留学生向け寮）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.9.30、〇〇寮（横浜市）における平成 23 年 3 月期の入寮生減少に伴う営業損害（逸失利益）として 6,781,320 円、〇〇寮（横浜市）における在寮生ら（A・B・C・D・E・F・G・H・I（生年月日省略））が被申立人の原発事故により退寮したことに伴う営業損害（逸失利益）として 1,624,323 円とした事例【和解事例 258】

宮城県、申立人1社（釣具店）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、営業損害として 6,470,380 円とした事例【和解事例 260】

いわき市、申立人1社（製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、営業損害（破棄した食塩の原価及び当該食塩の廃棄費用）として 6,184,960 円とした事例（東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用等の賠償が認められた事例）【和解事例 262】

いわき市、申立人1社（運送業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9.30、営業損害（長年

運送してきた農産物の運送需要がなくなったことによる営業損害（間接損害）として 15,106,322 円とした事例【和解事例 276】

宮城県、申立人 1 社（食品販売業）の事案、対象期間 23.3.11～H23.8.31、営業損害（風評被害）として 33,500,000 円とした事例【和解事例 277】

千葉県、申立人 1 社（農産物の加工・販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、営業損害として 16,222,391 円とした事例（収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、同事故前に収穫された農産物の加工・販売についても逸失利益等が賠償された）【和解事例 278】

栃木県北部、申立人 1 社（不動産販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.3.31、営業損害（逸失利益）として 6,129,206 円とした事例（風評被害で不動産販売取引が大幅に減少したことによる賠償）【和解事例 279】

所在不明、申立人 1 社（原発事故前から福島県農産物の販売事業を立ち上げようとしていた）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.11.27、営業損害（準備費用）として 5,505,818 円とした事例（原発事故の風評被害で当該プロジェクトを中断したことによる損害（事業立上げの準備費用相当額）が賠償された）【和解事例 281】

所在不明、申立人 1 社（得意先から工具を借り受けていたが、当該製造業者の所在地が原発事故により避難対象区域になると勘違いした当該得意先から当該工具を引き揚げられた製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、営業損害（被申立人の原子力発電所事故に起因して、取引会社 2 社が工具を搬出したことにより、申立人が一部操業停止を余儀なくされたことによる逸失利益）として 4,208,880 円とした事例【和解事例 290】

喜多方市、申立人 1 社（工場機械設備製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11 末日、営業損害（風評被害）として 18,000,000 円とした事例【和解事例 292】

所在不明、申立人 1 社（ごみ焼却灰を関東地方から近畿地方に運搬する廃棄物運搬業）の事案、対象期間 H23.12.1～H24.6.30、営業損害（逸失利益）として 4,017,887 円とした事例（焼却灰の放射能汚染を危惧した住民運動に起因する運搬委託の減少による逸失利益が賠償された）【和解事例 299】

宮城県、申立人 1 社（中国向け冷凍魚輸出業）の事案、対象期間 H23.11.21、営業損害（風評被害による中国向けスケソウダラ及びマダラの売却損）として 65,020,491 円とした事例【和解事例 301】

所在不明、申立人 1 社（リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた）の事案、対象期間の指定なし、コイン精米機 4 台にかかつリース解約による規定損害金として合計 11,769,954 円（①契約 No.〇〇/資産番号〇〇1,718,934 円、②契約 No.〇〇/資産番号〇〇2,809,800 円、③契約 No.〇〇/資産番号〇〇3,620,610 円、④契約 No.〇〇/資産番号〇〇3,620,610 円）とした事例（設置場所が警戒区域に指定され、リース

契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が賠償された) 【和解事例 302】

会津地域、申立人1社(住宅建築施工業等)の事案、対象期間 H23.3.11~H24.3.31、営業損害として 1,400,000 円とした事例(自主的避難等対象区域での建物新築工事が中止されたことに伴う逸失利益が賠償された事例) 【和解事例 312】

県南地域、申立人1名(蕎麦栽培)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.12.31、農業ソバ生産にかかる営業損害(風評被害による逸失利益)として 401,952 円とした事例【和解事例 313】

茨城県、申立人1社(運送業者)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.11.30、茨城支店の陸運事業に係る逸失利益として 8,000,000 円とした事例(茨城県産の農産物が原発事故の風評被害により販売不振となったため、取扱輸送量が減少したことにより被った間接被害が賠償された事例) 【和解事例 314】

栃木県北部、申立人1社(幼稚園を経営する学校法人)の事案、対象期間 H23.9.1~H24.3.31 ただし園児 G については H23.11.1~H24.3.31、営業損害(ただし、園児 A、同 B、同 C、同 D、同 E、同 F 及び同 G の保育料及びバス代)として 1,044,000 円とした事例(放射性物質の回避を原因とする園児の退園に伴う逸失利益が賠償された事例) 【和解事例 315】

千葉県、申立人1社(釣エサの卸売業等)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、営業損害として 3,700,000 円とした事例(原発事故により販売先が風評被害を受けたことに伴い被った間接損害が賠償された事例) 【和解事例 321】

県北地域所在、申立人1社(医療法人)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.8.31、営業損害として 4,592,931 円とした事例(自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例) 【和解事例 330】

県南地域、申立人1社(養豚業)の事案、対象期間 H23.3.11~H24.12.31、営業損害として 4,594,065 円とした事例(風評被害によって、1年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことによる営業損害が賠償された) 【和解事例 334】

福島市、申立人1社(介護サービス業)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.6.30、営業損害として 404,790 円とした事例(利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された) 【和解事例 339】

群馬県、申立人1社(農機具等の販売)の事案、対象期間 H23.3.11~H23.7 末日、営業損害として 3,775,520 円とした事例(顧客である農家が原発事故の風評被害を受け、その収入減少に伴い、農機具等の購入を断念したことにより被った減収分(間接被害)が賠償された) 【和解事例 340】

県北地域、申立人1社(キノコを原料とする食品等の製造・販売業等)の事案、対象期間

H24.4.1～H24.7.31、逸失利益（風評被害による）として 232,638 円とした事例【和解事例 341】

関東地方、申立人 1 社（車両輸入業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、営業損害として 2,380,105 円とした事例（原発事故によりトレーラーの荷台部分を警戒区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車せざるを得なかったことに伴う逸失利益、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引き取り費用等（直接賠償では支払いを拒否された）の賠償が認められた）【和解事例 342】

県南地域、申立人 1 社（造園業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、営業損害として 2,337,793 円とした事例（原発事故の風評被害により造園工事の受注が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求では支払いを拒否された）の賠償が認められた）【和解事例 344】

栃木県、申立人 1 社（椎茸原木販売業者から福島県産の椎茸原木の運送委託を受けていた運送業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H25.1.31、営業損害として 1,400,000 円とした事例（出荷制限や自粛要請等による輸送量の減少に伴う逸失利益等（間接損害）が賠償された）【和解事例 345】

岩手県、申立人 1 名（椎茸栽培農家）の事案、対象期間の指定なし、椎茸栽培に係る営業損害（ただし、平成 24 年 4 月頃から同年 6 月頃に収穫された春子椎茸分に限る）として 1,394,908 円とした事例（出荷制限や自粛要請に基づく売上減少による逸失利益が賠償された）【和解事例 351】

自主的避難対象区域、申立人 1 社（スーパーマーケット）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少、また観光客の減少により売上が減少したための逸失利益）として 6,000,000 円とした事例【和解事例 353】

県北地域、申立人 1 社（食品製造販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、〇〇等の小売店への直売に係る逸失利益として 4,826,383 円、催事の中止に伴う〇〇等の販売に係る逸失利益として 977,288 円とした事例（風評被害による逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された）【和解事例 356】

県北地域、申立人 1 名（小売店）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.6.30、「A」経営に係る逸失利益として 1,000,000 円とした事例（原発事故後は、病気により事業収支が不調であった事故前の状況を脱する見通しであったとして、事故前の実績に拘束されずに賠償額を算定した）【和解事例 359】

県北地域、申立人 3 名（農業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.3、営業損害として 1,674,046 円とした事例（県北地域で就農後まもなく原発事故に遭い、経営規模拡大中であつたり、収穫実績のない作物があつたりする中、申立人の陳述等により、過去の収穫実績にとらわれることなく、逸失利益が認定されて賠償された）【和解事例 362】

宮城県、申立人1社（運送業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、逸失利益（申立人の取引先工場が本件事故により閉鎖されたことによる間接被害に起因するもの）として 4,000,000 円とした事例（警戒区域内の取引先北條が原発事故で休止したためその生産品の運送がなくなったことによる営業損害（間接損害）が賠償された）【和解事例 368】

いわき市、申立人1社（建設業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.12.31、営業損害（ただし、A 邸新築工事の取りやめを余儀なくされたことによるもの）として 5,018,643 円とした事例（旧緊急時避難準備区域を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人たる申込人（いわき市所在）に生じた部材の購入・製作費用相当額が賠償された事例）【和解事例 369】

会津地域、申込人1名（山菜キノコ生産業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.12.31、アスパラ以外の山菜、野生きのこ及び原木きのこに係る営業損害（逸失利益）として 440,000 円とした事例（確定申告等の資料がなかったが本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償した事例）【和解事例 370】

茨城県、申立人1社（食品販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（逸失利益）として 4,263,170 円とした事例（販売先の旅館・ホテルが風評被害で来客数が減少したため申立人の当該販売先への売り上げが減少したことに伴う逸失利益（間接損害）が賠償された）【和解事例 373】

いわき市内、申立人1名（園芸業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.4.10、自主避難期間中の花き販売に係る逸失利益として 485,699 円とした事例（子どもと共に避難したため出荷ができなかったことによる逸失利益が賠償された）【和解事例 376】

自主的避難等対象区域内、申立人1社（医療法人）の事案、対象期間の指定なし、本件事故によって申立人に生じた一切の営業損害として 13,898,683 円とした事例（原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師などの職員不足のため、患者受け入れを制限したことによる逸失利益が賠償された）【和解事例 378】

千葉県、申立人1社（自動車用製品製造業）の事案、対象期間 2011 年 6 月 1 日付注文取消書による注文取消し分、営業損害（受注を失ったことによる逸失利益）として 1,127,815 円とした事例（原発事故の第一次被害者である警戒区域所在の取引先から部品納入が停止され、代替先から部品を調達し製品販売を試みたが、販売先1社と取引停止になったことに伴う営業損害（間接損害）が賠償された）【和解事例 380】

宮城県、申立人1名（釣舟業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害として 349,964 円とした事例（原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う逸失利益（直接賠償では支払いを拒否された）の賠償が認められた）【和解事例 381】

伊達市、申立人1名（あんぼ柿生産）の事案、対象期間 H24.11.1～H24.11.30、営業損害に基づく逸失利益（平成 24 年分のあんぼ柿の出荷停止に伴う逸失利益）として 437,160 円とした事例【和解事例 384】

自主的避難等対象区域、申立人1社（スイミングスクール4校経営）の事案、対象期間H23.12.1～H24.5.31、営業損害（逸失利益）として13,123,773円とした事例（スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクール増収分が非控除された）【和解事例398】

会津地域、申立人1社（しいたけ、なめこの栽培・販売）、対象期間H23.3.11～H29.12.31（営業損害のみの期間）、営業損害及び財物損害として1,450,000円とした事例（原発事故によりしいたけ、なめこの栽培・販売ができなくなったことによる逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例）【和解事例415】

宮城県、申立人1社（稲わらを買付け販売）の事案、対象期間の指定なし、営業損害（H23秋及びH24春に収穫分の稲わら販売不能による損害）として1,300,000円とした事例（稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例）【和解事例417】

相馬市、申立人1社（農業）の事案、対象期間H23.3.11～H23.12.31、営業損害（水稻の作付けをしなかったことによる損害（H23年度分））として235,643円とした事例【和解事例418】

自主的避難等対象区域、申立人1名（神社）の事案、対象期間H23.3.11～H23.10.31、営業損害として680,000円とした事例（例祭の中止に伴う逸失利益が賠償された事例【和解事例423】

宮城県、申立人1社（県南産の米を販売している米穀店）の事案、対象期間H23.9.1～H24.3.末日、米販売に係る逸失利益として551,000円とした事例（風評被害による逸失利益が賠償された事例）【和解事例425】

福島県北地域、申立人1社（養豚業及び農産物生産販売業）の事案、対象期間H23.3～H24.3、逸失利益（堆肥）として3,001,031円、（米）として75,257円とした事例（原発事故による堆肥の出荷停止による減収分及び米の風評被害による減収分に逸失利益等が賠償された事例）【和解事例426】

茨城県、申立人1社（有機農産物の生産販売）の事案、対象期間H23.6.11～H24.10.10、人参・小かぶ・茎ブロッコリー及び縮みほうれん草に係る逸失利益として5,180,000円とした事例（人参・小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が賠償された事例）【和解事例427】

福島県中地域、申立人1社（ボイラーの保守・点検）の事案、対象期間H23.12.1～H24.11.末日、営業損害として3,024,930円とした事例（警戒区域内の取引先への売上に係る逸失利益（間接損害）につき、H23.12以降の損害についても、ボイラーの保守・点検につき代替取引先の開拓は容易ではないとして、賠償された事例）【和解事例428】

所在不明、申立人1社（複数のガソリンスタンドを経営）の事案、対象期間H23.12.1～H24.4.30、営業損害（逸失利益）として3,000,000円とした事例（原油高による企業全体の増収のためH23.12以降は営業損害は発生していないとの東京電力の主張を排斥し、売上が減少した会津地域の観光地に所在する1店舗に係る逸失利益が賠償された事例）【和解事例430】

茨城県、申立人1社（しいたけ栽培）の事案、対象期間H23.3.11～H31.12.31、営業損害（平成23年調達不足分ホダ木（平成24年植菌予定、平成26年収穫開始予定、収穫耐用年数5年（平成30年度まで））、平成24年調達不足分ホダ木（平成25年植菌予定、平成27年収穫開始予定、収穫耐用年数5年（平成31年度まで））にかかる営業損害）として9,335,785円とした事例（原発事故のため原木の伐採調達が不足したことによる逸失利益等が賠償された事例）【和解事例434】

福島県北地区、申立人1社（理美容器具の卸売業）の事案、対象期間H23.3.11～H23.8.31、営業損害（理美容器具卸業に係る逸失利益）として2,935,464円とした事例（原発事故により警戒区域等に所在する発注元からの受注済みの契約が解約となったことによる逸失利益が賠償された事例）【和解事例435】

2. 追加的費用

いわき市、申立人1社（水産加工品の製造販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、放射線測定器購入費用 51,335 円、検査費用 228,900 円、半製品在庫の腐敗物処理費用 1,592,115 円、外装包装フィルムの表示変更に関する費用 28,140,064 円とした事例【和解事例 7】

埼玉県、申立人1社（観光業等、その施設所在地付近で産出される野菜類を宿泊客に提供することを特徴とする業態）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5.31、営業損害全体として 3,174,651 円とした事例【和解事例 13】

所在不明、申立人1社（首都圏-宮城県間の運輸業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5.11、検査費用として 80,000 円とした事例【和解事例 25】

所在不明、申立人1社（中古車輸出業）の事案、対象期間の指定なし、予定売上高と転売価格の差額（いわゆる逸失利益。仕入に関する一切の費用も含む。）、日本一〇〇間の輸送費（往復船代）、転売時のオークション手数料（出品料・成約料）、オークション会場までの輸送費（陸送代）として 1,000,000 円とした事例【和解事例 44】

栃木県那須郡那須町、申立人1名（宿泊業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、追加的費用（検査費用）として 110 円、追加的費用（検査費用以外）として 102,990 円とした事例【和解事例 46】

東京都内、申立人1名（広野町の仕入先から調達した容器を使用し食品を製造・販売）の事案、対象期間の指定なし、営業損害、代替品の販売を余儀なくされたことの損害、金型代、機械改良費その他申立人の一切の損害として 6,000,000 円とした事例【和解事例 61】

静岡市、申立人1名（茶の製造・加工業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害・検査費用として 1,593,829 円とした事案【和解事例 91】

福島県（自主的避難等対象区域）、申立人1社（旅客運送業（タクシー業等））の事案、対象期間の指定なし、自家用自動車（△△△ △△△△）のタクシー使用への改造費（機器購入費用を含む）として 445,000 円、タクシー車両（〇〇〇 〇〇〇〇）のクーラーユニット等取替費用として 186,150 円、H23.9.16 及び H23.10.18 実施のタクシー車両（〇〇〇 〇〇〇〇）の放射線検査費用として 15,750 円とした事例【和解事例 95】

小野町、申立人3名（業種不明）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.31、X 1 について営業損害（X 1 が支払った追加的費用）として 43,800 円とした事例【和解事例 105】

いわき市、申立人1名（プロサーファー）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.30、営業損害（追加的費用）として 52,500 円とした事例【和解事例 126】

郡山市、申立人1名（旅行業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、取扱手数料として100,000円とした事例【和解事例127】

茨城県、申立人1社（英会話学校）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.5.31、営業損害（証明書取得費用を含む）として535,363円とした事例【和解事例133】

北関東地方、申立人1名（貸農園業）の事案、対象期間 平成23年〇月〇日、測量費として132,500円、図面作成費用等として126,000円とした事例【和解事例187】

相馬市、申立人3社（釣船業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.4.25、追加的費用（ただし、申立人有限会社X1が平成20年8月4日に株式会社Aから受けた融資について、対象期間に発生した追加的利息分として508,851円とした事例【和解事例198】

南会津地域、申立人1社（そば等の製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、追加的費用（放射性物質測定費用）として64,050円とした事例【和解事例236】

岩手県、申立人1社（岩手県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～24.11.30、検査費用及び線量計購入費用として771,900円とした事例【和解事例248】

いわき市山間部、申立人1名（なめこ生産業者）の事案、対象期間の指定なし、証明書取得費用として200円とした事例【和解事例249】

千葉県、申立人1社（農産物の加工・販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、検査費用として75,600円、対象期間 H23.3.11～H24.4.13、追加的費用として13,125円とした事例（収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、同事故前に収穫された農産物の加工・販売についても逸失利益等が賠償された）【和解事例278】

宮城県、申立人1社（中国向け冷凍魚輸出業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.11.21、追加的費用（風評被害による中国向けスケソウダラ及びマダラの保管費用）として8,258,211円とした事例【和解事例301】

いわき市、申立人1社（いわき市に本店と製品倉庫を有する食品製造業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.9.30、保管費用として8,494,758円、運送費用として5,785,283円、対象期間 H23.4.30、廃棄費用（原料及び仕掛品）として409,290円、対象期間 H23.4.14～H23.7.19、線量計レンタル代として171,885円、対象期間 H23.11.2、商業登記謄本取得費用700円、対象期間 H23.11.14、コピー代として2,700円とした事例（風評被害を懸念する販売先企業からの要請により、製品等の保管を首都圏にある貸倉庫に切り替えたことによる保管費用や運搬費用などの追加的費用が賠償された事例）【和解事例327】

関東地方、申立人1社（車両輸入業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.6.30、営業損害として2,380,105円とした事例（原発事故によりトレーラーの荷台部分を警戒区域内に残し

て避難したため、同トレーラーを休車せざるを得なかったことに伴う逸失利益、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引き取り費用等（直接賠償では支払いを拒否された）の賠償が認められた）【和解事例 342】

茨城県、申立人1社（運送業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.5.31、営業損害（トラックのタイヤ代及び交換工賃の増加分）として 439,556 円とした事例（原発事故により国道6号線の警戒区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた）【和解事例 343】

県北地域、申立人1社（中国向けのプラスチック半製品の製造工場を県北地域に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、増加運搬費用として 2,780,000 円、検査機器購入費用として 135,000 円とした事例（原発事故により同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難になり同工場の閉鎖売却を余儀なくされたことに伴う工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された）【和解事例 346】

県北地域、申立人1社（食品製造販売業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.2.29、放射能検査費用等として 440,000 円、放射能対策費用等として 1,108,475 円、出張費として 167,695 円、申立人の工場の敷地・建物にかかる除染費用等として 1,426,321 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）（風評被害による逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された）【和解事例 356】

福島県、申立人1名（きのこ栽培業者）の事案、対象期間 H23.3.11～H25.1.30、営業損害（オガ粉保管用建屋設置費用）として 2,618,316 円とした事例（東京電力に対する直接賠償では拒否された、菌床椎茸栽培用のおが粉の放射性物質付着を回避するために設置した、保管用ガレージ建築費用相当額全額の賠償が認められた）【和解事例 364】

会津地方、申立人1社（米の販売業）の事案、対象期間 H23.9.1～H24.4.30、検査費用（物）（玄米放射線量分析及び玄米ゲルマニウム分析料）として 1,954,750 円、放射線量計購入代（環境放射線モニタ、簡易測定キット、PA-K 用ボウル）として 441,000 円、玄米放射線量検査報告書カラーコピー代として 60,400 円、放射線量検査用玄米資料の運賃として 10,920 円、米袋製版代として 21,000 円、米返品運賃として 9,346 円、〇〇協会入会費として 50,000 円、放射線量検査用玄米サンプル抽出作業量外部委託代として 626,850 円、玄米放射線量検査用備品代として 6,290 円とした事例（東京電力に対する直接請求で証明する書面がないなどの理由で拒否された追加的費用（放射線量計等購入費用）が賠償された）【和解事例 372】

千葉県、申立人1社（自動車用製品製造業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.27、営業損害（調達不能部品の代替部品を使用した製品を検討するための追加的費用）として 4,716,177 円、対象期間 H23.3.11～H23.11.25、営業損害（金型を追加製造したための追加的費用）として 6,436,500 円、対象期間 H23.3.11～H23.9.26、営業損害（調達不能部品の代替

部品を試作の上不採用とした際、申立人が自らその代替部品を廃棄し、あるいは、試作依頼先に対し完成代替部品、仕掛品及び材料の費用を補償して廃棄を依頼したことによる追加的費用)として 2,370,878 円とした事例(原発事故の第一次被害者である警戒区域所在の取引先から部品納入が停止され、代替先から部品を調達し製品販売を試みたが、販売先 1 社と取引停止になったことに伴う営業損害(間接損害)が賠償された)【和解事例 380】

宮城県、申立人 1 社(県南産の米を販売している米穀店)の事案、対象期間 H23. 9. 1～H24. 3 末日、コイン精米機利用費用として 167,400 円、米の産地切替に係る追加運送費用として 39,750 円、風評被害対策としての追加的広告費として 150,000 円とした事例(風評被害による逸失利益が賠償された事例)【和解事例 425】

福島県北地域、申立人 1 社(養豚業及び農産物生産販売業)の事案、対象期間 H23. 3～H24. 3、検査費用として 67,200 円とした事例(原発事故による堆肥の出荷停止による減収分及び米の風評被害による減収分に逸失利益等が賠償された事例)【和解事例 426】

茨城県、申立人 1 社(有機農産物の生産販売)の事案、対象期間 H23. 6. 11～H24. 10. 10、検査費用として 133,000 円とした事例(人参・小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が賠償された事例)【和解事例 427】

福島県北地域、申立人 1 社(果樹園)の事案、対象期間 H23. 3. 11～H23. 12 末日、追加的費用として 792,884 円とした事例(原発事故直後の H23. 4 に風評被害の拡大を予測して、県外に畑を借りてさくらんぼ、もも、りんご等の作付けを行った申立人について、その移転に係る追加的費用が賠償された事例)【和解事例 431】

茨城県、申立人 1 社(しいたけ栽培)の事案、対象期間の指定なし、追加的費用(H22 年度調達ホダ木 5,250 本及び H23 年度調達ホダ木 5,429 本分に係る廃棄費用)として 634,529 円とした事例(原発事故のため原木の伐採調達が不足したことによる逸失利益等が賠償された事例)【和解事例 434】

3. その他の損害

日光市、申立人1名（ロッジ・飲食店開業準備中）の事案、対象期間の指定なし、本件事業を断念した後に〇〇に転居する際に生じた住宅費用・〇〇から日光への引越し及び日光から〇〇への引越しにかかる費用・平成22年9月から平成23年4月までの間に日光と〇〇を往復するのに要した交通費として100,000円とした事例【和解事例82】

郡山市、申立人1名（旅行業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.8.31、その他費用として27,293円とした事例【和解事例127】

福島市、申立人1名（飲食業）の事案、対象期間の指定なし、財物賠償（〇〇〇〇の在庫であるイワナ500匹）として125,000円とした事例【和解事例135】

千葉県、申立人1名（椎茸栽培業）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、営業損害その他として5,605,248円とした事例【和解事例171】

二本松市、申立人1名（兼業農家）の事案、対象期間 H24.5、所有の畑で行われた自主除染に関する費用として70,000円とした事例【和解事例226】

茨城県、申立人1社（食品加工卸売業者）の事案、放射能検査機器購入費用〇〇製1台5,565,000円とした事例【和解事例231】

いわき市山間部、申立人1名（なめこ生産業者）の事案、対象期間の指定なし、財物損害として180,000円（①福島県いわき市所在X所有のなめこ原木のうち、植菌年平成20年の200本20,000円、②同平成21年の200本40,000円、③同平成22年の200本60,000円、④同平成23年の200本60,000円）とした事例【和解事例249】

いわき市、申立人1社（いわき市に本店と製品倉庫を有する食品製造業者）の事案、対象期間 H24.4.30、財物損害（原料及び仕掛け品）として2,829,425円とした事例【和解事例327】

県北地域、申立人1社（中国向けのプラスチック半製品の製造工場を健保区地域に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった）の事案、対象期間 H23.3.11～H23.12.31、不動産の売却損として15,346,789円とした事例（原発事故により同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難になり同工場の閉鎖売却を余儀なくされたことに伴う工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された）【和解事例346】

自主的避難対象区域、申立人1社（健康食品の製造・販売等）の事案、対象期間の指定なし、除染費用（表土除染 ただし、本申立てにおいて申立人が請求した部分の表土除染費用）として997,000円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）（東京

電力に対する直接請求で拒否された、除染費用の全額の賠償が認められた【和解事例 361】

県北地域、申立人 3 名（農業）の事案、対象期間 H23.3.11～H24.1.3、その他の損害（線量計購入費用）として 102,900 円とした事例【和解事例 362】

所在不明、申立人 1 名（県北地域内の山林に椎茸原木を所有していた）の事案、対象期間の指定なし、財物（椎茸栽培用の原木）として 600,000 円とした事例（直接請求では支払いを拒否された財物（椎茸原木代）の賠償が認められた）【和解事例 394】

茨城県、申立人 1 社、対象期間 H23. 3. 11～H24. 5. 31、社員寮敷地の除染費用として 420,000 円、線量計購入費用として 103,950 円とした事例（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例 412】

会津地域、申立人 1 社（しいたけ、なめこの栽培・販売）、対象期間 H23. 3. 11～H29. 12. 31（営業損害のみの期間）、営業損害及び財物損害として 1,450,000 円とした事例（原発事故によりしいたけ、なめこの栽培・販売ができなくなったことによる逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例）【和解事例 415】

宮城県、申立人 1 社（稲わらを買付け販売）の事案、対象期間の指定なし、堆肥の消火および除染費用として 1,100,000 円とした事例（稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例）（除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する等の条項あり）【和解事例 417】

4. 弁護士費用

《 索引 》

- 「公表番号」「枝番」「公表和解案提示理由書番号」欄の数字は、いずれも原子力損害賠償紛争解決センターがインターネット上で公表している案件の番号に対応します。
- 「文科省「原子力損害賠償事例集」」欄に○印を付したものは、いずれも文部科学省がインターネット上で公表している「原子力損害賠償事例集」において詳細に事案の説明がなされている案件です。原子力損害賠償紛争解決センターが公表している和解契約書と比較してより事案の内容を把握できるものであり、同事例集における事案の説明を確認しておくことが望ましいと思われます。

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
1			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害、財物損害(自宅建物・自動車)、ペット(猫)志望の慰謝料等の損害賠償を求めた事例	○	吉岡桂輔、加藤俊子、本山正人
2			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、本件事故発生から6か月経過後の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の減額は不当であるとして申し立てた事例。	○	山崎司平、日向隆、蓑毛誠子
3			本件事故当時、南相馬市小高区で飲食業を営んでいた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	山崎司平、日向隆、蓑毛誠子
4			本件事故当時、日光市に居住していた申立人が、本件事故により観光業を営む勤務先を解雇されたとして、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	西口徹、奥野滋、棚瀬慎治
5			本件事故当時、本宮市に居住していた申立人らが、自主除染費用、自主的避難に係る損害の損害賠償を求めた事例。		津川哲郎、岡田康男、田中千草
6	6		本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤紘一、権田光洋、植村京子
7	7		本件事故当時、いわき市で水産物加工品の製造販売業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、遠山信一郎、河井聡
8			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、生活費増加費用、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。		山崎司平、日向隆、蓑毛誠子
9	5		本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用、就労不能損害、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	吉岡桂輔、加藤俊子、本山正人
10			本件事故当時、南会津町に居住していた申立人が、本件事故により観光業を営む勤務先を解雇されたとして、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。		服部訓子、山崎司平、赤尾太郎
11			本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、財物損害(動産)等の損害賠償を求めた事例。	○	山崎司平、日向隆、蓑毛誠子
12			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	権田光洋
13			本件事故当時、埼玉県で観光業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、遠山信一郎、河井聡
14	8		本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について、損害賠償を求めた事例。	○	中村芳彦、山田宣郷、北澤尚登
15			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難先の住居として申立人の長男名義で賃借した居住用建物の賃料等の一部を支払ったことから、避難費用(宿泊費)の損害賠償を求めた事例。		服部訓子、山崎司平、赤尾太郎
16			本件事故当時、大熊町において養鶏業を営んでいた申立人が、財物損害(営業用動産)について、損害賠償を求めた事例。	○	吉岡桂輔、浜田正夫、柳川猛昌
17			本件事故当時、埼玉県に居住し、転居予定の家屋を、いわき市に所有していた申立人らが、精神的損害、放射線の検査費用の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭、矢吹公敏、姫野博昭
18			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。		高木佳子、小島延夫、古田啓昌
19			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。		荒井史男、遠山信一郎、河井聡
20			本件事故当時、川崎市に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	松田研一
21			本件事故当時、浪江町の建物を申立外A社に賃貸していた申立人が、賃料相当額の損害賠償を求めた事例。	○	曾我部東子、鈴木雅芳
22			本件事故当時、千葉県で宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	豊田愛祥、山田昭、小西貞行
23			本件事故当時、福島県(自主的避難等対象区域)で製造業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	吉岡桂輔、浜田正夫、柳川猛昌
24	9		本件事故当時、千葉市に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	竹之下義弘、及川健二、鈴木雅芳
25			本件事故当時、首都圏一宮城県間の運輸業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	渡部晃、加藤慎、高井章光
26			本件事故当時、山梨県において外国人観光客用の宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により宿泊客が減少したとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	渡部晃、加藤慎、高井章光
27			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人らが、精神的損害の損害賠償を求めた事例。		蓑毛誠子
28			本件事故当時、いわき市において、水産加工品の調達・販売業を営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、遠山信一郎、河井聡

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
29			本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用及び放射線測定器購入費用の損害賠償を求めた事例。	○	笠井治、中井美紀、松田研一
30			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。	○	大田うるおう、田島二三夫、荒井雅彦
31			本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加分を含む)、就労不能損害及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	仁科豊
32			本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加分)、精神的損害及び通院慰謝料等の損害賠償を求めた事例。	○	仁科豊
33			本件事故当時、楢葉町に居住していた申立人らが、本件事故により親族宅に避難したため、親族に支払った宿泊費(謝礼相当分を含む)の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久、丸山裕司、中野剛史
34			本件事故当時、川内村(旧緊急時避難準備区域)に居住していた申立人らが、生活費増加費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
35			本件事故当時、千葉県から大熊町の実家に帰省中であった申立人が、本件事故による避難費用及び実家に置いてきた財物(旅行カバン等)損害の損害賠償を求めた事例。	○	嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
36			本件事故当時、田村市に居住していた申立人らが、自主的避難に伴う精神的損害及び移動費用等の損害賠償を求めた事例。		中野剛史
37			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人らが、避難費用及び自家消費していた農作物の損害等の損害賠償を求めた事例。	○	高木佳子、小島延夫、古田啓昌
38	11		本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内他市に避難したため、通勤費用増加分、就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。	○	竹之下義弘、及川健二、鈴木雅芳
39			本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	堀井敬一、大西英敏、三森仁
40			本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	堀井敬一、大西英敏、三森仁
41	12		本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用(交通費・宿泊費)、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。	○	吉岡桂輔、加藤俊子、本山正人
42			本件事故当時、伊達市においてあんぼ柿の生産・加工業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。	○	島田一彦、山田正記、犀川治
43			本件事故当時、広野町に居住していた申立人が、避難先(親類宅)で支払った宿泊費用(謝礼)の損害賠償を求めた事例。	○	中井美紀
44			本件事故当時、中古車輸出業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。	○	永石一郎、若林弘樹、野田幸裕
45			本件事故当時、田村郡小野町に居住していた申立人が、自主的避難に伴う損害の賠償を求めた事例。	○	高木佳子、小島延夫、古田啓昌
46			本件事故当時、栃木県那須郡那須町において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	若林弘樹
47			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人及び申立人の家族が、精神的損害、避難費用(避難先の賃料・敷金の償却分等)及び検査費用等の損害賠償を求めた事例。	○	円井義弘、北尾哲郎、廣瀬健一郎
48			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、精神的損害、財物損害(家具等)及び生活費増加費用等の損害賠償を求めた事例。	○	榎本恭博、水野賢一、小林哲也
49			本件事故当時、栃木県において栃木県産和牛・ニラを主な商品とする飲食業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして損害賠償を求めた事例。	○	大田うるおう、田島二三夫、荒井雅彦
50			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。	○	西口徹、奥野滋、棚瀬慎治
51			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び自主除染費用の損害賠償を求めた事例。		及川健二、五島丈裕
52			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		桑野雄一郎、松本佐弥香
53			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、福島県外に避難し退職した結果、ほぼ確実に支給される見込であった退職金額が減額されたとして、当該部分の損害賠償を求めた事例。		安藤武久、丸山裕司、中野剛史
54			本件事故当時、猪苗代町において、野菜・果物等の販売業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	永石一郎
55			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		桑野雄一郎、松本佐弥香
56			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、就労不能等に伴う損害の損害賠償を求めた事例。	○	植村京子

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
57			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		桑野雄一郎、松本佐弥香
58			本件事故当時、川内村に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久
59			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	水野賢一
60			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、就労不能等に伴う損害の損害賠償を求めた事例。	○	竹之下義弘、及川健二、鈴木雅芳
61			本件事故当時、広野町の仕入先から調達した容器を使用し、東京都内で食品を製造・販売していた申立人が、営業損害及び財物損害(容器の金型)等の損害賠償を求めた事例。	○	黒田純吉、田中昭人、村上義弘
62	1		本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら(身体障害者)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		脇田康司、行方美彦、森哲也
62	2		本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら(身体障害者)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		脇田康司、行方美彦、森哲也
63			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害及び自動車の財物価値喪失等の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久、丸山裕司、中野剛史
64			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。	○	島田一彦、山田正記、犀川治
65			本件事故当時、いわき市において製材業を営んでいた申立人が、双葉郡の工事現場に納入した商品が本件事故により使用不能となり、製材供給契約が解除されたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、鈴木武志、岡本弘哉
66			本件事故当時、静岡県富士市において、自家消費等の目的で茸類を栽培していた申立人が、茸類の放射線検査費用の損害賠償を求めた事例。		白井孝一、安間龍彦、後藤正治
67			本件事故当時、双葉郡において牛乳販売業を営んでいた申立人が、売掛金の回収が不可能になったとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	吉田啓昌
68			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用及び財物損害(自宅保管の食品)等の損害賠償を求めた事例。	○	北澤尚登
69			本件事故当時、地質調査業等を営んでいた申立人が、本件事故により、従来の調査装置が使用出来なくなったとして、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	永石一郎、若林弘樹、野田幸裕
70			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害(通院慰謝料等)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	榎本恭博、水野賢一、小林哲也
71			本件事故当時、国内各地の空港や都内の免税店・土産物店に対する、外国人向け雑貨・装飾品等の卸売業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	内田実、関本隆史、飯塚孝徳
72			本件事故当時、京都市に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	吉岡桂輔、加藤俊子、本山正人
73			本件事故当時、会津若松市において、ヒーリング用品の販売業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	中野剛史
74			本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用(親族への謝礼)の損害賠償を求めた事例。	○	山田正記
75			本件事故当時、川俣町に居住していた申立人らが、避難費用、一時立入費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	吉田和夫、竹之下義弘、増澤博和
76	1		1. 本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	仁科豊
76	2		2. 本件事故当時、浪江町の親族宅に滞在(本件事故前から、毎月2週間程度、定期的に滞在)していた申立人が、避難に伴う精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	仁科豊
77	1		本件事故当時、田村市において学習塾を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。1. 平成23年3月11日～平成23年11月30日の損害分	○	渡部晃、加藤慎、高井章光
77	2		本件事故当時、田村市において学習塾を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。2. 平成23年12月1日～平成24年3月31日の損害分	○	渡部晃、加藤慎、高井章光
78			本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人らが、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	佐谷道浩、三輪和夫、二宮嘉秀
79			本件事故当時、双葉町に居住していた申立人が、生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久、丸山裕司、中野剛史
80			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び自宅庭の除染費用の損害賠償を求めた事例。	○	權田光洋
81			本件事故当時、本宮市に居住していた申立人ら(妊婦・胎児・障害者を含む)が、避難費用及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		堀川末子、柏木秀一、竹原虎之助

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4															
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4									
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害(不動産)	財物損害(自動車)	財物損害(動産その他)	放射線検査(人)費用	放射線検査(物)費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用									
57																○																									
58		○		○	○	○				○																															
59		○	○			○	○																																		
60																		○																							
61																																						○	○		
62	1			○		○																																			
62	2					○																																			
63						○				○																															
64		○	○		○	○	○																																		
65																																							○		
66																							○																		
67																																							○		
68		○								○																															
69																																							○	○	
70		○	○	○		○																																			
71																																							○		
72																																							○		
73																																							○		
74		○																																							
75		○	○			○	○																																		
76	1					○																																			
76	2					○																																			
77	1																																						○		
77	2																																						○		
78		○		○		○																																			
79			○																																						
80																○	○		○				○																○	○	
81																○	○																							○	○

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
82			本件事故当時、日光市において、ロッジ・飲食店の開業を準備中であった申立人が、本件事故により事業の中止を強いられたとして、転居費用等の損害賠償を求めた事例。	○	吉田啓昌
83			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤紘一
84			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、自主除染費用、精神的損害、生活費増加費用及び避難費用の損害賠償を求めた事例。	○	吉田和夫、竹之下義弘、増澤博和
85			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加費用・一時帰宅費用)、精神的損害、就労不能損害及び通院慰謝料等の損害賠償を求めた事例。	○	脇田康司
86			本件事故当時、福島県(自主的避難等対象区域)で、歯科技工所を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして、損害賠償を求めた事例。	○	内田実、関本隆史、飯塚孝徳
87			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害及び自主除染費用の損害賠償を求めた事例。	○	竹原虎之助
88			本件事故当時、相馬市に居住していた申立人らが、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤紘一、権田光洋、植村京子
89			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害、生活費増加費用及び財物損害(車両)の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤嘉健
90			本件事故当時、相馬市に居住していた申立人らが、生活費増加費用、精神的損害、避難費用及び検査費用の損害賠償を求めた事例。	○	脇田康司、行方美彦、森哲也
91			本件事故当時、静岡市において茶の生産・加工業を営んでいた申立人が、営業損害及び検査費用の損害賠償を求めた事例。	○	白井孝一、安間龍彦、後藤正治
92			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用・宿泊費等を含む)、就労不能損害及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	大木健司
93			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤嘉健
94			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。		田中俊充、鈴木修司、大木健司
95			本件事故当時、福島県(自主的避難等対象区域)において旅客運送業(タクシー等)を営んでいた申立人が、営業損害(逸失利益・休車損害・車両改造費・検査費用等)の損害賠償を求めた事例。	○	永石一郎、若林弘樹、野田幸裕
96			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、自主除染費用(表土入替等)の損害賠償を求めた事例。	○	矢吹公敏
97			本件事故当時、福島市に居住していた申立人(障害者を含む)が、自主的避難に係る損害(生活費増加費用、精神的苦痛及び移動費用)の損害賠償を求めた事例。	○	円井義弘、北尾哲郎、廣瀬健一郎
98			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、避難費用(交通費・家財道具移転費・宿泊費)、就労不能損害(減収分)及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		田中千草
99			本件事故当時、千葉県において飲食業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		浜田正夫
100			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、生活費増加費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	佐谷道浩、三輪和夫、二宮嘉秀
101			本件事故当時、茨城県において英会話学校を営んでいた申立人らが、営業損害の損害賠償を求めた事例。		大嶋芳樹、渡部晃、牧野義信
102			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用・生活費増加費用)、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、遠山信一郎、河井聡
103			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用)、生活費増加費用(避難時及び帰宅後)及び精神的損害(避難時及び帰宅後)の損害賠償を求めた事例。		荒井史男、遠山信一郎、河井聡
104			本件事故当時、いわき市においてカウンセリング業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	荒井史男、遠山信一郎、河井聡
105			本件事故当時、小野町に居住していた申立人らが、自主的避難等に係る損害(精神的損害・生活費増加費用)及び営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭
106			本件事故当時、小野町に居住していた申立人らが、自主的避難等に係る損害(精神的損害・生活費増加費用)の損害賠償を求めた事例。		遠藤昭
107			本件事故当時、宮城県に居住していた申立人らが、地震の被害を避けるために、自主的避難等対象区域に避難した後、本件事故により、更に避難を強いられたとして、自主的避難等対象区域からの避難に係る避難費用の損害賠償を求めた事例。	○	堀川末子、柏木秀一、竹原虎之助
108			本件事故当時、伊達市の不動産を賃貸していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	榎本恭博、水野賢一、小林哲也
109			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、旧勤務先から解雇されたことによる就労不能損害及び就業するために転居したことにより生じた追加的費用の損害賠償を求めた事例。		小瀬保郎、高橋英一、加藤俊子

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
110			本件事故当時、警戒区域内において建設業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	内田実、関本隆史、飯塚孝徳
111			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	木下良平、高木佳子、佐藤彰一
112			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、避難費用(移動費等)、精神的損害及び謝礼代等の損害賠償を求めた事例。	○	高木佳子、小島延夫、古田啓昌
113			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用・宿泊費)、生活費増加費用、生命・身体的損害、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。	○	服部訓子、山崎司平、赤尾太郎
114			本件事故当時、大熊町に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久、丸山裕司、中野剛史
115			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人らが、除染費用の損害賠償を求めた事例。	○	嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
116			本件事故当時、出産のため、自主的避難等対象区域内にある実家に帰省していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。	○	犀川治
117			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、自主的避難等に係る精神的損害及び学校を休学した期間中の授業料相当額の損害等の損害賠償を求めた事例。	○	姫野博昭
118			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、避難費用(交通費・宿泊費)及び避難先アパート・駐車場の賃借費用等の損害賠償を求めた事例。		円井義弘
119			本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	安藤武久
120			本件事故当時、いわき市において、非営利活動を営んでいた申立人が、施設利用者が減少したとして、逸失利益の損害賠償を求めた事例。	○	望月克也
121			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人らが、避難費用(生活費増加費用を含む)、一時立入費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	伊藤紘一、権田光洋、植村京子
122			本件事故当時、茨城県守谷市に居住していた申立人らが、自宅の除染に伴う費用の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭、矢吹公敏、姫野博昭
123			本件事故当時、福島県河沼郡において、衣料品の小売業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	高井章光
124			本件事故当時、福島県の会津地域から福島市への転居を予定していた申立人らが、実際に平成23年4月に福島市に転居したので、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。	○	榎本恭博
125			本件事故当時、福島県外に居住し、大熊町のアパートを賃貸していた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	中村芳彦
126			本件事故当時、いわき市においてプロサーファーとして活動していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	竹之下義弘、及川健二、鈴木雅芳
127			本件事故当時、郡山市において旅行業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。	○	遠山信一郎
128			本件事故当時、緊急時避難準備区域・警戒区域内に、各々居住していた申立人らが、平成23年4月までの妊娠及び同月の人工妊娠中絶に係る申立人らの精神的損害の損害賠償を求めた事例。		木下良平、佐藤彰一
129			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用(生活費増加費用等を含む)、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭、矢吹公敏、姫野博昭
130			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人(成人男性)が、避難実費及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		木下良平、高木佳子、佐藤彰一
131			本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物損害等の損害賠償を求めた事例。	○	内田実、関本隆史、飯塚孝徳
132			本件事故当時、福島県内(自主的避難等対象区域)において薬局を営んでいた申立人が、津波によって全壊した店舗に代わる仮設店舗の開設が、本件事故により遅延したとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		堀川末子、柏木秀一、竹原虎之助
133			本件事故当時、茨城県において英会話学校を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		大嶋芳樹、渡部晃、牧野義信
134			本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、精神的損害及び避難費用の損害賠償を求めた事例。	○	笠井治、中井美紀、松田研一
135			本件事故当時、福島市において飲食業を営んでいた申立人が、営業損害及び財物損害(イワナ)の損害賠償を求めた事例。	○	高井章光
136			本件事故当時、飯館村に居住していた申立人が、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	保科豊
137			本件事故当時、京都市において宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	若林弘樹

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
138			本件事故当時、浪江町所在の会社に勤務していた申立人が、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	中井美紀
139			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。	○	嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
140			本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人(身体障害者)が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭、
141			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加費用・一時立入費用を含む)、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。	○	嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
142			本件事故当時、矢吹町に居住していた申立人が、薪ストーブ用の薪購入費用及び精神的損害(薪ストーブが使用出来なかったことにより、十分な暖房が得られなかったことに対する精神的苦痛)等の損害賠償を求めた事例。	○	遠藤昭、矢吹公敏、姫野博昭
143			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用(生活費増加費用・一時立入費用を含む)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。	○	榎本恭博、水野賢一、小林哲也
144			本件事故当時、東京都内において、外国人団体客を主な顧客とする飲食業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	野田幸裕
145			本件事故当時、新潟市において焼肉店を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。	○	田中昭人
146			本件事故当時、白河市において製造業を営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		竹原虎之助
147			本件事故当時、山梨県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により修学旅行客の宿泊予約がキャンセルされたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		榎本久也
148			本件事故当時、南相馬市小高区の病院に入院していた被相続人(申立人の母親)が、本件事故により避難を強いられ、平成23年4月に死亡したとして、避難費用(宿泊費を含む)、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害(避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料)等の損害賠償を求めた事例。		川村延彦、高橋輝美、小笹勝章
149			本件事故当時、さいたま市において日本語学校を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		戸部秀明
150			本件事故当時、南相馬市原町区に居住しており、既に平成24年5月分までの月額10万円又は12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人父娘が、平成24年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額(娘は要介護者。父親は、同娘と、避難所で倒れ要介護となった母親の2名を介護しながら避難生活を送った)を求めた事例。		犀川治
151			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(大人2名。うち1名は要介護者)が、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼、精神的損害及び帰宅費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
152			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む)が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。		北澤尚登
153			本件事故当時、高崎市において牛肉の卸売業を営んでいた申立人が、放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被ったとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		土屋信
154			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人(高齢かつ身体に障害がある)が、避難費用(移動費用及び生活費増加費用)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		五島文裕
155			本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、農地の除染費用等の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
156			本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら(大人2名、子供2名)が、避難費用(帰宅費用を含む)、生命身体損害(入院費用等)、避難による精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。		吉田和夫、竹之下義弘、増澤博和
157			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、一時立入費用、避難先への謝礼、滞在者慰謝料及び除染費用(植木剪定費)等の損害賠償を求めた事例。		小笹勝章
158			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人(大人)が、避難所における2か月間の避難生活による精神的損害(ただし、受領済みの8万円のうち4万円と精算処理)及び避難に起因する身体的損害による精神的損害(通院慰謝料)の損害賠償を求めた事例。		田中千草
159			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用(引越費用及び宿泊先への謝礼等)、自動車買換費用(二輪駆動車→四輪駆動車)、生命・身体的損害(精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害)、通院交通費及び避難生活に伴う精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		犀川治
160			本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用)、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及び除染費用等の損害賠償を求めた事例。		円井義弘、北尾哲郎、廣瀬健一郎

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
161			本件事故当時、里帰り出産のため、福島市の実家に帰省していた申立人ら(妊婦及び本件事故後出生した子)が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。		及川健二
162			本件事故当時、東京都において温泉附属設備等の製造・販売業を営んでいた申立人が、栃木県の温泉旅館業者との売買契約が、本件事故により解約されたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		柳川猛昌
163			本件事故当時、いわき市(旧屋内退避区域)に居住していた申立人(大人)が、避難費用(生活費増加費用を含む)、精神的損害(自主的避難等対象区域に居住していた要介護の母親との避難による増額分を含む)、宿泊に対する謝礼及び生命・身体損害(通院慰謝料等)の損害賠償を求めた事例。		竹下慎一
164			本件事故当時、桐生市において製造業を営んでいた申立人が、間接被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		鈴木武志
165			本件事故当時、鏡石町に居住していた申立人(大人・非妊婦)が、避難費用(生活費増加費用及び移動費用)、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。		廣瀬健一郎
166			本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら(大人2名)が、避難費用(帰宅費用を含む)、精神的損害及び自宅の除染費用の損害賠償を求めた事例。		松田研一
167			本件事故当時、千葉県山武郡においてコンビニエンスストアを営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		寺下誠司
168			本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、財物損害(一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車)の損害賠償を求めた事例。		笹原直和
169			本件事故当時、浪江町の実家に平成23年3月末に転居する予定であった申立人(大人)が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。		嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩
170			本件事故当時、福島県西白河郡西郷村に居住しており、平成23年10月に他県へ避難を開始した申立人ら(大人2名、子供1名)が、避難費用(生活費増加分を含む)、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		田中俊充、鈴木修司、大木健司
171			本件事故当時、千葉県において椎茸栽培業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。		鈴木武志
172			本件事故当時、南相馬市小高区において不動産賃貸業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		古田啓昌
173			本件事故当時、川内村(旧緊急時避難準備区域)に居住していた申立人が、財物損害(ササキツツジ、ペットその他一切の動産を含む家財)の損害賠償を求めた事例。		犀川治
174			本件事故当時、計画的避難区域所在の事業所において製造業を営んでいた申立人が、営業損害(除染費用等の追加的費用)の損害賠償を求めた事例。		若林弘樹
175			本件事故当時、茨城県牛久市に居住していた申立人ら(大人4名)が、除染費用の損害賠償を求めた事例。		脇田康司、行方美彦、森哲也
176			本件事故当時、双葉郡内(旧緊急時避難準備区域)において建設業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。		小西貞行
177			本件事故当時、郡山市に住んでいた申立人ら(大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴有り)が、避難費用(生活費増加費用を含む)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		島田一彦
178			本件事故当時、京都府に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		及川健二、五島丈裕
179			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(大人3名)が、自宅敷地の除染費用、精神的損害(2名については平成23年7月分を既受領)及び一時立入費用の損害賠償を求めた事例。		肥沼隆男
180			本件事故当時、海外に居住していたが、平成23年3月中旬に、本件事故前からの予定どおり郡山市に転入した申立人ら(大人2名、子供1名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
181			本件事故当時、福島市において、中古機械の輸出業を営んでいた申立人が、輸出先国における風評被害(営業損害)の損害賠償を求めた事例。		土屋信
182			本件事故当時、福島県外から郡山市への転勤が予定されており、平成23年4月に郡山市に転入した申立人ら(大人2名、子供2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
183			本件事故当時、警戒区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人が、避難費用(生活費増加費用を含む)及び避難生活に伴う慰謝料(バリアフリー環境が失われたことなどを考慮して増額したもの)等の損害賠償を求めた事例。		植村京子
184			本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら(妊婦・子供2名、その他2名)が、精神的損害、避難費用(生活費増加分を含む)、就労不能損害及び生命・身体損害の損害賠償を求めた事例。		中野剛史

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4														
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4								
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害（不動産）	財物損害（自動車）	財物損害（動産その他）	放射線検査（人）費用	放射線検査（物）費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用								
161															○																									
162																																							○	
163		○	○	○		○																																		
164																																							○	
165															○	○		○	○																					
166															○	○					○																			
167																																							○	
168								○																																
169						○																																		
170															○	○		○	○																					
171															○	○																						○	○	
172																																							○	
173								○																																
174																																							○	○
175																						○																		
176																																							○	
177															○	○		○																					○	○
178																																							○	
179						○	○							○																										
180															○			○																						
181																																							○	
182															○			○																						○
183		○	○			○	○																																	
184															○	○		○	○																				○	

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
185			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人(大人)が、東京電力から直接賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額(避難先において就労して得た賃金)の損害賠償を求めた事例。		水野賢一
186			本件事故当時、茨城県において、食品製造業を営んでいた申立人が、輸出先国における風評被害(営業損害)の損害賠償を求めた事例。		五十嵐康之
187			本件事故当時、北関東地方において、貸し農園業を営んでいた申立人が、営業損害及び追加的費用の損害賠償を求めた事例。		町田行功
188			本件事故当時、福島県外に単身赴任しており、本件事故前からの予定どおり、平成23年3月末に勤務先を退職し、須賀川市の自宅に戻った申立人(大人)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
189			本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
190			本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用(交通費及び生活費増加分)及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例(本和解による現実の支払額は、114万2500円)。		島田一彦
191			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。		桑野雄一郎、松本佐弥香
192			本件事故当時、会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成23年3月末に福島市に転入した申立人ら(妊婦・子供2名、その他2名)が、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
193			本件事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建築中の新居への引越を予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
194			本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		丸山裕司
195			本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用(一時立入費用を含む)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		伊藤紘一
196			本件事故当時、会津地方において、遊漁船業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		小西貞行
197			本件事故当時、南相馬市原町区に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら(子供1名を含む)が、精神的損害、避難費用(移動交通費、避難先謝礼、一時立入費用及び生活費増加費用を含む)及び生命身体的損害等の損害賠償を求めた事例。		嘉本益巳
198			本件事故当時、福島県において、釣船業を営んでいた申立人らが、営業損害及び追加的費用等の損害賠償を求めた事例。		遠山信一郎
199			本件事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、本件事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		豊崎寿昌
200			本件事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、逸失利益及び警戒区域内に残置した式材(ドリル、足場等)の損害賠償を求めた事例。		土屋信
201			平成22年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山市の実家に滞在していた申立人ら(大人1名、子供2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史
202			本件事故当時、双葉町に居住していた申立人(美容師)が、精神的損害、避難費用(交通費、宿泊費、生活用品等購入費、駐車場代及び一時立入費用)、就労不能損害及び美容師道具購入費等の損害賠償を求めた事例。		竹下慎一
203			本件事故当時、千葉県において、県内産の野菜の通販事業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		吉岡桂輔、浜田正夫、柳川猛昌
204	1		本件事故当時、警戒区域内の営業所において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人が、以下の損害賠償を求めた事例。1. 営業損害		加藤慎
204	2		本件事故当時、警戒区域内の営業所において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人が、以下の損害賠償を求めた事例。2. 営業用財産の財物損害		加藤慎
205			本件事故当時、埼玉県北部において、農業(深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		野田幸裕
206			本件事故当時、双葉町に居住していた申立人らが、精神的損害及び財物損害等(土地、建物、家財、事業用財産及び借地権)の損害賠償を求めた事例。		山崎司平、服部訓子、赤尾太郎
207			本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、自宅回りの除染費用(立木伐採)の損害賠償を求めた事例。		尾野恭史

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4													
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4							
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害（不動産）	財物損害（自動車）	財物損害（動産その他）	放射線検査（人）費用	放射線検査（物）費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用							
185					○																																		
186																																					○		
187																																				○	○		
188																○		○																					
189																○																							
190																	○	○	○																				
191																	○	○		○																			
192																	○	○		○																			
193																	○			○																			
194																	○	○		○	○																		
195		○					○	○																															
196																																						○	
197		○	○	○			○	○																															
198																																					○	○	
199																																						○	
200																																						○	○
201																	○		○																			○	
202		○	○				○	○	○																													○	
203																																						○	
204	1																																					○	
204	2																																				○		
205																																						○	
206							○	○	○							○																							
207																																						○	

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
208			本件事故当時、警戒区域に居住していた申立人ら(視覚障害者及びその介護者の2名)が、避難による精神的損害の損害賠償を求めた事例。		栗原浩
209			本件事故当時、茨城県において、山菜及び茸類の販売業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		町田行功
210			本件事故当時、富岡町に居住しており、既に平成25年5月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料を受領済の申立人が、事故前からの精神疾患の悪化を理由として平成24年10月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を求めた事例。		増山宏
211			本件事故当時、警戒区域内において、食品の製造・販売業を営んでいた申立人が、逸失利益、棚卸資産の財物損害及びリース解約金等の損害賠償を求めた事例。		権田光洋
212			本件事故当時、福島県安達郡大玉村において、農業(野菜等)を営んでいた申立人らが、営業損害の損害賠償を求めた事例。		増澤博和
213			本件事故当時、須賀川市において、農業(胡瓜等)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		安藤武久
214			本件事故による風評被害を受けた農業関係事業者から委託を受けて、農産物の運送業を営んでいた申立人が、輸送量の減少による間接被害の損害賠償を求めた事例。		田中昭人
215			本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、本件事故前に相続した浪江町所在の土地・建物及び家財等の財物損害の損害賠償を求めた事例。		田中俊充、鈴木修司、大木健司
216			本件事故当時、茨城県において、農業(野菜等)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		嘉村孝
217			本件事故当時、猪苗代町において宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		小西貞行
218			本件事故当時、茨城県において、製造業を営み、製品製造過程において海水を使用していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		田中昭人
219	1		自主的避難等対象区域(県北地域)から子らを中国に避難させた際の航空運賃及び請求のあった期間である平成24年3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
219	2		自主的避難等対象区域(県北地域)から子らを中国に避難させた際の航空運賃及び請求のあった期間である平成24年3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
220			南相馬市原町区市街地にある自宅敷地の庭木伐採や下草刈りによる除染費用が賠償された事例。		高橋一郎
221			入院中の南相馬市鹿島区所在の病院が原発事故により閉鎖されたことに伴い会津地域の病院への転院を余儀なくされた高齢者について、過酷な避難と環境の変化による心身の状況の悪化などを考慮して転院期間中の日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		高橋一郎
222			大熊町からの避難者につき、日常生活阻害避難慰謝料の増額(平成29年5月まで)、大熊町所在の不動産の価格の一部賠償、墓地移転費用などが賠償された事例。		小瀬保郎、高橋英一、加藤俊子
223			いわき市から3週間程度の自主的避難をした家族4名(子3名とその親権者)につき、子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
224			小野町から自主的避難をした家族3名(うち妊婦子供1名、その他2名)の平成23年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例。		尾野恭史
225			警戒区域内に工場を有する取引先から当該工場設備のメンテナンス工事を請け負っていたいわき市居住の申立人につき、工事請負中止による損害(間接被害)が賠償された事例。		牧野義信
226			二本松市の兼業農家の稲作見合せ等による損害が賠償された事例。		金田繁
227			宮城県の飼料販売業者について、福島県浜通りの畜産業者に対する売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		牧野義信
228			包装資材の販売や椎茸等のパック詰め請負業を自主的避難等対象区域で営んでいた申立人につき、その販売先や注文主が風評被害を受け、又は警戒区域からの避難を強いられたことによる売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		高井章光
229			郡山市から平成23年3月及び4月に新潟市と東京都に自主的避難をしていた家族3名(妊婦・子供を含まない)の避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
230	1		福島市から東京都に自主的避難をしている家族5名(大人2名、子供3名)について、平成23年分及び平成24年9月末までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
230	2		福島市から東京都に自主的避難をしている家族5名(大人2名、子供3名)について、平成23年分及び平成24年9月末までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
231			茨城県所在の食品加工卸売業者の放射能検査機器購入費用が賠償された事例。		小田修司
232			南相馬市原町区から中部地方に9か月にわたり避難した視覚障害者の日常生活阻害慰謝料が標準額よりも増額された事例。		笹原直和

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4														
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4								
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害（不動産）	財物損害（自動車）	財物損害（動産その他）	放射線検査（人）費用	放射線検査（物）費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用								
208					○																																			
209																																					○			
210					○																																			
211																																						○	○	○
212																																						○		
213																																						○		
214																																						○		
215							○																																	
216																																						○		
217																																						○		
218																																						○		
219	1														○	○		○	○																					
219	2																																					○		
220												○																												
221					○																																			
222					○		○		○				○																											
223																○	○		○	○			○																	
224																○	○	○	○	○																				
225																																						○		
226																																						○		
227																																						○		
228																																						○		
229																○	○																							
230	1															○	○		○				○																	
230	2																○	○																						
231																																						○		
232		○				○																																		

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
		事案の概要		
233		警戒区域内に自宅を所有していたが、原発事故時には外国勤務中であったため自宅所在地に住民票がなかった申立人について、外国勤務を終えて帰国した後の期間につき避難慰謝料が認められた事例。		廣瀬正司
234		茨城県で大規模な畑作を営む専業農家のキャベツ栽培についての風評被害による逸失利益が賠償された事例。		大嶋芳樹
235		警戒区域所在の工場で製造される製品の部品を納入していた茨城県所在の製造業者の売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		岡本弘哉
236		南会津地域でそば等の製造販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		榎本久也
237		神奈川県所在の日本語学校につき、原発事故による訪日外国人減少等に伴う逸失利益が賠償された事例。		加藤慎
238		浄水場汚泥を原料とする製造業者の汚泥からの放射性物質検出に伴う営業損害につき、東京電力への直接請求で打ち切られた平成24年3月分以降の賠償が認められた事例。		戸部秀明
239		東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での中間収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		水野賢一
240		県北地域から中部地方に家族全員で避難した3名(妊婦子供1人、その他2名)について、平成24年3月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
241		富岡町所在の土地の財物損害が賠償された事例。		北澤尚登
242		南相馬市原町区から避難した高齢で認知能力の衰えた申立人の避難に伴う日常生活阻害慰謝料が月額20万円とされた事例。		鈴木修司
243		郡山市市街地の自宅周りの除染費用(庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等)が賠償された事例。		尾野恭史
244		警戒区域から中通りに避難した家族につき、転校先の高等学校になじめなかった子及び要介護の祖母について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		日向隆
245		警戒区域から中通りに避難した家族につき、子の発達障害及び子に対する両親の介護負担を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		篠崎正巳
246		相馬市所在の果物生産農家の風評被害による逸失利益等(農協経由出荷分を除く)が賠償された事例。		新村正人
247	1	宮城県所在の牛タン料理店の風評被害による逸失利益、家族の一部(外国人)の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された事例。		豊田愛祥、山田昭、小西貞行
247	2	宮城県所在の牛タン料理店の風評被害による逸失利益、家族の一部(外国人)の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された事例。		豊田愛祥、山田昭、小西貞行
248		岩手県で同県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者の風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		高木佳子
249		いわき市山間部のなめこ生産業者の財物損害(原木)及び逸失利益が賠償された事例。		出井直樹
250		父が仕事のため郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から8月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
251		郡山市から中部地方に家族全員で避難している家族5名について、平成24年10月分までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
252		警戒区域からいわき市に避難した申立人らが、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された各種の費用について、そのほぼ全額の賠償が認められた事例。		増山宏
253		警戒区域内の整体業者の営業損害が賠償された事例。		永山在浩
254		島市所在の申立人所有の自宅建物(原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成)の基礎部分の除染費用が賠償された事例。		尾野恭史
255		郡山市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		尾野恭史
256		警戒区域内に最終処分場を有する産業廃棄物処理業者の逸失利益等が賠償された事例。		飯塚孝徳
257		ロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた東京都に本店を有する申立人の風評被害による損害が賠償された事例。		田中昭人
258		横浜市所在の外国人留学生向け寮の風評被害による営業損害が賠償された事例。		榎本久也
259		自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人について、就労先の閉鎖等に伴う就労不能損害が賠償された事例。		嘉村孝、伊藤嘉健、永山在浩

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
260			宮城県釣具店の営業損害が賠償された事例。		豊田愛祥、山田昭、小西貞行
261			広野町から避難した家族について、避難が原因で同居できなくなったことによる日常生活阻害慰謝料の増額があった事例。		鈴木雅芳
262			いわき市所在の製造業者について、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用等の賠償が認められた事例。		斎藤祐一
263			原発事故当時会津地域に居住していたが、平成23年4月に福島市内の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生について、40万円の定額賠償金が認められた事例。		尾野恭史
264			県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
265			警戒区域から、複数の要介護者(病気・身体の不自由などが原因)を介護しながら避難した家族について、要介護者についても介護者についても、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		桑野雄一郎、松本佐弥香
266			警戒区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校などの関係で家族別離を余儀なくされた家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、日常生活阻害慰謝料の増額分などが認められた事例。		土井隆
267	1		警戒区域から避難した家族について、精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例。		竹原虎之助
267	2		警戒区域から避難した家族について、精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例。		竹原虎之助
268			広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成23年3月27日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例。		細川大輔
269			広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となった財物(盆栽)の賠償がなされた事例。		安藤武久
270			警戒区域からの避難者について、身体が不自由であることなどを理由に日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		橋爪健、横地宏紀
271			警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生し、これに伴う医療水準の低下により平成23年3月13日に死亡したとみられる被相続人の死亡慰謝料が賠償された事例。		土井隆
272			茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料の賠償が認められた事例。		脇田康司、行方美彦、森哲也
273			警戒区域から、高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例。		篠崎正巳
274			父が仕事のために福島市に残り、母と子2名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から3月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		尾野恭史
275			広野町から乳幼児2名(うち1名は原発事故直前1か月の期間内に出生)の世話をしながら避難した家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例。		兼川真紀
276			いわき市の運送業者が長年運送してきた農産物の運送需要がなくなったことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。		寺下誠司
277			宮城県で食品販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		若林弘樹
278			千葉県産農産物の加工・販売業の風評被害について、収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、同事故前に収穫された農産物の加工・販売についても、逸失利益等が賠償された事例。		桑村竹則
279			栃木県北部で不動産販売業を営む申立人について、風評被害で不動産売買取引が大幅に減少したことによる逸失利益が賠償された事例。		太田うるおう、田島二三夫、荒井雅彦
280			大熊町で建設中の倉庫が9割方完成したところで原発事故が発生し、工事続行と倉庫の使用が不可能となったため、支払済みの設計費と工事代金が賠償された事例。		五十嵐康之
281			原発事故前から福島県産農産物の販売事業を立ち上げようとしていた申立人について、原発事故の風評被害で当該プロジェクトを中断したことによる損害(事業立ち上げの準備費用相当額)が賠償された事例。		桑村竹則
282			避難指示のため津波にさらわれた親族を速やかに捜索できなかったことによる慰謝料及び富岡町所在の土地建物・家財の財物損害が賠償された事例。		及川健二、五島丈裕
283			伊達市から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、平成24年分の避難費用、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費等が賠償された事例。		尾野恭史

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
284			浪江町から避難した高齢の要介護者が避難生活による生活環境の悪化により平成23年5月15日に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた事例。		布施謙吉
285	1		避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、薬代、通院慰謝料等が賠償された事例。 1. 申立人X1		松田研一
285	2		避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、薬代、通院慰謝料等が賠償された事例。 2. 申立人X2		松田研一
285	3		避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、薬代、通院慰謝料等が賠償された事例。 3. 申立人X3		松田研一
286			県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された事例。		尾野恭史
287			福島市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用(申立人による除染作業に対する労賃相当額を含む。)が賠償された事例。		尾野恭史
288			観光客を対象とする農産物販売店のパート従業員に対して、店の風評被害を原因とする売上減少により解雇されたことに伴う就労不能損害が賠償された事例。		出井直樹
289			富岡町所在の土地の財物損害が賠償された事例。		及川健二
290			得意先から工具を借り受けていた製造業者が、当該製造業者の所在地が原発事故により避難対象区域になると勘違いした当該得意先から当該工具を引き上げられたことによる逸失利益が賠償された事例。		町田行功
291			避難生活のために精神疾患が悪化したことによる通院慰謝料について、東京電力から直接賠償を受けた金額を上回る金額の賠償が認められた事例。		肥沼隆男
292			喜多方市所在の工場機械設備製造業者の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		新村正人
293			重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益が賠償された事例。		柳川猛昌
294	1		警戒区域内で薬局を営む申立人について、店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された事例。		高井章光
294	2		警戒区域内で薬局を営む申立人について、店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された事例。		高井章光
295			原発事故による避難中に父が死亡したため、避難先での葬儀を行わなければならなかったことによる葬儀費用増額分が賠償された事例。		川村延彦
296			警戒区域から避難を余儀なくされたことにより重いうつ病になった者と、その看護者について、避難による日常生活障害慰謝料が共に増額された事例。		笹原直和
297			原発事故時に福島県外に単身赴任し(住民登録も行われていた。)、平成23年4月に旧緊急時避難準備区域内の自宅に戻る予定であったが、原発事故により直ちに自宅に戻れなかった申立人について、平成24年8月までの間、避難に伴う日常生活障害慰謝料及び滞在者慰謝料が認められた事例。		坂本正幸
298			緊急時避難準備区域から北陸地方に避難した申立人につき、人工透析を受けなければならない状況などを考慮して日常生活障害慰謝料が増額され、また、避難先から福島県内への親族の甲間に係る交通費・宿泊費が賠償された事例。		増澤博和
299			ごみ焼却灰を関東地方から近畿地方に運搬する廃棄物運搬業を営む申立人について、焼却灰の放射能汚染を危惧した住民の反対運動に起因する運搬委託の減少による逸失利益が賠償された事例。		遠山信一郎
300			原発事故時には自主的避難等対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難等対象区域内への引越しが決まっており、現に原発事故時以降自主的避難等対象区域内での滞在と生活を継続し、その後の平成23年中に懐妊した女性について、生活費増加費用等が賠償された事例。		尾野恭史
301			中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		黒田純吉、田中昭人、村上義弘
302			リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた申立人について、設置場所が警戒区域に指定されて、リース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が賠償された事例。		渡部晃
303			東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年12月から平成24年2月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		鈴江辰男
304			郡山市から新潟県に自主的避難した母と子について、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		尾野恭史

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号 事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」 仲介委員氏名
305		自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例。	犀川治
306		里帰り出産のため原発事故時に滞在中であった南相馬市原町区の実家から福島県外に避難した申立人ら母子について、東京電力に対する直接賠償では南相馬市に住民票がないとして拒否された日常生活阻害慰謝料の賠償が認められ、さらに乳児の世話をしながら避難したことによる増額が母について認められた事例。	篠原一廣
307		福島市から関東圏に自主的避難をした家族3名について、平成24年の避難雑費等が賠償された事例。	尾野恭史
308		原発事故時関東地方に居住していたが、平成23年4月に福島市内で就労することが原発事故前から決まっていた申立人について、原発事故により就労予定先から就労を断られたことによる就労不能損害が賠償された事例。	町田行功
309		警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者（避難先において自力外出ができなくなった）及び腰痛の持病を抱えている介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例（要介護者X2は、別途直接請求で慰謝料122万円を受領済み）。	栗原浩
310		警戒区域から、身体障害者と要介護者の介護をしながら避難した家族3名について、その過酷な避難態様及び避難生活を考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料の大幅な増額（一部の申立人については、平成23年3月及び4月は月額35万円を上回る金額を算定）が認められた事例。	佐谷道浩、三輪和夫、二宮嘉秀
311		警戒区域から家族4名で避難したが、仕事などの関係で家族との別離を余儀なくされた申立人らについて、家族別離に加え通勤・面会交通のための移動苦などを考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。	後藤正治
312		会津地域で住宅建築施工業等を営む申立人について、自主的避難等対象区域での建物新築工事が中止されたことに伴う逸失利益が賠償された事例。	澤田行助
313		県南地域で農業（蕎麦栽培）を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。	東海林正樹
314		茨城県の運送業者について、同県産の農産物が原発事故の風評被害により販売不振となったため、取扱輸送量が減少したことにより被った間接損害が賠償された事例。	金田繁
315		栃木県北部で幼稚園を運営する申立人について、放射性物質回避を原因とする園児の退園に伴う逸失利益が賠償された事例。	太田うるおう
316		父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている家族4名について、平成24年1月から10月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例。	尾野恭史
317		身体に障害がある高齢者が避難を余儀なくされたことによる避難生活での負担を考慮して避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例（別途一部和解で慰謝料目安額188万円を受領済み）。	堀井敬一、桑野雄一郎、本山正人
318		原発事故当時福島県外に居住していたが、転勤により平成23年3月13日に郡山市に転居することが原発事故前から決まっていた家族4名について、定額賠償金が賠償された事例。	尾野恭史
319		郡山市から平成23年4月に夫婦で中国の妻の実家に避難した際の国際航空運賃などの避難実費相当額等が賠償された事例。	尾野恭史
320		警戒区域内で機械器具販売・リース等を営んでいた申立人の逸失利益等が賠償された事例。	小田修司
321		千葉県で釣エサの卸売業等を営む申立人について、原発事故により販売先が風評被害を受けたことに伴った間接損害が賠償された事例。	小西貞行
322		申立当初は支給された失業給付金を控除して請求された就労不能損害について、その後請求が拡張されて、失業給付金を控除せずに就労不能損害が賠償された事例。	小瀬保郎、高橋英一、加藤俊子
323		父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が新潟県に自主的避難をしている家族4名について、二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。	尾野恭史
324		警戒区域内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用の賠償が認められた事例。	和田光史
325		東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年9月から平成24年3月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。	細川大輔
326		大玉村から自主的避難をした家族5名（うち子供3名）について、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。	尾野恭史
327		いわき市に本店と製品保管倉庫を有する食品製造業者が、風評被害を懸念する販売先企業からの要請により、製品等の保管を首都圏にある貸倉庫に切り替えたことによる保管費用や運搬費用などの追加的費用が賠償された事例。	田中昭人

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
328			浪江町で農業を営む申立人が所有する農業用機械(トラクター・コンバイン・粃乾燥機)の財物損害が賠償された事例。		不明
329			警戒区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず原発事故後寝たきりとなってしまった要介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が目安とされる額の約2倍に増額された事例。		増山宏
330			県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		吉岡桂輔
331	1		旧緊急時避難準備区域(南相馬市)に居住している申立人らについて、滞り者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用(自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分)、自宅の除染費用が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示)。		笠井治、日向隆、本山人
331	2		旧緊急時避難準備区域(南相馬市)に居住している申立人らについて、滞り者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用(自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分)、自宅の除染費用が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示)。		笠井治、日向隆、本山人
331	3		旧緊急時避難準備区域(南相馬市)に居住している申立人らについて、滞り者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用(自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分)、自宅の除染費用が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示)。		笠井治、日向隆、本山人
332			1. 警戒区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との因果関係が認められた事例。2. 平成23年3月から死亡した同年11月までの間、被相続人(要介護者)及びその介護者の日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		細川大輔
333			自主的避難等対象区域内(いわき市)に居住し、自己の勤務先は同市内であったが夫の勤務先が警戒区域内であった申立人について、夫が福島県外に転勤したことに伴い、夫と子供(幼児)とともに福島県外に引っ越したことにより被った就労不能損害が賠償された事例。		尾野恭史
334			県南地域で養豚業を営む申立人について、原発事故の風評被害によって、1年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことによる営業損害が賠償された事例。		富永良朗
335			旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で生活している家族4名(一時他県に避難。うち1名は障害等級2級、1名は知的障害者)について、障害を抱えていることやその介護負担等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が増額された上、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料も認められた事例。		鈴木由美
336			警戒区域内で飲食店等を営んでいた申立人の逸失利益約1,657万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された事例。		高井章光
337			割賦払クレジット契約で購入した乗用車を警戒区域内に残して避難した警戒区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金並びに原発事故直後の日に警戒区域内で納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用が賠償された事例。		西口徹、奥野滋、棚瀬慎治
338			自主的避難等対象区域内所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生について、直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認められた事例。		尾野恭史
339			福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		出井直樹
340			群馬県で農機具等の販売業を営む申立人について、顧客である農家が原発事故の風評被害を受け、その収入減少に伴い、農機具等の購入を断念したことにより被った減収分(間接被害)が賠償された事例。		土屋信
341			県北地域でキノコを材料とする食品等の製造・販売業等を営む申立人について、原発事故の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		増澤博和

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
		事案の概要		
342		関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を警戒区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等(直接賠償では支払拒否された)の賠償が認められた事例		八木清文
343		茨城県で運送業を営む申立人について、原発事故により国道6号線の警戒区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた事例。		出井直樹
344		県南地域で造園業を営む申立人について、原発事故の風評被害により造園工事の受注が減少したことに伴う逸失利益(東京電力に対する直接請求では支払いを拒否された)の賠償が認められた事例。		金田繁
345		椎茸原木販売業者から福島県産の椎茸原木の運送委託を受けていた栃木県の運送業者について、出荷制限や自粛要請等による輸送量の減少に伴う逸失利益等(間接損害)が賠償された事例。		遠山信一郎
346		中国向けのプラスチック半製品の製造工場を県北地域に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった申立人について、原発事故により同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難になり同工場の閉鎖売却を余儀なくされたことに伴う工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された事例。		八木清文
347		須賀川市から群馬県に自主的避難した家族(夫婦とその子供)について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		尾野恭史
348		津波にさらわれた親族の捜索が避難指示のためにできなかったことによる慰謝料について、家族3名に各40万円合計120万円が賠償された事例。		丸山裕司
349		米国在住の親族を頼っていわき市から平成23年3月末から同年4月までの間に米国へ自主的避難した避難交通費全額の賠償が認められた事例。		尾野恭史
350	1	東京都内に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された事例。		奥野滋
350	2	東京都内に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された事例。		奥野滋
351		岩手県の椎茸栽培農家の出荷制限や自粛要請に基づく売上減少による逸失利益が賠償された事例。		柳川猛昌
352		原発事故前に自主的避難等対象区域(福島市)の実家で里帰り出産をして平成23年3月下旬に関東の自宅に戻った母子2名について、定額賠償金が賠償された事例。		尾野恭史
353		自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少、また観光客の減少により売上が減少したためその逸失利益の賠償が認められた事例。		永山在浩
354		警戒区域(南相馬市小高区)からの避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥った高齢者と、介護負担の生じたその家族について、共に日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		島田一彦、山田正記、犀川治
355		父が仕事のため避難先から伊達市に戻り、母と子供3名が新潟県に自主的避難を続けている家族について、平成24年分の面会交通費、生活費増加費用、避難雑費の賠償が認められた事例。		尾野恭史
356		県北区域で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害による逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例。		東海林正樹
357		旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成24年2月に死亡した高齢者について、原発事故と死亡との相当因果関係を認めて死亡慰謝料が賠償された事例。		友納治夫
358		郡山市市街地の自宅建物及び庭の除染費用(高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等)が賠償された事例。		尾野恭史
359		県北地域で小売店を営む申立人について、原発事故後は、病気により事業収支が不調であった事故前の状況を脱する見通しであったとして、事故前の実績に拘束されずに賠償額を算定した事例。		東海林正樹
360		警戒区域(浪江町)から避難を余儀なくされた3世代家族の避難による日常生活阻害慰謝料の増額(高齢かつ障害1級の申立人について平成23年3月・4月分が10割増、高齢かつ障害3級の申立人について平成23年3月分が6割増、その介護者である申立人について平成23年3月分が6割増など)がなされた事例。		山本隆幸
361		自主的避難等対象区域で健康食品の製造・販売等を営む申立人について、東京電力に対する直接請求で拒否された、除染費用全額の賠償が認められた事例。		吉岡毅
362		県北地域で就農後間もなく原発事故に遭い、経営規模拡大中であつたり、収穫実績のない作物があつたりする中、申立人の陳述等により、過去の収穫実績にとらわれることなく、逸失利益が認定されて賠償された事例。		永山在浩

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
363	1		警戒区域から避難を余儀なくされた障害者(2級)、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例		堀井敬一、桑野雄一郎、本山正人
363	2		警戒区域から避難を余儀なくされた障害者(2級)、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例		堀井敬一、桑野雄一郎、本山正人
364			福島県のきのこ栽培業者について、東京電力に対する直接賠償では拒否された、菌床椎茸栽培用おが粉の放射性物質付着を回避するために設置した、保管用ガレージ建築費用相当額全額の賠償が認められた事例。		遠山信一郎
365			県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された事例。		尾野恭史
366			青森県内の大学に通っており、自主的避難等対象区域(郡山市)内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた大学生について、定額賠償金が賠償された事例。		尾野恭史
367			警戒区域内で同居していた高齢の親が避難生活により体調が悪化して入院し看護が必要になったこと、及び警戒区域内所在の勤務先が原発事故のため自主的避難等対象区域に移転したため通勤の負担が大きくなったことを原因として平成23年11月に退職を余儀なくされたことによる就労不能損害が賠償された事例。		鈴江辰男
368			宮城県で食品の運送業を営む申立人について、警戒区域内の取引先の工場が原発事故で休止したためその生産品の運送が無くなったことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。		豊崎寿昌
369			旧緊急時避難準備区域を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人たる申立人(いわき市所在)に生じた部材の購入・製作費用相当額が賠償された事例。		町田行功
370			会津地域の山菜キノコの生産業者について、確定申告等の資料が無かったが本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償した事例。		遠山信一郎
371			警戒区域(双葉町)から避難した妊娠中の母について、妊娠中の避難及び出産後の乳児の世話の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が増額され、また、父について就労不能損害額の算定において避難先での中間収入の全部が控除されずに賠償された事例。		兼川真紀
372			会津地方で米の販売業を営む申立人について、東京電力に対する直接請求で必要性を証明する書面がないなどの理由で拒否された追加的費用(放射線量計等購入費用)が賠償された事例。		富永良朗
373			茨城県で食品販売業を営む申立人について、販売先の旅館・ホテルが風評被害で来客数が減少したため申立人の当該販売先への売上が減少したことによる逸失利益(間接損害)が賠償された事例。		町田行功
374			東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を所有している申立人らについて、富岡町の自宅に住む他の親族と合わせた人数に基づいて算定された家財の賠償が認められた事例。		町田行功
375			若年時から障害があり、要介護2の高齢者について、原発事故による避難生活に著しい困難が生じたため、日常生活阻害慰謝料が大幅に増額(月額20万円)された事例。		花崎浜子
376			いわき市内で園芸業を営む申立人について、子供と共に避難したため出荷ができなかったことによる逸失利益が賠償された事例。		増澤博和
377			平成23年4月以降の警戒区域内の就労不能損害の算定に当たり、東京電力の直接請求において控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年5月分以降の中間収入相当額につき、その全額の賠償が認められた事例。		小笠原勝也
378			自主的避難等対象区域内に所在する医療法人について、原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師などの職員不足のため、患者受け入れを制限したことによる逸失利益が賠償された事例。		斎藤祐一
379			自主的避難等対象区域内に居住地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を20万円増額した事例。		脇田康司
380			千葉県で自動車用品製造業を営む申立人について、原発事故の第一次被害者である警戒区域内所在の取引先から部品納入が停止され、代替先から部品を調達し製品販売を試みたが、販売先1社と取引停止になったことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。		新村正人
381			宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことによる逸失利益(直接賠償では支払を拒否された)の賠償が認められた事例。		浜田正夫
382			警戒区域内に居住していた申立人2名について、重度の持病(糖尿病、心筋梗塞、パーキンソン病、脳梗塞)があり、避難先で寝たきりとなってしまった要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額(10割増)された事例。		松田隆太郎
383			郡山市所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地の除染費用全額が賠償された事例。		尾野恭史

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4										
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4				
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害（不動産）	財物損害（自動車）	財物損害（動産その他）	放射線検査（人）費用	放射線検査（物）費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用				
363	1	○				○	○																													
363	2	○			○	○																														
364																																			○	
365																○	○		○																	
366																○			○																	
367					○																															
368																																			○	
369																																			○	
370																																			○	
371			○		○	○																														
372																																			○	
373																																			○	
374																																			○	
375		○				○																														
376																																			○	
377						○																														
378																																			○	
379																○	○		○																	
380																																			○	○
381																																			○	
382																																			○	
383																																			○	

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事件の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
384			伊達市であんぽ柿を生産している農家について、平成24年分のあんぽ柿の出荷停止に伴う逸失利益が賠償された事例。		犀川治
385			警戒区域内で不動産賃貸業(いわゆるアパート経営)を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産(アパート建物等)に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例。		関本隆史
386	1		警戒区域(相双地区)に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3千万円及び財物損害(在庫等棚卸資産)約3億9千万円の賠償が認められた事例。		大嶋芳樹、渡部晃、 牧野義信
386	2		警戒区域(相双地区)に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3千万円及び財物損害(在庫等棚卸資産)約3億9千万円の賠償が認められた事例。		大嶋芳樹、渡部晃、 牧野義信
387			直接賠償において、平成23年5月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降の避難慰謝料の支払いを拒否された家族3名(警戒区域から避難)について、東京電力による避難終了認定は容認できないとして避難慰謝料の賠償を認めた事例。		玉越浩美
388			原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人について、異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた事例。		尾野恭史
389			旧緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、現在は原発事故時住所で生活している家族4名(うち1名は脳性まひ等の持病あり)について、要介護者及びその主たる介護者の日常生活障害慰謝料が増額(要介護者につき10割増、介護者につき6割増)され、また、原町地区の障害者福祉水準の低下に伴い帰還後障害者支援サービス等を受けることができないこと等を考慮し、要介護者の滞在者慰謝料も増額(6割増)された事例		坂本正幸
390			警戒区域内で不動産賃貸業(いわゆるアパート経営)を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産(アパート建物等)に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例。		永山在浩
391			警戒区域内に居住し、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例。		古田啓昌
392			1. 警戒区域内から持ち出した自家用車(放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能)について、同車両査定価格全額を損害と認めた事例。2. 就労不能損害について、原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例。		小笠原勝也
393			郡山市所在の申立人の自宅敷地の除染費用等が賠償された事例。		尾野恭史
394			県中地域内の山林に椎茸の原木を所有していた申立人について、直接請求では支払いを拒否された財物(椎茸原木代)の賠償が認められた事例。		遠山信一郎
395			身体に障害があり要介護5の状態自主的避難等対象区域(いわき市)内の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在を認め、死亡慰謝料700万円等が賠償された事例。		出井直樹
396			父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族4名について、原発事故から5か月後に避難した母親の就労不能損害(6か月分)及び平成24年1月から12月までの避難雑費等が賠償された事例。		尾野恭史
397			自主的避難等対象区域から宮城県に避難した家族4名(大人2名、子供2名)について、平成24年に支出した転居交通費、住居費(敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等)、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例。		尾野恭史
398			自主的避難等対象区域で4校のスィミングスクールを営んでいる申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益(東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分が非控除とされた)が賠償された事例。		加藤俊子
399			東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先(警戒区域からの避難)での平成23年9月から平成24年2月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		楯香津美
400			警戒区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大きく減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		永石一郎

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
401	1		警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生し、転院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された事例。		高橋輝美
401	2		警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生し、転院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された事例。		高橋輝美
402			郡山市所在の自宅敷地の除染費用(芝撤去工事代)及び線量計購入費用が賠償された事例。		尾野恭史
403			警戒区域内の建物及び事業用動産が賠償された事例。		八木清文
404	1		警戒区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金等分の営業損害が賠償された事例。		土屋信
404	2		警戒区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金等分の営業損害が賠償された事例。		土屋信
405			計画的避難区域で養豚業を営む申立人について、平成23年2月に子豚の導入頭数を増加したことにより見込まれた増収分の営業損害が賠償された事例。		大嶋芳樹、
406			旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦(夫は障害等級1級)について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、両名の日常生活阻害慰謝料を平成24年11月末まで認めた事例(賠償額についても、両名とも月額6~10割増)。		松田隆太郎
407			本宮市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		尾野恭史
408			警戒区域(双葉町)の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者(認知症のため歩行・会話困難)について、避難先で床ずれを重症化させたことなどの避難生活の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月額20万円に増額された事例。		竹下慎一
409			警戒区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生(身体障害1級)について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増(小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増)の日常生活阻害慰謝料の増額がなされた事例。		秋葉信幸
410	1		警戒区域(浪江町)から避難した高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(平成25年3月13日付和解契約書の別紙参照)。		味岡良行
410	2		警戒区域(浪江町)から避難した高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例(平成25年3月13日付和解契約書の別紙参照)。		味岡良行
411			警戒区域(富岡町)の社員寮に住み込みで勤務し、会津地域に避難した申立人について、申立人が事故後1年以内に定年退職予定であったこと、避難場所が実家近くであることなどを理由に定年退職予定日で避難終了との東京電力の主張を排斥し、同日以降の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		井奈波朋子
412			茨城県所在の株式会社の社員寮敷地の除染費用及び線量計購入費用が賠償された事例。		小西貞行
413			田村市内に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の損害が賠償された事例。		植村京子
414			旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で美容院を営む申立人の逸失利益等が賠償された事例。		柳川猛昌
415			会津地域でしいたけ、なめこの栽培・販売を営む申立人について、原発事故よりこれらの栽培・販売ができなくなったことによる逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例。		遠山信一郎
416			飯館村でキノコ類を収穫・販売していた申立人について、原発事故で避難を余儀なくされたことに伴う休業による逸失利益が賠償された事例。		遠山信一郎
417			宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。		遠山信一郎
418			相馬市で農業を営む申立人について、水稻の作付けをしなかったことによる逸失利益が賠償された事例。		岡本弘哉
419			旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で自家栽培野菜の販売を行っていた申立人について、避難実行に伴い販売が不能となったことによる逸失利益が賠償された事例。		松田研一
420			警戒区域(富岡町)で衣料品製造業を営む申立人について、休業による逸失利益等が、事業拡大予定による増収見込分も含めて、賠償された事例。		町田行功

公表番号	枝番	第1											第2									第3				第4														
		1	2	3	4	5	6	7・1	7・2	7・3	8・1	8・2	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4								
		避難費用	生活費増加分	生命・身体的損害	就労不能等損害	精神的損害	一時立入費用	財物損害（不動産）	財物損害（自動車）	財物損害（動産その他）	放射線検査（人）費用	放射線検査（物）費用	除染費用	その他	弁護士費用	精神的損害	避難費用及び帰宅費用	一時帰宅・家族相互訪問費用	生活費増加分	就労不能等損害	財物損害	除染費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用	逸失利益	追加的費用	その他の損害	弁護士費用								
401	1	○	○	○		○																																		
401	2			○		○																																		
402																				○	○																			
403																																								
404	1																																							
404	2																																							
405																																								
406						○																																		
407																																								
408		○	○			○																																		
409		○	○	○		○	○							○																										
410	1	○				○																																		
410	2	○		○		○	○																																	
411						○																																		
412																																								
413						○																																		
414																																								
415																																								
416																																								
417																																								
418																																								
419			○																																					
420																																								

公表番号	枝番	公表和解案提示理由書番号	事案の概要	文科省「原子力損害賠償事例集」	仲介委員氏名
421			警戒区域で家畜商を営む申立人について、休業による逸失利益が賠償された事例。		土井隆
422			南相馬市鹿島区で柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害が賠償された事例。		坂本正幸
423			自主的避難等対象区域所在の神社について、例祭の中止に伴う逸失利益が賠償された事例。		伊藤嘉健
424			計画的避難区域等において化粧品を販売していたが、原発事故により福島市への店舗移転を余儀なくされ、従前の取引先への営業のために新たに従業員を雇用した申立人について、当該従業員の人件費相当額が賠償された事例。		若林弘樹
425			宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		牧野義信
426			県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故による堆肥の出荷停止による減収分及び米の風評被害による減収分の逸失利益等が賠償された事例。		鈴木雅芳
427			茨城県で有機農産物の生産販売を営む申立人について、人参、小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		黒田純吉
428			県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、警戒区域内の取引先への売上に係る逸失利益(間接損害)につき、平成23年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検につき代替取引先の開拓は容易でないとし、賠償された事例。		板垣真一
429	1		警戒区域から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族の別離につき世帯月額3万円を増額した事例。		堀井敬一、桑野雄一郎、本山正人
429	2		警戒区域から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族の別離につき世帯月額3万円を増額した事例。		堀井敬一、桑野雄一郎、本山正人
430			複数のガソリンスタンドを経営する申立人について、原油高による企業全体の増収のため平成23年12月以降は営業損害は発生していないとの東京電力の主張を排斥し、売上が減少した会津地域の観光地に所在する1店舗に係る逸失利益が賠償された事例。		関本隆史
431			県北地域で果樹園を営む申立人について、原発事故直後の平成23年4月に風評被害の拡大を予測して、県外に畑を借りてさくらんぼ、もも、りんご等の作付けを行った申立人について、その移転に係る追加的費用が賠償された事例。		鈴木雅芳
432			福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用等が賠償された事例。		棚瀬慎治
433			警戒区域(浪江町)で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料が無い限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき営業損害が賠償された事例。		小山達也
434			茨城県でしいたけ栽培を営む申立人について、原発事故のため原木の伐採調達不足したことによる逸失利益等が賠償された事例。		戸部秀明
435			県北地域で理美容機具の卸売業を営む申立人について、原発事故により警戒区域等に所在する発注元からの受注済みの契約が解約となったことによる逸失利益が賠償された事例。		牧野義信

《 編集後記 》

Ver.2 H25.8.19

「原子力損害賠償紛争解決センター 和解事例の分析」第2版をお届けします。今回は、特に財物賠償に関して特集を組み、いわゆる直接請求手続も踏まえて現状をまとめております。

サマリーと和解事例一覧は初版と同様の形式ですが、今回は、索引も作成しました。このような形の索引が利用しやすいかどうか等、本書についての皆様のご意見をいただければ幸いです。

平成 25 年度 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会
委員長 渡辺慎太郎

Ver.1 H25.3.8

「原子力損害賠償紛争解決センター 和解事例の分析」初版をお届けします。今回は、原紛センターの公表和解事例 1～218 について、委員会において検討した結果をまとめております。当委員会委員及び救済支援センター事務局が総力を挙げて作成したものですので、是非ご活用ください。

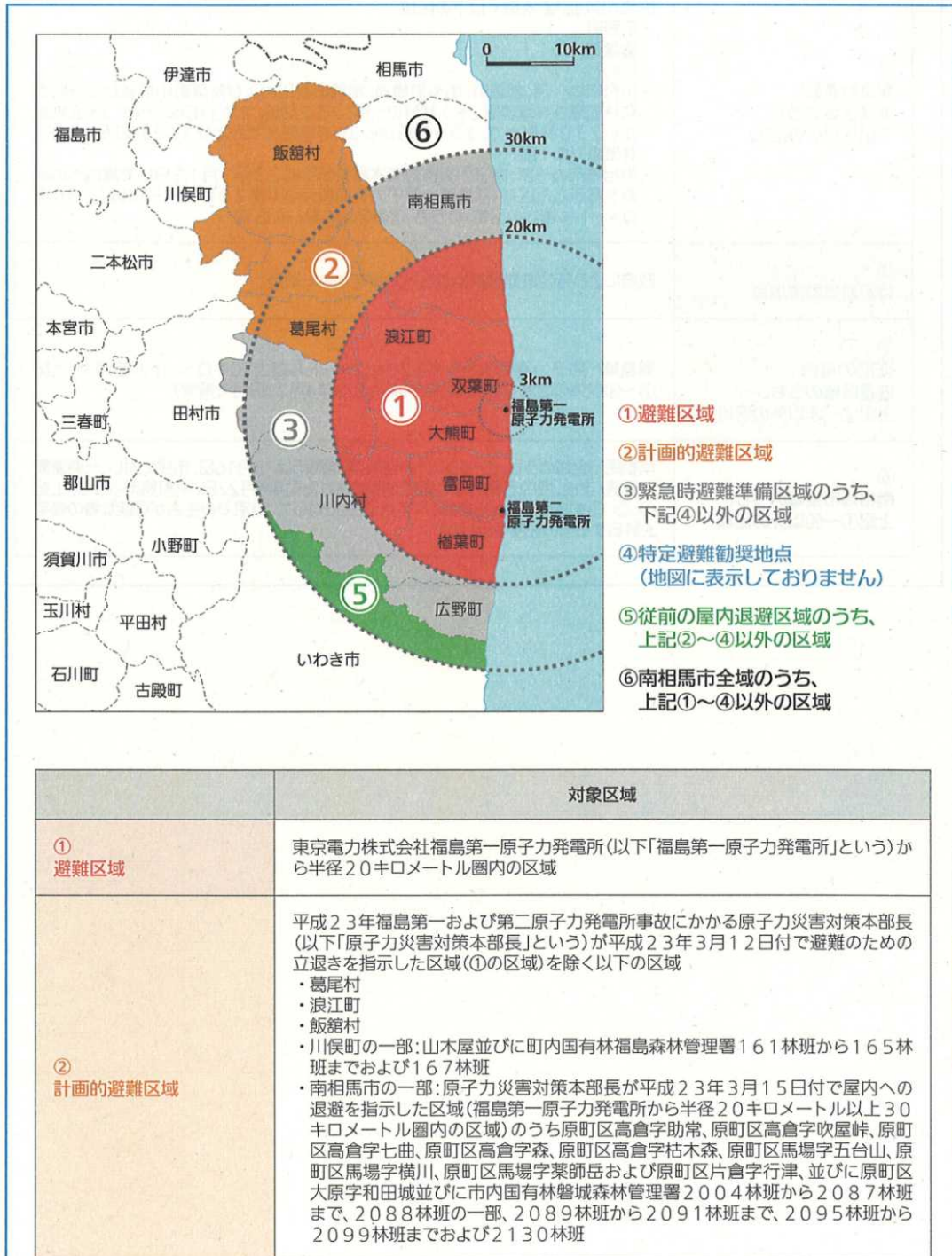
委員会としては、今後、更なる公表和解事例の分析や、会員からご提供頂いた和解の実例の分析等を進め、より充実したものとすべく改訂していきたいと考えておりますので、是非、本初版についての皆様のご意見や、和解事例のご提供をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成 24 年度 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会
委員長 渡辺慎太郎

付録 避難指示等対象区域 地図

今回の原発事故にかかる原子力損害賠償請求を行うに際しては、福島県内の政府公示による避難等対象区域の状況を把握しておくことが重要であると思われるため、東京電力株式会社の利用許諾を得て、東京電力株式会社から被害者に対して送付される請求書類に掲載されている避難等対象区域の図及びこれに対応する説明文（いずれも政府公示に基づくもの）を掲載する。

【区域分け当初のもの】



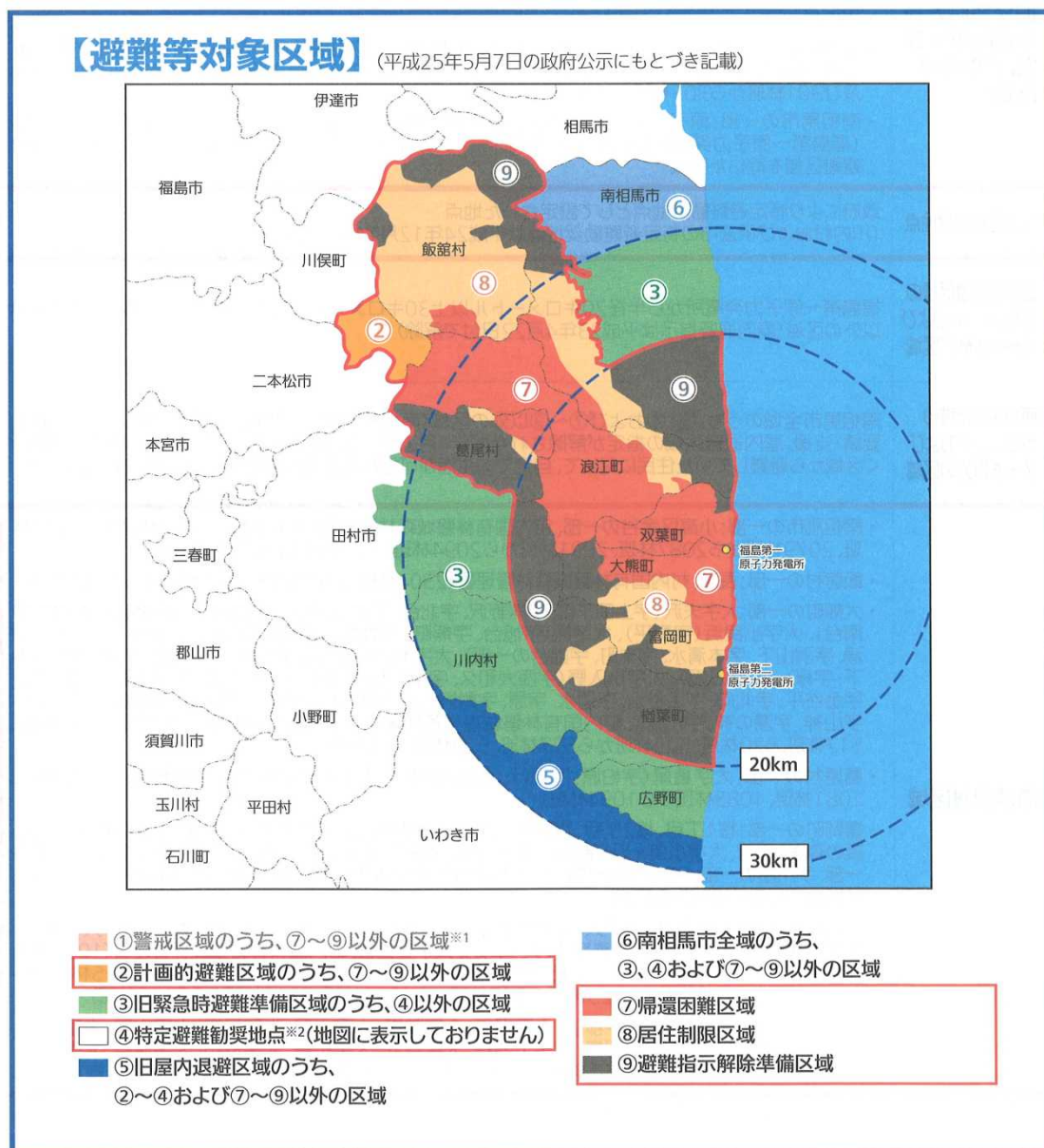
（東京電力株式会社の利用許諾を得て掲載）

	対象区域
③ 緊急時避難 準備区域のうち、 下記④以外の区域	<p>原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(①の区域)を除く以下の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広野町 ・ 楡葉町 ・ 川内村 ・ 田村市の一部: 都路町、船引町横道、常葉町掘田および常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までおよび301林班から303林班までの一部 ・ 南相馬市の一部: 原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付で屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、②の区域を除いた区域
④ 特定避難勧奨地点	政府により特定避難勧奨地点として設定された地点
⑤ 従前の屋内 退避区域のうち、 上記②～④以外の区域	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内で、上記②～④以外の区域(屋内退避指示は平成23年4月22日付で解除)
⑥ 南相馬市全域のうち、 上記①～④以外の区域	南相馬市全域のうち、①～④以外の地域(南相馬市は、3月16日、市民に対し、一時避難を要請・支援。屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、南相馬市のうち、上記①、②、③を除く区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した)

(東京電力株式会社の利用許諾を得て掲載)

【見直し後のもの】

※なお、下記の地図は平成25年8月8日に実施された川俣町・山木屋地区の区域再編は反映していないのでご留意願いたい。



※1 区域見直しにより、対象区域はございません。

※2 川内村および伊達市の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日付で解除されております。

(東京電力株式会社の利用許諾を得て掲載)

区域	区域のご説明
①警戒区域のうち、⑦～⑨以外の区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)から半径20キロメートル圏内の区域のうち、⑦～⑨を除いた区域 ・区域見直しにより、対象区域はございません
②計画的避難区域のうち、⑦～⑨以外の区域	平成23年福島第一および第二原子力発電所事故にかかる原子力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という)が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(警戒区域)を除く以下の区域のうち、⑦～⑨を除いた区域 ・川俣町の一部:山木屋並びに町内国有林福島森林管理署(161林班から165林班及び167林班)
③旧緊急時避難準備区域のうち、④以外の区域	原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(警戒区域)を除く以下の区域のうち、④を除いた区域 ・広野町 ・川内村 ・田村市の一部:都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署(251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部) ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付で屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、計画的避難区域を除いた区域
④特定避難勧奨地点	政府により特定避難勧奨地点として設定された地点 (川内村および伊達市の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日付で解除)
⑤旧屋内退避区域のうち、②～④および⑦～⑨以外の区域	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内のうち、②～④および⑦～⑨以外の区域(屋内退避指示は平成23年4月22日付で解除)
⑥南相馬市全域のうち、③、④および⑦～⑨以外の区域	南相馬市全域のうち、③、④および⑦～⑨以外の区域(南相馬市は、3月16日、市民に対し、一時避難を要請・支援。屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、南相馬市のうち、③、④および⑦～⑨を除く区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した)
⑦帰還困難区域	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市の一部:小高区金谷の一部、市内国有林磐城森林管理署(2064林班、2066林班から2075林班、2079林班から2087林班、2091林班から2094林班、2104林班から2109林班) 飯館村の一部:長泥、村内国有林磐城森林管理署(2304林班、2305林班、2310林班から2312林班) 大熊町の一部:大字夫沢(字上団子橋、字熊野沢、字北台、字北原、字大、字中央台、字長者原、字東台、字南台)、大字小良浜(字高平)、大字熊(字旭台、字熊町、字清水、字新町、字反町、字館、字田成圃、字滑津、字羽山下、字本清水、字本町、字錦台の一部)、大字熊川(字川向、字久麻川、字古館、字下川原、字寺下、字緑ヶ丘、字八坂)、大字小入野(字西大和久、字東大和久、字東平、字向畑)、大字下野上(字大野、字金谷平、字北向、字広谷地、字清水、字原、字鮎沢)、大字野上(字秋葉台、字姥神、字諏訪、字羽山沢、字山神、字湯の神、字小塚)、町内国有林磐城森林管理署(503林班、504林班、511林班、516林班、517林班、520林班、525林班から527林班、529林班、547林班) 葛尾村の一部:大字葛尾(字柏原、字野行、字小出谷)、村内国有林磐城森林管理署(1078林班から1081林班、1083林班から1094林班) 富岡町の一部:桜1丁目、桜2丁目、夜の森北1丁目、夜の森北2丁目、夜の森北3丁目、夜の森南1丁目、夜の森南2丁目、大字小良ヶ浜(字赤坂、字市の沢、字深谷、字松の前、字松葉原)、大字大管(字蛇谷須の一部、字川田の一部、字大平の一部)、大字本岡(字新夜ノ森の一部)、町内国有林磐城森林管理署(662林班のうち植松川以北の範囲) 浪江町の一部:大字酒井、大字大堀、大字井手、大字小丸、大字末森、大字室原、大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤宇木、大字川房、大字屋曾根、町内国有林磐城森林管理署(1001林班から1032林班、1038林班から1061林班、1065林班から1077林班、1082林班、1095林班から1113林班、1201林班から1225林班、1287林班から1311林班、2110林班から2119林班) 双葉町の一部:大字新山、大字郡山、大字細谷、大字前田、大字水沢、大字目迫、大字山田、大字松迫、大字石熊、大字長塚、大字下羽鳥、大字上羽鳥、大字寺沢、大字松倉、大字渋川、大字鴻草、大字中田、町内国有林磐城森林管理署(544林班から546林班、547林班のうち「イ」及び「イ」の区域)

※ 区域につきましては政府公示にもとづき、記載しております。

(東京電力株式会社の利用許諾を得て掲載)

区域	区域のご説明
<p>⑧居住制限区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の一部：小高区神山の一部、小高区大田和の一部、小高区川房、小高区金谷の一部、小高区大富字蛇バミ、原町区片倉字行津、原町区馬場の一部、原町区高倉の一部、市内国有林磐城森林管理署(2006林班、2018林班から2028林班、2030林班から2047林班、2049林班から2054林班、2056林班から2063林班、2065林班、2076林班から2078林班、2088林班の一部、2089林班、2090林班、2096林班から2102林班) ・川内村の一部：大字下川内(字貝ノ坂、字荻)、村内国有林磐城森林管理署(632林班、633林班、635林班、636林班) ・飯館村の一部：草野、深谷、伊丹沢、関沢、小宮、沼平、飯桶、比曾、蕨平、関根、松塚、臼石、前田、村内国有林磐城森林管理署(2301林班から2303林班、2306林班から2309林班、2313林班から2341林班、2345林班から2359林班) ・大熊町の一部：大字熊(字錦台の一部)、大字大川原(字手の倉、字西平、字南平)、町内国有林磐城森林管理署(528林班、534林班及び536林班) ・葛尾村の一部：大字落合(字木取場の一部、字大笹の一部)、大字葛尾(字広谷地の一部)、村内国有林磐城森林管理署(1062林班から1064林班、1235林班から1237林班、1238林班のうち「ぬ₁」、「ぬ₂」、「る」及び「わ」の区域) ・富岡町の一部：小浜、中央1丁目、中央2丁目、本町1丁目、本町2丁目、夜の森南3丁目、夜の森南4丁目、夜の森南5丁目、大字大管(字蛇谷須の一部、字川田の一部、字大平の一部)、大字仏浜(字釜田の一部、字西原の一部)、大字小浜(字大膳町、字反町の一部、字中央の一部)、大字上郡山(字太田の一部、字上郡の一部、字清水の一部、字関名古の一部、字前山の一部)、大字本岡(字王塚、字上本町、字清水前、字関ノ前、字沼名子、字日向、字本町、字本町西、字新夜ノ森の一部)、大字上手岡(字後作、字後田、字大石原、字片倉、字上千里、字家老沢、字権現山、字下千里、字杉内、字善正前、字外内、字高津戸、字西ノ上、字坂ノ上、字麓山、字日南郷、字平道地、字前川原、字茂手木、字下蔵地、字沢女、字大木戸川原の一部、字広表の一部)、町内国有林磐城森林管理署(639林班から643林班及び662林班のうち、富岡川以北であり植松川から南の区域) ・浪江町の一部：大字牛渡、大字樋渡、大字川添、大字小野田、大字谷津田、大字田尻、大字立野、大字刈宿、大字加倉、大字酒田
<p>⑨避難指示解除準備区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市の一部：都路町古道(字尾ノ川、字下ノ久保、字下ノ原、字番坊、字前田、字上野前、字場々、字権七田、字柳野沢、字ノ小屋、字下野前、字稲葉下、字仲ノ前、字鍛冶屋前、字申西、字川向、字南作、字萩田、字反田、字鳥伏、字横山の一部、字戸屋の一部、字小滝沢の一部)、市内国有林福島森林管理署(269林班から283林班) ・南相馬市の一部：小高区(片草、小高、大井、塚原、仲町、田町、関場、西町、上町、東町、南町、大町、本町、南小高、福岡、水谷、泉沢、岡田、村上、角部内、蛇沢、井田川、浦尻、下浦、女場、耳谷、行津、上浦、神山の一部、上根沢、小屋木、吉名、藤木、飯崎、大田和の一部、金谷の一部、北鳩原、南鳩原、小谷、大富の一部、羽倉)、原町区(栗字袖原、小浜の一部、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、大甕の一部、高の一部、小木迫、鶴谷、大原字和田城)、市内国有林磐城森林管理署(2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、2130林班) ・榎葉町 ・川内村の一部：大字上川内(字切払の一部、字大四郎の一部、字権生の一部、字金子塚、字大鷹鳥谷、字小鷹鳥谷、字高山の一部、字成焼場の一部、字弓目幾の一部)、大字下川内(字田ノ入の一部、字鍋倉、字道ノ下の一部、字糠塚、字南、字古ノ田和、字毛戸、字五枚沢、字上滝、字館山の一部、字篠平、字坂シ内の一部、字山梨作、字ドブの一部、字下仁井倉、字宮坂の一部、字原の一部、字横根の一部、字平沢の一部、字北川原の一部、字小田代の一部)、村内国有林磐城森林管理署(601林班から603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、638林班の一部) ・飯館村の一部：八木沢、芦原、大倉、佐須、二枚橋、須宣、村内国有林磐城森林管理署(2208林班から2234林班、2342林班から2344林班、2360林班から2365林班) ・大熊町の一部：大字野上(字旭ヶ丘、字井戸神沢、字大森、字楓沢、字高家老、字岳ノ嶺、字束松、字望洋平)、町内国有林磐城森林管理署(505林班から510林班、512林班から515林班、518林班、519林班、521林班から524林班、530林班、537林班及び538林班) ・葛尾村の一部：大字落合(字関下、字西ノ内、字菅ノ又、字落合、字夏湯、字大放、字手倉、字家老川、字木取場の一部、字大笹の一部)、大字葛尾(字風越、字梨木平、字堂平、字中平、字銅谷平、字敷井畑、字中清水、字関場、字北平、字登館、字ハツ田、字仲田、字東平、字板木、字下ノ内、字湯口、字小坂、字広谷地の一部)、大字上野川(字東、字仲谷地、字上野川、字宝伝前、字赤根久保、字遠ノ子、字静田和、字仲迫、字境ノ岫、字一盃森、字三本松、字蟹山)、大字野川(字湯ノ平、字十良内、字六良田、字町、字関場、字廻田、字仲ノ内、字南仲ノ内、字草刈場、字浜井場、字中島、字蔵久、字清ノ内、字湯殿)、村内国有林磐城森林管理署(1226林班から1234林班、1238林班のうち「ぬ₁」、「ぬ₂」、「る」及び「わ」を除く林班、1239林班から1286林班) ・富岡町の一部：大字下郡山(字下郡、字原下、字真壁)、大字毛萱(字浜畑、字前川原)、大字仏浜(字釜田の一部、字西原の一部)、大字小浜(字反町の一部、字中央の一部)、大字上郡山(字岩井戸、字滝ノ沢、字半弥沢、字太田の一部、字上郡の一部、字清水の一部、字関名古の一部、字前山の一部)、大字本岡(字赤木)、大字上手岡(字川原沢、字沢山、字大木戸川原の一部、字広表の一部)、町内国有林磐城森林管理署(539林班から542林班、644林班、646林班、647林班及び662林班のうち富岡川から南の区域) ・浪江町の一部：大字講戸、大字中浜、大字両竹、大字幾世橋、大字北幾世橋、大字棚塩、大字高瀬、大字権現堂、大字西台、大字藤橋、町内国有林磐城森林管理署(1312林班) ・双葉町の一部：大字両竹、大字中野、大字中浜、町内国有林磐城森林管理署(547林班のうち「に」及び「ほ」の区域)

※ 区域につきましては政府公示にもとづき、記載しております。

(東京電力株式会社の利用許諾を得て掲載)